

令和9年度政府予算
提言・要望書

(現状と課題)

令和8年6月11日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波等からの復興関連事項

I 全般的な重要事項

- 1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続…………… 1
(全省庁)
- 2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のための財政支援…………… 3
(内閣府・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)
- 3 移転元地等の利活用に向けた措置…………… 6
(復興庁・経済産業省・国土交通省)
- 4 国際リニアコライダー(ILC)の実現…………… 8
(内閣府・復興庁・外務省・経済産業省・文部科学省・財務省・国土交通省)
- 5 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る
十分な賠償の実現…………… 12
(復興庁・総務省・外務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
- 6 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応…………… 18
(復興庁・環境省)
- 7 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応…………… 20
(内閣府・消費者庁・復興庁・総務省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 8 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援…………… 25
(内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 9 大船渡市林野火災に係る復旧・復興に向けた支援…………… 27
(総務省・林野庁・国土交通省)
- 10 大槌町林野火災に係る復旧・復興に向けた支援…………… 29
(内閣府・総務省・消防庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・林野庁・国土交通省)

II 「安全」の確保

- 11 津波防災施設の適切な管理に要する財政措置…………… 33
(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)

Ⅲ 「暮らし」の再建

- 12 被災者の生活再建に対する支援…………… 35
(内閣府・復興庁・総務省・法務省・財務省・国土交通省・厚生労働省)
- 13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に
向けた支援…………… 38
(国土交通省)
- 14 教育の復興に対する支援…………… 39
(復興庁・文部科学省)

Ⅳ 「なりわい」の再生

- 15 水産業の復旧・復興支援…………… 40
(復興庁・総務省・水産庁)
- 16 被災事業者への支援策の継続…………… 42
(復興庁・総務省・財務省・経済産業省・中小企業庁)
- 17 観光復興に向けた支援策の拡充…………… 44
(内閣官房・復興庁・財務省・国土交通省・環境省・観光庁)

Ⅴ 未来のための伝承・発信

- 18 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援…………… 47
(内閣府・復興庁・国土交通省)

地方創生・人口減少対策の推進関連事項

I 全般的事項

- 1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進…………… 51
(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省)
- 2 地方重視の経済財政政策等の実施…………… 60
(内閣府・総務省・経済産業省・厚生労働省)
- 3 地方創生の推進を支える財源の確保…………… 63
(内閣府・総務省)

Ⅱ 岩手で働く

- 4 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援…………… 65
(内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・農林水産省)
- 5 地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップへの支援…………… 67
(内閣府・総務省・経済産業省・文部科学省)
- 6 中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び
生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進…………… 71
(内閣府・公正取引委員会・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省)
- 7 農林水産業における「担い手育成」…………… 84
(総務省・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 8 主要な水産物の不漁に対する対策の強化…………… 89
(水産庁)
- 9 地方創生のための地方大学の振興…………… 95
(総務省・文部科学省)
- 10 半導体関連産業振興への支援…………… 97
(内閣府・経済産業省・国土交通省・農林水産省)
- 11 職業能力開発に係る支援制度の充実…………… 99
(厚生労働省)

Ⅲ 岩手で育てる

- 12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備…………… 102
(内閣府・厚生労働省)
- 13 総合的な少子化対策の推進…………… 105
(内閣府・厚生労働省・こども家庭庁・総務省・財務省)
- 14 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化…………… 107
(厚生労働省)
- 15 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整
措置の廃止…………… 108
(厚生労働省)
- 16 子育て支援施策等の充実・強化…………… 109
(内閣府・こども家庭庁・財務省・文部科学省)

17	高校生等の修学に対する支援	111
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
18	学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備	116
	(文部科学省・文化庁・スポーツ庁・総務省)	

IV 岩手で暮らす

19	情報通信基盤整備等への支援	118
	(総務省)	
20	デジタル社会の実現に向けた支援	119
	(デジタル庁・総務省)	
21	バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化	121
	(国土交通省)	
22	地域公共交通の利便性向上等に対する支援の拡充・強化	124
	(国土交通省・観光庁)	
23	地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援	126
	(国土交通省)	
24	快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進	129
	(農林水産省・水産庁・国土交通省・環境省)	
25	自然公園等の施設整備の促進	131
	(環境省)	
26	文化・スポーツの振興	132
	(文部科学省・文化庁・スポーツ庁)	
27	女性の活躍推進事業への支援の拡充	136
	(内閣府・厚生労働省)	
28	地域医療再生のための総合的な政策の確立と必要な取組 に対する支援	137
	(厚生労働省)	
29	医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等	138
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
30	地方における持続可能な医療提供体制の確保	141
	(財務省・厚生労働省・総務省)	
31	病院事業に係る地方財政措置の拡充	144
	(総務省)	

32	在宅医療の推進	147
	(総務省・厚生労働省)	
33	地域包括ケアシステムの構築支援	148
	(総務省・厚生労働省)	
34	自殺対策の充実	150
	(厚生労働省)	
35	地域における安定的な訪問介護サービス提供体制の確保	152
	(厚生労働省)	
36	医療人材の確保・育成に向けた支援の拡充	153
	(総務省・厚生労働省・文部科学省)	
37	不登校対策に対する支援	157
	(文部科学省・内閣府・こども家庭庁)	
38	遠隔教育に対する支援	160
	(文部科学省・内閣府)	

V 岩手とつながる

39	観光振興に資する社会資本整備等への支援	161
	(法務省・財務省・国土交通省)	
40	文化遺産や国立公園を生かした国内外からの誘客拡大支援	165
	(内閣官房・文部科学省・文化庁・観光庁・環境省)	
41	多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	168
	(内閣官房・内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省)	
42	ふるさと住民登録の推進	172
	(総務省)	

県政課題全般事項

I 全般的な重要事項及び物価高騰対策等

1	地方の税財源の確保・充実	173
	(総務省・財務省)	

2	物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る十分な財政措置……………	175
	(内閣府)	
3	エネルギー価格・物価高騰への対応……………	176
	(内閣府・経済産業省・厚生労働省・文部科学省)	
4	農林水産分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化……………	180
	(農林水産省)	
5	エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する支援……………	187
	(経済産業省)	
6	物価高騰対策等に係る公共交通事業者等に対する財政支援……………	189
	(国土交通省)	
7	物価高騰への対応に向けた医療機関、社会福祉施設等への支援……………	192
	(厚生労働省)	
8	中東情勢の緊迫化による影響への対応……………	196
	(内閣官房・財務省・経済産業省)	

II 各分野の重要事項

9	定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援……………	197
	(総務省)	
10	会計年度任用職員制度の適正な実施に向けた財政措置……………	198
	(総務省)	
11	公共施設等適正管理推進事業債の期限延長・拡充……………	199
	(総務省)	
12	将来の大規模災害に備える仕組みの構築……………	200
	(内閣府・復興庁・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)	
13	国土強靱化地域計画を推進する財源の確保……………	206
	(内閣官房・総務省)	
14	火山防災対策への支援の強化……………	208
	(内閣府・文部科学省・国土交通省)	
15	災害応急対策等への支援……………	210
	(内閣府・農林水産省・国土交通省)	
16	被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充……………	211
	(内閣府・総務省)	

17	陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持 (防衛省)	213
18	防災局の機能充実・本県への設置 (内閣官房・内閣府)	214
19	犯罪被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化 (警察庁)	218
20	国関係機関における都道府県防災会議委員の女性の積極的な登用 (内閣府)	219
21	国際環境の変化を踏まえた万全な対応 (内閣官房・財務省・農林水産省・経済産業省)	220
22	マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保 (内閣官房・内閣府・総務省・デジタル庁)	222
23	第三セクター鉄道に対する財政支援の充実 (国土交通省・総務省)	223
24	世界文化遺産の保全等への支援 (文部科学省・文化庁)	226
25	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援 (文部科学省・文化庁)	227
26	脱炭素社会の実現に向けた対策の推進 (経済産業省・国土交通省・環境省・総務省)	228
27	地方消費者行政に係る支援の継続・拡充 (消費者庁)	234
28	水道の基盤強化に係る予算の確保 (国土交通省)	236
29	北上川の清流化確保対策 (総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	238
30	PCB廃棄物の迅速かつ確実な処理への対応 (環境省)	239
31	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等 (総務省・文部科学省・厚生労働省)	241
32	医師の働き方改革の推進 (厚生労働省)	244
33	薬剤師確保に向けた財政措置の拡充 (厚生労働省・総務省)	246

34	新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する支援 (厚生労働省)	247
35	診療報酬の改定等 (財務省・厚生労働省・総務省)	248
36	医療分野におけるデジタル化の推進について (厚生労働省・総務省・財務省)	253
37	国と地方の連携による食料安定供給の確保 (農林水産省)	255
38	農林業における「産地対策の充実・強化」 (総務省・農林水産省・林野庁・防衛省)	257
39	野生鳥獣対策の継続・拡充 (農林水産省・環境省・文部科学省)	273
40	農地・森林・水産基盤の整備及び保全 (総務省・農林水産省・林野庁・水産庁)	278
41	全国農業担い手サミットの開催への支援 (農林水産省)	284
42	重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に向けた支援の充実 (農林水産省)	285
43	新たな環境直接支払交付金の創設による 環境負荷低減等の取組への支援 (農林水産省)	286
44	中山間地域等直接支払による支援の拡大 (農林水産省)	288
45	国土強靱化に資する地方単独事業の制度拡充 (農林水産省・水産庁・国土交通省・総務省)	289
46	地籍整備関係予算の措置 (国土交通省)	290
47	公共事業予算の安定的・持続的な確保等 (内閣官房・内閣府・総務省・財務省・国土交通省)	291
48	宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入 (国土交通省)	293
49	直轄事業の推進 (国土交通省)	295

50	高規格道路の機能強化	298
	(財務省・国土交通省)	
51	広域道路ネットワークの強化に向けた支援	300
	(国土交通省)	
52	物流の効率化などの生産性向上に資する社会資本整備への支援	302
	(国土交通省)	
53	県土の強靱化に向けた防災・減災対策への支援	303
	(総務省・国土交通省)	
54	盛土規制法による取組の推進への支援	306
	(国土交通省・農林水産省・林野庁・総務省)	
55	隣県と連携した社会資本整備への支援	307
	(財務省・国土交通省)	
56	暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援	308
	(国土交通省)	
57	社会資本の戦略的な維持管理への支援	310
	(財務省・総務省・国土交通省)	
58	教職員定数の改善	—
	(文部科学省)	
59	学校施設の教育環境整備に係る支援措置の拡充	313
	(総務省・文部科学省)	
60	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置	317
	(文部科学省・文化庁)	
61	GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充	318
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
62	特別支援教育に係る教育環境整備への支援	319
	(総務省・文部科学省)	
63	高校授業料無償化に伴う公立高校等への支援	321
	(文部科学省)	
64	交通安全施設等の整備事業に係る財政措置	322
	(総務省・警察庁)	

現 状 と 課 題

(東日本大震災津波等からの復興)

全省庁

1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続

【現状と課題】

1 復興の推進に必要な予算の確保

- 国においては、令和7年6月に「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針」を変更し、復旧・復興事業の財源等について、「今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する」とした上で、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1.9兆円程度（見込）。
- 復興は着実に進展している一方、時間の経過に伴い、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、こころのケアなど被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援に引き続き取り組んでいくことが必要。また、主要魚種の不漁や、物価・燃料高騰等が復興の進捗に影響を与えており、引き続き、事業者の支援などのなりわいの再生に取り組んでいくことが必要。
- これらの課題に対応するため、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づいた、必要な予算の確実な措置が必要。

2 被災地の実情に応じた取組の継続

- 令和7年6月に変更した「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むとしている。
- また、第2期復興・創生期間の後については、多様な主体との結びつきやノウハウ、男女共同参画等のこれまでに得られた多様な視点を最大限生かしつつ、内外の経済環境等の変化も注視しながら、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていくこととしているほか、心のケア等の中長期的に取り組むべき課題については、政府全体の施策の活用を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も行うこととしている。
- 本県では、未だ震災を起因として課題を抱えている被災者がおり、こころのケア・生活相談などの被災者支援、被災した子どもたちへの支援、水産業の再生、放射線影響対策のほか、震災の伝承・発信等の課題が残されていることから、これら中長期的な課題に対する支援の継続と、被災自治体の財政負担への配慮を求めるもの。

【参考1】 いわて被災者支援センター相談者数等

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談者数	176人	126人	94人	65人
相談対応回数	2,669回	2,941回	2,770回	2,732回

[参考2] 岩手県こころのケアセンター相談件数（延べ）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	...	令和5年度	令和6年度	令和7年度
7,737件	10,203件	10,747件		8,031件	11,390件	11,673件

[参考3] いわてこどもケアセンター巡回相談実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開設回数	137回	138回	140回	140回	137回
相談件数	2,319件	2,078件	1,646件	2,007件	2,019件

- 主要魚種の不漁や物価高騰などにより、震災からの業績回復に影響を受けている事業者に対しては、震災前の水準に近づけるための取組の継続が必要。

[参考4] 産地魚市場の水揚量

年度 項目	震災前 3年平均値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水揚金額	22,686百万円	11,061百万円	14,302百万円	15,640百万円	15,456百万円
対 比	—	48.8%	63.0%	68.9%	68.1%

[参考5] 養殖生産量及び生産金額

年度 項目	震災前 3年平均値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生産量	47,478t	25,106t	25,304t	20,918t	16,371t
対 比	—	52.9%	53.3%	44.1%	34.5%
生産金額	9,691百万円	6,350百万円	6,989百万円	7,642百万円	6,710百万円
対 比	—	65.5%	72.1%	78.9%	69.2%

【県担当部局】復興防災部 復興推進課
 ふるさと振興部 市町村課
 保健福祉部 障がい保健福祉課
 子ども子育て支援室
 農林水産部 水産振興課

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のための財政支援

【現状と課題】

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策への財政支援の拡充

(1) 特措法による財政支援

補助率のかさ上げ	(通常事業) 1/2 → (特措法適用事業) 2/3
交付税措置後の地方負担率	(通常事業) 40% → (特措法適用事業) 約 18.3%

- 今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、更なる財政支援が必要。
- 例えば、一部市町村からは、補助率かさ上げ後の自治体負担分について、単独事業債である緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）を充当できるように制度の見直しを求める声があるところ。
- 都市防災総合推進事業（防災安全交付金）は、各市町村が行う避難路・避難場所等の整備に活用できる事業。日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられた事業については、国費率のかさ上げ支援（1/2→2/3）があるところ。

(2) 庁舎等の公共施設移転に関する地方財政措置の概要

- 浸水想定区域からの移転の場合、次の要件を両方満たせば、①、②の地方債が活用可能。
- 各市町村において、浸水想定区域内にある公共施設の移転の必要性を検討しているものの、厳しい財政状況のもと、多額の財政負担を伴う懸念があることから交付税措置を伴う有利な地方債の一層の拡充が必要。

【要件】

- ア 施設の大半が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられる場合
- イ 津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となること

【活用可能な地方債】

- ① 緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）（令和 12 年度まで）
- ② 防災対策事業債（充当率 90%、交付税措置率 50%）
 - ※ いずれの地方債も面積の上限あり
 - ※ 令和 7 年度起債最終協議から、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における 1 m²当たり建築単価の上限が引き上げられた（50.1 万円→52.6 万円（5%増））。

(3) 岩手県の津波浸水想定（令和4年3月公表）において、庁舎が浸水想定区域内に存在する市町村の浸水対応検討状況

市町村	浸水深	浸水対応検討状況
宮古市	2.46～2.92m	本庁舎の改修設計完了(庁舎機能の2階以上への移転)
久慈市	5.71～6.85m	代替庁舎を指定済み
陸前高田市	0.00～0.24m	代替庁舎を指定済み
釜石市	4.91～9.06m	新庁舎予定地（浸水想定約5m）へ移転予定（R8.9）
大槌町	4.20～6.90m	代替庁舎を指定済み（移転等の対策は行わない）
山田町	2.67～3.55m	対応策検討中
普代村	3.75～4.53m	現位置での対策を検討中
野田村	7.23～7.78m	代替庁舎の確保を検討中
洋野町	0.17～1.90m	代替庁舎の確保を検討中

(4) 岩手県内市町村における「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策緊急事業計画」の策定状況

市町村	策定年月日	事業概要	事業主体	実施予定年度
久慈市	R5.9.27	地区緊急避難施設整備（久慈湊小学校）	久慈市	R6～R8
大船渡市	R6.3.29	避難路整備 2か所	岩手県	R6～R7
		避難路整備 3か所	大船渡市	R6～R8
大槌町	R6.3.29	緊急避難施設整備 1か所	大槌町	R6～R9
		避難路整備 1か所	大槌町	R6～R9
田野畑村	R7.3.26	地区避難所整備 1か所	田野畑村	R7～R9
		緊急避難場所、防災備蓄倉庫整備 3か所	田野畑村	R7～R9
宮古市	R8.3.30	避難路整備 2か所	宮古市	R8～R9
		避難施設整備 2か所	宮古市	R9～R11

※他の沿岸市町村については、現在検討中

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策に関するソフト対策への財政支援

(1) 市町村が行うソフト対策への新たな財政支援

指定緊急避難場所については、令和7年7月のカムチャツカ半島地震に伴う津波に際して見られた課題を踏まえ、国が示す「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」等が改定され、熱中症対策及び防寒対策として、備蓄品等の備えや防災施設の整備など、機能面等についての充実を図ることとされたところ。

(2) 水産業協同組合等が行う漁港における津波避難対策に係る補助率のかさ上げ

- 水産基盤整備事業や農山漁村地域整備交付金等を活用した避難タワーなどの避難施設の整備に係る国庫負担割合は、かさ上げ措置されたところであるが、漁船避難ルールづくりの取組などの避難対策に要する経費は、それぞれの交付要綱に基づく国庫負担割合（1/2）となっている状況。

- 本県においては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波」に対応した防災対策を講じることとしており、避難施設の整備と併せ、漁港における津波避難対策を実施していくことが重要であり、こうしたソフト対策についても補助率のかさ上げが必要。

< 漁港施設における津波避難対策の事業量見込み（事業費ベース） >

実施内容及び R8 以降実施見込み地区（漁港）数	R8 実施	R9 以降
漁船避難ルールづくりの取組（避難海域や情報伝達の検討等）※ ¹ 10 地区	約 0.1 億円 （1 地区）	約 0.8 億円 （9 地区）
漁港から高台への避難対策（計画策定等）※ ² 22 漁港	約 0.3 億円 （3 漁港）	約 1.9 億円 （19 漁港）

※¹ R7 まで：約 0.9 億円（13 地区）

※² R7 まで：約 0.5 億円（6 漁港）

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興危機管理室
 ふるさと振興部 市町村課
 農林水産部 漁港漁村課
 県土整備部 都市計画課

3 移転元地等の利活用に向けた措置

【現状と課題】

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、多くの場合、公有地と民有地が混在している状況。
- 復興まちづくりの拠点及びその周辺地域には、そのままでは利活用し難い状態の移転元地が点在。
- 市町村では、移転元地の利活用に向けて取り組んでいるものの、点在する土地の集約や、他事業による整地に係る関係者との調整、財源の確保に苦慮。
- 国が令和3年度に創設した「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」は、令和7年度末で終了。
- 国では、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災津波からの復興の基本方針において、国による相談体制の整備や、土地活用に向けた事例紹介・助言を行うとしており、移転元地を含めた土地利用に係る課題解決に向け、国による継続的な支援が必要。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、維持管理、そして、国土の有効活用の観点からも重要な課題。
- 市町村による具体的な土地利用の方策の実現に当たっては、事業用地の整形化が不可欠のため、隣地との段差が生じている土地の整地等に係る費用が必要。

【参考1】移転元地の利活用が進まないことによる支障の例

- ・ 嵩上げた周辺部との間に段差が生じていることから、付近を通行する住民にとって危険であるほか、雨水がたまることにより害虫等が発生するおそれ。
- ・ 公有地と民有地が不規則に混在し、家屋基礎や地下埋設物等が残っていることから、草刈り等の維持管理を行う場合にも多額の経費を要している状況。

2 移転元地への産業立地の促進支援

- 本県の被災地では、国の地方創生交付金や産地生産基盤パワーアップ事業費補助金などを活用したイチゴやトマトの園芸施設の整備など、なりわいの再生における優良事例が生まれており、こうした復興財源によらない新しい形での地域経済の活性化の取組が更に拡大していくよう、復興庁による伴走支援機能の充実強化が必要。

【参考2】移転元地の利活用状況（令和7年12月末現在）

買取済面積	活用開始決定済面積	未活用面積
321.9ha	194.4ha (60.4%)	121.0ha (37.6%)

※ 防集事業実施7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）取りまとめ

3 東日本大震災津波の浸水地域等への産業振興・雇用創出への支援

- 国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、平成25年5月の公募開始以降、令和5年10月に第14次まで実施され、以降、公募は予定されていない。

【復興】

- これまでに本県からは、延べ 86 事業者から申請があり、うち、70 事業者、総額約 247 億円が採択された。
- 沿岸地域においては、多くの工業（産業）団地等が震災復興事業等により用地を活用できなかったことなどにより、未利用地が多くある。
- 沿岸地区における新增設の件数は、伸び悩んでいることから、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に代わる大型補助制度の創設による産業振興・雇用創出に向けた支援が必要。

【参考3】沿岸地区の新增設件数

(単位：件)

区分\年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
新 設	1	0	3	2	5	0	3	2
増 設	3	4	1	5	2	4	4	4
計	4	4	4	7	7	4	7	6

※ R 8 年 2 月 末 日 現 在

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

4 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【現状と課題】

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

(1) 国家プロジェクトの位置づけによる政府全体での推進

ア 文部科学省「国際リニアコライダー（ILC）に関する有識者会議（第2期）（以下、「有識者会議」）」は、令和4年2月に「議論のまとめ」を公表し、国際コミュニティが提案する ILC 準備研究所段階への移行は時期尚早と結論付け、国際的な費用分担の議論に直接影響を及ぼす立地問題を一旦切り離し、段階的に研究開発を展開していくべきと付言した。

イ 有識者会議は、以下の3つの重要な指摘をしており、国や研究者等が連携・分担して、課題の解決に向け取り組んでいく必要がある。

【有識者会議の重要な指摘事項（R8.3.25 東北 ILC 推進協講演会 ILC-Japan 代表石野氏）】

- ① 次世代加速器の開発に重要な技術課題に対して、国際的に連携して取り組むこと
- ② 学術コミュニティの支持を得て研究を活性化すること
- ③ 国内外のステークホルダーとの関係構築

ウ ILC 計画は国際協力によって実施されるプロジェクトであることから、国において省庁横断の連携体制を強化し、ILC 計画を国の基本計画や重要戦略に位置付けるなど、国家プロジェクトとして位置付け、政府全体で取り組んでいく必要がある。

(2) 政府主導による国際的な議論の推進

ア 現在、研究者によって国際協働による研究開発や国際有識者会議による政府間協議に向けた取組が進められているが、特に政府間協議の動きは前進していない状況にある。

イ 一方、欧州では、ヨーロッパの将来の研究計画を定める「欧州素粒子物理戦略 2026」が令和8年5月に CERN 理事会で承認され、FCC- $e e$ が最優先旗艦プロジェクトと位置付けられた。

ウ ヒッグスファクトリーの国内建設実現に当たっては、日本政府による早期の前向きな態度表明と国際的な議論をリードしていく必要がある。

<大型加速器に係る各国の直近の動向>

欧州	令和7年12月、欧州戦略グループ（ESG）が次期欧州素粒子物理戦略の草案（ドラフト）を提出。令和8年5月に CERN 理事会で承認された。
米国	令和7年9月、米国は、米国エネルギー省（DOE）内のヒッグスファクトリーに関する組織を「ヒッグス・ファクトリー・サーキュレーター・コライダー組織（HFCC）」に改称し、欧州寄りの姿勢を示した。
中国	令和8年3月、中国で次期5か年計画（令和8～12年）が決定されたが、中国の大型円形加速器CEPCは掲載されなかった。

(3) 加速器の研究開発への予算措置、人材の育成・確保

ア 高エネルギー加速器研究機構（KEK）では、有識者会議の議論のまとめを受け、次世代加速器の開発に重要な技術課題に対して、国際的に連携して取り組むため、令和5年度から令和9年度までの5か年計画により加速器研究開発（①超伝導空洞、②陽電子開発、③ナノビーム）に取り組んでいる。

イ 加速器技術開発に当たっては、ILC国際推進チーム（IDT）がKEKと共にILCテクノロジーネットワーク（ITN）を構築し、ILCに必要な工学設計研究を国際協力のもとに進展させているところであり、引き続き将来の高性能加速器開発に資する要素技術開発を着実に支援していく必要があることから、令和9年度以降も継続した予算措置を要望する。

ウ また、ILC計画の実現に当たっては、費用だけでなく、運転に必要な研究者等の確保について、単独の国では実現が困難であることから、将来を担う若手研究者の巻き込み・育成にも取り組んでいく必要がある。

< ILCに関する国の予算状況（年度の（ ）はKEK 5か年計画の年数） >

年度	当初予算額	内容
R4	4.8億円	・日米欧での先端加速器の低コスト化に関する共同研究(3.2億円) ・ILC関連経費（KEK運営交付金の内数）（1.6億円）
R5 (1年目)	9.7億円	・海外研究機関との協働による将来加速器の性能向上に向けた重要要素技術開発（7.0億円） ・ILC関連経費（KEK運営交付金の内数）（2.7億円）
R6 (2年目)	10.5億円	・海外研究機関との協働による将来加速器の性能向上に向けた重要要素技術開発（7.0億円） ・ILC関連経費（KEK運営交付金の内数）（3.5億円）
R7 (3年目)	10.5億円	同上
R8 (4年目)	10.5億円	同上

< ILC計画に関する費用について >

項目	250Gev ILC (2024年) 費用 (億円)
本体及び測定器建設経費	13,765
(1) 本体建築費	12,381
土木建築	1,958
加速器本体	8,866
労務費	1,557
(2) 測定器	1,383
測定器本体	1,072
労務費	311
年間運転経費	633
光熱水料、保守	534
労務費	99

(4) 先端加速器の技術開発及び産業応用への予算措置

ア 現在、国においては、「新技術立国」を掲げ、17の戦略分野による力強い経済成長を目指すとしており、日本成長戦略会議等において議論が進展しているが、I L Cに使用される先端加速器は、半導体・先端医療等の戦略分野に広く関連する基盤技術である。

イ そのため、I L Cの技術開発に係る予算に加え、産業応用に向けた研究開発に係る予算についても十分な予算措置を講じていく必要がある。

<日本成長戦略に掲げられている17分野（うちI L C技術関連分野をゴシック表記）>

①A I ・半導体	⑦コンテンツ	⑬マテリアル（重要鉱物・部材）
②造船	⑧フードテック	⑭港湾ロジスティクス
③量子	⑨資源・エネルギー安全保障・GX	⑮防衛産業
④合成生物学・バイオ	⑩防災・国土強靱化	⑯情報通信
⑤航空・宇宙	⑪創薬・先端医療	⑰海洋
⑥デジタル・サイバーセキュリティ	⑫フュージョンエネルギー	

<I L Cの産業応用についての事例>

- ・ 超微細・高機能半導体製造

最先端の露光機が使う極端紫外線（EUV）を加速器と自由電子レーザー（FEL）で発生させるもので、消費電力の大幅な低減が期待され、半導体分野における国際競争力の強化につながる。

- ・ 素粒子ミュオンを使った構造物解析

物質を透過しやすい特性を持つ素粒子ミュオンを用いて、元素分布の可視化や機動的な元素分析を実現。防災、安全、原子力及びインフラ等様々な分野に活用可能。

※ いずれもKEKが提案し、国の経済安全保障技術育成プログラム(K program)採択。

<先端加速器実験施設へのA I導入>

民間では代替できない極限環境（素粒子、高エネ、極低温、高放射線）での実験において、大量データを高精度分析するにはA I導入が必須である。特に原理を全て明らかにするため説明可能で信頼度の高いデータ処理分析にA Iが役立つ。

【導入効果】

医療、防災、インフラ分野への応用が可能なほか、同実験により学習したA Iが産業、安全保障、GXなど広範な分野に波及する。最終的に先端加速器（I L C）×A Iへの投資が日本のA I国家力を鍛える相乗効果を生む。

【導入事例】

- ① KEKによる量子研究…放射光・中性子・ミュオン実験にA I導入。実験条件の最適化や自動解析を実現し、人の経験依存を低減し、研究生産性再現性を向上。
- ② CERNによるLHC観測結果判断…毎秒4,000万回の衝突データをA Iがリアルタイムで処理分析。膨大なデータからA Iが事象選別を即時判断する。

＜ I L Cに関する国内外の動向＞

平成 25 年 8 月	日本の研究者で組織される立地評価会議は、I L Cの国内候補地について詳細な評価を行い、北上サイトが最適であると発表
平成 31 年 3 月	I C F A会議において、日本政府が初めてI L C計画に対する関心を示す意思を表明
令和 2 年 2 月	I C F A会議において、日本政府が平成 31 年 3 月以降の取組（米欧との意見交換の実施）や現状認識等について発表し、改めてI L Cへの関心を表明
令和 2 年 2 月	I C F Aは、日本にI L Cがタイムリーに建設されることを望む声明を発表 また、準備段階への移行のため、I L C国際推進チームの設立を提言
令和 2 年 5、6 月	復興庁設置法等の一部改正の成立に際し、衆参両院の東日本大震災復興特別委員会において、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、誘致について検討等を求める附帯決議
令和 2 年 6 月	欧州素粒子物理戦略で最優先のコライダーとして「ヒッグスファクトリー」が盛り込まれ、「I L Cは戦略に適合しており」、「タイムリーに進めば欧州はI L Cに協力する」とされる
令和 2 年 8 月	I L C準備研究所の設立に向けた活動を行う「I L C国際推進チーム」が発足
令和 2 年 8 月	I L C建設準備期間への移行を見据え「東北I L C事業推進センター」が発足
令和 3 年 6 月	I D Tが「I L C準備研究所提案書」を公表
令和 4 年 2 月	文部科学省有識者会議が「議論のまとめ」を公表
令和 4 年 4 月	I C F Aが「日本でのI L Cの実現を目指したグローバルな研究者コミュニティの活動の調整に引き続き取り組む。」とするステートメントを公表
令和 4 年 8 月	I D TがI L Cテクノロジーネットワークの立ち上げに向けた調整や国際有識者会議による政府間協議に向けた取組を開始
令和 5 年 2 月	岩手県南・宮城県北の首長等を中心にI L C実現建設地域期成同盟会が発足
令和 5 年 3 月	I L C関連予算が令和 4 年度当初予算比倍増となる令和 5 年度政府予算が成立
令和 5 年 4 月	国内外の研究者が 2030 年頃をI L Cの建設開始とするスケジュールを公表
令和 5 年 7 月	KEKとCERNが、I L Cテクノロジーネットワークに関する協定を締結
令和 5 年 12 月	米国の今後 10 年間の素粒子物理学の方向性を示すP 5 報告書において、米国が貢献するプロジェクトの選択肢としてI L Cと欧州のFCC-ee が示唆 ※ その後米国は、欧州（FCC-ee）支援の傾向
令和 6 年 2 月	内閣府・文部科学省の「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置
令和 6 年 12 月	自民党政調会の科学技術・イノベーション戦略調査会によるI L Cに関する有識者ヒアリングが開催
令和 7 年 3 月	I D TがI L Cのコストアップデートを行い、1 兆 3,765 億円との金額が示される
令和 7 年 11 月	超党派のI L C建設推進国会議員連盟の新役員人事が決定
令和 7 年 12 月	欧州戦略グループ（ESG）が、次期欧州素粒子物理戦略にかかる草案をCERNに提出
令和 8 年 5 月	欧州素粒子物理戦略がCERN理事会で承認され、FCC-ee が最優先旗艦プロジェクトと位置付けられた。

【県担当部局】 I L C推進局事業推進課

5 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現

【現状と課題】

1 ALPS処理水の処分に關する安全と安心の確保

(1) 国のこれまでの動き

- R3. 4. 13 2年後を目途にALPS処理水を海洋放出する「ALPS処理水の処分に關する基本方針」を決定。
- R5. 1. 13 「ALPS 処理水の処分に關する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を改定。処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」としたほか、風評対策のための基金（300億円）とは別の新たな基金（500億円）の創設による全国の漁業者支援の拡充。
- R5. 6. 27 東京電力のALPS処理水放出設備の工事が完了。
- R5. 7. 4 IAEA（国際原子力機関）がALPS処理水に關する包括報告書を公表。
- R5. 7. 7 東京電力のALPS処理水の海洋放出設備について、原子力規制委員会が最終段階の検査に合格したことを示す修了証を交付。
- R5. 8. 24 ALPS処理水の海洋放出開始。中国が日本産水産物の輸入停止を実施。
- R5. 9. 4 新たな予備費207億円と既存の基金と合わせて1,007億円の「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表し、水産加工施設の整備や輸出先の開拓を支援。
- R6. 9. 20 中国政府との間で「中国側は、IAEAの枠組みの下での独立したモニタリング活動を実施後、日本産水産物の輸入の全面停止措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる」旨の認識を共有。
- R7. 5. 28 北京で開催された「日本産水産物の対中輸出再開に向けた技術協議（4回目）」において、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について、日中双方により合意。
- R7. 11. 19 中国政府が輸入手続きを停止。

(2) 処理水の海洋放出に伴う県内の影響

- 中国の輸入停止措置等の影響により、一部の水産加工業者で、イナダやスケソウダラ、イクラ、アワビ、ナマコ等の輸出が困難になったほか、スルメイカ、ホタテ、サケ等の取引がキャンセルになるなどの影響が生じている。
- アワビの10kg当たりの事前入札価格は、処理水の海洋放出前の令和4年度に比べ、令和5年度は約4割、令和6年度は約5割、令和7年度は約6割低下と、3年連続で下落した。
- ナマコの10kg当たりの平均単価も、処理水の海洋放出前の令和4年度に比べ、令和5年度は約3割、令和6年度は約2割、令和7年度は約5割低下と、3年連続で下落した。

【参考】アワビの入札価格

（単位：円/10kg）

区分	R4年度 (放出前)	R5年度	R6年度	R7年度
入札単価	137,397円	87,939円	64,616円	58,790円
放出前比	—	▲36%	▲53%	▲57%

【参考】 ナマコの平均単価

(単位：円/10 kg)

区分	R4年度 (放出前)	R5年度	R6年度	R7年度
平均単価	20,911円	15,383円	16,742	11,007円
放出前比	—	▲26%	▲20%	▲47%

- 岩手県漁業協同組合連合会が、アワビの事前入札価格の低下に伴う損害について東京電力と賠償に向けた交渉を進め、一部の漁協を除き支払いが完了したほか、ナマコの単価の低下に伴う損害についても賠償に向けた交渉を行い、一部の漁協を除き支払いが完了したところ。令和7年度分についても、同様に東京電力と賠償に向けた交渉を行う予定。(令和8年3月末時点)

(3) 「『水産業を守る』政策パッケージ」について

- 主要な水産物の複数年にわたる不漁など、本県の水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な水産業の実現のためには、漁業者を支える総合事業体としての漁協の役割が重要であることから、「水産業を守る」政策パッケージにおいても、ALPS処理水の海洋放出の影響により経営が悪化している漁協の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組に対する支援を実施することが必要。
- 中国の禁輸措置を踏まえた新たな商流の構築が進む中、ホタテ及びナマコ以外にも、本県において価格下落が生じているアワビなど、現に影響が生じている他の品目を含めた支援の拡充が必要。

ア 500億円基金について

- 「高付加価値化等支援事業」等について、次の理由から、補助対象者の拡大や補助上限額の引上げなど、現場の実態に即した運用が必要。
- ① 補助対象者は地域水産業再生委員会となっているが、本県では、一つの地域水産業再生委員会に複数の漁協が参画している例があり、この場合、特に漁協の関心が高い「高付加価値化等支援事業」では、新たな魚種開拓に取り組もうとした際、他の漁協で既に取り組んでいる場合は申請できない状況。
- ② 「高付加価値化等支援事業」や「省エネ機器等導入支援事業」において、不漁等による漁協経営が厳しい中、昨今の物価高騰など社会情勢の変化を踏まえ、補助上限額や補助率の引上げが必要。

<事業概要>

事業名	補助上限額	補助率	備考
①高付加価値化等支援事業	3,000万円	1/2 1/10(魚箱)	上限額は海浜清掃及び試験操業を除く
②省燃油活動等支援事業	—	1/2	
③省資源・利用効率化等支援事業	2,500万円※	1/10、1/2※	※先進的な取組
④省エネ機器等導入支援事業	2,000万円	1/2	

イ 300億円基金について

- 「販路拡大等支援事業」の対象は、実際に被害のあった品目に関する取組のみとされており、本県では、アワビ、ナマコが対象品目となっているところ。
- これらの対象品目そのものを対象とした販売促進やPRのみを支援対象として限定するのではなく、対象品目の原材料割合が低い加工品や対象品目を含めた水産物に関する取組も認めるなど柔軟な運用が必要。

多核種除去設備等処理水風評影響対策事業Q&A (抜粋)

II 事業対象関係

(問4) 事業の対象となる水産物とは。

(答4) 申請直前の1か月以上の期間における産地卸売市場等の取引価格が、ALPS処理水の放出以前の同期間の価格と比較して原則7%以上下落していて、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を受けていると認められる水産物です。

(略)

(問7) 対象水産物には加工品を含むのか。

(答7) 水産加工品(水産動植物を主原材料(原材料割合で50%以上、ただし練り製品にあっては20%以上)として製造されたもの)を含みます。ただし、水産加工品が事業の対象となるのは、問4に該当する水産物が、食品表示基準に基づく表示の「原材料名」の先頭に記載されている場合に限られます。

(略)

(4) ALPS処理水の放出に伴う損害賠償基準について

多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準(要約)

2022年12月23日 東京電力ホールディングス株式会社

【輸出に係る被害の取り扱いの流れ】

- ALPS処理水放出により諸外国からの禁輸措置などによって新たに損害が生じた場合、外国政府からの禁輸指示等の内容や国内外の取引状況などを確認し、輸出に係る被害の発生状況を確認
- 輸出に係る被害が確認できた場合、事業者ごとに損害額を算定し、適切に賠償
- 諸外国からの禁輸措置などにより新たに生じた損害は、必要かつ合理的な範囲で賠償

【輸出における損害の例】

<輸出先国以外での販売不能により生じた損害>

- 当該国以外に販売できないことにより生じた損害について、事情を伺い、適切に賠償

<輸出先国以外での販売に伴う価格下落等により生じた損害>

- 当該国以外に販売できたものの、価格下落等により生じた減収等に係る損害について、事情を伺い、適切に賠償

- 県内の一部の水産加工業者等において、中国の輸入停止措置等に伴う損害が発生しているところ、東京電力への損害賠償請求手続が煩雑(輸入者にたどり着くまでの商流の全てに関する書類が必要など)なため賠償交渉に至っていない事業者があるほか、交渉中の事業者からも、東京電力側の処理が遅々として進まないとの声が寄せられている。

(5) 水産物等の消費拡大に向けた取組の強化

- 本県では、平成17年に大連経済事務所を設置し、県産品の販路拡大を進めてきたが、県内事業者にとっては取引縮小の影響が大きいことから、消費拡大・販路拡大の取組に対する支援が必要。
- また、海外での消費拡大・販路拡大に向けては、地方自治体や意欲的な民間事業者等が在外公館等とも連携しながら、流通・販売事業者や政府関係者にPRを行うことが効果的であることから、こうした取組に対する支援も必要。

2 風評等に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

(1) アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、餌となるコンブ等の海藻の生育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。

《岩手県におけるアワビの漁獲量》

(単位：トン)

	震災前 A	R5 年度	R6 年度 B	R7 年度 C	C/A	C/B
アワビ	343	101	59	71	21%	120%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

- 令和 7 年 6 月に閣議決定した『「第 2 期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』では、被災地の中核産業である水産業について、次のとおりまとめている。

「第 2 期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」(令和 7 年 6 月 20 日閣議決定) p25

被災地の中核産業である水産業について、水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁等の我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応していく。

＜参考＞ 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) 「漁業共済制度」「漁業収入安定対策事業」の柔軟な運用と十分な予算の確保、「漁業経営セーフティネット構築事業」の継続

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するもので、漁業者の経営安定に欠かすことのできない制度。
- 不漁等による水揚金額の減少が続くことにより、共済限度額(直近 5 ヶ年の 5 中 3 平均)が減少し、漁業者への共済金支払いが年々減少することが懸念され、水揚金額の減少が共済限度額の算定に影響しないようにする特例措置など柔軟な対応が必要。
- 価格の低下による収入減に対応し、漁業経営を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分な確保が必要。
- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや軽油、重油の価格は 2014 年以來の高値水準となり、今なお、高騰が続いている状況にある。これら燃料の高騰は、漁船漁業の燃料費の増加など、漁業者の経営に影響を及ぼしている一方で、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化が、世界の原油価格や需給に大きな影響を与えていることから、更なる急騰に備え、「漁業経営セーフティネット構築事業」による漁業者の経営安定に向けた支援の継続が必要。

(3) 地域産業の核となる漁業協同組合の経営基盤強化に向けた支援

- 海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種は極端な不漁。
- 特に、定置漁業に依存する本県沿岸地区漁協等の経営は、かつてない厳しい状況。
- 風評等に負けない強い水産業の実現のためには、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくことが重要であり、経営基盤強化に向けた支援が必要。

《主要魚種の漁獲、生産量の推移》

(単位：トン)

魚 種	震災前 A	R5	R6 B	R7 C	C/A (%)	C/B (%)	備 考
サケ	25,053	134	117	42	0.2	36	年度集計
サンマ	52,240	4,366	7,204	10,674	20	148	暦年集計
スルメイカ	18,547	2,589	2,812	4,363	24	155	暦年集計
アワビ	343	101	59	71	21	120	年度集計
ウニ(むき身)	122	120	55	87	71	159	年度集計
ワカメ	22,131	11,274	9,660	10,966	50	114	養殖年度(暦年)
ホタテガイ	6,288	1,530	496	381	6	77	年度集計

※ 資料：岩手県調べ(サケ・サンマ・スルメイカ)、岩手県漁業協同組合連合会共販実績(その他)

※ 震災前：H20～H22 年(度)の 3 か年平均

○ 国が所管する融資制度の例

【沿岸漁業改善資金】

- 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要な資金を都道府県が無利子で貸し付ける制度。
- 貸付原資は、国（2/3）、県（1/3）の負担により造成。
- 当該資金の使途に風評の被害を受けた漁業者や漁協における経営の維持及び安定を図るための「運転資金の確保」を加えることや、新たな融資制度の創設について要望。

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

- 県では、市町村と協調して、東京電力に対し17次にわたり損害賠償請求を実施。

＜県及び市町村等における請求・合意状況（令和7年3月末現在）＞ （単位：千円）

区分	請求額	合意・支払額	支払率	備考
岩手県	12,736,555	11,902,934	93.5%	
市町村等	2,814,080	1,389,610	49.4%	
市町村	2,349,272	1,085,230	46.2%	33市町村
広域連合・一部事務組合	464,808	304,380	65.5%	17団体
合計	15,550,635	13,292,544	85.5%	

※ 合意・支払額には原発ADRでの和解による和解金を含む。

- 国の「東京電力(株)福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

＜東京電力が賠償対象外とした例＞

- 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外（住民への広報、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用、道路側溝汚泥の一時保管場所整備費等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理）
- 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定

- 東京電力との直接交渉では賠償の見込みが立たない経費について、県と市町村等が協調し、これまで4回にわたり和解仲介の申立てを実施。原発ADRの和解に基づき、それまで賠償不可としてきた経費の一部について東京電力が賠償に応じるなど、一定の進展が見られる部分もあるが、直接請求では賠償に至らないものも毎年度一定程度ある状況。

- 第4次和解仲介申立て（令和5年）では、県の申立てについては令和8年3月に和解契約を締結（和解額13,932千円、和解割合16.9%）。市町村等は8団体のうち6団体が和解成立、2団体が打ち切り。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

- 東京電力は、民間事業者への損害賠償の実施に当たり国の「東京電力(株)福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用が散見され、被害者が十分な賠償を受けられない状況（なお、県内事業者への賠償額は東京電力が公表していないこと）。

また、賠償請求に当たり大量の書類の提出を求められること等について、被害者の負担の軽減

が必要。

《制限的な運用の例》

- ・ 平成 24 年 3 月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分
- ・ 本県農林水産物等の風評被害について、中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められたにもかかわらず、平成 25 年 4 月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否
- ・ 逸失利益の算定に関して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額
- ・ しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償対象を避難指示区域か否かを問わず福島県内に限定
- ・ 出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除
- ・ 津波で流された提出不可能な書類や、原発事故との因果関係を厳密に証明するための書類の提出を要求

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室
農林水産部 団体指導課、水産振興課
商工労働観光部 産業経済交流課

6 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処理

- 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 9,000 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル（8,000Bq/kg 以下）に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。

また、処理に当たり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひっ迫等が課題。

<農林業系副産物の保管量等（R8.1 末時点）>

	発生量（t）	処理済み量（t）	保管量（t）	進捗率（%）
牧草	20,499.2	20,274.0	225.3	98.9
稲わら	573.6	201.3	372.3	35.1
堆肥	7,038.6	3,309.2	3,729.4	47.0
ほだ木	31,160.6	26,499.2	4,661.4	85.0
合計	59,272.0	50,283.7	8,988.4	84.8

- 国では平成 25 年度から「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金」を創設し、市町村・一部事務組合が行う放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理に要する経費の 1/2 を補助している（令和 8 年度国予算額：800 百万円。地方負担分には特別交付税措置あり）。

農林業系副産物の処理に当たっては、当該処理施設周辺の住民理解の醸成に相当日数を要することに加え、保管量に応じた処理が長期化することを踏まえ、国の補助制度に関して、農林業系副産物を保管する市町村等の状況に応じ、処分が終了するまで財政措置の継続が必要。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

- 汚染状況重点調査地域の汚染土壌や道路側溝汚泥について、発災当初、空間線量率が基準値（0.23 μ Sv/h）より低かったとの理由で一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場での処理が滞っている箇所が多数ある状況。
- 国は、福島再生加速化交付金において、除染対象外となった道路側溝汚泥等の除去も対象として加え、除去費用の 1/2 を補助し、残り 1/2 に震災復興特別交付税を充てることで、市町村の負担を実質ゼロとする支援を行っており、本県の汚染土壌や道路側溝汚泥の処理を加速するためには、同様の支援が必要。

3 除去土壌の処分

- 放射性物質汚染対処特措法において定めることになっている除去土壌の処分基準が令和 7 年 3 月に示されたところであり、今後、市町が定めている除染実施計画を変更した上で、順次処分を実

施していくことになる見通し。除去土壌の処分が全て完了するまで、国による責任ある対応が必要。

＜汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量及び箇所数（R7.3 末時点）※＞

汚染状況重点調査地域	現場保管量（m ³ ）	箇所数
一関市	20,224	215
奥州市	4,854	143
平泉町	1,944	11
計	27,023	369

※出典：環境省 HP「除染情報サイト」公表資料

＜補足：汚染状況重点調査地域の側溝汚泥の現場保管量及び箇所数（R8.3 末時点）＞

汚染状況重点調査地域	現場保管量（t）	箇所数
一関市	75	16

令和7年3月28日 除去土壌の埋立処分の基準（省令）を公布
福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイド
ラインを策定

4 住民不安の解消

- 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらず、コミュニケーションが図られていないこと、道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないこと、除去土壌の埋立処分に関する情報の周知が十分ではないこと等から、住民不安の解消につながっていない状況。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、環境保全課

7 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応

【現状と課題】

1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

(1) 生産規模の拡大や新規参入の促進に向けた支援

- 県南部の原木林は、震災後 15 年が経過しても放射性物質の影響で使用ができない状態。一方、県北部の原木林は、他県への移出量が増加したことにより県内への供給が不足し、原木価格の高騰が続いている状況。
- 令和 6 年の原木乾しいたけ生産量は 60 t（震災前の約 30%）、原木しいたけ生産者 366 人（震災前の約 32%）となっており、産地再生のためには生産者の規模拡大と新規参入の促進が必要。

《原木しいたけ生産者、生産量の推移》

（単位：人、t）

区分	H22	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生産者数	1,157	591	571	536	512	496	461	397	366
うち出荷制限地域	734	179	182	179	175	171	174	144	136
乾しいたけ生産量	201	71	91	77	87	61	63	55	60

農林水産省 特用林産物生産統計調査ほか

- 国では、放射性物質影響対策として、しいたけ原木の購入経費支援を実施しているが、原木価格は高騰を続けており、東電賠償の対象となっていない新規参入者等への支援が必要。

《しいたけ原木価格の状況》

（単位：円（税込）／本、岩手県林業振興課調べ）

震災前 (H20-22 平均)	R6 植菌		R7 植菌	
181（県平均）	393（県平均）	464（花巻・遠野地域）	396（県平均）	470（一関地域）

- また、しいたけ原木価格の高騰を抑制していくためには、放射性物質により汚染された原木林の再生のための更新伐や原木林の放射性物質調査への支援のほか、原木林再生に係る技術的な指導や助言など、将来的なしいたけ原木の確保や供給量の増加に向けた継続的な対策が必要。

・特用林産施設体制整備復興事業（県事業名：特用林産施設等体制整備事業）（国庫・復興特別会計）

内容：きのこ原木及び菌床資材等の導入支援

R8 事業費：181,286 千円（うち国庫補助金 59,890 千円）

(2) 原木林の再生に向けた新たな知見に基づく支援

- 土壌中の交換性カリウム現存量が多い場合、萌芽枝の放射性セシウム濃度が低くなる傾向があることから、これらの知見に基づいた安全な原木林の再生や利用の促進が必要。
- 現在実施している放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業では、しいたけ生産者や森林所有者が事業主体となれないこと、カリウム肥料の施肥が補助の対象外であることから、これらを対象に加え、原木林の再生を促進する取組が必要。

・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業

(県事業名：広葉樹林再生実証事業(国庫・復興特別会計))

内容：広葉樹林の再生のための伐採及び伐採後の萌芽枝等の放射性物質濃度の測定

R8 事業費：15,602 千円(うち国庫補助金 15,602 千円)

(3) 放射性物質の検査体制の維持に向けた支援

- 放射性物質の影響は収束しておらず、依然として出荷制限が継続している。

区分	出荷制限等市町数	解除市町数
露地栽培原木しいたけ	13 市町	13 市町(生産者単位で一部解除、224 名)
野生山菜類	4 品目 8 市 2 町	8 品目 5 市 1 町(旧市町村単位での一部解除を含む)
野生きのこ	6 市 3 町	なし

- しいたけの発生前のほだ木の検査については、国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」において、現在必須工程とされているが、原発事故から 15 年が経過し、ほだ場での追加汚染の可能性が極めて低い*ことから、必須工程としない緩和措置が必要。

* 平成 31～令和 3 年にかけて岩手県林業技術センターが行った試験では、平成 31 年春に植菌し 2 年経過したほだ木の放射性セシウム濃度の上昇量は概ね 1.5Bq/kg 以下である。

・特用林産物放射性物質調査事業(県単・震災復興特別交付税)

内容：出荷制限解除及び生産物の安全等を確認するための検査に要する経費及び会計年度任用職員の任用に要する経費

R8 事業費：77,970 千円

(4) 産地再生に必要な損害賠償に向けた支援

- 産地再生に向けて、生産者が安定して生産に取り組むことができるよう、原木価格の高騰による掛かり増し経費等について、東京電力による十分かつ速やかな賠償金の支払が必要。
- 原発事故前の生産量を取り戻し、産地の再生を実現するためには、東京電力による損害賠償の対象外とされている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても、損害賠償の対象となるよう強力な働きかけが必要。

《原木しいたけ生産量の推移》

(単位：t)

区分	H22	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6/H22	全国順(R5)
乾しいたけ	201	71	91	77	87	61	63	55	60	29.9%	5 位
生しいたけ	386	161	154	156	152	132	127	111	100	25.9%	10 位

※林野庁特用林産基礎資料

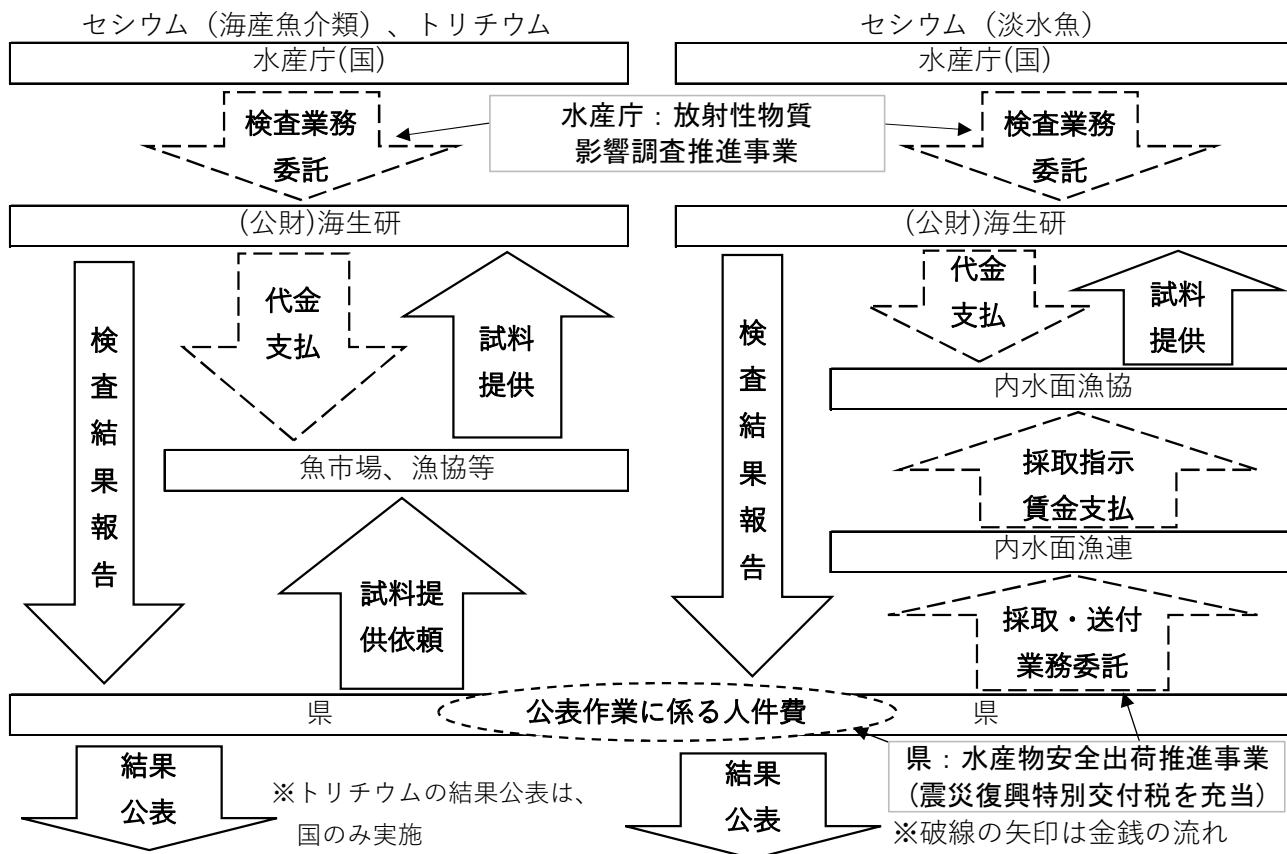
2 水産物被害等への対応

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者、国際社会に対して正確な情報提供を行うため、引き続き、放射性物質検査の実施が必要。
- 都道府県の管理水域を越えて移動する回遊性魚種等については、国の主導による広域的な検査体制の維持が必要。

《放射性物質検査件数の推移》

区分	R2	R3	R4	R5	R6
海産魚種	1,489	1,961	1,808	1,742	1,797
内水面魚種	47	39	25	17	13

《放射性物質検査の流れ》



3 農林水産物の安全性に係る情報提供等の継続

(1) 安全性に係る正確な情報提供とPR活動等の継続

- 消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第19回）」では、放射性物質への不安から、食品購入をためらう産地を「岩手県・宮城県・福島県」と回答した人が、令和8年3月時点で、未だに3.0%存在。

県産農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解していただくため、継続して的確な情報の発信に取り組むことが必要。

《岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合（%）》

調査時期	H25 2月	R4 3月	R5 3月	R6 3月	R7 3月	R8 3月
割合	14.9	4.9	3.8	3.4	5.2	3.0

※出典：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」

(2) 販路の回復・拡大等の支援

- これまで、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金（東日本大震災復興特別会計）」等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。令和3年度から、本交付金（東日本大震災復興特別会計）の対象が福島県のみとなったことから、本県では、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」の活用に移行し、一定の財政負担のもと取組を実施しているが、市町村、生産者団体等では、新たな財政負担を敬遠し、同交付金の活用を見合わせている状況にある。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、継続的な取組が必要であり、今後も財政面での支援が不可欠である。

《「地方消費者行政推進交付金(交付率 10/10)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業実施主体数	58	30	24	26	29	16	17	1
助成金額合計(千円)	21,472	22,078	22,258	21,096	14,284	13,493	12,809	2,920

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏との往来が制限されたことから、事業申請は14件あったが、1件のみの実施となった。

《「地方消費者行政強化交付金(交付率 1/2)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	R3	R4	R5
事業実施主体数	1	1	1
助成金額合計(千円)	164	170	171

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

- 岩手県産の水産物等については、原子力発電所事故やALPS処理水の海洋放出に伴い、明確な科学的根拠が示されないまま、韓国、中国及びロシアの政府による輸入停止措置が講じられており、東日本大震災津波からの復興に取り組む本県水産業に影響を及ぼしていることから、諸外国に対して、放射性物質検査に基づく安全性確保の取組等を的確に情報発信し、信頼回復を図ることが必要。
- 韓国及び中国の政府は、日本産の農林水産物等を輸入する際の規制として、日本国内の輸出事業者に対して、政府作成の放射性物質検査証明書等の添付を求めているが、事業者の手間やコストがかさむことから、その負担軽減を図るため、関係諸外国の政府に対して、規制が早期に解除されるよう強力な働きかけが必要。

《岩手県に係る各国・地域の輸入規制状況(令和8年3月31日現在)》

輸入規制状況	主要国・地域名(品目名)
輸入停止	韓国(全ての水産物等)、中国(全ての水産物を暫定的に停止)、ロシア(全ての水産物)
放射性物質検査証明書	中国(野菜等)、韓国(魚粉等)
産地証明書	中国(野菜等)、韓国(全ての食品)

【出典】農林水産省

5 野生鳥獣肉の出荷制限解除基準の見直し

- 出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としているが、全市町村で継続的に検体を採取して検査を行う必要があり、市町村ごとの捕獲数にばらつきがある本県では、全市町村での検体確保が難しく、全県を対象区域とした解除は困難な状況。

また、国の解除条件は、原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において示されているが、確保すべき十分な検体数、検査頻度、捕獲地証明の方法など、解除条件の具体的な運用基準が示されていない状況。

なお、現在、本県では、食肉処理加工施設において全頭検査を実施し、基準値を下回ったもののみ出荷することを条件に出荷制限が解除されているところ。

- シカの捕獲数は令和2年度以降大きく増えており、複数の市町村から、野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、対応を検討するよう要望があるところ。

また、焼却にあたっては、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要があるなど、捕獲従事者の負担となっているところ。

- ジビエとしての利用は捕獲個体の有効活用につながるが、出荷制限の影響により捕獲のインセンティブとなっていない状況。

【復興】

- 令和6年7月に、イノシシ肉に係る出荷制限が解除された千葉県勝浦市・大多喜町の事例は、解除する市町村の区域及びその外縁10km圏内の全頭検査結果が安定して低水準であることを5か年に渡って確認し、解除に至ったもの。
- 令和7年3月24日付けで、農林水産省から部分解除についての通知が発出された。同通知では、地形・生息実態・空間線量率等から一体性が認められる場合を解除区域とし、解除区域及び解除区域の外縁から周囲10km圏内を対象として3年間で60検体を目標として検査を実施することとされている。しかし、シカ、クマ、ヤマドリはつねに移動して生息することから解除区域の一体性の判断が困難であること、60検体の採取が物理的に困難であることから、本県で本通知を適用することは難しい状況にある。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
狩猟	903	1,352	882	1,274	692	—
個体数管理	8,302	11,810	11,337	11,516	10,189	10,416
有害捕獲	11,526	13,677	14,335	15,934	15,786	14,156
広域捕獲				414	818	1,173
計	20,731	26,839	26,554	29,138	27,485	25,745

※R7実績は速報値。今後、狩猟分が追加の見込み。

《ツキノワグマ捕獲数の推移》

(単位：頭)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
狩猟	96	63	47	66	57	—
個体数管理	—	—	—	—	1	38
春季捕獲	19	13	16	12	22	21
有害捕獲	440	385	356	820	370	1,150
計	555	461	419	898	450	1,209

※令和7年度の捕獲数は、今後、狩猟分が追加の見込み

《シカ肉の放射性物質の基準超過状況》

(単位：件)

年度	件数	市町村
R1	3	陸前高田市、平泉町
R2	2	陸前高田市、平泉町
R3	0	-
R4	0	-
R5	1	陸前高田市
R6	1	平泉町
R7	0	

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課

農林水産部 林業振興課、水産振興課、流通課

8 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援

【現状と課題】

1 久慈市沖の浮体式洋上風力発電の実現に向けた支援

- 岩手県久慈市沖の洋上風力発電については、「再エネ海域利用法」に基づく「促進区域」の指定を目指しているところ。
- 令和3年9月に「準備区域」に整理され、「有望区域」の整理及び協議会の設置に向けて、各種調査や関係団体等と調整を行っている。
- 法定協議会への参加について海域を先行利用する漁業者団体と議論を重ねる中で、関係者間で共有・整理すべき事項が明らかになってきたことから、漁業者等が抱えている懸念を起点として必要な情報や論点の共有・整理を行う枠組みとして、関係団体による意見交換会の開催について調整しているところ。
- 「有望区域」としての整理及び「促進区域」の指定を受けるためには、都道府県が漁業団体をはじめとする利害関係者の特定、調整を行い、国に情報提供することとなっている。
- 浮体式洋上風力発電の導入を検討している久慈市沖の候補海域のような沖合海域は、知事許可漁業者のほか、大臣許可漁業者が操業していること、また、船舶の航行も多いことから、海域を利用する関係団体が県域を越えて存在し、県及び久慈市だけではその特定や調整が難しい状況にあるが、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の基準や手続に関する基本的な考え方や実際の運用方針を記載した国の「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」においては、利害関係者の範囲や意向確認の手法等は示されていない。
- 各漁業団体の利害関係の有無に係る判断や、洋上風力発電事業と漁業との共存について議論する際の前提条件として、当該海域における定量的な漁業操業データに基づき議論することが必要であるが、個別の操業データは秘匿性が高く、公にされているAISデータや、水産庁がとりまとめている漁獲成績報告書を基にした水域利用状況マップ等では操業実態を正確に把握できないことから、エビデンスに基づいた議論ができるような環境整備が必要である。
- また、沖合漁業の漁獲対象種である回遊魚については、洋上風力発電による影響を調査、予測及び評価する手法や、重大な影響を回避・低減する保全措置が確立されていないこと、沖合漁業の操業特性を踏まえた共生策等の事例がないこと、発電事業者が出捐する基金の想定規模が小さいことに加え、沖合海域における将来的な国内全体の洋上風力発電の導入規模が見えないことなどから、当該海域での洋上風力発電事業の導入に対して支障の有無を判断できないとの声が多い。
- 加えて、岩手県沿岸北部は送電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が他の海域を大きく上回るなど地域間格差が生じていることから、これを是正するための取組も必要である。
- 洋上風力発電と漁業との協調・共生を図り、「促進区域」の指定を受けるためには、海域の利用に関する調整、海洋空間計画の策定及び系統整備等、国による支援が必要。

2 浮体式洋上風力発電に対応した久慈港の物流拠点形成に向けた支援

- 国内で2040年までに30～40GWの案件形成を達成するために、EEZ海域を含めた「促進区域」の数を、太平洋沿岸沖に着実に増やしていく必要がある。
- 現在、「再エネ海域利用法」に基づく「準備区域」に整理されている久慈市沖では、浮体式洋上風力発電に係る調査が進められている。また、久慈港における長期構想を策定し、その中で風力発電事業計画に対応する風力発電設備の物流拠点形成なども盛り込んでいる。併せて、久慈港におけるO&M機能など、維持管理機能も含めた検討を進める必要がある。そのため、浮体式洋上風力発電に必要な機能・規模についての情報を収集するとともに、整備規模についての検討を行うなどの準備を進めている。
- 一方、一般的に、着床式に比べて浮体式の建設規模は大きくなる。基地港湾は、プロジェクトが見え始め実際に動き出す数年前から整備が加速していく流れであるが、浮体式に対応するためには、維持管理機能も含め、必要となる港湾施設の規模が大きくなることも考えられる。
- これらのことから、久慈市沖をはじめとした海域の案件形成が進み、洋上風力発電事業の準備が整った段階で、発電事業者が速やかに建設可能となるよう、必要となる港湾整備への着手など、維持管理機能も含めた物流拠点の形成の支援に取り組む必要がある。

3 波力発電の研究開発の推進に向けた支援

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を目指しており、平成27年4月3日付けで岩手県釜石市沖が海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして選定されたところ。
- 当該海域では、平成26年度から平成29年度にかけてNEDOによる波力発電技術の研究開発が進められるとともに、平成27年12月には岩手県海洋エネルギー産業化研究会が設立され、地域企業が中心となり、平成27年度から平成29年度にかけて波力発電デバイスを稼働させるために必要な中間ブイの研究開発に取り組んできたところ。
- 釜石市では環境省「CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（R2～R5）」の採択を受け、釜石市沖実証フィールドを活用し、インテリジェント吸波式波力発電による地域経済循環ビジネスモデル実証事業に取り組み、令和6年度からはNEDO「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業フェーズB」の採択を受け、実用化に向けて取り組んでいるところ。
- 波力発電は採算性などの課題も多く、今後も継続した実用化研究を行うため、国による長期的な支援が必要。
- また、波力発電は一般的に洋上風力等と比べて発電出力が低いことが課題となっており、その解決策として売電による収益を得るビジネスモデル以外にも、防波堤等の構造物に発電装置を設置し、漁業や災害時の緊急電源として地域で活用することを検討している。
- 令和7年2月18日に閣議決定された地球温暖化対策計画及び第7次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーに関する取組として、新たに、「波力・潮力等の海洋エネルギーを始めとする革新的な技術の研究開発等の推進」が盛り込まれた。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室
県土整備部 港湾空港課

9 大船渡市林野火災に係る復旧・復興に向けた支援

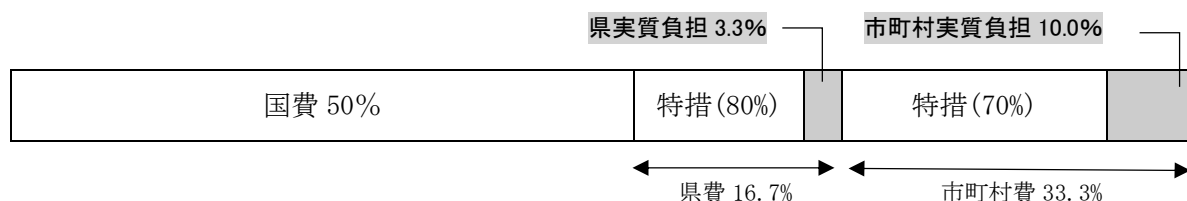
【現状と課題】

1 被災した森林の再生

- 令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災は、令和7年3月28日に激甚災害及び森林災害復旧事業の適用措置の指定をいただいたところ。
- 森林の被害は、令和7年10月28日に、森林の被害面積3,370ha、被害額59億3,921万5千円と確定したところ。
- 令和8年2月18日の災害査定により、被害木等の伐採及び搬出面積1,249ha、跡地造林面積1,279ha、事業費117億5千8百万円余とする森林災害復旧事業が採択されたところ。

森林災害復旧事業の事業計画			
事業内容	事業量	事業費(千円)	事業期間
① 被害木等の伐採及び搬出	1,248.66ha	6,952,819	令和7年度～令和9年度
② 跡地造林	1,279.19ha	4,688,291	令和7年度～令和10年度
③ 作業路開設	34,176m	116,609	同上
計		11,757,719	

- 被害木の伐採や伐採跡地の造林等、大船渡市からの事業要望に応じていくためには、森林災害復旧事業予算の十分な措置が必要。
- 森林災害復旧事業の補助率は国1/2、県1/6であり、県負担に対し特別交付税80%が措置されるほか、市町村が事業主体の場合、市町村負担に対し特別交付税70%が措置されるようですが、被災区域が広大であり、事業実施に伴う地方公共団体の財政負担が極めて大きくなることから、特例的な負担軽減策が必要。



- 災害復旧の規模が大きいことから、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱等に定める以下の要件の緩和が必要。
 - ・ 事業実施期間が、被害木等の伐採及び搬出は災害発生年度を含む4ヶ年度以内、跡地造林は災害発生年度を含む5ヶ年度以内であること。
 - ・ 保安林以外の森林については森林経営計画の作成が事業要件となっており、計画作成や審査等に多大な事務が発生し、相当の期間が必要となること。

森林災害復旧事業の実施区域
激甚災害を受けた人工林の区域のうち、次の基準に該当し、おおむね5ヘクタール以上の区域
① 保安林、保安林予定森林等
② 森林経営計画の対象森林
③ 都道府県有林（県行造林地を含む）で森林経営計画の対象森林

- 植栽木の健全な育成に不可欠な下刈り作業等を適切に実施するため、森林整備事業予算の十分な措置及び地方公共団体の負担軽減策が必要。

2 荒廃した森林の山地災害の未然防止

- 林野火災で立木や下層植生等が焼損したことにより裸地化するなど、水源の涵養や土砂の流出防備などの森林が持つ公益的機能の低下が懸念され、大雨による山地災害発生リスクが高まっていることから、災害未然防止のため治山ダム等の整備が必要。
- 県では土砂流出について緊急に対策が必要な箇所は、災害関連緊急治山事業により治山ダムの整備を実施しているところであるが、森林の復旧には、森林造成等と一体的に治山施設を整備する防災林造成事業等の実施が必要であり、計画的に進めていくためには予算の安定的かつ十分な確保が必要。

3 被災木の利用に向けた支援

- 林野火災の被災木は、被害程度により、建築用材や木質バイオマス発電用燃料材等としての利用が期待できるが、生産・加工・流通上の課題解決が必要。
 - ・ 関係団体との意見交換等では、塩分、炭化物の付着等による影響や、運搬や仕分けの効率化、強度性能の評価等の課題があることを共有。
 - ・ 県では、強度性能の試験に取り組んでいるが、被災木の伐採、仕分け作業を行うストックヤードの整備、運搬費等、掛かり増し経費が発生することが想定されるなど、生産・加工・流通の各段階における課題解決への支援が必要。
- 被災木の建築用材としての利用促進には、販路の拡大が必須であり、被災木の利用に理解を示す民間企業等の情報が必要。
 - ・ 現在、県内の加工工場やバイオマス発電所に対する、被災木の受入れに関する調査を実施するとともに、複数の民間企業等を訪問し、被災木の利用を依頼。
 - ・ 被害面積が大きく、被災木が大量に発生すると見込まれるが、県内のみで全量利用することは難しいため、被災木の利用に理解を示す全国の民間企業とのネットワークの形成やマッチングが必要。

《岩手県における林野火災被災木の利用促進に係る事業の状況》

事業名	概要	内容
林野火災復旧関連木材利用促進事業	被災木等の利活用に向けた関係者間の情報共有や民間企業への販路開拓等	① 供給円滑化に向けた関係者との情報共有（供給の情報共有） ア 県産木材供給連絡会議等を通じた情報共有 イ 被災木の強度試験の実施 ② 被災木の需要喚起に関する普及啓発（需要の喚起） ア 首都圏におけるセミナーや現地視察の開催 イ 復旧支援に関心のある民間企業等訪問による販路開拓

4 土砂災害対策の推進

- 森林災害復旧事業の導入後から植生が回復するまでの間、土砂災害リスクの増加が懸念。このリスクを軽減するため、治山事業や砂防事業等により、土石流等から住民の生命や財産を守ることが求められる。そのためには、砂防堰堤などの整備に必要な予算の確実な確保が不可欠。

5 土砂災害特別警戒区域内から移転して再建する被災者への支援

- 大船渡市林野火災の被災地には、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に加え、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が多数存在。
被災者の「くらしの再建」を図るためには、治山ダムや砂防堰堤の整備などハード対策による「安全・安心」の下支えを行う公助のほか、自助として、土砂災害リスクを回避して住まいの再建を選択する場合も考えられる。
- 平成 23 年東日本大震災津波との「二重被災」となった世帯がある中、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）外に移転して再建を図る被災者に対する支援として、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の予算の確実な確保が必要。

【県担当部局】 県土整備部 砂防災害課、建築住宅課

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、森林整備課、森林保全課

10 大槌町林野火災に係る復旧・復興に向けた支援

【現状と課題】

1 大槌町林野火災に係る災害応急対策等への財政措置

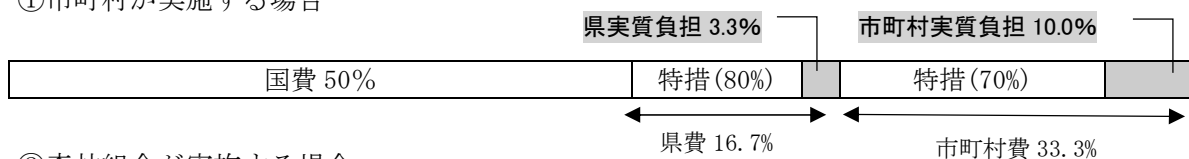
- 令和8年4月22日に発生した今回の林野火災は、平成以降、国内最大規模の被害となった令和7年大船渡市林野火災に次ぐ規模となり、これまでに県内では、軽症者2名の人的被害と、住家1棟、非住家7棟の建物被害が確認されるとともに、森林の焼損面積（延焼範囲）は約1,633ヘクタールにも及ぶ甚大な被害となっている。
- 本県では、平成23年3月の東日本大震災津波からの復興に全力で取り組んでいる中、度重なる自然災害による県民生活や県内経済への影響は非常に大きなものとなっていることから、被災者等の生活再建支援、被災地域の早期復旧を図っていくためには、国からの十分な財政措置が必要な状況にある。
- 避難所の運営に当たっては、避難者の生活空間の確保が求められており、被災自治体において、物資が不足する場合には他自治体に対し提供を依頼するところであるが、他自治体に対し、物資の提供を依頼した場合、未使用物資や再利用可能な物資の返却に要する費用が災害救助費の対象外とされているため、被災自治体の大きな負担となることから、返却等に要する費用に対する財政支援が必要。

2 被災した森林の早期復旧及び山地災害防止に向けた支援

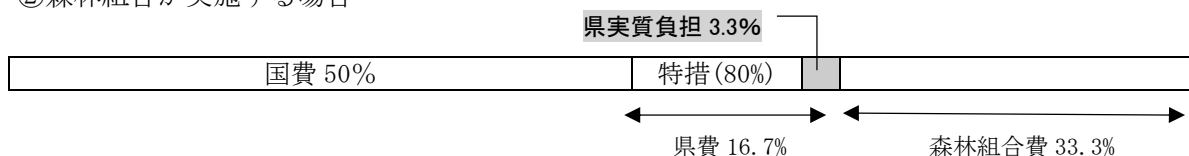
(1) 被災した森林の早期復旧

- 被災した民有林は約1,633ha（調査中）となっており、令和8年6月3日に激甚災害及び森林災害復旧事業の適用措置の指定をいただいたところ。
- 被害木の伐採や伐採跡地の造林等、大槌町からの事業要望に応じていくためには、森林災害復旧事業予算の十分な措置が必要。
- 森林災害復旧事業の補助率は国1/2、県1/6であり、事業主体が1/3を負担する必要がある。県負担に対し特別交付税80%が措置されるほか、市町村が事業主体の場合、市町村負担に対し特別交付税70%が措置されるところであるが、被災区域が広大であり、事業実施に伴う地方公共団体の財政負担が極めて大きくなることから、特例的な負担軽減策が必要。

①市町村が実施する場合



②森林組合が実施する場合



- 災害復旧の規模が大きいことから、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱等に定める以下の要件の緩和が必要。
 - ・ 森林災害復旧事業計画概要書が、激甚災害指定から 30 日以内の提出であること。
 - ・ 事業実施期間が、被害木等の伐採及び搬出は災害発生年度を含む 4 ヶ年度以内、跡地造林は災害発生年度を含む 5 ヶ年度以内であること。
 - ・ 保安林以外の森林については森林経営計画の作成が事業要件となっており、計画作成や審査等に多大な事務が発生し、相当の期間が必要となること。
 - ・ 森林災害復旧事業の内容は被害木等の整理や跡地造林であり、植栽木の健全な育成を図るために不可欠な下刈り作業が対象となっていないこと。

森林災害復旧事業の実施区域
激甚災害を受けた人工林の区域のうち、次の基準に該当し、おおむね 5 ヘクタール以上の区域
① 保安林、保安林予定森林等
② 森林経営計画の対象森林
③ 都道府県有林（県行造林地を含む）で森林経営計画の対象森林

森林災害復旧事業の事業内容
① 被害木等の伐採及び搬出（災害発生年度を含む 4 ヶ年度以内）
② 被害木等の伐採跡地における造林（災害発生年度を含む 5 ヶ年度以内）
③ 倒伏した造林木の引起こし（災害発生年度を含む 2 ヶ年度以内）
④ 作業路の開設（上記の事業に必要な期間）

(2) 大船渡市林野火災で被災した森林との一体的な復旧

- 令和 7 年大船渡市林野火災と合わせて、約 5,327ha にも及ぶ甚大な被害となる見込みであり、森林の復旧に当たっては、県内外の林業事業体が、両地域において、人員や資機材の投入、苗木の確保などを長期にわたり同時期に行う必要があり、大船渡市も含め「森林災害復旧事業」の事業実施期間の延長が必要。

被災市町村	災害発生年度	焼損面積 (森林以外を含む)	森林の被害面積	事業期間
大船渡市	令和 6 年度	約 3,694ha	3,370ha	令和 7 年度～令和 10 年度
大槌町	令和 8 年度	約 1,633ha	(調査中)	令和 8 年度～令和 12 年度
計		約 5,327ha		

(3) 荒廃した森林の山地災害の未然防止

- 林野火災で立木や下層植生等が焼損したことにより裸地化するなど、水源の涵養や土砂の流出防備などの森林が持つ公益的機能の低下が懸念され、梅雨時期等の大雨による山地災害発生リスクが高まっていることから、災害未然防止のため治山ダム等の整備が必要。
- 県では土砂流出について緊急に対策が必要な個所は、災害関連緊急治山事業により実施するところであるが、森林の復旧には、森林造成等と一体的に治山施設を整備する防災林造成事業等の実施が必要であり、計画的に進めていくためには予算の安定的かつ十分な確保が必要。

3 土砂災害対策の推進

- 焼損面積は 1,633ha（調整中）。平成以降、国内最大規模の面積が焼損した昨年度の大船渡市林野火災に次ぐ面積。

- 林野火災により流域が焼損し、土砂災害の発生リスクが高まっている。被災地の安全・安心を確保するため、必要となる対策への財政支援等が不可欠。

4 大槌町林野火災による被災地域の児童生徒等の学びの継続や心のサポートへの支援

(1) 大槌町林野火災による被災地域の児童生徒等の学びの継続への支援

- 大規模林野火災による被災地域の幼児、児童、生徒及び学生に対し、本県では以下のとおり学びの継続のための支援を実施（予定）している。
 - ・ 修学が困難な生徒等の経済的負担の軽減を図るため、本県並びに学校法人等が行う入学選考料、入学金、授業料等の減免措置に係る経費に対する支援。
 - ・ 低所得世帯（年収 350 万円相当以下）の生徒が大学等への進学を断念することがないように、進学に伴い必要となる費用の一部を支援。
 - ・ 岩手県立大学が実施する被害学生の入学料及び授業料等の減免措置に係る経費に対する支援。

(2) 大槌町林野火災による被災地域の児童生徒等の心のサポートへの支援

- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。

《スクールカウンセラー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
スクールカウンセラー 人数(配置校数)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)	66人 (358校/486校)	66人 (354校/475校)	67人 (352校/465校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7	7
配置人数合計	18人	18人	18人	19人	18人	18人	17人	16人

- 東日本大震災津波以降、県教育委員会が実施してきた「心とからだの健康観察」においても沿岸部の児童生徒の要サポート率が高止まりしており、今回の林野火災により被災した沿岸部の児童生徒の心のサポートが求められる。

《「要サポート」の児童生徒の割合の推移における沿岸部と内陸部の比較について》※過去10年抜粋

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
沿岸部 (%)	13.7	13.3	13.2	12.4	13.1	13.8	14.3	14.8	15.9	15.5	15.2
内陸部 (%)	11.0	11.1	10.7	10.9	10.9	11.0	11.6	12.0	12.5	12.8	12.2

- 「要サポート」の割合は、沿岸部の方が内陸部よりも高い状況が続いている。
- 林野火災への初期対応として、県のスクールカウンセラーが学校、避難所の訪問等を継続的に実施したほか、学校再開に向け、大槌町教育委員会や学校からの要請に応じ、教職員に対する、心のケアの正しい理解に関する説明を行った。学校再開時には、児童生徒に対する、心のケアに関する講話や、対応が必要な児童生徒にはカウンセリングを実施したところであるが、今後時間の経過とともに変調が表れる場合もあり、継続的な支援が必要である。

5 被害を受けた商工観光事業者等への総合的な支援

- 本県では、これまでも、東日本大震災津波からの復旧に全力で取り組む中、平成 28 年の台風第 10 号災害や令和元年の台風第 19 号災害において県内各地で甚大な被害が発生したところであり、度重なる自然災害による地域経済への影響は大きなものとなっている。復興途上において、度重なる自然災害により二重に被災した事業者については、被害の実態に応じた支援の拡充が必要。
- 火災発生以降、宿泊施設における予約キャンセルが相次いでおり、観光需要の低迷が続いていることに加え、避難指示区域内の事業者においては、休業や操業停止を余儀なくされているほか、観光客減少等に伴う売上減少により、地域経済全体への影響が生じている。長引く物価高騰の影響も重なり、事業継続が厳しい状況となっている。

6 高齢者施設及び障害者支援施設等で生じた避難経費への財政措置等

- 災害救助法が適用された災害に係る費用は、国と都道府県が負担することとされている中、今般の災害には災害救助法が適用され、避難所に指定された避難元施設及び避難先施設間の輸送費や、避難所が不足する場合等におけるホテル等の借りに要する経費が災害救助法の対象となる。
- 一方で、高齢者施設及び障害者施設等においては、施設職員の付き添いの下で、個々の入所者の事情に配慮しながら避難を行う必要があるほか、避難先においては、平時と異なる環境下でも継続的なサービス提供が不可欠であり、対応する施設職員の超過勤務手当等の人件費や、広域にわたる避難先施設に通うための旅費等のかかり増し経費が生じているが、これらは災害救助法の対象外とされている。
- 避難によって生じた人件費等のかかり増し経費を支援する他の制度はなく、事業者の負担となっているが、サービスの休止による報酬の減収も相まって、事業者の経営が悪化し、事業撤退に至った場合、地域の介護サービス及び障害福祉サービスの提供基盤が不安定となることが懸念されることから、高齢者施設及び障害者施設等の特殊性や、介護等を要する被災地域の住民が適切なサービスを受けられる基盤を維持する観点を踏まえ、災害から生命・身体を守るために避難を行った事業者に対する支援が必要である。

※ 参考 避難を行った施設数

高齢者施設：4 法人 6 施設

障害者支援施設等：1 法人 1 施設

【県担当部局】総務部 財政課

復興防災部 復興危機管理室、復興くらし再建課、防災課

ふるさと振興部 市町村課、学事振興課

保健福祉部 長寿社会課、障がい保健福祉課

商工労働観光部 商工企画室

農林水産部 森林整備課、森林保全課

県土整備部 砂防災課

教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室

11 津波防災施設の適切な管理に要する財政措置

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことを踏まえ、操作員の安全を確保するため、自動閉鎖システム等の整備を推進。
- 「津波対策の推進に関する法律」（平成23年法律第77号）において、「津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良に特に配慮して取り組むよう努めること」とされている。
- 国は、令和5年7月に閣議決定した「国土強靱化基本計画」では、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新を進めるとともに、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進めることとしている。
- この水門・陸閘自動閉鎖システム等は確実に稼働しており、令和8年4月の三陸沖の地震に伴う津波警報の発表等を踏まえ、これまでに6回稼働し、運用中の全施設を計画どおり閉鎖した。特に、昨年12月8日の青森県東方沖地震の際は、冬期かつ深夜の地震発生であったが、本システム等の稼働により、津波注意報の発表から約20分で運用中の全施設の閉鎖を完了した。県民のみならず、観光等で三陸沿岸を訪れる方々の安全・安心を確保している。
- 一方、本システム等の整備に伴い、県の水門等の更新費は補助事業の活用等により県負担分約10億円/年、維持費は約5億円/年を要する見込み。
- 水門等の統廃合や常時閉鎖化等を行っても、なお、自動閉鎖システム等の整備が必要となる水門等は226基となる。

《震災前後の操作・運用比較》

（県管理海岸（国土交通省所管、農林水産省所管）、市町村管理海岸（農林水産省所管）の合計）

震災前					震災後 R8.3月現在		
施設数		削減	削減後 ①	新設 ※1 ②	施設数 (①+②)		
	遠隔					常時閉鎖等 ※2	遠隔 ※3
773	35	378	395	104	499	273	226

※1) 新設：震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの

※2) 内訳（基）：フラップゲート化（199）、常時閉鎖（49）、その他（25）

※3) 内訳（基）：自動閉鎖システム（214）、遠隔手動（12）

- これらを確実に稼働させるためには、施設整備後も更新費や電気料・点検費用・修繕費等が必要となるが、現行の財政措置としては、整備費等一部の費用のみが交付金の対象とされ、また、更新費については、総事業費や事業対象区域等の補助要件により、交付金の対象が限られている。このことから、施設の更新等に係る予算の確保、国庫補助率の嵩上げ及び補助要件の拡充が必要。
- 地方交付税制度においては、道路、河川、港湾、漁港等が基準財政需要額に算入されている一方、水門や防潮堤等は対象となっていないことから、施設を確実に運用していくためには地方交付税等の財政措置が必要。

《自動閉鎖システム等の整備・運用に必要となる主な費用と現行の財政措置状況》

区分	主な内容	現行の財政措置状況	
		有無	補助率等
整備費	・機械設備（開閉装置、扉体 等） ・電気設備（配電・分電装置、非常用発電機 等）	○	1 / 2（※1）
修繕費・ 更新費	・通信設備（遠隔監視制御装置、情報処理装置、 衛星通信装置、光通信装置 等）	○	1 / 2（※2）
維持管理費	・電気料 ・点検費用（保守定期点検、精密点検等）	×	—

※1 防災・安全交付金、農山漁村地域整備交付金

※2 国土交通省所管：河川メンテナンス事業、海岸メンテナンス事業、
津波・高潮危機管理対策緊急事業等

農林水産省所管：海岸メンテナンス事業、農山漁村地域整備交付金

【担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

12 被災者の生活再建に対する支援

【現状と課題】

1 災害援護資金の償還に係る円滑な事務処理支援等

(1) 償還に係る円滑な事務処理支援

- 東日本大震災に係る災害援護資金貸付けは、申請期間の延長や、償還期間の延長、利率の引下げなどの特例措置が講じられており、令和8年4月8日付け府政防第565号内閣府政策統括官（防災担当）通知により、適用期間が令和9年3月31日まで延長（当初の予定から通算して9年間延長）。

〔災害援護資金の貸付実績(令和8年3月31日)〕

(単位：件、千円)

区分	①住家全壊	②滅失流失	③住家半壊	④家財損害	⑤世帯主負傷	⑥重複、特別 ※	計
件数	198	694	207	50	1	21	1,171
金額	463,020	2,109,144	337,420	61,318	1,000	60,400	3,032,302

※ 重複：⑤と①～④のいずれかが重複した場合

特別：①又は③に該当するもののうち、住宅再建のため残存部分を取り壊さなければならない場合

- 今後、償還時期を迎える貸付案件の増加に伴い、市町村からの債権管理に関する相談の増加も見込まれるが、支払猶予や償還免除とする条件が「無資力又はこれに近い状態」となっているなど、具体の基準や取扱事例が示されていないため、これらを明確にし、市町村の債権管理を支援する必要。

(2) 免除額に対する財政支援

- 東日本大震災津波に係る災害援護資金は、他の災害(平成28年台風第10号、令和元年台風第19号)と比較すると貸付け実績が多く、償還免除に伴う県の負担も多額になること、今後も償還免除額の増加が見込まれるところ。

〔直近3か年における償還免除の状況(各年度末現在)〕

年度	免除額A	国負担分B (A×2/3)	県負担分C (A×1/3)
R5	50,218,517 円	33,479,009 円	16,739,508 円
R6	65,508,047 円	43,672,029 円	21,836,018 円
R7	90,936,202 円	60,624,131 円	30,312,071 円

〔災害援護資金の貸付実績〕

災害名	貸付件数	貸付額	免除額
東日本大震災津波	1,171 件	3,032,302,000 円	90,936,202 円
平成28年台風第10号	14 件	23,200,000 円	0 円
令和元年台風第19号	4 件	8,400,000 円	0 円

※東日本大震災津波は、令和8年3月31日現在

〔直近5か年における延滞状況の推移〕

	R3.9	R4.9	R5.9	R6.9	R7.9
件数	253 (26.8%)	263 (26.4%)	291 (28.5%)	306 (28.4%)	319 (28.9%)
金額 (千円)	169,278 (11.5%)	234,439 (12.7%)	306,495 (14.8%)	356,975 (15.3%)	380,603 (15.4%)

※ () 内は貸付金の支払期日が到来したものに占める滞納の割合。

〔延滞見込額〕(単位：万円)

立替年度(貸付年度)	貸付金額	→	延滞金額
令和7年度 償還(H23 貸付)	10億3,989	} 21億4,405万円 (全体の70.8%)	1億9,818
令和8年度 償還(H24 貸付)	5億5,785		1億2,522
令和9年度 償還(H25 貸付)	5億4,631		1億793
令和10年度 償還(H26 貸付)	2億1,768	} 4億3,133万円	3,937
令和11年度 償還(H27 貸付)	1億7,854		3,330
令和12年度 償還(H28 貸付)	1億8,905		3,924
令和13年度 償還(H29 貸付)	7,900		1,617
令和14年度 償還(H30 貸付)	1億3,161		2,594
令和15年度 償還(R元貸付)	5,400		751
令和16年度 償還(R2 貸付)	2,730		596
令和17年度 償還(R3 貸付)	650		86
令和18年度 償還(R4 貸付)	0		0
令和19年度 償還(R5 貸付)	20		0
合計	30億2,793		5億9,968

(3) 償還期限の延長の特例措置について

- 令和7年4月25日付け公布・施行された「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第182号)」に基づき、市町村が借受人の償還金の支払いを猶予したとき、国庫貸付金の償還期限も延長される特例措置が規定されたもの。
- 特例措置により、市町村と県、県と国の償還期限もそれぞれ5年間延長され、国庫貸付金の償還期限の延長にあたり、担保の提供及び延納利息の規定は適用されないこととされたもの。

2 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

- 恒久的住宅へ移行後においても、住宅ローン返済や生活設計など東日本大震災津波の被災者が抱える課題が複雑かつ多様化し、課題の解決までに時間を要するため、一人当たりの相談対応回数が増え、全体の相談対応回数も増加傾向にあることから、市町村や市町村社会協議会などの関係機関との連携強化を図りながら、課題解決に向けた支援の継続が必要。

〔いわて被災者支援センターの相談対応回数等〕

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談者数(人)	243	176	126	94	65
相談対応回数(回)	1,288	2,669	2,941	2,770	2,732

- 被災者を取り巻く生活環境の変化による抱える問題も複雑化、多様化しており、被災者の精神的な負担の軽減を図るために、岩手県こころのケアセンターの設置を継続することが必要。

〔岩手県こころのケアセンター相談支援件数〕 ※R7年度については2月末現在

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	5,353	7,274	7,304	8,084	11,390	11,317

〔被災者支援総合交付金に係る令和8年度事業一覧〕

(単位：千円)

事業名		交付可能額	事業の主な内容
復興庁 所管	被災者生活支援事業 (復興庁)	36,475	「いわて被災者支援センター」による、恒久的住宅への移行後の被災者の生活を支援
厚生 労働省 所管	被災者の心のケア支援事業 (厚生労働省)	279,976	「岩手県こころのケアセンター」等により、被災者に対する心のケア専門職による相談支援等を実施
こども 家庭庁 所管	子どものこころのケアセンター運営事業 (こども家庭庁)	51,913	「いわてこどもケアセンター」による、被災児童等に対する心のケア専門職による相談支援等を実施
合 計		368,364	

3 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

- 東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、一部の補助率は引き下げられるも、「第2期復興・創生期間」以降も支援が継続されることとなった。
- 災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定を図るためには、現行の補助率を維持するとともに、必要な予算を措置することが重要。特に、今般の物価高騰等の影響から、支援額の基礎となる近傍同種の住宅の家賃と、災害公営住宅の家賃の差額との乖離が更に広がる懸念があることから、国は、当該事業の所要額を確実に措置し、国民生活の安定を確保する必要。

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課
県土整備部 建築住宅課

13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた支援

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助金における被災地特例の激変緩和措置の継続等

- 国は、幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対して運行欠損額の補助を行っているが、東日本大震災の被災地においては、本特例により輸送量要件が緩和されている。
- 本特例措置の実施期間は「当分の間」とされ、終期が明示されていない状況。
- 激変緩和措置が終了した場合には、被災地域における路線の撤退が加速し、被災市町村の交通体系の構築に支障が生ずるおそれ。(R8 事業年度 (R8.4.1 時点) で計画輸送量が 15 人に満たないのは、30 路線中 7 路線)
- 更なる被災地の復興及び地方創生の基盤となる持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまでの間、激変緩和措置を継続することが必要。

要件等	国庫補助路線 (通常)	国庫補助路線 (激変緩和措置)
実施期間	期限なし	当分の間
対象路線	輸送量 15 人以上 150 人以下の路線	輸送量 15 人未満の路線
補助対象経費	事前算定方式 (前々年度までの 3 年間の平均値による費用及び収益から算出)	
補助の上限額	予測費用の 9 / 20	
補助額の調整	・競合区間分は減額調整 ・平均乗車密度 5 人未満の路線は減額調整	

- 市町村においては、路線の維持・確保に向けて、地域公共交通計画や利便増進実施計画の策定に取り組んでいるが、再編による利便性の向上が困難な路線が多く、また、計画策定やその効果が表れるまでには一定の時間を要すると見込まれるところ。
- 「当分の間」とされている激変緩和措置の制度見直しが生じる際には、市町村及び事業者において、当該取り組みを含めた対応に一定の時間が必要となることから十分な周知期間が必要。

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助金における補助上限額の拡大等

- 国は、市町村の地域内公共交通の確保・維持を図るため、地域内フィーダー系統確保維持費補助により、バス事業者等に対して運行欠損額の補助を行っているが、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 被災地域から幹線バスに接続する支線は、被災地域と内陸部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し(算定基礎単価の増額)による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。

項目	内 容
補助率	1 / 2 (補助上限額：市町村毎に算定)
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに運行するもの (新規性要件) ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの ・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの ・乗車人数が 2 人 / 1 回以上である路線 (定時定路線型の場合に限る)

14 教育の復興に対する支援

【現状と課題】

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

- 令和7年8～9月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、10万人余の児童生徒のうち12.7%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、平成27年度まで国庫委託事業により、平成28年度から令和7年度まで国庫補助事業により実施してきた「心とからだの健康観察」の結果からは、毎年、内陸部に比べて震災被害が大きかった沿岸部の方が、教育的配慮を要する児童生徒の割合が高く、また県全体では平成30年度から6年連続で教育的配慮を要する児童生徒の割合が上昇するとともに、令和7年度も依然として高い水準が続いており、中長期的な児童生徒の心のサポートが必要であり、継続した財政支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきており、令和8年度以降も福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要であり、継続した財政支援が必要。

≪「要サポート」の児童生徒の割合における沿岸部と内陸部の比較について≫

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
沿岸部 (%)	12.4	13.1	13.8	14.3	14.8	15.9	15.5	15.2
内陸部 (%)	10.9	10.9	11.0	11.6	12.0	12.5	12.8	12.2
県全体 (%)	11.2	11.3	11.5	12.1	12.5	13.1	13.3	12.7

≪スクールカウンセラー配置状況≫

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
スクールカウンセラー 人数(配置校数)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)	66人 (358校/486校)	66人 (354校/475校)	67人 (352校/465校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

≪スクールソーシャルワーカー配置状況≫

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7	7
配置人数合計	18人	18人	18人	19人	18人	18人	17人	16人

2 教職員の確保

- 平成23年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置して児童生徒の心的外傷後ストレス障害(P T S D)等の問題に対応してきたが、これに加え、震災に関連し、保護者の心身の状態が不安定な家庭環境の中で幼少期を過ごして、生活環境や教育環境が十分に整わない児童生徒への対応も生じているため、令和9年度以降も中長期的な児童生徒の心のサポートや学習支援が必要であり、加配措置の継続が必要。

≪教職員の加配措置状況≫

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
247人	247人	246人	219人	166人	148人	119人	114人	97人	86人	69人	59人	45人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計。平成28～令和8年度は義務教育学校含む。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室、教職員課

15 水産業の復旧・復興支援

【現状と課題】

1 サケふ化放流事業の再生

- 震災後、国からサケの種苗放流に係る経費を支援いただき、一時的に震災前と同水準の稚魚放流ができたものの、ふ化施設の復旧途上における放流数が減少したこと等から、資源回復の遅れが続き、震災の影響によるサケ資源の減少は令和9年度も続く予想。
- サケの放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧・復興事業により、多額の負債を抱え、経営が厳しい状況。
- また、採卵用親魚の不足に対応するため、定置網に入網したサケを親魚として利用せざるを得ない等、各漁協におけるサケの種苗生産に要する経費が増大していることから、本県水産業が復興し、自立的な種苗生産・放流体制が構築されるまでの間、引き続き国による支援が必要。

《本県サケ放流尾数と被災海域における種苗放流支援事業費》（単位：百万尾、百万円）

年度	震災前 (A)※	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (B)	B/A
放流尾数	442	232	53	94	56	20	12	2.7%
事業費		361	344	322	364	334	309	—
うち国費		241	229	215	243	223	206	—

※ 平成19～21年度の平均値

(岩手県調べ)

《サケ漁獲量の推移》

(単位：トン)

	震災前 (A)※ ²	令和5年	令和6年 (B)	令和7年 (C)	C/A	C/B
全国※ ¹	171,530	58,540	46,636	16,323	10%	35%
岩手県	25,053	134	117	42	0.2%	36%

※1 河川捕獲及び海産親魚を含まない。(国立研究開発法人水産研究・教育機構調べ)

※2 平成20～22年度の平均値

<参考1> 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年餌となるコンブ等の海藻の生育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。

《本県アワビ放流個数と被災海域における種苗放流支援事業費》（単位：万個、百万円）

年度	震災前 (A)※	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (B)	B/A
放流個数	781	639	409	706	596	623	677	87%
事業費		156	—	150	97	232	238	—
うち国費		104	—	100	65	155	158	—

※ 平成20～22年度の平均値

(放流個数：公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会調べ (R7は、県調べによる速報値))

《岩手県におけるアワビの漁獲量》

(単位：トン)

	震災前 (A)※	令和5年	令和6年 (B)	令和7年 (C)	C/A	C/B
アワビ	343	101	59	71	21%	120%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値 (岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

- 令和7年6月に閣議決定した『「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』では、被災地の中核産業である水産業について、次のとおりまとめている。

「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の変更について (令和7年6月20日閣議決定) p25

被災地の中核産業である水産業について、水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復といった課題に対し、関係省庁が引き続き支援するほか、気候変動の影響による主要魚種の不漁等の我が国漁業を取り巻く全国的な環境変化に対しても、政府として対応していく。

<参考2> 国の関連事業：「被災海域における種苗放流支援事業」

3 流通・加工業の再生

- 令和7年6月公表の水産庁の復興状況アンケート※によると、本県では、売上の回復が震災前水準の8割未満である水産加工業者は50%で半数以上を占めており、依然として回復が遅れている。
- また、売上が回復できない要因としては、「原材料の不足」(56%)の割合が最も高く、次いで「販路の不足・喪失」(35%)、「人材の不足」(34%)、となっている。
- 「原材料の不足」と「人材の不足」については、主要魚種の不漁等による影響を大きく受けている一方で、「販路の不足・喪失」については、震災による影響を大きく受けている。

※ 水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート (第12回) (被災6県対象)

- 県内の水産加工業者は、国の水産業復興販売加速化支援事業を活用し、震災により失われた販路の回復や新規創出等に取り組んでおり、販路回復等の支援策として有効であることから、今後も継続支援が必要。

《事業導入実績》

(単位：社)

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計 (延べ)
13	11	7	9	11	6	4	5	4	5	3	78

<参考3> 国の関連事業：「水産業復興販売加速化支援事業」、
「持続可能な水産加工流通システム推進事業」

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

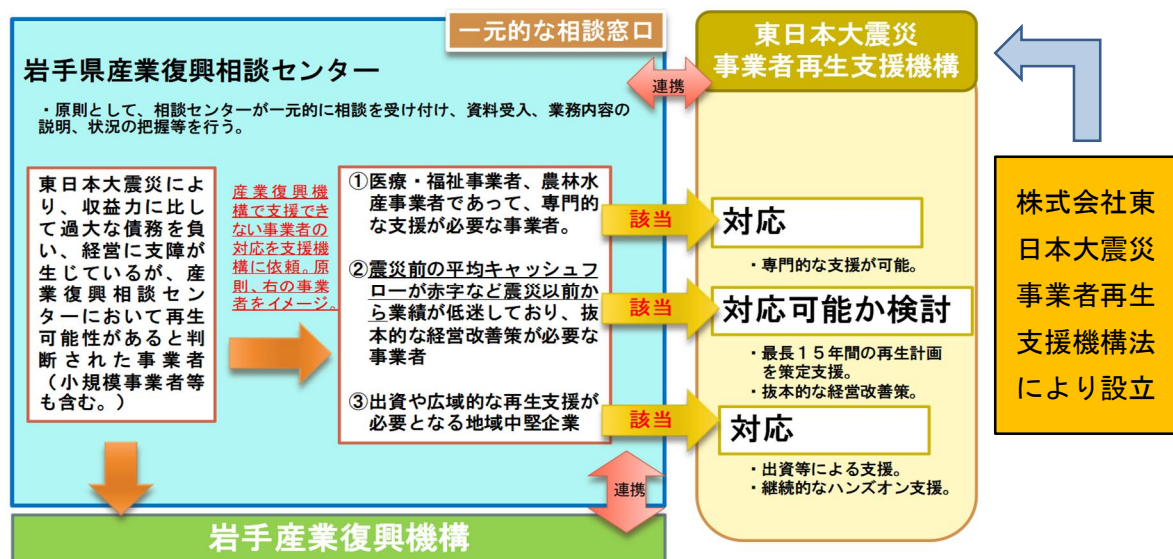
16 被災事業者への支援策の継続

【現状と課題】

1 事業再生等に向けた支援策の継続

(1) 事業再生の実現に向けた支援策の継続

○ 産業復興相談センター等の支援の枠組



《産業復興相談センターの支援状況（令和8年3月末累計）》

相談企業数	左記のうち主な対応		
	債権買取	長期返済猶予	新規融資
1,464	110	180	25

※ 債権買取は令和3年3月で終了（返済期限：債権買取から10年後）

※ 債権買取を行った110件のうち、支援を継続（令和8年度以降にEXIT期限到来）しているのは1件

《東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況（令和8年3月末累計）》

相談件数	支援数	支援の内訳		
		大口	中口	小口
531	167	5	48	114

※ 大口：借入金10億円以上、中口：借入金1～10億円未満、小口：1億円未満

※ 支援決定は令和3年3月で終了（返済期限：債権買取から15年後）

※ 支援決定を行った167件のうち、支援を継続しているのは85件（令和7年12月末時点）

○ 債権買取により震災前債務を棚上げし、現在も支援を継続している事業者が存在することから、令和9年度以降も産業復興相談センター等による支援体制の継続が必要。

(2) グループ補助金に係る財産処分**① 財産処分の課題**

処分制限期間は長期にわたることもある一方、人口減少や物価高騰、主要魚種の不漁など、被災事業者を取り巻く状況が被災当時から大きく変化していることから、事業者が業態転換や新分野への挑戦など事業継続に向け取り組む場合には、財産処分について柔軟な制度運用が必要。

② 財産処分の承認に伴い納付を求めた事例

○ 飲食店を営む事業者が、コロナ禍による売上減少を補いながら事業継続を図るため、店内を一部改修して釣具販売スペースを併設した際に、業態転換による財産の転用と判断され、納付を求めたもの。(納付額：約 225 万円)

③ 岩手県内の財産処分承認件数と納付状況（令和 8 年 3 月 25 日現在）

○ 財産処分承認件数：773 件

(内訳) 転用 12 件、有償譲渡 76 件、無償譲渡 80 件、有償貸付 4 件、無償貸付 16 件、担保処分 454 件、取壊し 82 件、廃棄 49 件

○ 納付命令件数：122 件

(内訳) 転用 11 件、有償譲渡 60 件、無償譲渡 12 件、有償貸付 2 件、無償貸付 0 件、担保処分 0 件、取壊し 20 件、廃棄 17 件

○ 県への納付額：合計 404,473,718 円

※ 岩手県における交付決定実績：1,573 件

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課

17 観光復興に向けた支援策の拡充

【現状と課題】

1 被災地の観光再生への支援

(1) ブルートゥリズム推進支援事業の補助対象の拡大

- 令和4年度からブルートゥリズム推進支援事業が創設されたが、事業の対象が海水浴場等の受入環境整備、海にフォーカスしたプロモーション等限定されていることから、みちのく潮風トレイルは、海に関するもの以外とされ、同事業は活用できない状況であるところ。
- 被災地域への誘客拡大に当たっては、海の魅力に加えて、震災伝承施設、みちのく潮風トレイル等の国内外から注目の高い観光コンテンツなど、地域の魅力を活用したプロモーションが重要であり、それを担う人材の育成や推進体制の強化が必要であることから、補助対象の拡大が必要。

【ブルートゥリズム推進支援事業の概要】

- ・ 補助対象事業：海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海にフォーカスしたプロモーション、ビーチ・マリーナ・観光船舶を対象とした環境認証の取得に係る事業
- ・ 補助対象者：岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMO
- ・ 補助率：8/10
- ・ R7事業実績：6市町村

〔主な取組〕

- ・ 体験コンテンツの造成・強化（田野畑村、大槌町、大船渡市）
- ・ インバウンドに対応したガイド養成（(一社)宮古観光文化交流協会）
- ・ 漁村文化のストーリー化、海業体験の拡充（かまいしDMC）
- ・ ブルーフラッグ（環境認証）維持のための環境整備（陸前高田市）

【圏域別宿泊者数の推移】

圏域	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2020/ 2019比	2021/ 2019比	2022/ 2019比	2023/ 2019比	2024/ 2019比	2025/ 2019比
県央計	2,748,200	1,784,770	1,844,150	2,273,710	2,522,680	2,650,610	2,661,520	65%	67%	83%	92%	96%	97%
県南計	2,305,050	1,677,550	1,824,880	2,082,410	2,286,020	2,074,620	2,046,000	73%	79%	90%	99%	90%	89%
沿岸計 (13市町村)	1,168,680	785,930	820,790	861,980	836,120	846,790	784,200	67%	70%	74%	72%	72%	67%
県北計 (4市町村)	54,750	63,740	60,100	59,350	63,500	81,290	96,450	116%	110%	108%	116%	148%	176%
総計	6,276,680	4,311,990	4,549,920	5,277,450	5,708,320	5,653,310	5,588,170	69%	72%	84%	91%	90%	89%

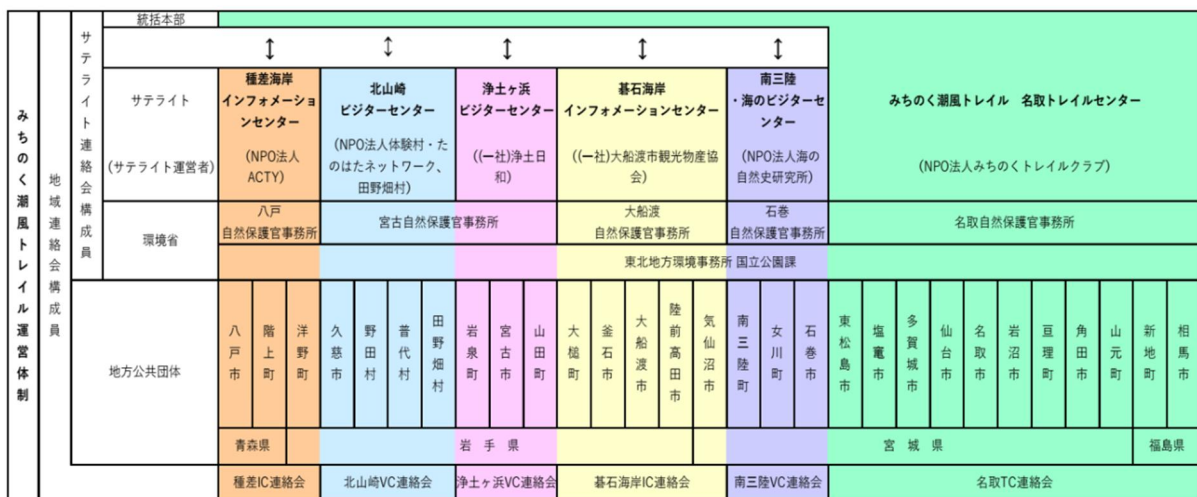
※観光庁宿泊統計調査（参考として提供を受けたもの）

※沿岸13市町村：宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、野田村、洋野町
 県北4市町村：二戸市、軽米町、九戸村、一戸町

(2) みちのく潮風トレイルの受入の状況

- みちのく潮風トレイルの運営は、環境省が設置するみちのく潮風トレイル名取トレイルセンターや基石インフォメーションセンターなどを中心にトレイルを歩くための情報や三陸復興国立公園内の景勝地などの案内が行われている。また、各市町村でトレイルマップの作成、HPやSNSを活用した情報発信などに取り組むほか、民間事業者による荷物配送などのサービスが実施されている。
- 県においては、令和7年度に三陸事業者や行政等を対象としたワークショップを開催するなど、各地域の取組や課題を共有したところであり、その中で、参加者から多言語看板の整備や情報発信等の課題もあげられている。国内外から訪れるハイカーの満足度を向上させ、再来訪の促進や新たなハイカーの来訪には、好事例の普及拡大を図り、地域が一体となった受入態勢を強化することに取り組んでいく必要がある。

【みちのく潮風トレイル運営体制図】



(3) 宿泊施設の復興に向けた国の支援制度の活用状況

- ア ユニバーサルツーリズムの推進に向けた環境整備
- 高齢者、障がい者、訪日外国人旅行者等が安心して旅行ができる宿泊環境を整備するため、ユニバーサルツーリズムを推進するもの。
 - 補助対象は民間事業者であるが、小規模、零細な事業者にとっては持ち出しの負担が大きいこと（補助率 1/2）、また、比較的規模の大きな事業者にとっては補助上限額が低い（上限：1,500万円）こともあり事業の活用が進んでいない。
- イ 観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業
- 観光需要の急増に伴う宿泊施設などの人手不足解消を目的に、省力化・省人化に向けた設備やシステム導入を支援するほか、外国人材の確保・定着の支援や宿泊業における従業員の待遇改善策の検討など観光産業の基盤の維持・強化を促進するもの。
 - 補助対象は宿泊事業者であり、本県でも活用されている。

〔補助事業〕

・本県でのR7実績 3施設

ウ 全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

- DXの推進を通じた全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援、持続可能な観光地域づくりに向けたDX専門人材による伴走支援、データ活用による観光課題解決と消費拡大モデルの創出を実施するもの。

[補助事業]

- ・本県でのR7実績 なし

2 海外からの誘客促進への支援

- 令和6年の訪日外国人の延べ宿泊者数は過去最高の約1億6,447万人泊となっており、本県の外国人宿泊者数も過去最高の38万7千人泊となったが、全国のコロナ禍前からの伸び率を下回っており、更なる誘客拡大が必要となっている。
- 「東北観光復興対策交付金制度」が令和2年度に終了し、また、地方運輸局と地方自治体が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和4年度からは全国的に措置されないこととなった。
- 外国人観光客の来県による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、海にフォーカスした観光にとどまらず、昨今、注目が高まっているみちのく潮風トレイルや、「食」、「体験アクティビティ」等多様な観光資源を活用して被災地が一体となって滞在コンテンツの充実や宿泊施設等受入態勢の充実などに取り組むことが重要であり、誘客拡大に向けた取組に幅広く活用できる事業が必要。

○全国及び東北の外国人宿泊者数の推移(全施設)

(単位:人泊)

	H22	R1	R5	R6
全国	28,054,620	115,656,350	117,751,450	164,466,770 (139.7)
東北	603,380	1,851,700	1,561,130	2,280,280 (146.1)
青森県	65,210	356,550	265,280	413,280 (155.8)
岩手県	90,960	343,970	282,510	386,400 (136.8)
宮城県	200,220	563,040	525,780	776,630 (147.7)
秋田県	87,770	139,400	95,600	119,610 (125.1)
山形県	59,920	234,050	178,790	256,130 (143.3)
福島県	99,300	214,690	213,080	328,230 (154.0)

※ 出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

※ ()内は対前年比を示すもの(単位:%)

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室

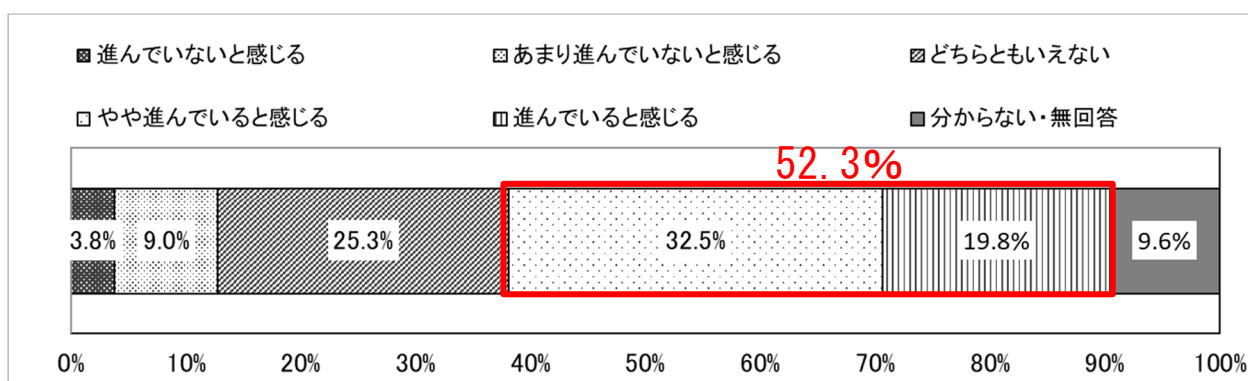
18 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

【現状と課題】

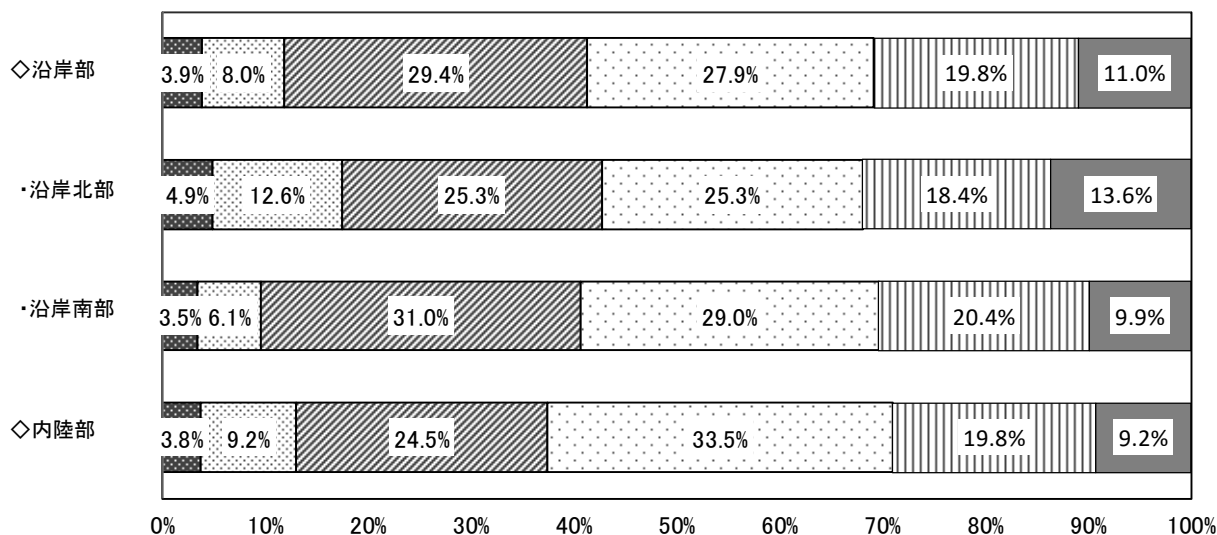
1 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

- 年月の経過とともに、震災の記憶や経験がない世代が増加し、東日本大震災津波の記憶の風化が懸念されることから、教訓や復興のプロセスを全国的に共有していくことが必要。

【参考1 令和8年意識調査で「風化を感じる」と回答した人の割合（復興推進課調）】



<地域別>



震災の風化が「進んでいると感じる」「やや進んでいると感じる」と回答した割合は、県全体で52.3%

【参考2 県内震災伝承施設等の利用者数等の変化（観光・プロモーション室調（聞き取り調査））】

震災語り部ガイド団体受入数の推移（H24～R6年度） 単位：人、団体

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受入人数	79,045	105,351	104,637	77,123	60,195	49,567	47,960	50,188	21,349	30,586	36,102	31,951	26,751
受入団体数	4,050	5,131	4,991	3,887	3,267	2,737	2,602	2,599	904	1,109	1,479	1,548	1,193
対前年比 (受入人数)	-	133.3%	99.3%	73.7%	78.1%	82.3%	96.8%	104.6%	42.5%	143.3%	118.0%	88.5%	83.7%
対前年比 (受入団体数)	-	126.7%	97.3%	77.9%	84.0%	83.8%	95.1%	99.9%	34.8%	122.7%	133.4%	104.7%	77.1%

震災語り部ガイド等の受入人数は、平成25年度をピークに減少傾向であり、令和6年度実績はピーク時の約4分の1。全国的な関心の低下が懸念される。

- 県内の震災伝承の担い手は、NPO法人や市町村の観光協会等が主であるが、令和4年度に東日本大震災津波伝承館が県内13団体に実施した調査では、担い手の高齢化等に伴い、ガイド人材の確保を課題に挙げた団体が9団体（69.2%）あり、対応が必要なところ。
- 本県では、令和元年度から新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、被災県の責務として、国内のみならず世界の防災力向上に貢献するため、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていくために必要な取組について、永続的に実施することとしているところ。

《本県の取組例》

- ・ 「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の制定（令和3年2月19日公布、施行）
震災により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切にし、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓う日として、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」とする条例を制定。
- ・ 東日本大震災津波追悼式の開催
県として犠牲者を慰霊・追悼し、復興に向けた決意を新たにするため、平成23年度から令和4年度まで市町村と合同で毎年追悼式を開催してきたが、令和5年度以降は、盛岡広域首長懇談会と共催し、内陸の盛岡市において県主催の追悼式を開催。令和7年度は、牧野復興大臣等を始めとする御来賓や、県民等約300人が参列。
- ・ 東日本大震災津波伝承館
震災の事実を踏まえた教訓を世界に発信し、未来に伝承していくため、三陸の津波災害の歴史、東日本大震災津波の事実、震災の経験から得た教訓などを学ぶことができるよう、陸前高田市の「高田松原津波復興祈念公園」内に令和元年9月22日に開館した、日本を代表するような震災津波学習拠点。令和8年5月末時点で140万人を超える方々が来館。
- ・ いわて震災津波アーカイブ～希望～
東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に活かすため、平成29年3月にインターネット上で公開し、収集した約24万点の震災津波関連資料を検索・閲覧できる仕組みを構築（平成30年8月から「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」、令和2年2月からハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所の「日本災害DIGITALアーカイブ」との連携開始）。

・ いわて震災伝承施設・団体ガイド IWATE TSUTAERU ～語り継ぐ 未来のために～

東日本大震災津波の事実と教訓を共有して震災の風化や関心の低下を防ぎ、自然災害に強い社会の実現を目指すため、県内の震災伝承施設等をつなぐウェブサイト令和7年3月に公開。当サイトを活用し、震災伝承施設等の利用者の拡大に向けた取組を実施。

・ 復興フォーラム

ア 県内フォーラム

多様な主体が一丸となって本格復興に取り組んでいく姿を強力に発信するとともに、岩手にゆかりのある方々が集まる場を設けることで、復興に向けた人的ネットワークの強化を図るために毎年度開催。

イ 県外フォーラム（令和2年度まで関係都道府県と共催）

全国からの支援への感謝を伝えるとともに、被災地における復興への取組や現状を伝えることにより、本県の復興への理解と風化防止、継続的な支援・参画促進を図るために毎年度開催。令和3年度以降は、県外向け復興情報番組を制作し、放映。

ウ 東日本大震災復興フォーラム（被災3県・東京都との共催）

首都圏において被災地域の復興状況や取組について情報発信を行い、風化防止と継続的な支援を呼び掛けるために毎年度開催。令和3年度以降は、風化防止イベントとして実施。

【復興フォーラム開催状況】

年度	県内フォーラム		県外フォーラム		4県フォーラム（H24～R2） 東日本大震災復興フォーラム（R3～）		
	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	幹事県
H23	—	—	H24. 2. 3	東京都	—	—	
	—	—	H24. 3. 26	東京都	—	—	
H24	H25. 2. 9	宮古市	H25. 1. 26	大阪府	H25. 2. 6	東京都	岩手県
H25	H25. 11. 2	大船渡市	H25. 12. 19	愛知県	H26. 2. 13	東京都	宮城県
H26	H27. 1. 15-16	盛岡市、大船渡市	H27. 1. 8	兵庫県	H27. 2. 12	東京都	福島県
H27	H28. 1. 22-23	盛岡市、大槌町	H27. 12. 18	静岡県	H28. 2. 10	東京都	青森県
H28	H29. 1. 20-21	盛岡市、釜石市	H28. 12. 3	長野県	H29. 3. 3	東京都	岩手県
H29	H30. 1. 26-27	盛岡市、大船渡市	H29. 12. 9	東京都	H29. 2. 17	東京都	宮城県
		ほか					
H30	H30. 12. 16-17	盛岡市、宮古市	H30. 11. 17	埼玉県	H31. 2. 10	東京都	福島県
R1	（三陸防災復興プロジェクト2019） R1. 6. 28、R1. 7. 19 R2. 1. 26-27	久慈市、大船渡市	R1. 12. 7	神奈川県	R2. 2. 16	東京都	岩手県
		盛岡市、釜石市					
R2	R3. 1. 31-2. 1	盛岡市	R2. 12. 13	東京都 〈リモート〉	フォーラム形式は中止 （オンライン活用）		宮城県
R3	R3. 7. 4	宮古市	R4. 2. 19	名古屋 〈テレビ〉	オンライン：R4. 1. 21～3. 21 風化防止イベント：R4. 3. 5～3. 11	東京都	宮城県
R4	R4. 7. 2-3 R4. 9. 25	釜石市、陸前高田市	R5. 1. 29	兵庫 〈テレビ〉	オンライン：R5. 1. 26～3. 19 風化防止イベント：R5. 3. 5～3. 11	東京都	福島県
R5	R5. 7. 9 R5. 12. 17	宮古市、盛岡市	R6. 1. 27	関東圏 〈テレビ〉	SNSキャンペーン：R6. 2. 1～3. 11 風化防止イベント：R6. 3. 7～3. 11	東京都	岩手県
R6	R6. 9. 8 R6. 9. 21	田野畑村・山田町、陸前高田市	R7. 2. 22	福岡 〈テレビ〉	SNSキャンペーン：R7. 2. 1～3. 11 風化防止イベント：R7. 3. 7～3. 11	東京都	宮城県
R7	R7. 9. 23 R7. 11. 22	宮古市 大槌町	R8. 1. 18	兵庫 〈テレビ〉	SNSキャンペーン：R8. 1. 27～3. 11 風化防止イベント：R8. 3. 7～3. 11	東京都	福島県

【参考3 東日本大震災津波伝承館の運営費】

東日本大震災津波伝承館の運営費については年々増加しており、今後も、常設展示機器の耐用年数経過に伴う計画的な機器更新が必要。

年度	当初予算額	人件費		管理費	
R4	102,932 千円	81,659 千円	21,273 千円		
R5	106,310 千円	82,351 千円	23,959 千円		
R6	117,888 千円	91,145 千円	26,743 千円		
R7	121,008 千円	90,410 千円	30,598 千円		
R8	130,083 千円	93,579 千円	36,504 千円		

- 国においては、令和4年10月より「東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議」が複数回開催され、令和5年3月10日には、東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」が公開されたほか、3月31日には、『るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド』が制作されたところ。また、令和5年度及び令和6年度には、語り部等への感謝状が贈呈されたところ。
- 震災伝承ネットワーク協議会（事務局：東北地方整備局）が令和4年11月、12月に開催した「震災伝承施設連絡会議」において、参加した震災伝承施設の管理者等から、震災遺構の保存、語り部等の高齢化・継続（育成）等が課題であるとされたところだが、その後、特段対応はなされていない。
- 県では、これまでの取組の成果を踏まえ、今後も、震災の事実・教訓の伝承や復興の姿の発信に取り組む責務があり、こうした取組を実施するためには、伝承施設・団体の運営、伝承・発信の担い手の確保や育成等を継続的に行っていく必要があることから、新たな支援制度の創設が必要。
- 震災の風化防止や国内外の防災力向上のためには、震災伝承ネットワーク協議会などの国と被災地が連携した情報発信の強化や、他の被災地や国際的な防災機関等との連携に対する支援が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

現 状 と 課 題

(地方創生・人口減少対策の推進)

1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

【現状と課題】

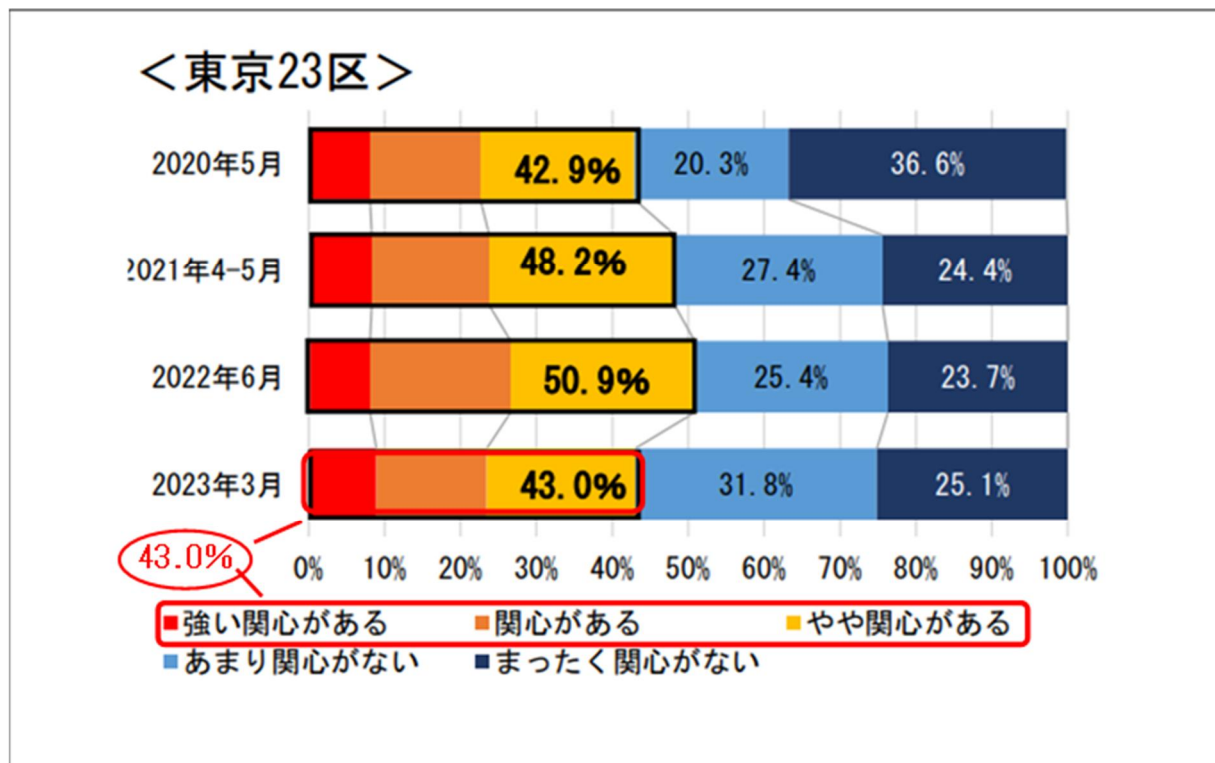
1 地方への人の流れの加速

(1) 地方への産業再配置の促進

- 国では、令和3年6月に「半導体・デジタル産業政策」を策定し、半導体産業の振興を国家戦略として位置付け、国内半導体産業のレジリエンス強靱化等に取り組むこととしたところ。
- デジタル化の進展やカーボンニュートラルに向けた動き、世界的な半導体需給状況のひっ迫、経済安全保障など、半導体を取り巻く環境が大きく変化中、それに対応するため国内外で積極的な投資が行われているところ。
- 成長産業の地方への生産拠点設置は、多くの従業員を雇用する必要があるが、全国的な人手不足の中で必要な人材を確保していくためには、U・Iターンを含めた移住定住対策を強力に推進することが不可欠である。
- 近年、急速な少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化している。こうした中、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うための、国における令和6年税制改正（地方拠点強化税制関係）（令和5年12月22日閣議決定）において、企業等の本社機能移転・拡充を促進するための支援制度の令和8年3月31日までの2年間の延長が決定された。
 - ・ 特定建築物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税）
 - ・ 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）
 - ・ 企業の地方拠点化に係る地方交付税による減収補填措置
- 地方移転のインセンティブが有効に機能するよう、ビジネス環境や企業動向の変化を踏まえ、地方拠点強化税制の支援対象となる施設の追加、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、優遇措置の更なる拡充が必要である。
- また、企業の本社機能移転を促すには、地方拠点化税制に加え、地方自治体独自の支援策の実施が効果的であると考えるが、財政力が脆弱な地方自治体は、独自の取組を行うことが困難な状況である。

(2) 東京一極集中の是正に向けた柔軟な施策の展開

- 内閣府が令和5年4月19日に発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」結果によると、東京23区に居住する20歳代の43.0%が地方移住に「強い関心がある」「関心がある」「やや関心がある」と回答するなど、若者の地方移住への関心はコロナ禍前の水準に戻っている。



- 人口の社会増減でみると、東京圏の転入超過はコロナ禍を経て、2023年（令和5年）に再び10万人を超え、2025年（令和7年）で30年連続の転入超過となり、東京一極集中の傾向は続いている。

《東京圏の転入超過数の推移》

（単位：人）

区分	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
転入者数	492,631 (432,930)	482,743 (420,167)	507,341 (439,787)	524,619 (454,133)	526,425 (461,454)	515,892 (451,843)
転出者数	393,388 (401,805)	401,044 (414,734)	407,822 (401,764)	398,104 (385,848)	390,582 (382,169)	392,358 (386,624)
転入超過数	99,243 (31,125)	81,699 (5,433)	99,519 (38,023)	126,515 (68,285)	135,843 (79,285)	123,534 (65,219)

※ カッコ内は東京都の数 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（外国人移動者を含む）

- 東京圏のうち東京都においては、コロナ禍の影響から、2021年（令和3年）の転入超過数が2020年比83%減の5,433人となり過去最少を更新した後、2022年以降は増加に転じていたが、2025年（令和7年）は、前年に比べやや縮小した。

- 国立社会保障・人口問題研究所が 2023 年に行った第 9 回人口移動調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は 19.8%と他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、地方移住の率直的な取組が必要である。

- 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、令和元年度、地方創生移住支援事業（移住支援金）を創設したところであるが、対象者は東京 23 区在住・通勤者に限定されている。地方移住への関心が高まっているこの機会を捉えて、地方移住への具体の行動につなげるためには、移住元の地理的要件等を、東京圏（条件不利地域を除く。）在住・通勤者まで拡大し、併せて、在住・通勤年数の要件についても緩和することが必要である。

《移住支援金年度別支給実績（直近 3 か年度）》 (単位：件)

	支給件数			【再掲】支給件数の内訳				
	計	(単身)	(世帯)	就業	プロ人	起業	テレワーク	関係人口
令和 5 年度	90	43	47	20	1	1	41	27
令和 6 年度	86	45	41	26	1	1	36	22
令和 7 年度	75	27	48	13	0	3	34	25
合 計	251	115	136	59	2	5	111	74

- 令和 6 年度に創設された地方就職学生支援事業（地方就職支援金）については、全国的に支給件数が僅少（本県の支給実績：令和 6 年度 0 件 令和 7 年度 1 件（移転費））であり、その要因として、少額な支給金額に対して申請手続きが煩雑であることや使途が交通費及び移転費に限定されていることが考えられる。本事業の活用により、東京圏からの学生の地方就職・移住を一層促進するためには、支給金額の引上げ、学生が申請しやすい要件設定、使途の撤廃による手続きの簡素化など、抜本的な改善を講じることが不可欠である。

加えて、移住支援金と地方就職支援金との間で対象地域その他の要件が異なるなど、制度の複雑化を招いていることから、前述の抜本的な改善における一つの方策として、現行の地方就職支援金を発展的に解消する形で移住支援金と制度を一本化し、移住支援金に新卒者を対象とする区分を新設することを提案する。

《全国における地方就職学生支援事業の実施状況》

令和 6 年度支給件数(※ 1) 3 件

令和 7 年度申請件数(※ 2) 79 件

※ 1 令和 7 年 10 月新潟県調べ。回答のあった 38 道府県の状況

※ 2 令和 8 年 1 月福井県調べ。回答を共有可とした 38 道府県の状況。

- 移住支援金に係る相談や要件に関する問い合わせの多くは、東京 23 区以外の東京圏在住者や就業者からであり、支援対象者が在住している地域での制度周知や広報の一層の充実が必要である。

2 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

(1) 本県の産業集積等の状況

- 本県においては、令和2年から、大規模な半導体デバイス工場が生産を開始しており、令和6年7月には、第2製造棟の建屋が完成し、令和7年9月に稼働しているほか、大手半導体製造装置メーカーの生産・物流拠点の増設や、世界シェアを持つ空気圧機器メーカーのサプライヤーパークの建設が決定するなど、今後も、更なる規模拡大が見込まれており、大型雇用が創出されることに加え、地場企業においても取引拡大や雇用創出が生み出されるなど、県内経済の更なる活性化が期待されている。
- また、本県の県南地域においては、自動車・半導体関連企業をはじめとする産業集積が進み、最新鋭の設備と技術で最先端の製品を生産する地域へと成長しており、企業の進出や増設の動きが活発化し、更なる雇用の増加が見込まれる。
- 令和8年3月の本県の有効求人倍率は1.10倍と、155か月連続の1倍台を記録していることに加え、産業集積等に伴い、引き続き人材確保が急務となっている。

《有効求人倍率（季節調整値）》

年 月	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R8.3
全 国	0.50	0.69	0.77	0.97	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25	1.18
岩手県	0.53	0.55	0.50	1.06	1.45	1.33	1.06	1.26	1.32	1.22	1.19	1.10

- 企業によっては、業容拡大に必要な人員を十分に確保できないことから、受注増や生産拡大に対応できないなど、企業の成長性を損なう事例が見られることから、人材確保について企業から強い要望を受けている。

(2) 若者や女性に魅力ある職場環境の整備

- 地方への移住・定住を進め、地方への人の流れを加速させるためには、県内企業における若者や女性に魅力ある雇用・労働環境を構築していくことが必要。
- 県では、いわて働き方改革推進運動を全県的に展開する中で、優良な取組事例を「いわて働き方改革アワード」において表彰し、広く情報発信、普及啓発を実施しているほか、柔軟で多様な勤務制度の導入やオフィス環境の改善等に取り組む中小企業に対する支援を行っている。
- 県内の経済団体、産業団体、国等の関係団体と県が一体となって設立した「いわて女性の活躍促進連携会議・女性の就業促進部会（H29～）」では、女性の一層の活躍に向けて、令和3年3月に企業の経営者や行政機関向けの提言として「男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指して」を取りまとめたところ。

〔提言項目〕

- ・ 経営者の意識改革と実践
- ・ 男女ともに働きやすい企業文化の醸成
- ・ 多様な働き方や仕事の可視化
- ・ 明確な評価基準による成果に基づく評価制度の導入

この提言を踏まえ、男性の家事・育児・介護の参加を推奨等の固定的な性別役割意識の解消に向けた取組、女性の働きやすい就業環境整備を支援する補助金の充実、女性の意欲を引き出すセミナーの開催や企業が取り組む社員研修への支援などが必要。

- 国では、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や情報公表、えるぼし認定などを通じて、女性の職業生活における活躍を推進しているところであるが、女性の働きがいの向上に向けて、柔軟な働き方の選択を可能とする環境整備、同一労働同一賃金の徹底、非正規労働者の正社員化、男女の賃金格差の是正や管理職登用・採用拡大等に向けた制度の整備や企業の取組に対する支援が必要。

(3) 若年労働力の確保等

- 将来の岩手を担う若年労働力を確保するため、新規学卒者の県内就職者数・割合の向上が必要。

《本県の新卒者の県内就職割合》

	R2.3月卒	R3.3月卒	R4.3月卒	R5.3月卒	R6.3月卒	R7.3月卒	R8.3月卒
高卒者	68.5%	71.4%	74.1%	73.6%	71.5%	70.8%	69.5%
大卒者	41.9%	43.4%	44.9%	41.0%	39.1%	38.3%	40.1%

※1 R8.3月卒は、令和8年3月末現在

※2 新規高卒者は、コロナ禍後の県外志向の高まりを受け県内就職率は低下傾向にあり、約3割が県外に就職している。

※3 新規大卒者も低下傾向となっており、約6割が県外に就職している。

- 本県の新規学卒就職者の3年以内離職率は、高卒・大卒ともに3割台で全国平均を上回っており、就職後の定着支援が必要。

《本県の新卒者の3年以内の離職率》

	R2.3月卒	R3.3月卒	R4.3月卒(3年)	R5.3月卒(2年)	R6.3月卒(1年)
高卒者	36.8% (全国 37.0%)	38.9% (全国 38.4%)	36.9% (全国 37.9%)	25.4% (全国 28.4%)	14.8% (全国 16.6%)
大卒者	33.5% (全国 32.3%)	36.1% (全国 34.9%)	36.7% (全国 33.8%)	23.1% (全国 21.8%)	11.0% (全国 10.1%)

※ 就職後3年以内の離職率は高卒・大卒とも3割台で、特に大卒者の離職率が全国に比べ高い状況

- 就職期における若年者の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するため、正社員雇用の拡大や処遇改善等に取り組む地方の企業に対して、キャリアアップ助成金の拡充等、助成制度の一層の整備を推進することが必要。

(4) 従業員宿舎の整備等

- 深刻な人手不足を受け、県内では人材確保に向けた取組の一環として、製造業や水産加工業を中心に、自社において従業員宿舎等の確保を検討する動きが見られるものの、従業員宿舎の整備に多額の費用を要することや、賃貸物件の確保について競合が生じることから、必要な数量の確保に苦慮する場合も多い。
- こうした状況は地域における経済活動の拡大の芽を摘むおそれがあることから、企業による人材確保の取組を支援するとともに、従業員宿舎の整備や従業員の家賃負担の軽減策に対する支援が必要となっている。

3 奨学金を活用した若者の地方定着促進

- 同制度は、地方公共団体が地域の産業的特徴等に応じて、「地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野」の人材を確保し定着を図ることを支援しようとするものであり、地方創生にとって有効な手段の一つ。

- 岩手県においては、平成 29 年度からものづくり・IT 分野を対象にした制度の運用を開始し、令和 2 年度と令和 5 年度に制度の拡充を実施。
- 奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱（総務省スキーム）では、官民の出捐総額の 1/2 に財政力指数に応じた「措置率」を乗じた額を特別交付税措置の対象としているが、人口流出が大きい地方公共団体の財政基盤は脆弱であることから、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税措置率を 0.5 から更に引き上げることが望まれるところ。

《東北各県の制度概要及び特別交付税措置率》 ※大学生の場合

県	大学生への支援割合	大学生への支援額	企業負担	特別交付税措置率※
岩手県	1/2	最大 150 万円	1/2	0.5
青森県	1/2	60～150 万円	1/2	0.5
宮城県	1/2	45～135 万円 (企業への補助)	1/2	0.5×0.76 (推計)
秋田県①	2/3	最大 13 万 3 千円/年×3 年	なし	0.5
	10/10	最大 20 万円/年×3 年		
秋田県②	10/10	最大 20 万円/年×6 年	中小企業 1/3 大企業 1/2	
山形県	10/10	2 万 6 千円×貸与月数+10 万円 又は返還残額のいずれか低い額	1/2	0.5
福島県	10/10	最大 153.6 万円	なし	0.5×0.99 (推計)

※財政力指数による措置率の補正

財政力指数	0.8 以上	0.8～0.5	0.5 未満
財政力による補正	0.5×0.2	0.5×(7/3-財政力指数×8/3)	0.5×1.0

- 現在、奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱（総務省スキーム）の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体独自の奨学金の返還に係る支援の取組とされており、岩手県立産業技術短期大学の学生が活用する厚生労働省所管の「技能者育成資金融資制度」は対象外となっているところ。

※ 岩手県立産業技術短期大学の学生の技能者育成資金融資制度利用状況（R 7 実績）

【矢巾校】12 人（2 年生：8 人、1 年：4 人）、【水沢校】5 人（2 年生：2 人、1 年生：3 人）

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

- 社会構造の変化に対応し、ものづくり産業が地域をけん引し続けていくため、小学生から企業人までの継続的な人材育成や、ものづくり産業への理解促進の取組が必要。

《未来のものづくり人材育成・地元定着促進事業費》

令和 8 年度予算：24,340 千円（国費：12,116 千円）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府） 補助率：1/2

地域ものづくりネットワーク等を中心とした各段階に応じた人材育成を推進するとともに、女子中学生を対象にもものづくり企業で活躍する女性社員等との意見交換を実施するなど、ジェンダーバイアスの解消を図りながら、ものづくり産業への進路選択や就職につなげる取組を実施

《ものづくり高度人材の県内就職・確保促進事業費》

令和8年度予算：8,026千円（国費：4,168千円）

地域活性化雇用創造プロジェクト（厚労省） 補助率：8/10（2,526千円）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府） 補助率：1/2（1,642千円）

ものづくり産業を支える高度人材を確保するため、進学希望の高校生や県内外の大学生の県内企業への理解を促進するほか、県内ものづくり企業と求職者のマッチング機会を創出することにより、県内就職及びU・Iターンを促進

- 地方においては、高度技術等を教育する機関・機会が都会に比べ不足しており、行政が主体となった継続的な人材育成が必要。

《ものづくり産業デジタル化推進事業費》

令和8年度予算：46,107千円（国費：27,480千円）

地域活性化雇用創造プロジェクト（厚労省） 補助率：8/10

ものづくり産業の高度化を図るため、いわてデジタルエンジニア育成センターにおいて、3次元デジタルに関する人材育成や企業の技術の高度化を支援し、県内企業のDXに向けたデジタル化を推進

5 農山漁村の活性化

《農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型））の概要》

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外のプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

① 農泊推進事業

国は、農泊地域の創出に向け、農泊の推進体制整備や、地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成、Wi-Fi等の環境整備等を支援。

県内では、令和元年度以降、下記の地域が採択され、農泊に取り組んでいる。

都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進するため、引き続き、予算の確保が必要。

市町村名	事業実施主体	主な事業の概要	実施期間
遠野市	遠野ふるさと体験協議会	インバウンド対応のための翻訳機整備	R1
		農泊の魅力向上に向けた講習会等の実施	R7～R8
一関市	平泉一関エリア農泊推進協議会	キャッシュレス端末導入セミナー実施	R1
岩手町	アウローラ J5	民泊実施に向けた体制構築と研修実施	R1～R2
紫波町	紫波ツーリズム協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R2～R3
奥州市	ころもがわ農泊地域協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R3～R4
		食・体験を通じた都市住民との交流促進	R6～R7
大船渡市	崎浜ヤンキーブランド実行委員会	食を通じた都市住民との交流促進	R3～R4
盛岡市	盛岡市グリーン・ツーリズム推進協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R6～R7

② 広域ネットワーク推進事業

県では、広域ネットワーク推進事業を活用し、多様な旅行者ニーズに対応できる人材の確保・育成に向けた講座の開講や、農山漁村への体験型教育旅行の誘致活動等を令和9年度以降も実施。

農山漁村の活性化に向け、交流人口拡大の取組を継続するため、引き続き予算の確保が必要。

令和8年度予算：2,674千円（国庫：2,674千円）

6 政府関係機関の地方移転

- これまで、文化庁の京都府移転や消費者庁の徳島県移転など、政府関係機関の地方移転が行われてきた。

令和7年12月23日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」においても、政府関係機関の地方移転に向けた取り組みを着実に進めることとしており、東京一極集中の是正に向け、引き続き国を挙げた取り組みが必要である。

7 高等教育機関の地方分散等

- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

《高等教育機関と圏域別分布》

	人口※1		高等教育機関※2			
	人数(万人)	構成比	学校数(校)	構成比	学生数(人)	構成比
北海道	504	4.1%	55	4.7%	96,685	3.1%
東北	821	6.6%	86	7.4%	135,087	4.4%
北関東	658	5.3%	53	4.6%	95,224	3.1%
東京圏	3,699	29.9%	297	25.6%	1,230,568	39.7%
中部・北陸	1,134	9.2%	132	11.4%	183,349	5.9%
中京圏	1,099	8.9%	90	7.7%	240,239	7.7%
大阪圏	1,661	13.4%	175	15.1%	577,656	18.6%
京阪周辺	357	2.9%	33	2.8%	66,384	2.1%
中国	700	5.7%	80	6.89%	150,405	4.9%
四国	353	2.9%	36	3.1%	60,055	1.9%
九州・沖縄	1,395	11.3%	125	10.8%	264,221	8.5%
合計	12,380	100.0%	1,162	100.0%	3,099,873	100.0%

※1 総務省統計局人口推計（令和6年10月1日現在）

※2 令和7年度学校基本調査（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の計）

※3 東京圏の学生数、構成比の推移

令和3年度 学生数：1,204,641人、構成比：39.2%

令和4年度 学生数：1,211,351人、構成比：39.3%

令和5年度 学生数：1,218,925人、構成比：39.5%

令和6年度 学生数：1,221,720人、構成比：39.6%

- 「特定地域内学部収容定員の増加の抑制」により、情報系の学部学科等の例外（※）を除いて、東京23区における大学の学部等の収容定員の増加を抑制することとされているが、東京23区外及び近隣県の学部開設並びに定員増等が、上記の東京圏への学生数の集中につながっているものと考えられる。

＜東京圏における大学・学部開設、私立大学の定員増の状況（通信制を除く）＞

	令和6年4月、令和7年4月、令和8年4月 開設・定員増	
	学部・学科数	定員（増）数
東京都	25件	2,423人
神奈川県	9件	835人
千葉県	10件	760人
埼玉県	17件	1,520人
計	61件	5,538人

出典：文部科学省大学設置・学校法人審議会「開設予定大学等一覧」及び「私立大学等の収容定員の変更に係る学則変更予定一覧」から抜粋

※ 「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策」において、23区定員増抑制規定に関する例外措置の要件として、

- ① 産業界からニーズ提示のある高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科の収容定員増であること
- ② 収容定員増は、一定期間後に増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増に限ること
- ③ 学生が東京圏（一都三県）外の地方企業等におけるインターンシップや研修等に一定期間参加するなど地方における就職促進策を組み込んだプログラムであることが示され、上記が盛り込まれた「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令の施行について（令和5年6月9日付け内閣府地方創生推進事務局長・文部科学省高等教育局長通知）」が発出されている。

【県担当部局】	政策企画部	政策企画課
	ふるさと振興部	学事振興課
	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室
		ものづくり自動車産業振興室
	農林水産部	農業振興課

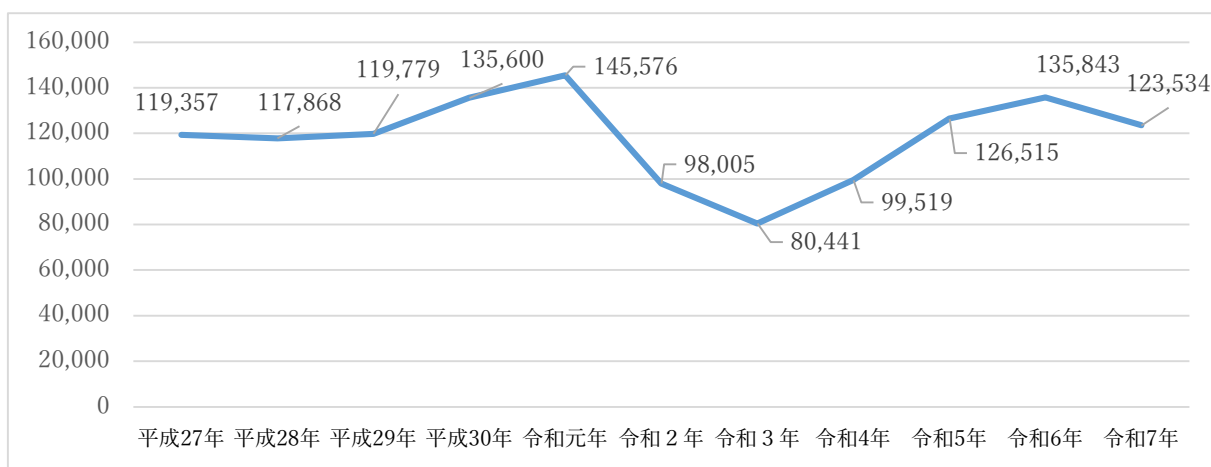
2 地方重視の経済財政政策等の実施

【現状と課題】

1 地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策の実施

- コロナ過による行動制限の緩和に伴い、東京圏の転入超過数は再び増加。

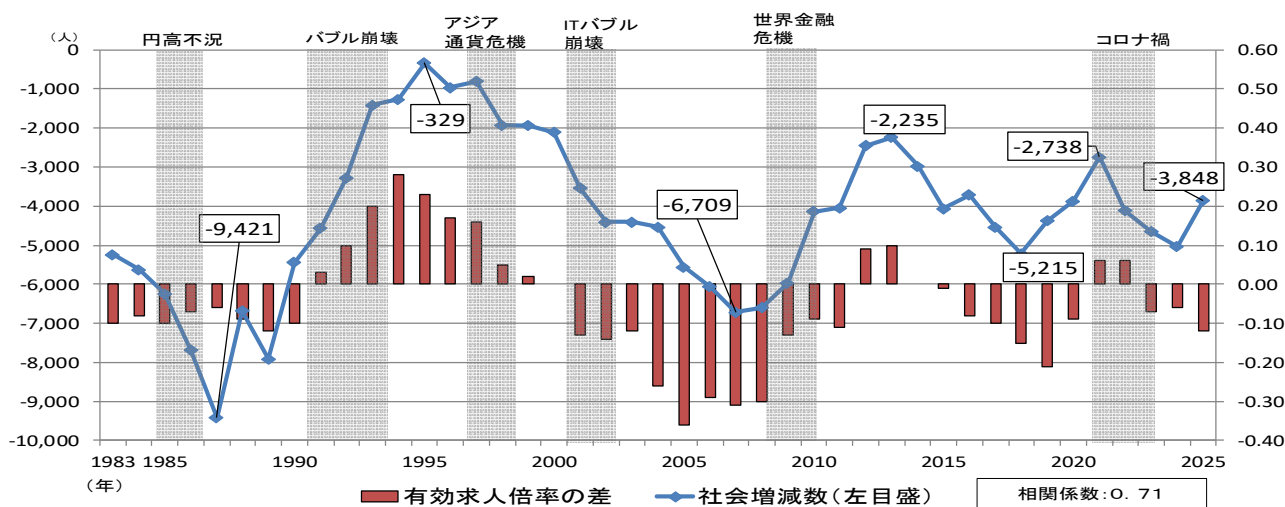
《東京圏の転入超過数の推移》



※ 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告（日本人移動者）

2 地方を重視した経済財政政策の実施

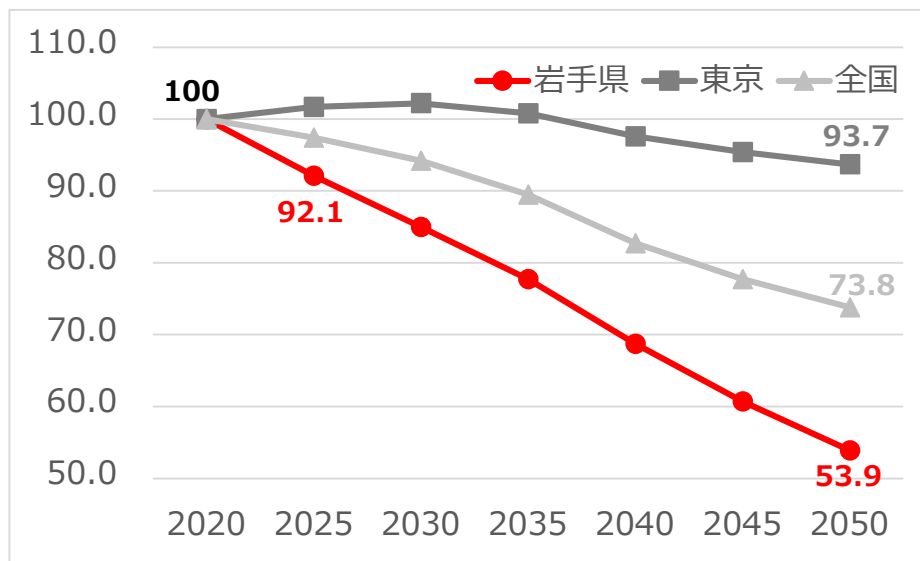
- 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、全国の多くの地方が同様の傾向。
- 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大きく、東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が不可欠。



3 地方における強い経済の実現

- 2050年までの生産年齢人口の推計では、日本全体で現在の7割、本県では半減すると予測。
- 東京都や全国平均との格差が拡大すると予測。

《生産年齢人口指数（2020=100）》



※ 社人研公表資料を基に作成

(1) AIが前提となる企業風土の醸成とイノベーション支援

- 本県では、中小企業のAI活用に向けて、企業・商工支援機関向けの講座の開催や大学・高専への補助を実施している。

事業名	中小企業デジタル化支援事業費
内容	① AI人材育成事業 県内企業及び商工指導団体を対象に、知識・技術レベルや習熟度・理解度に応じたAI講座を実施し、県内企業で活躍するAI人材を育成する。
	② AI人材起業促進事業 AI人材育成や企業等におけるAI利活用の促進及び学生によるAIを活用した起業促進に向けたネットワーク構築等の機運醸成を図るため、県内高等教育機関が行う、調査・開発等に要する経費に対し補助金を交付。 ・ AI人材起業連携情報発信事業費補助金 [補助率：定額、対象：県内高等専門学校] ・ AI人材育成連携推進事業費補助金 [補助率：定額（1件当たり上限500千円）、対象：県内高等教育機関]
予算額	7,770千円（新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用）

- AI活用の前提となる中小企業のデジタル化に向けては、商工団体や金融機関等と「中小企業デジタル化支援ネットワーク」を構築し、中小企業への専門家派遣等を実施。
また、商工団体ではDX推進を効果的にするためITリテラシーとマネジメントリテラシーを持った職員の育成に向け、岩手大学の事業を活用し共同での研修プログラムを実施。
- 中小企業では、一般的に経営者によるトップダウン的な意思決定がなされやすいとされており、地方におけるAI活用の推進には、経営者自身がAIに対する理解を深め、導入効果を実感できる環境づくりが重要。

(2) 地方における高度職業人材の育成強化

- 生産年齢人口の大幅な減少に伴い、人手不足が叫ばれているが、中でも、技術系職業従事者の不足が顕在化している。本県の職業能力開発施設の訓練生に対しては多数の求人が寄せられているが、入校生の定員割れが続いており、産業界のニーズに応えられていない状況。
- 産業界のニーズに応えるため、技術の進展に適合した魅力あるカリキュラムの実施や、入学料や授業料などに係る学生負担の軽減により入校生を確保するとともに、施設の再編や設備導入等により機能を強化し、産業界に貢献する人材を育てていく必要がある。

<技術系職業従事者の不足：有効求人倍率の推移（各年3月）>

	2016年	2021年	2026年
建設・採掘	2.66	3.24	2.98
生産工程（製造業）	1.18	1.24	1.24

[出典]常用求人・求職バランスシート（令和8年3月）【一般及びパートの合計】（岩手労働局）

<令和6年度卒業生及び求人の状況>

	卒業生	県内求人		県外求人		計	
	人	社	人	社	人	社	人
産業技術短期大学校本校	88人	485	485	543	543	1,028	1,028
産業技術短期大学校水沢校	35人	352	352	389	389	741	741
千厩高等技術専門校	9人	33	335	66	507	99	842
宮古高等技術専門校	7人	57	172	69	770	126	942
二戸高等技術専門校	10人	55	177	82	1,115	137	1,292
計	149人	982	1,521	1,149	3,324	2,131	4,845

[出典]岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室調べ

【県担当部局】政策企画部 政策企画課

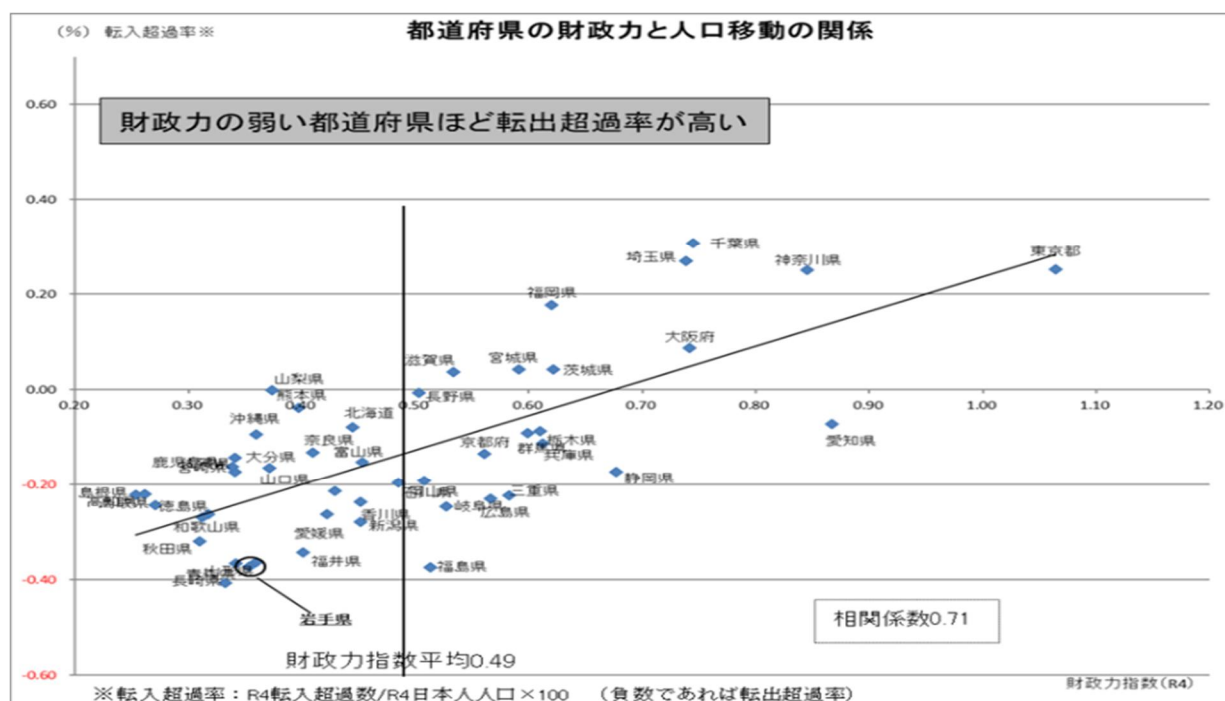
商工労働観光部 経営支援課、定住推進・雇用労働室

3 地方創生の推進を支える財源の確保

【現状と課題】

1 地方創生推進費や地域デジタル社会推進費の継続等と十分な額の確保及び算定方法の見直し

- 令和8年度は、単年度の措置として「地域未来基金費」が創設されたが、計画的に取組を実施していくためには、今後も、安定的に財源を確保していくことが重要。
- 財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した算定が必要。



2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

- 国では、令和7年度から地域未来交付金（平成28年度から令和4年度まで地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金、令和5年度から6年度までデジタル田園都市国家構想交付金、令和7年度は新しい地方経済・生活環境創生交付金）を措置しており、岩手県における直近3か年の活用状況については、以下のとおり。
- 地方創生関係交付金の活用にあたっては、申請事業数の上限や対象経費の制約などの課題があったが、令和7年度から措置された新しい地方経済・生活環境創生交付金では、国費の上限や申請事業数の拡大が図られた。
- 今後も人口減少対策等の課題に継続的に取り組んでいくため、引き続き地方の自主性・主体性に配慮した地方創生関係交付金の十分な確保が必要である。

<デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ> (R5~R6) ※市町村事業は除く

<新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)> (R7) ※市町村事業は除く

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(実績)
事業数	15事業	15事業	15事業
総事業費	692,400千円	724,310千円	655,601千円
交付金額	308,613千円	317,368千円	350,121千円

(主な事業)

- ・ DX・GXの推進による農業水産業の生産性・市場性向上事業(令和5年度新規事業)
データ駆動型農業の導入、地球温暖化への適応や環境保全型農業の推進、マーケット分析に基づいた販売戦略の策定等
- ・ 地域資源を生かした稼ぐ観光推進体制構築事業(令和7年度新規事業)
国内外からの観光誘客の更なる促進を図るため、地域の受入体制整備を進めるとともに、県内の多種多様な観光コンテンツや各地の特色ある伝統工芸品や食品など、地域資源を最大限に生かした稼ぐ観光地域づくりを推進

<デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプ> (R6) ※市町村事業は除く

事業数: 1事業 総事業費: 395,432千円 交付金額: 197,091千円

(主な事業)

- ・ 半導体製造装置を備えた人材育成拠点の整備計画
本県半導体関連産業の持続的な成長に向けて、産学官が連携し、半導体製造装置を用いた各種研修や半導体製品の分解展示等を実施する施設を整備し、半導体関連産業が求める人材の育成・確保を推進

<デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ> (~R6) ※市町村事業は除く

<新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)(R7~)> ※市町村事業は除く

年度	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)
事業数	7事業	1事業	0事業	2事業
総事業費	88,025千円	3,584千円	0千円	283,804千円
交付金額	44,013千円	1,792千円	0千円	141,902千円

(主な事業)

- ・ デジタル技術を活用した学校の情報化
教育の質的な向上を図るため、児童生徒の多様な情報を一元化する統合型校務支援システムを県と市町村が連携して導入
- ・ いわたの歴史トピックデジタルアーカイブ構築事業(令和6年度新規事業)
岩手の歴史・文化の知識や情報の最適化のほか、本県の魅力発信や地域活性化等を進めていくため、県や民間機関が保有する歴史映像などの多様なコンテンツのプラットフォームを構築。
- ・ 岩手県道路情報プラットフォーム構築事業(令和8年度新規事業)
地域住民が行政窓口に移動することなく必要な情報を素早く入手し、スマートな情報伝達が可能となるよう、位置情報と連動した道路情報プラットフォームをWEB上に構築。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課

総務部 財政課

ふるさと振興部 市町村課

地域振興室

科学・情報政策室

4 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援

【現状と課題】

1 地方自治体が行う産業用地の整備に対する支援

- 進行する人口減少問題や人口流出を克服するためには、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出していく必要がある。
- 本県への自動車・半導体関連企業の相次ぐ新增設やそれらの関連企業の進出など、最先端のものづくり企業の国内の生産拠点として地方を選択する動きも見られるところ。
- こうした機会を捉え、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図り、地方創生を一層推進するためには産業用地の確保や工業用水道施設等の整備が必要であるが、財政力が脆弱な地方自治体は、これらの整備等が困難な状況である。
- こうしたことから、国では、令和5年度補正予算、令和6年度補正予算及び令和7年度補正予算において、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進及び地域経済の活性化を実現するため、産業立地に係る関連都市インフラ、物流施設等の整備に活用可能な支援制度が予算化された。

[地域産業構造転換インフラ整備推進交付金（地域産業基盤整備推進交付金）]

令和7年度補正予算 121.8億円（うち北上市4.96億円）

- このほか、（一財）日本立地センターによる「産業用地整備促進伴走支援事業」としてソフト支援がある。
- また、国が令和7年8月に創設した「GX戦略地域制度」において、GX戦略地域に選定された場合は、団地整備に対する伴走支援や融資が実施される。
- よって、地方自治体による地域の産業及び雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進するためには、地方自治体が行う半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの産業拠点整備等以外の産業用地整備に対する、その投資目的や規模に応じた、きめ細やかな国の財政支援が必要。
- 新たな産業用地の整備に際し、令和5年7月、経済産業省が「地域未来投資促進法における土地利用調整計画のガイドライン」を策定したところであり、農業振興地域内の農用地区域からの除外に係る手続きが円滑に進むよう運用されることが必要である。
- このため、国土交通省では、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）を踏まえ、我が国の産業用地の整備を促進するための必要な措置が講じられた。

土地利用転換の迅速化（都市計画法、地域未来投資促進法関係）

- 1 手続きのスピードアップ
- 2 開発許可（市街化調整区域）の柔軟化

- 企業の新規立地や業容拡大に際し、水利権の確保が円滑に進むよう柔軟な対応が必要である。

2 工業用水道施設の整備等に対する支援

- 国際競争力を有する大手半導体製造企業が立地したことから、新北上浄水場の施設整備を順次進めているが、建設等に要する事業費が多大となっている。
- そのような中、引き続き安定的に工業用水道事業を運営するためには、地方自治体のみでの負担では限界がある。半導体関連産業の関連インフラについては、地域産業基盤整備推進交付金を創設いただいたが、引き続き、新北上浄水場の整備に必要な予算を十分に確保いただくとともに、既存の工業用水道施設の更新や強靱化に要する費用に係る補助や公営企業債（地方公共団体金融機構資金）の枠拡大などが必要である。

[施設整備等に要する概算事業費] 約196億円

- ・ 浄水場の整備（約60,000m³/日）

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

- 本県の工業用水道施設は、建設後 48 年が経過し、更新時期を迎えた施設が多いが、新規の需要に係る施設整備と並行して更新を進めていかざるを得ず、更新に必要な費用が捻出できずに耐用年数を大幅に超えて使用している状況であるため、工業用水道事業費補助金について十分な予算の確保が必要である。
- 工業用水道事業費補助金については、令和 3 年度の制度改正により、採択要件が強靱化（耐震化、浸水対策及び停電対策）に係るものに限定されたところであるが、老朽化対策が必要な設備は多岐にわたっていることから、補助対象の拡充が必要である。

[岩手県の工業用水道事業の概況]

名 称	建設年度 (経過年数)
北上中部工業用水道	
第一浄水場	S53(48年)
第二浄水場	S56(45年)
第三浄水場	H4(34年)

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
企業局 業務課

5 地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップへの支援

【現状と課題】

1 地方公共団体が実施するスタートアップ創出・成長施策に対する財政支援の充実

- 地方発のスタートアップは、地域経済の成長や社会課題の解決に重要な役割を担うものと認識しているが、国の「スタートアップ育成5か年計画」においてスタートアップの創出や成長に必要とされている「人材・ネットワークの構築」と「資金供給」の機会は、東京など首都圏に集中している現状にある。

本県では、こうした機会を地方から創出し、スタートアップの創出・成長の好循環を生み出すエコシステムを形成していくため、令和8年度から、国の地域未来交付金を活用して、海外ベンチャーキャピタルと連携したスタートアップに関する国際カンファレンスを開催することとしているが、令和9年度以降もこの取組を継続・発展させていくためには、国による継続的な財政措置が必要。

2 令和8年度取組内容

(1) 海外ベンチャーキャピタルと連携した国際会議の開催【新規】

- ・ 令和7年度の海外ベンチャーキャピタルの招聘を契機として、県内スタートアップへの投資拡大や海外展開支援を図るため、地域未来交付金を活用して、国内外のスタートアップ・投資家・企業が集う国際会議、岩手国際イノベーションコンベンション（IIC）を海外ベンチャーキャピタルと連携して開催する。

【起業・スタートアップ推進事業費（世界に開かれたスタートアップ成長促進事業費）】

令和8年度予算額：22,633千円

※地域未来交付金（地域未来推進型）（補助率1/2）を活用

- ・ 国際カンファレンスは、県と海外ベンチャーキャピタルとの連携に加え、県内産学官金で組織する実行委員会とともに開催することとしており、予算にはこの実行委員会に対する負担金（20,968千円）を計上しているが、スタートアップの創出と成長の好循環を生み出すエコシステムを形成していくためには、単年度ではなく、継続した開催が必要であることから、令和9年度以降も継続して国の財政措置が必要。

国際スタートアップカンファレンス開催（案）

- (1) 名称 岩手国際イノベーションコンベンション（IIC）
- (2) 開催日 令和8年10月29日（木）・30日（金）の2日間
- (3) 会場 盛岡グランドホテル（岩手県盛岡市愛宕下1-10）
- (4) 想定参加者数：200名
 - ① 国内外の起業家、投資家、企業
 - ② 国内外の金融機関・ベンチャーキャピタル
 - ③ 政府関係者（国、在日シンガポール大使館、在シンガポール日本大使館等）
- (5) 参加費 10万円/人（予定）
- (6) 内容（予定）
 - ① 基調講演（国内外起業家、投資家等）
 - ② ファイヤーサイドチャット（座談会形式での対談）
 - ③ 分科会
 - ④ 交流レセプション

(2) スタートアップアカデミーの開設

国際会議の開催に加え、海外ベンチャーキャピタルが計画する起業家や投資家を育成するスタートアップアカデミーの本県への開設を支援し、本県スタートアップの創出から投資拡大による成長、海外展開による事業拡大等の好循環を生み出すエコシステムを形成する。

(世界に開かれたスタートアップ成長促進事業費にアカデミー開設に向けた経費は計上していないが、アカデミーは本県の地域経済や社会課題解決を担うスタートアップを持続的に創出・育成するエコシステム形成に向けた取組であることから、今後のアカデミー開設の状況に応じ、海外ベンチャーキャピタルと本県が連携した取組に対する財政措置が令和9年以降に必要。)

【参考】

- 本県においては、社会的・環境的課題の解決や新たなビジョンの実現と、持続的な経済成長をともに目指す「インパクトスタートアップ」や、社会課題の解決に取り組み社会的インパクトを生み出しながら事業を行う「ローカル・ゼブラ」の活躍も始まっているが、本県経済の牽引や社会課題の解決に資するスタートアップを増やし、その成長を支援していく必要がある。
- J-Startup(※)
 - ※ 経済産業省において、グローバルに活躍するスタートアップを創出すべく、潜在力のあるスタートアップを選定
 全国：272社、東北：19社（宮城8社、福島、山形：各4社、岩手：3社）
 岩手選定企業：3社（㈱ヘラルボニー、㈱ファーマンステーション、炎重工㈱）
- J-Startup TOHOKU(※)
 - ※ 東北経済産業局において、東北地域から飛躍的な成長が期待されるスタートアップを、東北におけるロールモデルとして選定
 東北：44社（宮城：28社、福島6社、岩手、秋田、山形：各3社、青森：1社）
 岩手選定企業：3社（㈱ヘラルボニー、㈱北三陸ファクトリー、㈱東北医工）

3 地方公共団体が実施する起業支援施策に対する財政支援の充実

- 地方の持続的な成長のためには、起業による社会課題の解決や雇用の創出、新しい産業クラスターの形成が重要であることから、地方公共団体が行う起業支援策を継続して実施できるよう、所要の財政措置が必要。

(1) スタートアップ創出に向けた産学官連携による人材・ネットワーク構築への支援

- 地域経済の新たな担い手となる起業家を継続的に生み出すため、県内の関係機関と連携を強化し、一体となって起業家を支援することを目的に令和5年8月に設立した「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」における取組や若者・学生への起業家教育プログラムを、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施している。

【起業・スタートアップ推進事業費】 令和7年度予算額：12,226千円

※新しい地方経済・生活環境創生交付金（地方創生推進タイプ）（補助率1/2）を活用

- 地方発のスタートアップが資金調達や事業成長に関する十分な助言が得られるよう、相談窓口の体制整備や、メンター・アクセラレーター等の設置が必要となっていることから、地方公共団体が、地方の実情に応じて行うベンチャー・スタートアップ支援策を継続して実施できるよう、所要の財政措置が必要。

【参考】令和7年度の取組内容

ア いわてスタートアップ推進プラットフォームの取組

＜構成団体＞

県内の商工指導団体、金融機関（県内に拠点を有するベンチャーキャピタルを含む）、産業支援機関、高等教育機関、市町村、県等

参画団体数 96 団体（令和8年3月31日現在）

① 連絡会議

参画団体の現在の取組内容や、先進事例等を共有し、本県の強みを生かした今後の取組の方向性を検討

区 分	開催日
第1回連絡会議	令和7年7月23日（水）
第2回連絡会議	令和8年3月9日（月）

② 情報交換会、起業家交流会

起業・創業等を効果的に支援するため、起業に向けた「場づくり」に必要な支援や、他分野と連携した新しいビジネスモデル創出など、新たな取組を支援するための手法について情報交換（令和7年10月29日（水）、令和7年11月6日（木）、令和8年3月9日（月）開催）

③ 分科会

検討を効果的に進めるため、分科会を設置し、意見交換を実施

区 分	開催日
① 創業支援分科会	令和8年3月9日（月）
② 新規事業開発支援分科会	令和8年3月9日（月）
③ 女性の起業支援分科会	令和7年11月10日（月）

④ 支援策の効果的な情報発信に資するHPの開設

ポータルサイトにより構成団体の支援策、イベント情報等を一元的に発信

イ 若者・学生への起業家教育プログラムの実施

いわてイノベーションスクールの開催

令和2年度から開始した大学生向けの人材育成講座で、イノベーションを生み出す考え方、グループでプロジェクトを進めていく手法、ビジネスプランの構築力について、岩手県内外の専門家のサポートを得て、実践的に学んでいく1年間のプログラムを開催

令和7年度：岩手大学、岩手県立大学等の学生10名が受講

ウ ピッチ大会・交流会の開催（岩手X（クロス）ピッチ）

県内起業家のビジネスの成長促進支援とともに、県内在住者及び首都圏等県外在住者の本県での起業のきっかけづくりを図るために2回開催。県外在住者も参加。

エ メンタリングプログラムの実施

ピッチ大会登壇者の中から、基礎的なビジネスモデルの構築が終わっている者を選定し、メンタリングプログラムを11月中旬から実施

対象者・人数	ピッチイベント最優秀賞者2名、メンタリング支援希望者（ピッチイベント登壇者から選定）3名 合計5名
支援内容、4回	個別面談、経営課題や事業計画の整理、アクションプラン作成
メンター	スタートアップ支援の経験を持つ人材や、各地で活躍する専門家

(2) 経営環境に対応した起業・創業への支援

- 本県では、県内在住者並びに県外からの移住者による起業及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継、第二創業に対し、必要な経費を助成するため、「岩手県地方創生起業支援事業費補助金」を新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施している。

【岩手県地方創生起業支援事業費補助金（令和元年度～）】

※※新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））
（補助率1/2）を活用



【支給対象経費、支給額等】

直接人件費、店舗・事務所等賃借料、設備費、原材料費、賃借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等、起業又は新たな事業の実施に係る経費の2分の1以内（最大200万円）を支給

《岩手県地方創生起業支援金実績》

・ R 5 年度

募集期間 令和5年4月1日～6月8日（一次募集）

令和5年7月25日～9月5日（二次募集）

採択者 10件（県内6件、県外4件（申請18件（県内12件、県外6件））

支給額 計15,901千円

・ R 6 年度

募集期間 令和6年4月1日～6月7日（一次募集）

令和6年7月17日～9月3日（二次募集）

採択者 14件（県内11件、県外3件（申請29件（県内21件、県外8件））

支給額 計22,689千円

・ R 7 年度

募集期間 令和7年4月1日～6月6日（一次募集）

令和7年7月10日～8月29日（二次募集）

令和7年9月3日～10月8日（三次募集）

採択者 12件（県内9件、県外3件（申請27件（県内23件、県外4件））

支給額 計16,981千円

【参考】

- 新型コロナウイルス感染症を契機として経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、創業を考える事業者が増加し、商工指導団体による創業指導の回数が高水準で推移している。（令和4年度：594回、令和5年度：637回、令和6年度：968回）
東京商工リサーチ盛岡支店の調査では、令和6年の岩手県内の新設法人数は532社（令和5年：566社）となっている。
- 岩手県内の開業率（雇用保険事業年報による算出）は、全国平均を下回る水準（令和5年度：2.7%、41位）となっているが、少子高齢化や人口減少に対応し、新たな人の流れを生み出すため、起業しやすい環境を整えるとともに、起業家人材の育成により岩手県内での起業や起業後の事業拡大を促進する必要がある。
- 「産業競争力強化法」に基づく県内市町村の「創業支援等事業計画」の策定状況は、令和7年12月25日現在で33市町村中27市町村が策定済み（81.8%）となっている。
起業支援は、市町村が中心となって地域の民間事業者等と連携し行っているが、市町村の区域を越え、県全域、さらには全国へ展開しようとする競争力の高い起業家も一定数存在する。特に町村単位ではこのような起業家への支援が難しい場合が多い。また、市町村による支援内容の差や、成長ステージに応じた広域的な支援体制の構築などが課題となっている。

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課

6 中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進

【現状と課題】

1 防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業への支援

- 本県では、令和6年度には952円（前年比+39円）、令和7年度には1,031円（前年比+79円）と最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、賃上げ原資に対する直接的な支援を行っている。

事業名	岩手県物価高騰対策賃上げ支援費
事業内容	最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、賃金を引き上げた中小企業等に対し、物価高騰対策賃上げ支援金を支給
支給対象事業者	県内に事業所を有する中小企業等（公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）を含む）
支給要件	<p>①賃上げの対象時期 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで（賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む）</p> <p>②賃上げ対象従業員 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者 ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。</p> <p>③賃上げ額 （ア）対象時期において、従業員の賃金を賃金引上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。 （イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。</p> <p>④その他 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。</p>
給付額	<p>①従業員1人当たり6万円</p> <p>②ただし、令和7年10月1日から令和8年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合、①に2万円を加算する ※上限50人分（1事業所当たり最大400万円）</p>
給付上限	支援金原資に係る予算25億4,000万円、上限に達し次第終了
申請受付開始	令和8年2月13日（金）
申請受付締切	岩手県全体で25億4,000万円を上限とし、上限に達し次第終了
予算額	2,714,000千円（財源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）

- 最低賃金の大幅な上昇に加え、エネルギー価格・物価高騰等により、中小企業等は依然として厳しい経営環境にあり、賃上げ原資の確保は一層困難となっていることから、県の実情に応じた支援策を取ることができるよう、国による継続的な財政措置が必要である。

2 適切な価格転嫁の実現に向けた支援の拡充

(1) 価格転嫁促進施策の実効性の確保

- 四半期毎に、県内の約 500 者に対し、エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査を実施しており、令和 8 年 2 月末時点の調査では、「価格転嫁を実現した」が 15.3%、「価格転嫁を一部実現した」が 57.8%となり、価格転嫁に向けた取組が行われている一方で、「価格転嫁を一部実現した」と回答した事業者の価格転嫁率は「10%未満」が 34.9%、「10%～30%未満」が 37.4%と低い傾向にあることから、引き続き適切な価格転嫁が行われる環境整備が必要となる。

また、当該調査において、「人件費引上げ分の転嫁を行った（行う予定）」と回答した事業者も同様に低い傾向にあることから、労務費の価格転嫁について引き続き取り組む必要がある。

- 本県では、令和 8 年 2 月に「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を更新し、地域経済団体、労働団体、金融機関及び関係行政機関が相互に連携し、「パートナーシップ構築宣言」や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の普及拡大を始めとした適切な価格転嫁に向けた環境整備に取り組んでいる。

一方で、本県のパートナーシップ構築宣言事業者数は東北及び全国で下位、当該指針の認知度は全国平均を下回っていることから、更なる普及拡大のためには実効性を確保することが必要。

《地域経済団体、労働団体、金融機関及び関係行政機関による共同宣言》

名 称	価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言
宣言日	令和 5 年 7 月 12 日（令和 8 年 2 月 12 日更新）
宣言機関	岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、一般社団法人岩手県経営者協会、一般社団法人岩手県経済同友会、岩手県中小企業家同友会、公益社団法人岩手県トラック協会、日本労働組合総連合会岩手県連合会、一般社団法人岩手県銀行協会、岩手県信用金庫協会、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店、株式会社商工組合中央金庫盛岡支店、岩手県信用保証協会、公益財団法人いわて産業振興センター、経済産業省東北経済産業局、厚生労働省岩手労働局、国土交通省東北運輸局岩手運輸支局、岩手県
目 的	県内の中小企業・小規模事業者が、高騰する原材料費、エネルギーコスト、人件費等の上昇分を十分に価格転嫁できない現状を踏まえ、適切な価格転嫁についての機運を醸成するとともに、経営の安定や生産性向上を図る取組を支援することで賃金の引き上げや人材の確保等に必要環境を整備し、地域経済の活性化に寄与する。
実施項目	①価格転嫁に関する支援策、各種情報の共有、周知、②「パートナーシップ構築宣言」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の普及拡大、③価格転嫁による経営の安定や生産性向上などの理解促進、④事業者の実情に応じ賃上げや人材確保に取り組むための環境整備

《岩手県におけるパートナーシップ構築宣言企業数の状況》

127 社（R5. 7. 12[※]）⇒ 474 社（R8. 3. 25 時点）

※「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」実施日

		青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北計
宣言 企業数	R5. 7. 12時点	219	127	422	207	235	241	1, 451
	R8. 3. 25時点	487	474	1, 189	459	736	893	4, 238
増加率		122. 4%	273. 2%	181. 8%	121. 7%	213. 2%	270. 5%	192. 1%

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、発注者等が求められる行動指針に沿わない行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処することを明記していることから、当該指針に基づき労務費の価格転嫁を着実に進めることが必要。

(2) 都道府県が経済団体等と連携し取り組む支援施策への財政措置

- 本県では、重点支援地方交付金を活用し、事業者の「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度（中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助、中小企業者等物価高騰・価格転嫁支援事業費補助）の創設及び事業展開に「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」の参画機関と連携し、取り組んできたところ。

《「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度》

事業名	中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助
事業概要	適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者を支援するため、生産性向上に向けた設備投資やデジタル化等に要する経費に対し補助
補助対象経費	・生産性の向上または事業全体の高付加価値化を図り、価格転嫁や賃上げのための環境整備に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓等に要する経費 ・人手不足の課題に対応するためのデジタル技術導入等、生産性向上に向けた設備投資等に要する経費

事業名	中小企業者等物価高騰・価格転嫁支援事業費補助
事業概要	県内中小企業者等が物価高騰対策や適切な価格転嫁等に向けて行う取組を支援するため、商工指導団体等に対して、専門家派遣に要する経費について補助
補助対象経費	商工指導団体等が実施する中小企業者等に対する物価高騰や価格転嫁等に係る専門家派遣事業に要する経費

- エネルギー価格・物価高騰等により、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営環境に置かれている中、持続的な賃上げの実現に向けた中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化は全国的にも喫緊の課題である。「成長と分配の好循環」実現までの相当の期間について、都道府県が地元経済団体、労働団体及び関係機関と連携して取り組む支援施策を継続的に実施するための財政措置が必要。

(3) 消費者に対する価格転嫁の周知啓発

- 本県のエネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査（令和8年2月末時点）では、「価格転嫁が実現していない」、「価格転嫁率が10%未満」と回答した割合が、飲食業、小売業、宿泊業、サービス業といった主に消費者に対して取引を行う業種において高い傾向にある。
また、これらの業種における価格転嫁が実現していない理由として、「取引への影響が懸念されるため」、「取引先からの影響が得られないため」と回答している割合が高いことから、BtoC取引における価格転嫁を促進するためには、消費者に向けた周知啓発を行うことで、価格転嫁に対する理解が社会に広く浸透することが必要。

3 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

- 本県では、企業数全体の99.8%を中小企業が占め、製造品出荷額に占める中小企業の割合も5割強となっている。一方、最新の総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査(製造業事業所調査)」によると、本県の製造業における製造品出荷額等(2023年実績)は全国32位、付加価値額(同)は全国34位にとどまっている。
- そこで、本県では、中小企業の実産性及び付加価値の向上を喫緊の課題と位置付け、これまで認定支援機関等と連携し、幅広い業種を対象に、下記事業の制度内容に関する周知活動、事業計画策定及び中小企業等による新たな事業活動への支援等を強化してきたところであり、今後も引き続きこれらの取組を継続することとしている。
- また、エネルギー価格・物価高騰や構造的な人手不足等、依然として厳しい経営環境に直面する中小企業に対し、価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資の支援等を通じ、持続的な賃上げの実現に向けた環境整備を図ることが重要である。
- このため、新たな事業展開や生産の回復・拡大に向けた設備投資等を促進するインセンティブとして、「中小企業生産性革命推進事業」並びに「中小企業省力化投資補助金」及び「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」について、継続・拡充を図ることは有効な施策であると考えられる。

(1) 「中小企業生産性革命推進事業」の継続・拡充

- 国の成長戦略を地方において着実に実現し、地域経済の持続的な発展を図るためには、地域経済を支える中小企業の実産性向上及び競争力強化が不可欠である。このため、「中小企業生産性革命推進事業(中小企業成長加速化補助金、デジタル化・AI導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A補助金)」について、中小企業の実産性向上に資する設備投資等への支援を一層充実させる必要がある。
- 具体的には、設備投資等に係る補助率・補助上限の引上げを行うとともに、店舗改装費等についても、補助対象経費の更なる拡充を図ることが求められる。
- また、経済社会環境の変化を背景に、生産者や中小企業等においては、新たな販路開拓への対応が求められているほか、労働生産性の向上に向けた業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等、ITツールの導入が必要となっている。しかしながら、これらの取組は技術面・費用面の両面において負担が大きく、民間の自助努力のみで対応することは困難である。
- 以上を踏まえ、中小企業が環境変化に的確に対応し、持続的な成長を図ることができるよう、本事業の継続及び拡充を通じた国による支援が必要である。

(2) 「中小企業省力化投資補助金」及び「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」の継続・拡充

- 経済社会の変化や深刻化する人手不足に対応し、中小企業が持続的に成長していくためには、人手不足解消に効果のある設備・システムの導入等による省力化投資を促進し、生産性の向上や売上拡大、業務プロセスの効率化を図ることが不可欠である。併せて、こうした取組を通じて創出された付加価値を賃上げにつなげ、成長と分配の好循環を実現していくことが求められている。
- また、市場ニーズの変化や競争環境の高度化を踏まえ、中小企業が既存事業の枠にとどまらず、新市場への進出や高付加価値事業への転換に継続的に取り組むことも重要である。
- これらの課題に対応するため、「中小企業省力化投資補助金」及び「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」について、中小企業の前向きな投資や挑戦を後押しする施策として、引き続き継続・拡充を図っていく必要がある。

(3) 中小企業の持続的な賃上げ実現に向けて、地域の実情に即したきめ細かな支援を継続的に実施する取組への支援

- エネルギー価格や物価の高騰が長期化する中、中小企業は依然として厳しい経営環境に置かれており、持続的な賃上げの実現に向けた経営基盤の強化は、全国的にも喫緊の課題となっている。こうした中、中小企業が賃上げに取り組むためには、生産性向上や付加価値創出に向けた取組に加え、労務費の適切な価格転嫁を含む取引適正化等、賃上げを後押しする環境整備が不可欠である。
- 一方で、産業構造や企業規模、取引慣行等は地域ごとに大きく異なることから、賃上げ支援策については、全国一律の施策のみならず、都道府県が地域の実情に即してきめ細かに実施する取組を継続的に支援していくことが重要である。
- このため、「成長と分配の好循環」が実現するまでの相当の期間について、都道府県が主体となって取り組む中小企業の実産性向上や賃上げ環境整備に資する施策（本県における主な事業は「中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助」）を安定的に実施できるよう、国の重点支援地方交付金による継続的な財政措置が必要である。

【中小企業者等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助】

- 適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者を支援するため、生産性向上に向けた設備投資やデジタル化等に要する経費に対し、補助金を交付するもの。
- これまで、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業により、県内中小企業・小規模事業者の実産性向上を図る取組を支援してきたところであるが、更なる生産性向上や付加価値創出に向けて、複数の事業者が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減の推進などの取組を支援する「複数事業者連携枠」を新設したもの。
- また、県内中小企業・小規模事業者の人手不足という課題の解消に向けて、デジタル技術導入等による生産性向上の取組を支援する「デジタル活用枠」（省力化投資枠）を新設したもの。
- 令和7年度第5号補正予算（12月補正予算）：国の「重点支援地方交付金」活用
- 予算額：150,000千円（翌年度繰越、事業名を一部変更し新規事業として整理）

〔通常枠（従来枠）〕

- 令和5年度から実施してきた「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」事業を、「通常枠（従来枠）」として内容を維持、継続して実施するもの。

補助対象者	給与支給総額年率平均2.0%以上増加見込みである経営革新計画の承認を受け、パートナーシップ構築宣言を実施済みの中小企業者等
補助対象事業	経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業（新商品の開発・生産、新サービスの提供、新生産・販売方式の導入等）
補助対象経費	生産性の向上を図り、価格転嫁や賃上げのための環境整備に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓等に要する経費
補助率	当該経費の3分の2に相当する額以内の額（千円未満は切り捨て）、1件当たり2,000千円を限度

〔複数事業者連携枠〕

- 同業者や地域での連携といった「面的支援」を推進するもの。(令和4年度から岩手県中小企業団体中央会が実施してきた「企業連携による地域課題対応新事業展開支援事業費補助金」をベースにして実施。)

補助対象者	1者以上が経営革新計画の承認を受けている、2者以上の中小企業者等で構成されるグループ・組合（パートナーシップ構築宣言を実施済みであること） ※岩手県中小企業団体中央会を通じて補助
補助対象事業	複数の中小企業者等が連携して行うデジタル化・DX化や、業務効率化・コスト削減等の推進に向けた事業
補助対象経費	事業全体の高付加価値化を図り、賃上げのための環境整備に向けた設備投資、人材育成及び販路開拓等に要する経費
補助率	当該経費の3分の2に相当する額以内の額（千円未満は切り捨て）、1件当たり2,000千円を限度

〔デジタル活用枠（省力化投資枠）〕

- 「通常枠（従来枠）」より要件を緩和し、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する、生産性向上を目的としたデジタル化・省力化の取組に対して補助するもの。

補助対象者	持続的な経営に向けて、生産性向上を目的としたデジタル化に取り組む、パートナーシップ構築宣言を実施済みの中小企業者等
補助対象事業	商工会・商工会議所の支援を受けて策定する経営計画（国の「小規模事業者持続化補助金」の申請スキームを参考）に盛り込まれるデジタル化による業務効率化の取組に係る事業
補助対象経費	人手不足の課題に対応するためのデジタル技術導入等、生産性向上に向けた設備投資等に要する経費
補助率	当該経費の2分の1に相当する額以内の額（千円未満は切り捨て）、1件当たり1,000千円を限度

（４） 「業務改善助成金」の助成要件緩和等

- 国では令和7年度より「賃上げ支援助成金パッケージ」が拡充され、業務改善助成金においても対象事業者が拡大されるなど、賃上げを伴う投資への支援が強化されているが、申請手の複雑さや助成の要件として設備投資が必要であること等から、県内企業における当該助成金の利用は十分に進んでいない。
- 助成金の要件を理解せず申請を進めると不備が発生し、不正受給につながるおそれがあることから、申請手続に関する書類の作成等について、企業に対する情報提供の充実と適切な指導を行う必要がある。
- 生産性向上に資する設備投資等が必要であるが、例えば、初年度に一定程度の設備投資を行った場合、次年度以降は賃上げのみを要件とするなど、助成要件の緩和を求める必要がある。
- 自動車やデジタルツールの導入経費を一般事業者の助成対象経費に加えるなど、助成対象経費の拡大や、賃金引上げ人数等に応じて助成金の上限額を増額するなど、支給要件の拡充を求める必要がある。

（５） 「地域中小企業ファンド」及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」の継続・財政措置

- 本県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構をはじめ、県及び地元金融機関の無利子融資を原資に「いわて希望応援ファンド」及び「いわて希望応援ファンド（農商工連携型）」を組成し、その運用益を財源として、平成30年度以降170件を超える助成を行ってきたところであり、新事業等に取り組もうとする意欲ある中小企業者等の事業資金の確保につながっている。
- 近年、当該支援制度への応募件数は高い水準にあり、採択率も低下している状況にあるが、地域の中小企業者等が新たな事業活動に取り組み、継続的に成長していくためには、当該支援制度を引き続き実施する必要がある。

- 特に、東日本大震災津波からの復興を確実に進めるとともに、地方創生の要となる地域産業の活性化を推進するため、無利子融資の償還期限の延長とともに十分な運用益を確保できる財政措置の継続が必要である。

【いわて希望応援ファンド等の支援件数】

ア いわて希望応援ファンド

(単位：件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
応募	40	42	31	29	38	39	54	42	23	338
採択	26	29	23	18	22	19	15	13	14	179
採択率	65%	69%	74%	62%	57%	48%	27%	30%	60%	52%

イ いわて希望応援ファンド（農商工連携型）

(単位：件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
応募	3	4	1	0	2	2	2	2	16
採択	3	2	1	0	2	2	2	2	14

【補助事業を実施した事業者の付加価値額成長率】

ア いわて希望応援ファンド（回答事業者数：33社）

補助事業 完了年度	事業完了年 付加価値額の平均(A)	R7 時点付加価値額の 平均 (B)	付加価値額成長率 (B-A) / A
平成 30～令和 6	107,097 千円	113,216 千円	5%

イ いわて希望応援ファンド（農商工連携型）（回答事業者数：4社）

補助事業 完了年度	事業完了年 付加価値額の平均(A)	R7 時点付加価値額の 平均 (B)	付加価値額成長率 (B-A) / A
令和 2～6	28,010 千円	38,543 千円	37%

※ 出典元 R7 年度 経済産業省中小企業庁調査への回答内容

ウ 代表的な事例

SEQ	企業名	ファンド補助額 (円)	R7 時点付加価値額の平均 (千円)	事業概要
1	(株) ヘラルボニー	161,564	110,377	ブランド MUKU の商標登録とロジスティック・マッチング事業及びインテリア・アート事業の立ち上げ
2	(株) ベアレン醸造所	2,000,000	200,922	岩手の果実酒のリブランディングと販路拡大
3	(株) 浅沼醤油店	1,207,708	63,889	新規調味料の開発と販路開拓
4	久慈琥珀 (株)	2,000,000	159,733	琥珀印章の販路拡大
5	(株) 肉のふがね	2,626,984	51,111	岩手短角和牛の海外販路開拓

※ 1～4：岩手希望応援ファンド、5：岩手希望応援ファンド（農商工連携型）

【組成内容】

名称		①いわて希望応援ファンド	②いわて希望応援ファンド (農商工連携型)
目的		本県経済の基盤となる地域産業の事業者等が、社会経済環境の変化に的確に対応し、新たな事業分野の開拓や新商品の開発など経営力の向上に取り組むとともに、創業が促進されることにより、地域産業の持続的発展を図ること。	県内における中小企業者と農林水産業者の連携（農商工連携）による創業又は経営革新の支援を行い、地域経済の活性化を図ること。
組成		平成 30 年 1 月 9 日	平成 31 年 3 月 11 日
運用期間		10 年	
出資額		中小機構 40 億円 県 5 億円 岩手銀行 10 億円 北日本銀行 5 億円 東北銀行 5 億円 総額 65 億円	中小機構 20 億円 県 0.1 億円 岩手銀行 5 億円 北日本銀行 2 億円 東北銀行 2 億円 総額 29.1 億円
利率		県債 0.21%	県債 0.14%
運営額	運用益	1,365 万円/年	407 万円/年
	県補助	1,120 万円/年	
	合計	2,485 万円/年	407 万円/年
管理運営者		公益財団法人いわて産業振興センター	

4 商工指導団体の体制強化等

- 地域経済を支える中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、近年大きく変化している。原材料費やエネルギー価格の変動、労務費の上昇、国際経済情勢の不確実性の高まりなどに加え、適切な価格転嫁の実現、人材確保・定着、持続的な賃上げへの対応など、構造的かつ複合的な課題への対応が求められている。とりわけ地方においては、事業規模が小さく、経営基盤や情報収集力に制約のある中小企業・小規模事業者が多いことから、経営環境の変化が経営に及ぼす影響は大きく、きめ細かな支援の重要性が一層高まっている。
- こうした中、地域に密着し、中小企業・小規模事業者に対して伴走型の経営支援を担ってきた商工会・商工会議所等の商工指導団体の役割は、従来にも増して重要となっている。具体的には、経営改善や事業継続、価格転嫁、デジタル化・DXへの対応、補助金や制度活用支援、事業承継支援等、対応分野は高度化・多様化しており、経営指導員等には専門的知見と実務経験を踏まえた継続的な支援が求められている。

(1) 経営指導員等の person 費及び事業費に係る地方交付税措置を含めた国全体としての安定的な財政措置

- 一方で、こうした支援ニーズの拡大により、商工指導団体における経営指導員等の業務量は質・量ともに大きく増加している。加えて、人材確保の難しさや person 費の上昇等により、商工指導団体自体の体制の維持・強化が課題となっており、安定した財政基盤の下で人材を確保・育成し、継続的な伴走支援を行うことが難しくなりつつある。
- 国においては、「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」において、伴走型支援体制の強化や支援の質の向上を重要施策として位置付けているが、その実効性を確保するためには、現場で支援を担う商工指導団体の体制整備が不可欠である。特に、都道府県が負担する経営指導員等の person 費や事業費については、単年度的・不安定な対応ではなく、中長期的な視点に立った安定的な財政措置が求められる。

- 以上のことから、商工指導団体が地域の中小企業・小規模事業者に対し、伴走型の経営支援を継続的かつ安定的に実施できるよう、国の施策の実効性を確保する観点から、県が負担する経営指導員等に係る人件費及び事業費について、地方交付税措置を含め、国全体として安定的な財政措置を講ずる必要がある。

(2) エssenシャルサービス業の維持・確保に向けた商工指導団体の伴走支援体制強化のための財政措置

- 本県においては、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行しており、特に中山間地域・沿岸部等の過疎地域では、事業者の高齢化、後継者不足、需要の縮小が同時に進行している。この結果、食料品小売、生活関連サービス、交通、修理・保守等、地域住民の生活を支えるエssenシャルサービス業の維持が困難となりつつあり、地域経済の縮小にとどまらず、住民生活や地域の存続そのものに深刻な影響を及ぼす事態が生じている。
- こうした状況下において、事業者が単独で経営改善や事業継続、事業承継、サービス維持に向けた対応を行うことは極めて困難であり、事業者一人ひとりの実情や地域特性を踏まえた、きめ細かな伴走型支援が不可欠となっている。商工会・商工会議所等の商工指導団体は、地域に根差した支援機関として、経営指導、資金繰り支援、事業承継支援、関係機関との調整等を通じ、地域経済及び住民生活を下支えする重要な役割を果たしている。
- 一方で、商工指導団体自身においても、人材の確保・育成が年々困難になるなど、持続的に伴走支援を行うための体制維持が大きな課題となっているほか、支援ニーズの高度化・多様化といった課題が顕在化しており、従来以上に専門性の高い伴走支援を継続的に実施していくためには、人材の確保・育成や支援体制の強化が喫緊の課題となっている。
- 国が創設している重点支援地方交付金は、物価高騰対策や地域経済の下支えに加え、地方の実情に応じた柔軟かつ効果的な支援により、地域の持続可能性を高めることを趣旨としている。本県が直面する人口減少下におけるエssenシャルサービス業の維持・確保や小規模事業者の事業継続支援は、まさに同交付金の趣旨にも合致する課題である。
- 地域課題の最前線で小規模事業者を支える商工指導団体が、その役割を十分に発揮し続けられるよう、人材の確保・育成、専門性の向上等による伴走支援体制の更なる強化に向け、必要な財政措置を講じられるよう強く要望するものである。
- 経済産業省の産業構造審議会「地域生活維持政策小委員会」の中間報告(令和7年12月18日)では、「人口減少下の地方においてエssenシャルサービス業を持続的に確保するためには、事業者の省力化・多角化による採算性向上や、多様な供給主体の参画を促進するとともに、これらの取組を支える商工指導団体等によるきめ細かな伴走支援体制の強化が不可欠である」という趣旨がまとめられており、国の政策議論の方向性とも一致しているものである。
- この報告では、エssenシャルサービス業の継続には、商工指導団体の伴走支援と併せて、事業者の採算性向上が不可欠であり、そのためには、「省力化・生産性向上」や「事業の多角化」のほか、「共同調達やバックオフィスの共通化」、「サービス提供範囲の広域化」といった取組を促進するとともに、事業者単独での対応には限界があることから、株式会社だけでなく、生協・農協、NPO、公益法人、労働者協同組合等、多様な主体の参画を促進することが重要としている。

【商工業小規模事業経営支援事業費補助】

目的	商工会、商工会議所及び商工会連合会に対し、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく「経営改善普及事業」を実施するための補助をするもの。(実質、商工会等の「運営費」に相当。)
補助対象者	25 商工会、9 商工会議所及び商工会連合会
補助対象経費	人件費及び事業費
補助率	定額
予算額	令和8年度 1,452,134 千円 (当初予算、県一般財源、前年度比 63,231 千円増) ※ 令和7年度地方交付税措置額 1,259,120,757 円 (令和7年度当初予算額に対する充当率 90.7%)

【中小企業連携組織対策事業費補助】

目的	中小企業の連携組織化の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、岩手県中小企業団体中央会が行う組合等の組織化を支援する事業の実施に要する経費を補助するもの。
補助対象者	岩手県中小企業団体中央会
補助対象経費	人件費及び事業費
補助率	定額
予算額	令和8年度 123,743 千円 (当初予算、県一般財源、前年度比 2,199 千円増) ※ 令和7年度地方交付税措置額 94,589,667 円 (令和7年度当初予算額に対する充当率 77.8%)

- 小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 943 号）に基づき、小規模事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国において「小規模企業振興基本計画」を定めているが、概ね 5 年毎に基本計画を見直すこととされており、今般、基本計画を見直し、新たな 5 年間の計画である「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」（令和 7 年 3 月 25 日閣議決定）が策定されたところ。

【小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）の「4つの目標」と「15の重点施策」】

4つの目標（法第6条第1～4号）

1. 需要を見据えた経営力の向上	— 経営者の意識改革、事業の持続的発展、意欲ある事業者の成長発展 —
2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保	— 新陳代謝の円滑化、事業継続力の強化、人手不足対策、多様な人材の育成・確保・活用 —
3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進	— 地域の持続的発展、地域経済・生活・コミュニティの活性化 —
4. 支援体制の整備その他必要な措置	— 支援機関の体制強化、国と地方公共団体との連携強化、手続の簡素化 —

15の重点施策（法第5条・第6条）

<p>1. 需要を見据えた経営力の向上</p> <p>(1) 経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上 (2) 経営計画の策定 (3) 需要開拓・新事業展開 (4) 取引適正化対策</p> <p>法第14・15条関連</p>	<p>2. 経営資源の有効活用、人材の育成・確保</p> <p>(5) 起業・創業 (6) 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ (7) 多発する大規模災害等への対応 (8) 事業継続力の強化 (9) 人手不足対応、人材の育成・確保</p> <p>法第16・17条関連</p>
<p>3. 地域経済の活性化、地域住民の生活向上・交流促進</p> <p>(10) 地域経済の活性化 (11) 地域の生活・コミュニティの活性化 (12) 地域課題解決の推進</p> <p>法第18・19条関連</p>	<p>4. 支援体制の整備その他必要な措置</p> <p>(13) 支援機関の体制・連携強化 (14) 国と地方公共団体との連携強化 (15) 手続の簡素化・施策情報の提供</p> <p>法第20・21条関連</p>

5 「働き方改革」の着実な実行

(1) 「働き方改革」の着実な実行

- 「働き方改革実行計画」（H29. 3 閣議決定）において、「働き方改革」は労働生産性の改善の最良の手段であるとされ、その「働き方改革を、着実に進めていく」ため、ロードマップに基づく長期的かつ継続的な取組を推進していくこととしている。

〔主な内容〕

同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進、企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備、法改正による時間外労働の上限規制の導入など

- 本県の令和7年度の最低賃金は1,031円であり、全国単独最下位は脱しているものの、依然として全国下位であり、地域間での格差が縮小していないことから、賃金面での改善が求められている。
- 本県では、令和6年の一人当たり平均総実労働時間は全国平均よりも長く、また、年次有給休暇取得率は全国平均を下回っていることから、長時間労働を是正し、年次有給休暇の取得促進等の取組が重要な課題となっている。

《本県の平均総実労働時間》（5人以上事業所）

年	岩手県			全国		
	所定内	所定外	計	所定内	所定外	計
R3	1,648	114	1,762	1,517	116	1,633
R4	1,631	117	1,748	1,513	121	1,634
R5	1,628	114	1,742	1,516	120	1,636
R6	1,624	106	1,729	1,523	120	1,643

6 地域に必要な人材の確保につながる育成就労制度と特定技能制度の構築

- 令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。これにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されることになった。
- 育成就労制度が令和9年4月から運用開始されることから、法整備が進み、制度運用のための分野別運用方針や運用要領が公開されたところ。
- 現行の技能実習制度では本人の意向による転籍は認められていないが、新たに創設される育成就労制度では、就労した期間が一定の期間を超えた場合には、所定の要件を満たすことで転籍が可能となり、これにより賃金水準の高い都市部に外国人材が流出することが懸念されることから、国においても都市部への受入れ集中を抑制するための受入枠調整が示されているところ。地方で必要な人材が確保できるような制度とする必要がある。
- また、育成就労制度は、人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すものであることから、受入れ対象分野を特定技能制度における「特定産業分野」に限るものとし、新たに設定することとされているが、各産業における人材不足の状況を踏まえ、企業等の実情を反映した特定産業分野とする必要がある。

7 就職氷河期世代の活躍支援

(1) 岩手県における状況

- 厚生労働省が、「就業構造基本統計調査」（総務省2017年）を基に算出した数値では、本県の35～59歳人口は399,700人であり、就職氷河期世代の支援対象者数は下記のとおりとなっている。
 - ・不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方） 15,800人
 - ・就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方 5,544人
 - ・社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方など） 計測困難

【本県の取組】

○ 事業内容

地域活性化雇用創造プロジェクト（補助率8/10）を活用し、就職氷河期世代の支援のために次の事業を実施（令和8年度当初予算額：6,634千円）

地域活性化雇用創造プロジェクトは、実施期間が3年のため、令和9年度に終了見込み。

- ・ミドル世代と県内企業のマッチング支援
- ・ミドル世代の人材確保や育成戦略に係る企業向けセミナー
- ・正規雇用化に必要なスキル等の習得に向けたe-ラーニング講座

- いわて中高年世代活躍応援プロジェクト協議会（旧：いわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム）に引き続き参画し、事業のK P Iの設定、事業の進捗管理等を実施（事務局：岩手労働局。以下概要。）。

- ・ 設立時期：令和2年7月
- ・ 構成団体：経済団体等、労働団体、高齢・障害・求職者雇用支援機構、県社協、ひきこもり支援団体、市長会、町村会、国（経産局、労働局）、県（商工、保福、環境）

（2）課題

- 令和7年度補正予算において国が措置した「地域就職氷河期世代等支援推進交付金」の交付対象事業のうち、本県が実施するミドル世代等就職支援事業に対応する交付対象事業「就労希望や処遇改善希望がある者等へのマッチングや説明会の開催支援」（ミドル世代と県内企業のマッチング支援）及び「多様な働き方・社会参加等の機会の創出支援」（ミドル世代の人材確保や育成戦略に係る企業向けセミナー）の補助率は、3/4となっていることから、令和7年度からより補助率の高い「地域活性化雇用創造プロジェクト」（補助率4/5）を活用している状況にあり、交付対象事業を活用するため補助率の引上げが必要。

8 障がい者の雇用の場の確保に向けた支援

（1）障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

- 障害者法定雇用率は令和6年4月から段階的に引上げとなっており、令和8年7月には2.7%に引上げとなる。
また、令和7年4月には各除外率設定業種における除外率が引下げとなった。

（2）岩手県における障がい者雇用の状況

- 本県では、平成23年以降、障がい者の実雇用率は一貫して上昇傾向であったが、令和7年6月1日時点での実雇用率は前年同期比0.07ポイントの減少となり、法定雇用率2.50%に対して、実雇用率2.43%と法定雇用率未達成であった。

《岩手県内の民間企業における障がい者の雇用状況（各年6月1日時点）》

	報告対象 企業数 (社)	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者 雇用数 (人)	法定雇用率 (%)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数 (社)	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全 国) (%)
R7	1,123	149,100.5	3,617.0	2.5	2.43	621	55.3	2.41
R6	1,093	146,338.5	3,658.0	2.5	2.50	605	55.4	2.41
R5	1,038	146,048.0	3,538.5	2.3	2.42	614	59.2	2.33
R4	1,060	148,573.5	3,530.5	2.3	2.38	624	58.9	2.25
R3	1,066	150,558.0	3,562.5	2.3	2.37	627	58.8	2.20

【本県の取組】

○ 事業内容

- ① 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練（国委託事業：国庫10/10）

障がいのある人が居住する地域で、多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得と雇用の促進を図るもの。（令和8年度当初予算額：18,793千円）

いわて県民計画においては、「障がい者委託訓練の修了者の就職率」を目標値として定めいるが令和6年度の目標値（74.5%）を下回っている。

《過去5年間における障がい者委託訓練の就職率》

年度	R2	R3	R4	R5	R6
就職率	65.2%	73.7%	33.3%	69.2%	50.0%

② 障がい者就業支援事業費（支援体制強化・意識啓発）（県単事業）

就業支援実務者研修及び事業所向け障がい者雇用促進セミナーの継続開催のほか、新たに障がい者雇用優良事例の紹介・リーフレットの配布を行うことで一層の障がい者雇用に対する支援体制強化・意識啓発を図る。（令和8年度当初予算額：1,563千円）

《就業支援実務者研修》

	実施日	参加定員	参加人数
令和7年度	令和7年11月4日	60人	56人

《事業所向け障がい者雇用促進セミナー》

	実施日	参加定員	参加実績
令和7年度	令和7年7月11日	30人	29人（視察11人、セミナー18人）
	令和7年9月16日	80人	78人（表彰式22人、セミナー56人）

(3) 課題

- 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練においては、国で定める目標値である、訓練修了者の就職率55%に届いていない状況である。企業等の現場を活用した作業実習の積極的な実施や受講者と訓練受入先企業のマッチングの強化等、障がい者委託訓練の質の向上と就職率の改善に向けた取組を実施する必要があるが、委託訓練に係る諸経費の補助単価が減額となっている部分があるため、予算の確保を要望する。
- 障がい者の法定雇用率（2.5%）達成企業の割合は、1,123社中621社、55.3%（前年比0.1ポイント減）（R7.6.1現在・岩手労働局発表）となっており、実雇用率は2.43%（前年比0.07ポイント減）となっている。また、令和8年7月には、法定雇用率が2.7%に引上げとなることを踏まえ、民間企業における障がい者雇用に係る理解を一層促進し、雇用の場を確保する必要がある。障がい者雇用への理解促進・意識啓発の取組など、県が行う各種支援策について、財政措置を講じるよう要望する。

《障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業 補助単価（R8国概算要求内容より一部抜粋）

○ 障害者職業訓練コーチ・コーディネーターの配置（1人当たり）
・ 活動旅費 R7：251,280円 → R8：110,880円（△140,400円）
・ 研修参加旅費 R7：46,900円 → R8：34,430円（△12,470円） 等

【県担当部局】 商工労働観光部 経営経支課
 産業経済交流課
 定住推進・雇用労働室
 ものづくり自動車産業振興室

7 農林水産業における「担い手育成」

【現状と課題】

1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

(1) 「農業経営・就農サポート推進事業」について

- 地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成するため、「岩手県農業経営・就農支援センター」において、税理士や中小企業診断士などの専門家派遣、就農希望者への個別相談や県内外での就農相談会等を実施しているが、令和8年度の「農業経営・就農サポート推進事業」の配分額が要望額の55%にとどまっている。

《農業経営・就農サポート推進事業の予算配分状況》

	R6	R7	R8
要望額(千円)	20,847	20,455	28,649
配分額(千円)	12,774	13,629	15,600
配分率(%)	61.3%	66.6%	54.5%

(2) 「農地中間管理機構事業」及び「農地集約化促進事業」について

- 本県では、令和7年3月までに410の地域計画が策定されたが、その実現に向け、担い手への農地の集約化を強力に促進することから、農地中間管理機構による農地の集積・集約化に係る活動経費の増加が見込まれる。

このため、農地中間管理機構における円滑な事業推進を図る上で、必要となる予算措置が必要。

《農地中間管理機構事業の財源内訳》

(単位：千円)

	R6		R7		R8 (R8.3 末時点)	
	要望額	実績 (実績/要望額)	要望額	実績 (実績/要望額)	要望額	配分額 (配分額/要望額)
国庫	151,019	137,388 (91.0%)	149,242	149,242 (100%)	149,310	148,642 (99.6%)

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」を令和6年度末までに市町村が策定し、農地の集約化等を一層進めることとしていることから、農地集約化促進事業について、令和9年度以降も予算を十分に措置することが必要。

《機構集積協力金交付事業及び農地集約化促進事業の予算配分状況》(単位：千円)

	R4	R5	R6	R7 (実績見込)	R8 (見込)
要望額	230,490	626,096	362,362	87,866	137,688
交付額	230,490	626,096	362,362	87,866	137,688
基金	230,490	375,715	212,096	87,866	137,688
補助金	0	250,381	150,266	0	0
配分率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基金残高	656,836	702,115	709,637	915,927	778,239

※H26～R7：機構集積協力金交付事業、R8：農地集約化促進事業

(3) 「集落営農連携促進等事業」について

- 従事者の減少や高齢化が進行する中、集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略を示すビジョンづくりや、組織の中核となる若者等の人材の育成、共同利用機械の導入など、経営基盤の強化が必要であり、要望額に対し、令和8年度の配分額は100%措置されていることから、これまでと同様に、必要な予算を十分に措置するよう要望するもの。

《集落営農連携促進等事業の予算配分状況》 (単位：千円)

	R6	R7	R8
要望額 (千円)	41,212	39,796	23,119
配分額 (千円)	29,283	14,746	23,119
配分率 (%)	71.1%	37.1%	100%

※ R6：集落営農活性化プロジェクト促進事業、
R7、R8：集落営農活性化プロジェクト促進事業＋集落営農連携促進等事業

《集落営農連携促進等事業の活用状況》

	R6	R7	R8
要 望	17 組織 / 7 市町	10 組織 / 8 市町	5 組織 / 3 市
配 分	13 組織 / 7 市町	6 組織 / 4 市	5 組織 / 3 市

※ R6：集落営農活性化プロジェクト促進事業
R7、R8：集落営農活性化プロジェクト促進事業＋集落連携促進等事業

(4) 「地域農業構造沿海支援対策」、「農地利用効率化等支援事業」及び「担い手確保・経営強化支援事業」について

- 「地域農業構造転換支援対策（地域農業構造転換支援事業）」については、令和7年度補正予算により措置され、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に有効である。

《地域農業構造転換支援事業の予算配分状況》※ 令和8年3月27日時点の実績

	R7 補正
要望額 (千円)	61,723
配分額 (千円)	61,723
配分率 (%)	100.0

- 「地域農業構造転換支援対策（新規就農者チャレンジ事業）」については、65歳未満の新規就農者が早期に経営発展するために必要な機械・施設等の導入支援に有効である。

《新規就農者チャレンジ事業の予算配分状況》※ 令和8年3月25日時点の実績

	R8
要望額 (千円)	787
配分額 (千円)	787
配分率 (%)	100.0

- 「農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ）」については、地域計画に位置付けられた担い手の経営改善に有効である。

《農地利用効率化等支援事業の予算配分状況》

	R6	R7	R8
要望額 (千円)	61,441	49,875	3,000
配分額 (千円)	26,516	6,884	3,000
配分率 (%)	43.2	13.8	100.0

※ R7年度まで「農地利用効率化等支援交付金」

- 「担い手確保・経営強化支援事業」については、経営発展に意欲的に取り組む担い手を支援するため、令和7年度も補正予算により措置されたものの、本県への配分はなかった。

〈担い手確保・経営強化支援事業の予算配分状況〉

	R5 補正	R6 補正	R7 補正
要望額（千円）	43,766	88,008	21,210
配分額（千円）	0	55,811	0
配分率（％）	0	63.4	0

2 「新規就農者育成総合対策」における財政措置について

- 本県では、毎年度、就農希望者や新規就農者約200人が、「就農準備資金」、「経営開始資金（令和3年度までは農業次世代人材投資資金）」を活用。
- 県としても、新規就農者の発展段階に応じた体系的な研修や、農業改良普及センターによる営農計画作成支援及び技術・経営指導に加え、農業機械・施設の導入支援などを行い、新規就農者の確保・定着に向けた取組を行ってきたところ。
- 「新規就農者育成総合対策」については、本県の要望額に対し、100%措置されているところであり、これまでと同様に、必要な予算を十分に措置するよう要望するもの。
また、経営発展支援事業の機械・施設等の支援に係る地方負担分について、地方財政措置を引き続き確実に講じるよう要望するもの。

〈新規就農者育成総合対策（就農準備資金・経営開始資金・経営発展支援事業）事業の予算配分状況〉

【就農準備資金】

	R6	R7	R8（R8.3末時点）
①要望人数（人）	16	14	10
②受給者（人）	16	14	10
③要望額（千円）	23,625	20,750	16,088
④配分額（千円）	23,625	20,750	12,788
⑤配分率（％） ④/③	100	100	79.5

※（補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策（就農準備支援事業）を含む

【経営開始資金】

	R6	R7	R8（R8.3末時点）
①要望人数（人）	84	100	94
②受給者（人）	84	100	94
③要望額（千円）	113,000	130,125	131,070
④配分額（千円）	113,000	130,125	111,383
⑤配分率（％） ④/③	100	100	85.0

【経営発展支援事業】

	R6	R7	R8（R8.3末時点）
①要望人数（人）	17	20	33
②受給者（人）	17	20	28
③要望額（千円）	40,910	48,846	91,952
④配分額（千円）	40,910	48,846	73,380
⑤配分率（％） ④/③	100	100	79.8

※（補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策（世代交代・初期投資促進事業）を含む

【農業次世代人材投資事業】

	R6	R7	R8（R8.3末時点）
①要望人数（人）	79	45	13
②受給者（人）	79	45	13
③要望額（千円）	91,744	45,992	7,200
④配分額（千円）	91,744	45,992	7,200
⑤配分率（%）④/③	100	100	100

3 林業の担い手育成に対する支援の継続

- 林業労働力の継続的かつ安定的な確保・育成のため、都道府県が運営する人材養成機関が全国的に設置され、研修生が増加傾向。

こうした状況において、「緑の青年就業準備給付金事業」の給付は、いわて林業アカデミーへの入講を決断する大きな動機付けとなっており、同事業の継続は林業分野への新規就業者の確保・育成に極めて重要な役割を果たしている。

〈緑の青年就業準備給付金事業予算 配分額等の推移（岩手県）〉

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
①研修生（人）	15	18	17	17	16	15	15	15	8
②受給者（人）	14	13	14	14	13	14	11	11	6
③要望額（千円）	19,250	17,875	18,500	19,633	18,471	19,892	15,629	15,629	8,524
④配分額（千円）	17,262	16,219	15,330	19,633	17,336	19,891	15,629	15,629	8,524
⑤配分率（%）④/③	89.7	90.7	82.9	100.0	93.9	100.0	100.0	100.0	100.0

4 漁業の担い手確保・育成に対する支援の充実・強化

（1）経営体育成総合支援事業の充実

- 令和5年漁業センサスの結果によると、本県の漁業就業者数は震災前から減少し、令和5年は平成30年と比べ約2割減少、震災前の平成20年と比べ半減しており、担い手の確保・育成に向けた手厚い支援が必要。
- こうした状況の中、経営体育成総合支援事業のうち、「次世代人材投資（準備型）事業」の配分額は、要望額に対し、近年は100%措置されていることから、これまでと同様に、必要な予算を十分に措置するよう要望するもの。

【参考】経営体育成総合支援事業予算の推移（岩手県）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
①研修生（人）※1	7	7	4	4	3	対象者なし
②受給者（人）※1	7	7	4	4	3	
③要望額（千円）※2	8,348	12,518	4,311	6,000	4,500	
④配分額（千円）※2	8,003	9,638	3,536	6,000	4,500	
⑤配分率（%）④/③	95.9	77.0	82.0	100.0	100.0	

※1 次世代人材投資（準備型）資金の対象者と長期研修生の合計人数

※2 次世代人材投資（準備型）事業と新規漁業就業者確保事業（長期研修）の合計額

(2) 「被災地次世代漁業人材確保支援事業」支援対象の追加

- 令和6年度から被災地次世代漁業人材確保支援事業の内容及び予算が拡充されたものの、漁業学校等で研修を受ける者への支援メニューはない。
- 漁業就業者の高齢化が進行する中、沿岸漁業を持続的に発展させていくためには、漁家子弟に親の漁業を継承させることにより、漁業経営体の世代交代を進めていくことが有効。
- 漁家子弟の確実な漁業就業と地元定着を促進していくため、漁家子弟に対する就業準備資金等のインセンティブ制度を設けることが必要。

(3) 経営開始直後の就業者に対する支援

- 漁業就業者が独立起業するためには、漁船、漁具、養殖施設等の整備に係る初期投資が必要。
- また、経営開始直後は、漁業の技術が未熟であることに加え、漁船漁業では天然資源の減少による漁獲不振、養殖業では台風や低気圧による被害等のリスクもあるため、収入が不安定となり、経営が軌道に乗るまでの数年間は、多大な経営リスクを負う状況。
- このため、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」と同様の給付金制度を創設し、収入が不安定な経営開始直後の経営リスクを緩和することが必要。

(4) 漁業学校等への運営に対する支援

- 本県では、水産業の次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、平成31年4月に「いわて水産アカデミー」を開講。

【参考】いわて水産アカデミーの修了者数の推移

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
修了者数	7	6	7	9	5	12	9
累計	7	13	20	29	34	46	55

- 「いわて水産アカデミー」の運営費には、地方創生推進交付金（横展開タイプ）を充当していたが、当該交付金の交付期間は3年間のため、令和2年度をもって交付が終了。
- 現在は、研修生からの受講料に加え、県と会員団体（市町村、漁協等）の負担金で運営費を賄っているが、秋サケ等の主要魚種の不漁により、漁協等の経営状態が悪化する中、安定的な財源の確保が必要。
- 「いわて水産アカデミー」の運営を安定させ、漁業の担い手育成に向けたカリキュラムの充実を図り、本県漁業の第一線で活躍できる漁業者を養成していくためには、国の財政支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課、農業振興課
農業普及技術課、森林整備課

8 主要な水産物の不漁に対する対策の強化

【現状と課題】

1 主要魚種の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

- 秋サケの漁獲量は、震災前から減少が続いており、令和7年度は100トン以下に激減。また、全国的にふ化放流事業に供する種卵の確保が困難となり、県外からの移入でも十分な種卵を確保できなかったことで、令和7年度の稚魚生産実績は、計画を達成できていない危機的状況。

《岩手県におけるサケの漁獲量》

(単位:トン)

	震災前※ A	R5 年度	R6 年度 B	R7 年度 C	C/A	C/B
漁獲量	25,053	134	117	42	0.2%	36%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値

(岩手県調べ)

《サケ放流尾数の推移》

(単位:百万尾)

	震災前※ A	R2	R3	R4	R5	R6	R7 B	B/A
放流尾数	442	232	53	94	56	20	12	2.7%

※ 震災前は H19～21 年度平均の値

(岩手県調べ)

《サケ種卵の確保状況》

(単位:万粒)

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R7
採	計画	45,000	46,000	8,800	8,600	8,600	8,800
	実績	26,045	5,891	10,803	2,190	2,190	1,328
卵	うち県外移入	4,443	151	5,563	203	203	527
	県外卵の割合 (%)	17.1	2.5	51.5	9.3	9.3	39.7

※ R1 以前は県外移入なし

(岩手県調べ)

- 漁獲量の減少要因の一つとして海洋環境の変化に伴う放流後のサケ稚魚の減耗が指摘されていることから、県が取り組んでいる、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の生産技術の開発等や改良餌の導入に向けた支援のほか、県外からの種卵の移入などにより、資源の早期回復を図ることが必要。
- サケの回遊経路における海水温の上昇等海洋環境の変化が資源減少の一因と指摘されており、稚魚の減耗要因の解明のため、北洋海域を含めた回遊経路における広域的な調査の充実が必要。
 <参考1> 国の関連事業:「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」、「さけ増殖資材緊急開発事業」、「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) 磯根資源の回復に向けた支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- 海洋環境が変化している中で、アワビ資源を確実に回復させるためには、地域の漁場環境や資源状況を把握するための潜水調査をはじめとした調査研究の充実とともに、アワビの種苗放流などの漁業者や漁協等による漁場づくりを進めることが重要であり、これらの一連の取組を促進する総合的な支援制度が必要。

《岩手県におけるアワビ及びウニの漁獲量》

(単位：トン)

	震災前 A	R5 年度	R6 年度 B	R7 年度 C	C/A	C/B
アワビ	343	101	59	71	21%	120%
ウニ	122	120	55	87	71%	159%

※ 震災前は H20～22 年

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

(3) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

- 令和 7 年における本県全 13 魚市場の水揚量は、震災前の約 4 割にとどまり、このうち主要魚種であるサンマ及びスルメイカの水揚量は、震災前の 2 割程度と大きく減少。
- サンマ、スルメイカの資源量の回復に向け、不漁要因の解明と資源管理の推進が必要。

《岩手県における主要魚種及び全魚市場の水揚実績》

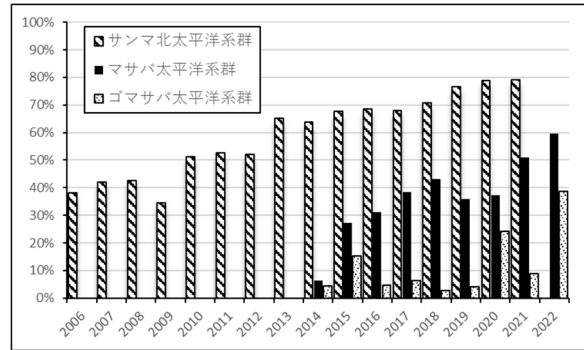
(単位：トン)

	震災前 A	令和 6 年 B	令和 7 年 C	C/A	C/B
サンマ	52,240	7,204	10,674	20%	148%
スルメイカ	18,547	2,812	4,363	24%	155%
全魚市場	176,765	72,966	61,702	35%	85%

※ 震災前は H20 年～22 年平均の値

(岩手県調べ、属地集計)

- また、回遊性魚類については、公海域における外国船の漁獲圧が高まっていることから、資源の適切な管理に向け、国別漁獲可能量の設定など実効ある保存管理措置を実現するよう、北太平洋漁業委員会 (N P F C) 会合を通じて、関係各国との交渉を進めることが必要。



【漁獲量に占める外国漁船の漁獲割合の推移】

＜参考 3＞ 国の関連事業：
「水産資源調査・評価推進事業」

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

(1) クロマグロの漁獲可能量に係る本県への配分拡大について

- これまでの資源管理への取組の成果により、近年、クロマグロの漁獲量が増加していることから、引き続き、国際会議において、年間漁獲枠の更なる拡大が実現されるよう参加国に働きかけるとともに、知事管理漁業への配分を増やすなど、配分方法の見直しによる、本県への漁獲可能量の拡大が必要。
- 令和 6 年 12 月に開催された W C P F C 年次会合では、日本の漁獲上限を小型魚が 10%、400 トン増枠の 4,407 トン、大型魚が 50%、2,807 トン増枠となり、年間漁獲枠の一定の拡大が図られた。
- 一方、定置網は、漁法の特性上、魚種を選択的に採捕することはできないため、漁獲可能量を超過してクロマグロが入網した場合には放流する必要があり、作業面や経営面で大きな負担が発生するとともに、入網している他の魚種も一緒に放流せざるを得ない状況であることから、混獲回避など漁獲枠管理のための負担を強いられている漁業者からは、更なる漁獲枠の拡大が求められている。

《岩手県のクロマグロ漁獲可能量及び漁獲実績の推移》

(単位：トン)

		R2	R3	R4	R5	R6	R7
小型魚	漁獲可能量	93.7	91.5	94.1	96.8	82.5	113.0
	漁獲実績	85.2	72.0	84.7	93.1	81.9	106.3
大型魚	漁獲可能量	80.6	75.8	66.6	64.9	81.1	97.2
	漁獲実績	53.2	67.0	63.3	64.1	80.9	87.4
合計	漁獲可能量	174.4	167.3	160.7	161.7	163.6	210.2
	漁獲実績	138.4	139.0	148.0	157.2	162.8	193.7

(2) スルメイカの資源変動に即応した漁獲可能量の配分

- スルメイカについては、近年極端な不漁が続いていたが、令和7年度は本県太平洋北部海域に漁場が形成され、漁獲量が急激に増大したため、小型するめいか釣り漁業において採捕停止が必要とされる事態となったことから、イカ釣り漁業者の経営安定に向けて、単年性である特性を考慮し、直近の資源調査の結果等を踏まえた、より精度の高い資源評価に基づく漁獲可能量の配分が必要。

≪本県の小型するめいか釣り漁業の漁獲実績（管理年度：4月1日～3月31日）≫（単位：トン）

	R3 管理年度	R4 管理年度	R5 管理年度	R6 管理年度	R7 管理年度
漁獲実績	278	396	230	265	658*

※ 令和7年10月末現在（以降は採捕停止）

（岩手県沿岸漁船漁業組合調べ）

(3) 定置網漁業の特性を考慮した資源管理制度の運用

- 本県水産業は、漁業協同組合が水産振興の中核的な役割を担い、定置網漁業等の自営事業を収益の柱とする中、近年、漁獲が増加傾向にあるマイワシや、令和8管理年度から数量管理に移行するスルメイカ等が定置網に大量に入網した場合、当該魚種だけでなく、網をしずめるなどの放流作業が必要となるため、操業機会のそう失や、操業コストが増加し、定置網漁業の経営悪化が懸念されることから、定置網漁業の特性を踏まえ、漁業者が安心して操業できるような資源管理制度の運用が必要。

(4) 生産分野から加工・流通分野までの一体的な取組への支援について

- 本県では、令和7年1月に、生産分野から加工・流通分野までの一体的な体制のもとで、近年の極端な不漁に打ち勝つための取組を加速化させるため、漁業協同組合連合会や水産加工業協同組合連合会などの関係機関・団体と「いわて水産連携推進会議」を設置。
- 同会議では、サケ等の主要魚種の不漁により、漁業者のみならず水産加工業者なども苦境に立たされている中、本県における新たな事業展開に向け、増加している資源の有効利用やサケ・マス類の海面養殖の推進など、地域の事業者及び関係機関等による一体的な取組を検討していくこととしており、こうした取組を推進するための支援が必要。

<参考> 国の関連事業：「持続可能な水産加工流通システム推進事業」

3 新たな漁業・養殖業の導入等に向けた取組への支援

(1) 「さけ定置合理化等実証事業」の継続

- 近年のサケの不漁を受け、一般社団法人岩手県さけ・ます増殖協会は、令和4年6月に「サケふ化場再編マスタープラン」を策定し、持続可能なふ化放流体制の構築に取り組んでいる。
- 本県のサケふ化場では、同プランに基づき、閑散期等を利用したサケ・マス類海面養殖用種苗の生産など、施設の有効活用による新たな収入源の確保について検討を進めているが、令和6年度には、経営悪化を背景に、組合解散を決定する漁協も出現するなど、ふ化場経営が危機的な状況にあることから、取組の拡大を図り、早急に操業体制等の転換を進めていくことが必要。

≪さけ定置合理化等実証事業の岩手県への予算配分状況≫

（単位：千円）

	要望額 A	配分額 B	B/A	事業実施主体
R6 年度補正	245,763	184,973	75%	6 漁協（すべてサケふ化場有効活用）
R7 年度補正	242,229	242,229	100%	6 漁協（うち5 漁協がサケふ化場有効活用）

(2) 海洋環境の変化に対応した新たな養殖種の導入に向けた調査研究への支援

- 本県の沿岸では、記録的に高い水温が続いており、気象庁によると、令和5年7月には三陸沖の海洋内部の水温が、平年より10℃も高い水温となった。
- 海水温の上昇により、ワカメの養殖開始時期の遅れ、ホタテガイやマガキのへい死などの影響が生じている。
- 海水温の上昇が進む状況下において、今後も養殖生産量を維持するためには、海洋環境の変化に対応した、養殖の生産工程の見直しや新たな養殖種の導入を早急に進める必要がある。

- 県では、ワカメやホタテガイの種苗生産体制の見直しや、高水温に強いアサリやヨーロッパヒラガキなどの事業化に向けた養殖試験に取り組んでいるところ。
- また、近年、拡大基調にあるサケ・マス類海面養殖においても、高水温による出荷期間の短縮等の影響が生じていることから、県では、高水温に対応したサクラマスの種苗生産技術の開発に取り組んでいる。

(3) スマート水産業の実現に向けた取組への支援

- 養殖生産量は、生産者の高齢化や減少により震災前の水準にまで回復しておらず、生産量の回復には、新規就業者を確保するほか、一経営体当たりの生産性を高めることが重要。このため、ワカメ養殖における自動刈取り装置や芯抜き装置、カキ養殖における自動殻むき機など、地域の養殖形態に対応した省力化機器の研究開発や、スマートフォンを利用した養殖生産管理システムなどのICT等の先端技術を活用したスマート水産業の実現を推進することが必要。

<参考> 国の関連事業：「スマート水産業推進事業」

4 藻場の再生に向けた取組への支援

(1) 「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」の十分な予算措置

- 近年の藻場の減少は、冬場の海水温が例年に比べ高めに推移したことにより、ウニ等が活発に活動し、芽が出たばかりの海藻を食害することなどが原因。
- 漁業者や漁協等が取り組む藻場保全活動を推進するためには、「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」に必要な予算を十分に措置することが必要。

≪漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（対策事業費）の岩手県への予算配分状況≫

(単位：千円)

	要望額 A	配分額 B	B/A	活動組織数
R5 年度	14,204	11,422	80.4%	8 組織（うち 5 組織が藻場保全活動）
R6 年度	11,422	10,698	93.7%	8 組織（うち 5 組織が藻場保全活動）
R7 年度	6,902	6,902	100.0%	4 組織（うち 3 組織が藻場保全活動）
R8 年度	7,105	6,995	98.5%	4 組織（うち 3 組織が藻場保全活動）

<参考> 国の関連事業：「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」

(2) 藻場の再生に係るソフト対策の充実

- 本県では、令和 2 年度に「岩手県藻場保全・創造方針」を策定し、効果的な藻場再生を行うため、ブロック等の設置によるハード対策とウニ除去などによるソフト対策を一体的に実施する方針を策定。(令和 8 年 3 月に改定)
- カーボンニュートラルにも貢献する藻場の再生を進めるためには、藻場の状況変化の把握を含めた、広域的な藻場分布の把握が必要。
- 藻場造成後は、効果を把握・検証することが重要であり、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」で 3 年以内のモニタリングが可能となっている。
一方、国では、事業完了年度から 5 年間、定量的な事業効果（漁獲量及び資源量等）を求めていることから、モニタリング等への支援制度の拡充が必要。

≪岩手県における大型海藻類の藻場面積の推移≫

(単位：ha)

	S53	H3	H8	震災前 ^{※1}	震災後 ^{※2} A	R2 B	R6 C	B/A	C/A
藻場面積	2,739	2,736	2,466	3,280	2,366	1,446	836	61.1%	35.8%

※1 震災前は H17～23 年度平均の値

(岩手県藻場保全・創造方針(令和 8 年 3 月改定))

※2 震災後は H27

5 海業の推進に向けた取組への支援

- 国では、水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対応し、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進するため、漁港漁場整備法を改正し、漁港施設の貸付期間を最大 30 年とするなどの仕組みを構築したほか、令和 7 年度から、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、漁業者等が海業に一步を踏み出すための取組を実証する試験等を行う、海業振興支援事業（ソフト対策）を創設したところ。
- 海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくための「海業振興モデル地区」や、地域の取組を積極的に支援する「海業の推進に取り組む地区」を選定し、取組地区への情報共有や実施体制の強化、地区間の連携強化等を図る海業推進全国サミットの開催など海業の推進に取り組んでいる。

〈国によるモデル地区等の選定〉

区分	国の支援	選定地区数	
		(全国)	本県選定地区
海業振興モデル地区	海業の取組計画策定支援等	12 地区	吉里吉里地区（大槌町）
海業の推進に取り組む地区	助言や海業の推進に関する情報提供等	110 地区	吉里吉里地区（大槌町） 箱崎地区（釜石市） 綾里地区（大船渡市）

- 県では、令和 6 年度からデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、海業の理解醸成に向けたシンポジウムの開催や、国が令和 5 年度に海業の取組計画策定支援を実施した吉里吉里地区等を対象として、海業のビジネスモデルづくりへの支援を実施しているところ。

〈地域未来交付金（デジタル田園都市国家構想交付金）の計画事業費〉

（単位：千円）

区分	R6	R7	R8
海業推進モデル	5,378	10,042	7,463

- 今後も、新たに海業の取り組みを始める地区や段階的に実施内容を拡大する地区が見込まれることから、海業の取組計画策定やモニターツアーの企画・実証等のソフト対策を行う「海業振興支援事業」や、施設整備等のハード対策を行う「浜の活力再生・成長促進交付金」などについて、海業の取組を各地域で展開できるよう、十分な予算の確保が必要。

〈水産庁の海業支援事業の活用見込み（国費ベース）〉

（単位：百万円）

事項	実績		見込み	
	R7	R8	R9	R10 以降
計画策定等、実証試験等（ソフト対策）	5	30	10	50
施設整備等（ハード対策）	0	0	0	105

〈水産庁海業支援事業費の推移（国費ベース）〉

（単位：百万円）

事項	R6 当初 A	R7 当初 B	R8 当初 C	C/A	C/B
浜の活力再生・成長促進交付金※	1,952	1,952	1,752	89.8%	89.8%
漁港機能増進事業※	450	150	100	22.2%	66.7%
海業振興支援事業	-	275	250	皆増	90.9%

※ 海業以外の予算も含む。

6 危機的な不漁に対応する経営安定対策の充実

(1) 気象災害や急潮への対策

- 本県に初めて上陸した平成 28 年の台風第 10 号を始め、令和元年の台風第 19 号、令和 5 年の急潮、令和 6 年の台風第 5 号など、近年、気象災害や急潮による定置網施設への被害が発生。
- 気象災害等からの復旧には漁業共済制度が活用可能であるが、気象災害等に耐えることのできる施設の強靱化など、被害の発生を未然に防ぎ、定置漁業が継続できるよう操業体制の転換を進めていくことが必要。

- 国は、令和7年度補正予算で、もうかる漁業創設支援事業に「海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業」を追加し、定置漁業等を対象に、環境変化を背景としたリスクに強い操業・生産体制への転換を進めているところ。

《近年の気象災害等による定置網施設被害》

区 分	被害箇所数	被害額
令和5年9月の急潮	3市村6箇所	377百万円
令和6年8月の台風第5号	7市町14箇所	305百万円

《本県における急潮情報の発出状況》

年度	R5	R6	R7
発出回数	3回	19回	13回

(2) 「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」の柔軟な運用と十分な予算の確保

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するもので、漁業者の経営安定に欠かすことのできない制度。
- 不漁による水揚金額の減少が続くことにより、共済限度額（直近5ヶ年の5中3平均）が減少し、漁業者への共済金支払いが年々減少することが懸念され、水揚金額の減少が共済限度額の算定に影響しないようにする特例措置など柔軟な対応が必要。
- 全国的な不漁に対応し、漁業収入を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分な確保が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

9 地方創生のための地方大学の振興

【現状と課題】

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

- 「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」は令和元年度で終了したが、地方大学が地域課題解決等に取り組むための継続的な支援が必要。
- 複数の高等教育機関、地方公共団体及び産業界等が、各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム」の構築が各地域で図られるよう、令和2年10月に文部科学省ではガイドラインを策定。本県では、人材育成や地元定着の取組など、地方創生に向けた取組の推進のため、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」を令和3年6月に構築した。
- また、令和7年2月には、中教審答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、急速な少子化が進行する中、高等教育全体の「規模」の適正化と「アクセス」確保策を講じ、教育研究の「質」を高めることについて議論する「地域構想推進プラットフォーム」の構築について示された。
- 文部科学省では、令和7年4月に「地域大学振興室」を設置し、上記答申を踏まえながら、地域の産官学金労言と連携した地域大学振興の取組を推進している。
- 本県では、地域連携プラットフォームの枠組みを活用し、令和5年度からは、文部科学省の「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」、令和7年度からは「リカレント教育エコシステム構築支援事業」による取組を展開しているところであり、引き続き、地域課題の解決に向けて高等教育機関が産業界や行政等と連携して実施する取組への支援策の充実が必要。

2 地方大学の運営基盤の強化

- 国立大学法人岩手大学における運営費交付金は、震災以降、一時復興関連事業の実施に伴い、増額されていたが、プロジェクト事業による増加分を除けば、減少傾向にある。

（単位：億円）

年度	H16	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
運営費交付金 決算額	76.5	82.9	80.7	79.2	69.3	71.4	71.7	75.4	70. 9	71.4	66.7	71.3	67.7

※ H25～27年度は、震災復興関連事業によって増額。H29～R1年度はプロジェクト事業や退職手当等によって増額。（出典）国立大学法人岩手大学決算報告書

- 国における運営費交付金の全体予算額においても、平成25年度までは一貫して減少し、近年は横ばい傾向にあったが、令和7年度補正予算及び令和8年度予算においては、物価・人件費の上昇等を踏まえた増額措置がなされた。

- 一方で、これまでの運営費交付金の減額、義務的経費や人事院勧告影響額の増等により、教員欠員や若手研究者の不安定な雇用の拡大、施設老朽化等により厳しい財務状況が見込まれる

(単位：億円)

年度	H16	R21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
予算額	12,415	11,695	11,585	11,528	11,366	10,792	11,123	10,945
年度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
予算額	10,945	10,970*	10,971*	10,971	10,807	10,790	10,786	10,784
年度	R6	R7	R8					
予算額	10,784	10,784	10,971					

※ 国立大学法人機能強化促進費を含む (H29：45億円、H30：89億円。令和元年度は廃止され、再配分の際に活用)。

※ 上記に加え、令和7年度補正予算で421億円が措置された。

(出典) 第4回 非社会保障ワーキング・グループ (H27.10.28) の配布資料に以後の予算額を追記

- 公立大学への運営費交付金については、地方交付税措置が講じられているが、実態に見合った算定がなされていない。また、トップランナー方式により、基準財政需要額が減少したため、実態との乖離が拡大している。

[岩手県立大学運営費交付金 (通常分) と基準財政需要額の算定額] (単位：億円)

R7 運営費交付金 (A)	基準財政需要額		差引 (B-A)
	H28	R7 (B)	
35.7*	25.7	21.7	△14.0

※ 運営費交付金 (通常分) のうち、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免分を除く

3 地域の実情に応じた高等教育機会の確保

- 令和7年2月の中教審答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、急速な少子化が進行する中、高等教育全体の「規模」の適正化と「アクセス」確保策を講じ、教育研究の「質」を高めることの必要性が述べられているが、高等教育機関は地域の若者の進学意欲に応える受け皿であるだけでなく、都市部からの若者の受入れにもつながることから、地域の実情に応じた慎重な検討が必要。

- 本県の大学収容力について

順位	都道府県	入学定員数	18歳人口	大学収容力
1	京都府	35,123人	23,145人	151.8%
2	東京都	153,377人	104,150人	147.3%
3	大阪府	54,721人	79,549人	68.8%
⋮				
43	岩手県	2,509人	11,379人	22.0%
—	全国平均	623,520人	1,141,140人	54.6%

※ 出典：R5.7.14 中央教育審議会大学分科会 (第174回) 資料。

※ 定員数は令和3年度の入学定員数、18歳人口は3年前の中学校卒業者 (H30.3月卒) の人数であること。

【県担当部局】 ふるさと振興部 学事振興課

10 半導体関連産業振興への支援

【現状と課題】

1 地方自治体等が行うインフラの整備等に対する支援

- 国において「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」が創設され、本県半導体製造企業の生産拠点形成に必要な関連インフラの整備を推進するため、令和5年度以降、工業用水道整備事業、下水道整備事業及び道路整備事業に対する支援いただいているところ。
- 令和9年度も、大手半導体製造企業の需要に応え、安定的に工業用水を供給するため、引き続き北上浄水場の整備を進めることとしている。
- また、大手半導体製造企業の操業開始以来2,000名を超える雇用が創出され、通勤や関連車両の通行が増加し、周辺道路では渋滞等が発生している。加えて、同企業の第2製造棟及び新管理棟が令和6年7月に完成し、令和7年9月から稼働を開始したことに伴い、これまで以上の交通量増加に伴う渋滞の悪化が見込まれ、工場の操業への影響が懸念される。

そのため、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金により、渋滞解消や物流の効率化のための道路整備を、また、社会資本整備総合交付金等により、通勤車両等の増加に伴う通学路の歩道整備などをより一層、進めていくことが求められることから、必要な予算の確実な措置が不可欠である。

【岩手県における地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の状況】

■令和5～7年度配分額 計21.3億円

(1) 工業用水道整備事業

事業名	北上中部工業用水道事業（岩手県企業局）
事業費・国費	約196億円（うち令和5～7年度配分額 8.7億円）
事業期間	平成30年度～令和10年度
事業概要	新北上浄水場の増設等

(2) 下水道整備事業

事業名	北上市 特定公共下水道終末処理場増設事業（北上市）
事業費・国費	約95億円（令和5年度配分額 7.6億円）
事業期間	平成31年度～令和6年度（事業完了）
事業概要	排水処理量の増大に対応するための下水処理場の増設

(3) 道路整備事業

事業名	市道川原町南田線道路整備ほか（北上市）
事業費・国費	約38億円（令和6・7年度配分額 5.0億円）
事業期間	令和6年度～令和9年度
事業概要	渋滞解消のための道路整備等

- 県南地域では、半導体関連産業を始めとしたものづくり産業の集積が進んでおり、今後も企業の業容拡大に伴う工業用水の需要増加が見込まれるため、新たな水利権の確保が不可欠である。
しかし、北上川における水利権には、既に利用権が設定されている状況であり、半導体関連産業の更なる集積と競争力強化を図るため、新たな水利権の確保に向けた国の支援が必要である。
- 電力の確保においても、ベースロード電源の確保や供給施設整備において、民間電力会社の負担が大きいことから、国において支援を行う必要があると考える。

2 地方自治体が行う人材確保・育成プログラムに対する支援

- 人材の確保・育成については、近年の本県における半導体製造企業による旺盛な設備投資や新規立地等により、雇用の場が広がったところであるが、人口減少や人材確保に向けた企業間競争の激化により、人材の確保に苦労している企業が多い。
このため、県では、全庁を挙げて人口減少対策に取り組むこととしており、ものづくり産業振興部門においては、
 - ・ 産学官が連携し、小中学生の頃からものづくりに触れる機会を提供する取組
 - ・ 高校生等を対象とした工場見学等県内企業を知る機会の創出
 - ・ 大学生等を対象とした半導体講座やインターンシップ等「いわて半導体アカデミー」の実施等の取組を進めているところである。
- 令和6年度には、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）を活用して、いわて半導体関連人材育成施設（I-SPARK）を整備し、幅広い世代を対象とした人材育成の取組を進めているところであるが、人口減少等に伴う働き手の減少が懸念されており、企業の生産性向上を担う人材育成の取組の重要性も増していくことから、国の継続的な支援が必要である。

3 サプライチェーン強靱化対策への支援

- 今後も大手半導体関連企業の業容拡大が進むものと見込まれることから、国内投資に対する大型補助金等による支援を拡充する他、海外で行われている後工程（形成されたウエハーを個別のチップに切り出し、製品として完成させる工程）の国内集積を促進することにより、半導体関連産業の一貫生産体制の確立を通じた国際競争力の強化を図るため、サプライチェーン強靱化に向けた国による異次元の支援が必要である。
- また、地方自治体が主体的に行う誘致企業と地場企業との協業促進、関連企業間におけるニーズ・シーズのマッチング等の取組の加速を通じた地域経済の基盤強化による地方創生を実現するためには国の強力な支援が必要である。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
県土整備部 道路環境課

11 職業能力開発に係る支援制度の充実

【現状と課題】

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

- 県立職業能力開発施設の運営に対して交付されている職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金は、職業能力開発促進法施行令及び雇用保険法施行令に定める基準に基づき、各都道府県の雇用労働者数、求職者数、学卒就職者数、訓練生数等に応じて交付額が決定されているが、配分額は減少傾向にあり、令和7年度の本県への交付額は、多子世帯の新たな減免制度による交付額約14百万円を含む384百万円で、新制度の交付額を除くと前年度より約14百万円(3.6%)の減となり、十分な交付額になっていない。
- 県立職業能力開発施設の安定的な運営には、国において、全国の訓練生数等に応じた同交付金の十分な予算の確保と、安定的な財政支援が必要である。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
全国の都道府県立施設数	160	160	160	160	160
うち短大	15	15	15	15	15
うち職業能力開発校	145	145	145	145	145
国の交付金予算額(億円)	124.5	124.5	124.5	124.5	124.5
本県への交付額(百万円)	398.4	383.8	376.5	384.1	384.0
うち多子世帯減免額(百万円)	—	—	—	—	14.2

※交付金の額は、職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金の合計

- 県立職業能力開発施設の施設設備整備に対して交付される職業能力開発校設備整備費等補助金については、雇用調整助成金の支出による雇用保険特別会計収支の悪化に伴い、令和7年度は実施計画の策定に先立ち提出した整備計画に対して、内示では機械器具整備費(パソコン)が約15%減額されたため、その後増額申請が認められたが、安定した予算の確保が必要である。
- 設置から相当年数が経過している施設の修繕や、時代とともに進化する設備の更新に計画的に対応していくため、国による十分な財政支援が必要である。

職業能力開発校設備整備費等補助金(建物整備費、機械器具整備費、指導員研修費)(単位:千円)

	R4	R5	R6	R7
当初計画額	59,825	60,935	66,558	61,071
内示額	49,492	58,751	66,558	54,498
内示率	82.7%	96.4%	100.0%	89.2%

2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設

- 国では、平成 29 年度に、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない学生等の進学を後押しすることを目的に給付型奨学金制度を創設するとともに、高等教育の無償化の実施に向けて、令和 2 年度から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を実施している。
- しかし、当該支援は、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等が対象であり、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設で学ぶ訓練生は対象となっていない。
- 厚生労働省においては、大学等の学生等と同様な授業料等減免措置が受けられるよう、令和 2 年度から、職業能力開発短期大学校等で学ぶ訓練生を対象にした授業料等減免制度を創設したところであるが、給付型奨学金制度の創設は行われていない。
- 給付型奨学金の創設によって職業訓練を選択する機会が増えることは、経済状況にかかわらず安心して職業に必要な技術・知識を習得することができ、ひいては若者が職業を通じて社会に貢献することにつながることから、大学生等と同等の経済的支援を行う必要がある。

3 技能検定手数料の減免措置の拡充

- 都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する者の確保・育成のため、国の補助制度の下で、技能検定手数料の減免措置を実施している。
- 当該減免措置について、令和 4 年度・6 年度と相次いで縮小変更され、対象級が 3 級の実技試験に限定された。

令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から	令和 6 年 4 月 1 日から
次の要件を全て満たす者。 ア 技能検定の 2 級又は 3 級の実技試験を受検する者 イ 35 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 35 歳に達していない者） ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者（外国人技能実習生は除く）	次の要件を全て満たす者 ア 技能検定の 2 級又は 3 級の実技試験を受検する者 イ 25 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 25 歳に達していない者） ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条 4 条第 1 項に規定する被保険者（実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者） エ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者	次の要件を全て満たす者 ア <u>ものづくり分野の技能検定の 3 級の実技試験を受検する者</u> （都道府県方式は全て対象となる） イ 23 歳未満の者（実技試験実施日が属する年度の 4 月 1 日において 23 歳に達していない者） ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

- ものづくり分野に従事する者の確保・育成のため、令和 4 年度・6 年度と相次いで縮小変更されている技能検定手数料減免措置について、減免措置の対象範囲・額を復元・拡充し、令和 3 年度まで対象としていた 2 級の実技試験受検を含めた 35 歳未満の全ての受験者へ 9,000 円を補助する必要がある。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

- 県では、国からの委託を受けて離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の早期の就職に向けた支援を行っている。
- 委託費については、令和5年度にデジタル訓練促進費が創設されるなど、実績に基づく上乘せ部分の改善はあるものの、基本部分である訓練実施経費の単価については、主たる訓練の知識等習得コースの場合、平成19年度から5万円で据え置かれてきた。
令和7年度から、デジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定した場合の訓練実施経費の単価が5万3,000円に増額され、更に令和8年10月開講コースからは、情報セキュリティに関する事項のカリキュラム設定が必須とされることに伴い、訓練実施経費の単価が1人当たり月3,000円引き上げられる予定であるが、近年の人件費及び物価の上昇には追いついていない。
- 消費者物価指数の上昇に呼応し、更なる訓練実施経費の単価増額が必要である。

5 認定職業訓練事業の補助対象者の緩和

- 職業訓練法人等が認定職業訓練を行う場合に要する経費について、国から1/3の補助がある。
- 上記経費の補助対象者は、中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者、建築大工・左官等の一人親方等で労災保険に特別加入している者等とされている。
雇用保険の被保険者になれない中小企業事業主及び家族従事者は、労災保険に特別加入していても補助対象外とされており、認定職業訓練校の費用負担が増えるため、中小企業事業主が認定職業訓練校への派遣を見送るケースがある。
- 家族従事者は、将来、中小企業事業主として地域を支えていく立場にあり、補助対象とすることで認定職業訓練による技能及び事業の安定的な継承、地域経済の発展につなげていく必要がある。

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備

【現状と課題】

1 両立支援等助成金の財源の確保等

- 令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられたところ。
 - 国では、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正や両立支援等助成金等の制度を設けて支援を推進しているが、法律上策定が努力義務とされている常時雇用100人以下の企業における「一般事業主行動計画」の策定や、仕事と家庭の両立支援に資する助成金について、より一層の普及啓発が必要。
 - 両立支援等助成金について、令和8年度予算では、前年度を大幅に上回る予算を確保（392億円）しており、育児休業取得時等の業務代替支援及び男性の育児休業取得促進に向けた取組支援の拡充を図ることとしている。今後、こうした支援を継続するとともに、事業主が利用しやすい制度とすることにより、企業における職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりの一層の推進が必要。
 - 育休中等業務代替支援コースにおいて「業務の見直し・効率化のための取組を実施」が支給要件となっており、業務、作業手順の標準化するためのマニュアル等の作成や業務代替者に対して代替業務の内容、賃金について上司等が面談して説明する必要があること、また、代替業務に対応した賃金制度を就業規則等に規定する必要があることなど、作業に一定程度時間を要する取組のすべてを「業務代替期間の開始日までに実施」する必要があるとされていることから、「代替開始期間開始後1週間程度までの実施」に延長するなど支給要件の緩和が必要。
 - 育休中等業務代替支援コースの場合、申請に必要な書類が16～19種類求められている。可能な限り添付書類を少なくするなど手続きの簡素化が必要。
- ◎一般事業主行動計画の策定及び認定状況（企業数）（厚生労働省公表：令和7年9月末現在）

	常時雇用101人以上 (策定義務付け)	常時雇用100人以下 (策定は努力義務)
岩手県	442 (100%)	247
全 国	51,742 (96.7%)	11,168

2 妊娠・出産や育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

育児休業に関する要件の緩和や、職場における不利益取扱いの防止については、平成29年1月に育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されたところであるが、不利益取扱いに関する相談件数は高い水準で推移している状況。

令和2年6月から妊娠・出産や育児休業に起因する問題に関する事業主の責務が強化されたところであり、引き続き岩手労働局など関係機関と連携し、企業や労働者に対する関係法令の周知徹底が必要。

※ 女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、職場のセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策等について、法及び指針の定めにより事業主が講ずべき措置とされた。

◎妊娠・出産や育児休業等に係る不利益取扱いに関する相談件数の推移

年度	婚姻、妊娠・出産等		育児休業等	
	岩手県	全国	岩手県	全国
令和2年度	35件	5,021件	38件	6,234件
令和3年度	40件	4,508件	38件	6,026件
令和4年度	49件	4,717件	30件	6,673件
令和5年度	77件	5,075件	47件	6,726件
令和6年度	44件	5,064件	38件	7,045件

(岩手労働局：「個別労働紛争解決制度施行状況について」、

厚生労働省：「都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における法施行状況について」)

3 雇用保険の対象外となる者の育児期の収入減に対する支援

- 岩手県の女性の活躍を促進することによって復興の加速化を進め、地域経済活性化に寄与することを目的として、県内の経済団体、産業団体、国等の関係団体と県が一体となって、平成26年5月「いわて女性の活躍促進連携会議」を設立。
- さらに、平成28年5月、この会議を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第23条第1項に規定する協議会に位置付け、構成団体と連携して、女性の活躍推進に向けた取組を進めている。
- 会議では、各分野や分野横断による女性の活躍に向けた取組を推進するため、部会を設置して活動を行っており、このうち「女性の就業促進部会」では、女性の就業促進と女性が企業等で活躍するための支援を中心のテーマとし、女性の起業促進に向けた意識啓発や支援策も併せて検討している。
- 令和6年9月、部会は提案書「男女問わず、誰もが働きやすい職場環境の構築」をとりまとめ、この中で、目指す姿の一つとして「仕事と育児等を両立しながら、キラキラ働き続けられる岩手県」を掲げ、提案として「雇用保険の適用を受けられない方に対する育児期等の収入減への支援」を盛り込んだところ。
- 雇用保険に加入できないフリーランスや自営業者は、育児休業等給付金のような育児期の収入減に対する支援が受けられない。これは起業を志す人や役員にも当てはまり、女性が活躍しようとすると支援が受けられない現状がある。

4 男性の育児休業取得に関する独自の支援に対する財源措置

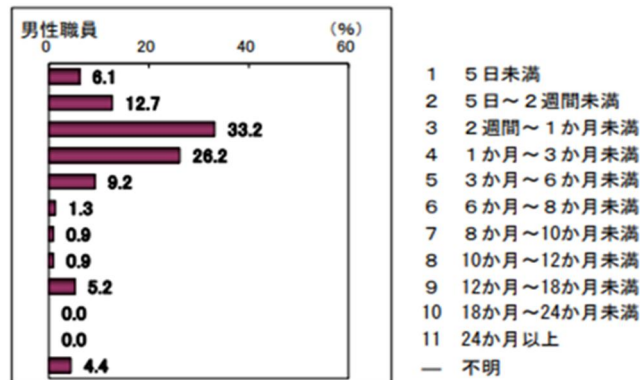
- 本県の男性の育休業取得率は順調に伸びている。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
岩手県	2.7%	—	19.9%	—	43.0%	—
全国	12.65%	13.97%	17.13%	30.1%	40.5%	(未発表)

※岩手県：ふるさと振興部「企業・事業所行動調査結果報告書」

全国：厚生労働省「雇用均等基本調査（事業所調査）」

- しかしながら、取得期間は「2週間～1か月未満」が33.2%と最多になっている。



- 国では「出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）」により、男性の育児休業支援取得を支援している。男性の育児休業取得について、人数に応じて10万円から20万円の支援を行っている。
- 一方で、各自治体では男性の育児休業に対する奨励金を独自に支給する事業を行っている。

【例1】宮城県 男性育休取得奨励金（令和7年新規）

県内に本店などがある中小企業の男性従業員が28日以上の子育て休業を取得した場合に20万円の奨励金を企業に交付する制度を新設。6か月以上の場合はさらに30万円を追加し、1つの企業に最大で50万円を交付。

【例2】長野県 長野県パパ育休応援奨励金

養育する子が1歳になるまでの間に、男性従業員が育休（産後パパ育休を含む）を通算14日以上取得し、当該従業員が職場復帰した場合に奨励金を支給（1企業3回まで）。取得期間等により7.5万円～30万円

- 本県においても、企業における働き方改革や子育て支援の促進を進めており、男性の育児休業の取得をさらに促進するため、地域の実情に合わせた制度を創設する自治体に対する財政的な支援が必要。

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

13 総合的な少子化対策の推進

【現状と課題】

1 子ども・子育て施策に係る財源の安定確保

- 本県の令和6年の出生数は4,896人(対前年▲536人)、合計特殊出生率は1.09(対前年▲0.07)と、出生数、合計特殊出生率ともに前年を下回り、これまでで最も低くなっており、この少子化傾向を反転させることが必要である。
- 本県の出生数減少の要因として、若い女性の社会減を含めた女性人口そのものが減少しているほか、男性は50歳時の未婚割合が高く、女性は30歳以上の「有配偶出生率」が低い状況にあることから、出会いや結婚を取り巻く環境や仕事と子育ての両立の難しさなどが影響していると考えられる。また、婚姻件数は、コロナ禍の令和2年に大きく減少した後、全国的には増加に転じている都道府県もある中、本県は減少が続いていることから、結婚したい人や子どもを持ちたい人の希望がかなえられないよう、様々な主体と連携し、結婚支援や子どもを生み育てやすい環境の整備など施策の充実を図っていく必要がある。
- このような現状を踏まえ、令和5年度からは、第2子以降の保育料無償化や在宅育児支援金などの取組を、令和6年度からは、市町村が実施する、既存施設等を活用した遊び場の整備、産後ケア利用時の子どもの一時預かりや交通費の支援に要する経費の補助など、市町村と連携して取り組んでいるところ。
- 国においても、令和5年12月に今後5年程度を見据えた子ども・子育て政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」や次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめた「こども未来戦略」等が決定され、児童手当の拡充や保育士等の配置基準改善など、子ども・子育て政策の強化が示されたところ。
- 国では、こども大綱に基づき具体的に取り組む政策について、毎年6月頃を目途に「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、関係府省庁の予算概算要求に反映することとしている。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- 子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体が創意工夫をしながら少子化対策を継続的に実施していくためには、地域の取組に対する自由度の高い財政支援の充実が必要である。
- 現在の地域少子化対策重点推進交付金は、事業ごとに細かく要件が設定されており、年度によってその要件や補助率に変動があるため、次年度の少子化対策事業の計画策定に支障が出ている。また、事業メニューが多岐にわたるため、細かく設定された要件に合致した実施計画書をそれぞれ作成する必要があり、事務負担が過大となっている。

3 不妊治療の提供体制の充実

- 令和4年4月から一般不妊治療および生殖補助医療が保険適用となり、県内でも不妊治療を受ける件数が増加傾向にあることから、岩手県内で希望する治療が受けられるよう、生殖補助医療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する医師、胚培養士、看護師、カウンセラー等の専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図っていく必要がある。

- 不妊治療の保険適用後、「先進医療」とされたもの（タイムラプス培養、PICSI、IMSI、ERA、SEET法等）については、保険診療と併用は可能であるが、先進医療部分の技術料については保険適用されず、患者の自己負担となる。その結果、自己負担額が増えるというケースが想定されるため、これらの先進医療についても実績や安全性等を正しく評価した上で保険適用とすることが必要である。なお、全国知事会でも同様の要望を行っているもの。
- 仕事と不妊治療の両立も課題であることから、休暇制度に関する企業等への働きかけなど、社会的理解を促進するための啓発を行いながら、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を促進することが必要である。

4 妊娠から出産・子育てまで一貫した支援の充実

- 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、妊産婦が地域の身近な場で相談支援や心身のケアが受けられる環境の整備が必要である。
- 本県では、令和8年度は全33市町村が産後ケア事業を実施し、24市町村が産前・産後サポート事業に取り組むなど、市町村における取組の体制整備は進展しているが、利用希望の増加に伴い、産後ケアの予約待ちが発生するなど、新たな課題が生じている。
- 児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「子ども家庭センター」の設置が、市町村の努力義務とされ、令和8年度は全33市町村のうち、28市町村で設置されているが、一人で複数の業務を担っている場合や、専門職がない場合など、小規模町村の設置が低調となっているため、各自治体の状況を踏まえた、センター設置に向けた伴走型支援が必要である。
- 県では、市町村保健師等に対する人材育成研修などの取組を通じ、妊産婦の包括的な支援に取り組んでいるが、市町村では、伴走型相談支援への対応に当たって、必要な財源の確保や助産師等の専門人材の確保などが課題となっている。
- 市町村において、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を行っていくためには、国による継続的かつ安定的な財政支援が必要である。

5 妊産婦のアクセス支援の拡充

- 岩手県は、広大な県土を有することに加え、分娩取扱医療機関が減少しており、妊産婦の健診や分娩のために通院する際の身体的・経済的な負担の軽減が課題であることから、令和2年度から「岩手県妊産婦アクセス支援事業」を実施。令和6年度は25市町村が妊産婦へのアクセス支援事業を行っている。
- 国においては、令和6年度予算で「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」を創設し、また、令和6年度補正予算で「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」を創設していただいたところだが、支援の対象が医療機関までの移動に概ね60分以上を要する妊婦に限られているほか、産婦健診やハイリスク妊産婦の診療時の通院は対象とされていない。また、妊産婦の自己負担が生じる制度設計となっている。
さらに、妊産婦の通院に際しては、平時での通院時間が60分未満であっても、冬季などにおいては距離以上の時間を要し、大きな負担がかかっている。
- 妊産婦の負担を軽減し、どの地域に住んでいても安心して妊娠・出産する環境を整備するため、産婦健診も対象とすること、通院時間の要件を除外すること、妊産婦の自己負担が極力生じないようにすることなど、支援を充実させるとともに使い勝手の良い制度とすることが必要である。
- 「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業」は、一時的な支援ではなく、令和9年度以降も支援を継続する必要がある。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室、医療政策室

14 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化

【現状と課題】

- 出産や子育ては、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスを受けられることが望ましいが、実際には、医療費助成の対象年齢、所得制限、受給者負担等の内容が、都道府県や市町村によって異なっているところ。なお、国においては、平成 20 年 4 月から 3 歳以上の未就学児の一部負担金を 3 割から 2 割に軽減（0 歳から 2 歳までは、以前から 2 割に軽減済）。
- それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってくるが、出産、子育て等に必要なサービスについては、人口減少対策の観点からも、自治体の財政力によって差が出ないことが望ましいもの。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

15 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止

【現状と課題】

- 医療費一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところである。国においては、地方単独事業による医療費一部負担金を現物給付化（窓口での負担減免）した場合には、国の療養給付費等負担金等が減額される仕組みが設けられているが、子どもの医療費助成については令和6年度から廃止。
- 本県では、昭和48年の制度開始時には医療機関の窓口で軽減する「現物給付」を採用していたが、国の療養給付費等負担金等の減額措置開始に併せて、市町村と協議の上、平成7年以降「償還払い」を採用。
- 本県では、平成28年8月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に現物給付を実施し、令和元年8月から「小学生」まで、令和2年8月から「中学生」まで対象を拡大し、さらに令和5年8月から「高校生等（18歳到達年度末）」まで対象を拡大したところである。
なお、重度心身障がい者、ひとり親家庭を含む全事業を現物給付とした場合の減額調整額は、約8億4千万円と見込まれる。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

16 子育て支援施策等の充実・強化

【現状と課題】

1 保育サービスの充実・強化に向けた財政支援の拡充

- 県及び市町村における保育の受け皿の確保や保育人材の確保の取組に対する、国の「保育対策総合支援事業費補助金」について、令和6年度に、国から再三にわたる事業費の減額精査を求められたほか、令和7年度においても減額決定され、事業実施に支障が生じていることから、取組の充実・強化に向け、十分な財政措置を講じる必要がある。
- 保育士等の処遇の大幅な改善を図るため、令和6年度に10.7%、令和7年度に5.3%の人件費の引き上げが行われた。
しかし、公定価格の地域間格差により、首都圏等と比較して給与水準が低い状況にあることから、保育士の県内定着を促進するため、公定価格の地域間格差を是正し地方での保育士確保が可能となる単価設定とする必要がある。

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

- 保育料等の無償化の対象とならない3歳未満の子どもについて、本県においては、令和5年4月から第2子以降の保育料等の無償化を行う市町村に対し、補助を行うことにより、無償化を図ったところであるが、自治体ごとの財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりは国において全国一律での実施を図る必要がある。
- 育児に係る経済的負担を軽減するため、本県において、令和5年4月から保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯に対し、子育てに係る応援金等を支給する市町村に補助を行うこととしたものであるが、県及び市町村に過大な負担が生じており、財政的な支援が必要である。

3 学校給食費の負担軽減の取組への財政支援

- 学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとされているが、それ以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとされている。
- 令和8年度から小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減の取組が始まったが、基準額が設定され、基準額を超える部分については各自治体の施策により保護者負担の軽減が行われており、基準額を超えない自治体との間で差が生じている。
- 本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われること、さらに中学校への拡大も含め長期的な視点で切れ目なく行われるよう、国の責任において、恒久的な財源を確保することが重要である。

○ 学校給食費の国基準額超過分に係る各市町村の対応状況（令和8年5月）

（1） 市町村負担（30市町村） 超過負担見込額 約2億9千万円

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
--

（2） 超過なし（3市町村）

北上市、矢巾町、山田町

○ 中学校で完全無償化を実施する場合の本県の状況（学校給食費の総額・概算、令和7年5月現在）

市町村立中学校	県立学校（中学校、特別支援学校）	合計
約17億2千万円	約2千800万円	約17億5千万円

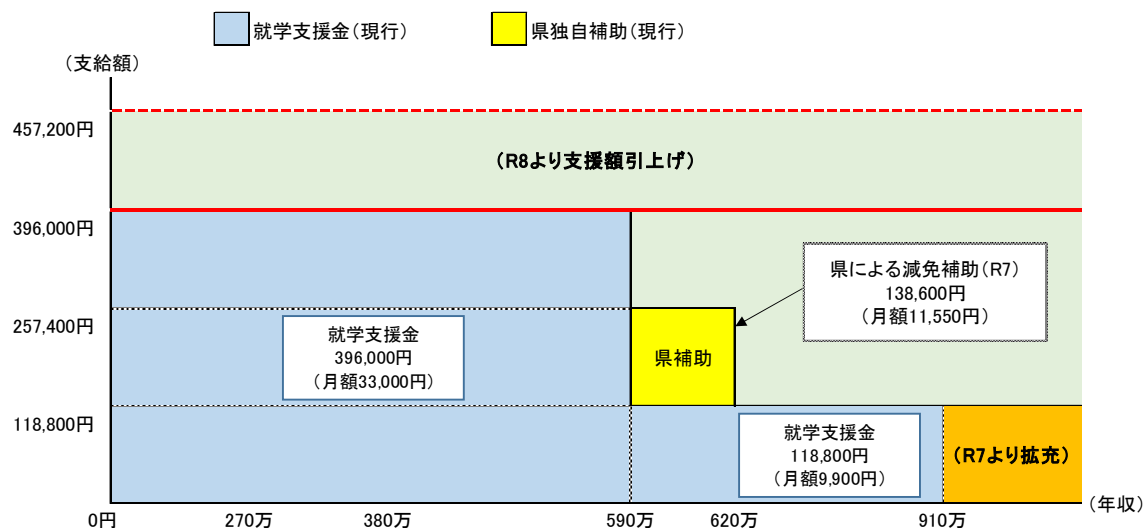
【県担当部局】 保健福祉部 子ども子育て支援室
教育委員会事務局 保健体育課

17 高校生等の修学に対する支援

【現状と課題】

1 高等学校等就学支援金制度の拡充

- 令和6年度までの高等学校等授業料の実質無償化は、年収910万円以上世帯の生徒は対象外とされ、かつ、私立高等学校等の生徒については世帯年収590万円を境に支給額に差が設けられていたが、令和7年度からは現行就学支援金制度の基準額（年額118,800円）の支給について所得要件が撤廃され、令和8年度からは私立高等学校等の生徒を対象とした加算額（年額396,000円）の支給についても年額457,200円まで引き上げられている。



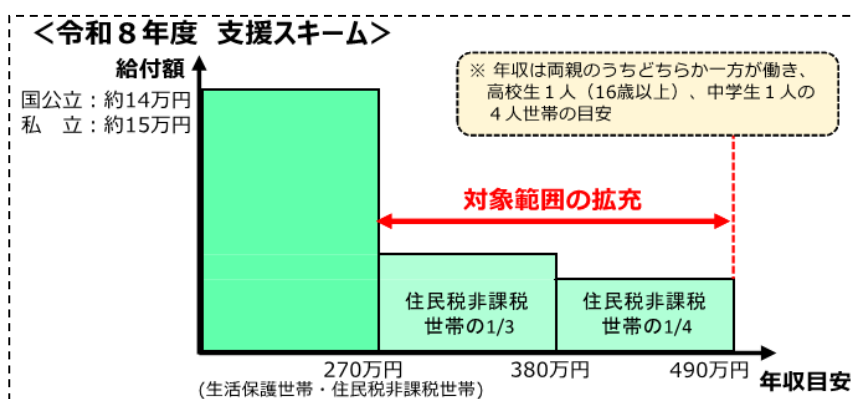
- 令和8年度までに私立高等学校等の授業料については世帯収入にかかわらず全ての生徒について支援の対象となる見込みであるが、施設設備費等については引き続き支援の対象外とされているなど、私立学校の学納金の実態にそぐわないままとなっている。また、幼児教育の無償化や高校及び高等教育機関の就学支援が図られている中で、私立中学校等の生徒の授業料等は就学支援の対象になっておらず、更なる制度の充実が必要。
- 令和8年度の制度改正(国庫10/10→国庫3/4、県1/4)により生じる県負担分については、確実な財源確保の観点から、全額国庫負担とするよう要望するもの。
- 就学支援金の支給期間は、全日制で36月、定時制・通信制は48月であり、また、単位制高等学校については支給対象単位数が通算74、年間30単位まで(令和3年度及び令和4年度については年間の支給対象単位数の上限なし)となっているが、病気等やむを得ない事情により休学する等した結果、原級留置により支給期間の上限(36月(定時制・通信制の場合48月))を超過する生徒に対しても卒業するまでの支援が必要。

また、単位制高等学校において支給対象上限単位数(74単位)は、卒業に必要な修得単位数と同数であるが、単位を修得できない科目が生じる可能性があること等から、実態として当該単位数を超えて履修する生徒がほとんどであり(平均80単位程度)、これにより支給対象上限の拡大が必要。

- 高等学校等就学支援金制度に係る事務手続について、現行では生徒・保護者・学校関係者の提出書類の準備の負担が大きく、書類等の審査に係る県の業務量が増加している状況にある。令和7年度以降、所得制限が撤廃されることにより支給対象者が増加することから、迅速な支援を実現するために事務手続の簡素化が必要である。

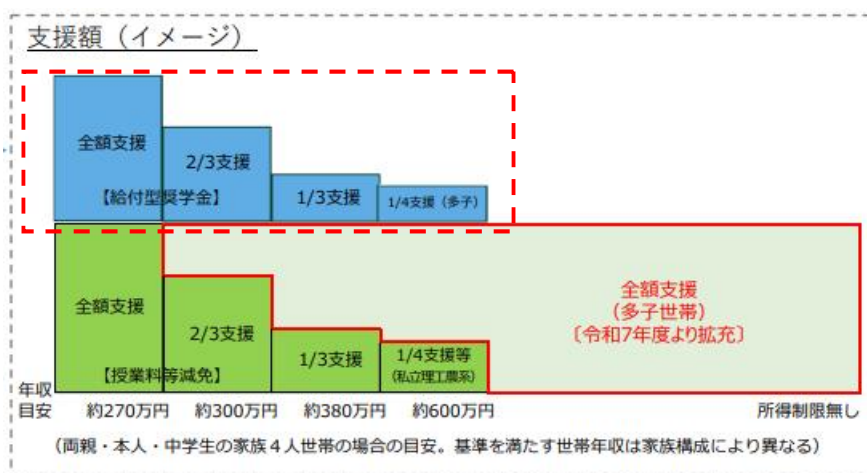
2 高等学校等修学支援事業の財源措置の拡充

- 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学び直しへの支援（家計急変世帯への支援を含む。）の各事業については、予算補助とされており、奨学のための給付金事業については、令和8年度から、国庫負担割合が1/3から1/2へ引き上げられたが、各事業を確実に実施するためには、引き続き、国庫において所要額の確保が必要。
- 奨学のための給付金事業については、三党の合意を踏まえ、令和8年度から支給対象が低所得世帯から中所得世帯まで拡充されたことに伴い、支給に要する業務量が増加したことから、現在、事務費は国庫負担に含まれていないが、業務量増加に対応するための事務費の財政措置が必要。



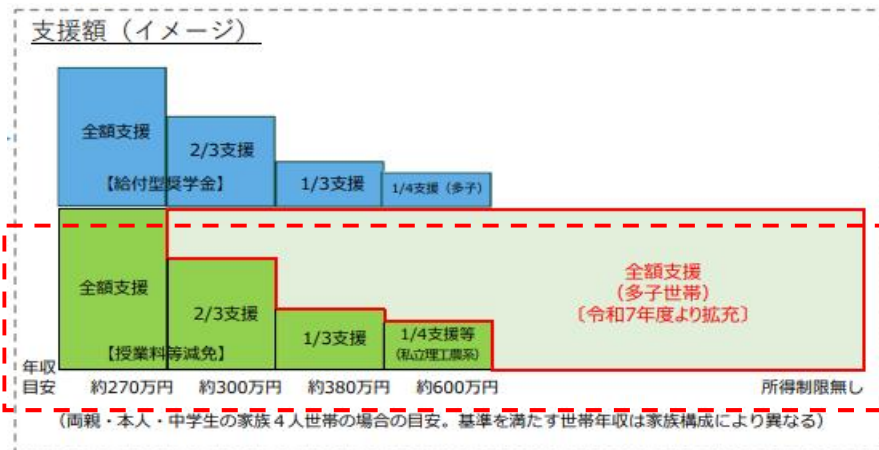
3 大学等奨学金制度の拡充

- 国が実施する大学等奨学金事業については、平成29年度に給付型奨学金制度が創設され、令和2年度からは制度が拡充されたところであるが、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、更に制度の充実を図り、安心して進学し、学業に専念できる環境を整えることが必要。
- なお、現在給付型奨学金の対象となるのは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯とされており、令和6年度からは、対象に中間所得層が拡充されたが、多子世帯（世帯に扶養される子どもが学生本人を含めて3人以上いること）のみとなり、より幅広い対象への拡充が必要。



4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

- 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、令和2年度に創設された国の授業料等減免制度の支援対象は、非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生とされているが、制度創設以前に国の授業料減免選考基準に従って授業料減免を行っていた国立大学の中には、制度創設により所得要件が厳しくなり授業料減免の対象者が縮小した大学もあることから、制度の拡充が必要。
- 令和6年度から中間所得層の多子世帯、理学・工学・農学系に支援が拡充され、令和7年度から多子世帯を対象に、所得制限なく一定の額まで授業料及び入学金を無償とするよう支援額拡充されたが、対象が「世帯に扶養される子どもが学生本人を含めて3人以上いる世帯」に限定されており、より幅広い対象への拡充が必要。

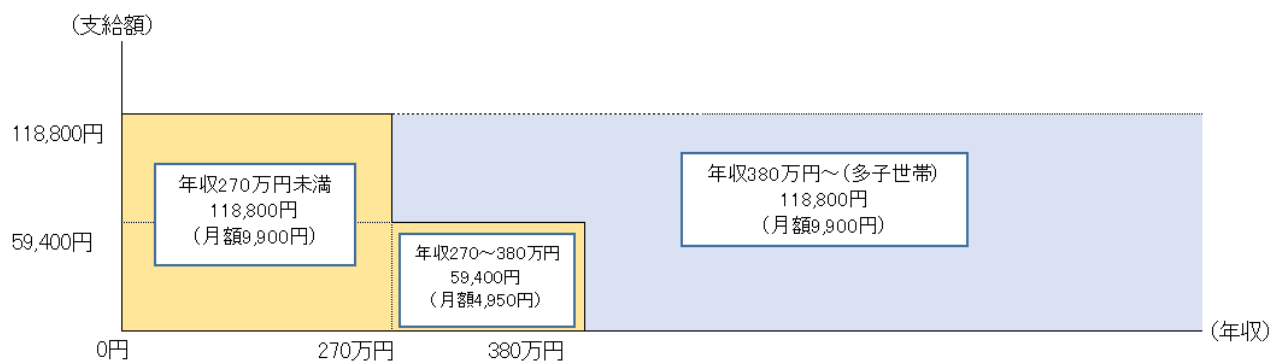


- 令和6年度から機関要件が厳格化され、現在支援の対象となる専門学校等においても、支援の対象外となる恐れがあることから、確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準について、制度を運用する中での各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図っていく必要があること。
- 特に、医療法人等が設置する学校においては、学校の経営が良好であるにもかかわらず、法人（病院）の経常収支が赤字である場合には、現行の基準では要件を満たさないこととなり、学生の確保ひいては地域における人材確保に影響を及ぼすことが懸念される。
- 岩手県立大学では、独自に、国の制度の対象とならない大学院生に対して授業料減免を行っているほか、学部学生に対して国の制度による所得要件を緩和して授業料の全額免除を行っていることから、確実な地方交付税措置が必要。
また、大学独自の授業料減免を継続するために、令和8年度以降も財政措置の継続が必要。

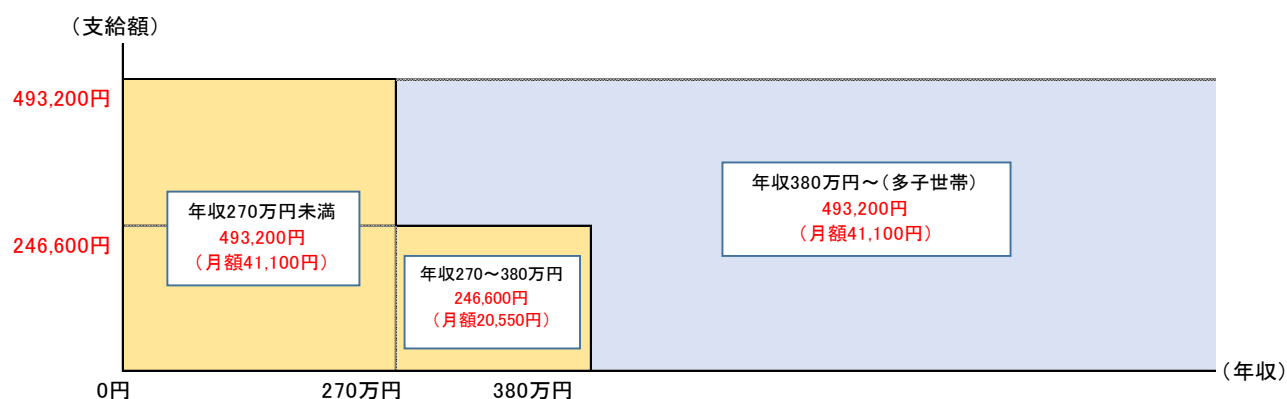
5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

- 高等学校等専攻科の生徒への修学支援は、令和2年度予算で支援事業が創設された。当初、授業料については、高等学校等就学支援金に相当する額を支援し、国が全額負担するスキームであったが、県予算の確定後に授業料に係る支援については所要額の1/2の補助となった経緯がある。
・令和8年度予算額 532,000千円（国庫1/2、県1/2）参考【うち公立分832千円】
- 高等学校等専攻科の支援について、令和7年度から多子世帯の生徒に対する支援については所得制限が撤廃されたが、多子世帯に該当しない世帯の生徒については従前のおり年収380万円未満世帯の生徒のみが支援対象である等、支援対象が限定されている。高等学校等制度の中にある就学支援ととらえ、所得制限撤廃や高等学校等就学支援金と同様支給額を拡充することが必要。

(公立の場合)



(私立の場合)



6 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

- 本県においては、私立専修学校高等課程（大学入学資格付与校）が、不登校経験や発達障がいのある生徒や高等学校の中退者など、高等学校卒業を希望しながらも自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を積極的に受け入れており、一般の学校現場ではカバーできない児童生徒にとってのセーフティネットとして機能している。
- 令和7年度から専修学校高等課程における不登校生徒等への支援に要する経費に係る補助について特別交付税措置がなされることとなったが、私学助成について定めた私立学校振興助成法において経常的経費を補助することができる旨の規定がなく、その運営費に対する国庫補助制度はない。
- また、普通交付税の算定に当たり、専修学校補助は、基準財政需要額に算定されているものと考えられるが、「人口」を測定単位としており、生徒数に比例していないため、事業に要する経費と交付税額に乖離が生じている。

【参考】本県令和8年度当初予算額

	A生徒1人あたり 助成単価 (円)	B予算額 (千円)	Aのうち国庫補助 (円)	Aのうち交付税 (円)
専修学校高等課程 (大学入学資格付与)	71,920	6,905	—	※8,941
高等学校 (全日制)	369,764	2,360,944	60,392	303,296

※専修学校高等課程の交付税措置額は、令和6年度普通交付税岩手県措置額（33,690千円）を専修学校生徒数（令和6年度：3,768人）で除して得た額による試算であること。

- 専修学校高等課程（大学入学資格付与校）に対する支援は都道府県の判断に委ねられている現状であり、補助額も都道府県によって異なる。本県では、専修学校高等課程（大学入学資格付与校）の入学者が増加傾向にあること、上記セーフティネットとしての機能に鑑み、専修学校運営費補助における一人当たりの補助単価を増額するとともに、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の整備に要する経費に係る補助制度により、教育環境の充実が図られるよう支援を行っているが、生徒が高等学校と同様の教育が受けられるようにするためには、都道府県の財源のみでは難しく、国による十分な地方交付税措置が不可欠である。

【参考】専修学校高等課程に対する補助における一人当たり補助単価の現状

補助単価上位10都道府県

1	大阪府	経常費補助（高等課程）	342,100
2	佐賀県	経常費補助（高等課程）	309,523
3	宮崎県	経常費補助（高等課程・全日制）	296,100
4	鳥取県	経常費補助（高等課程）	291,458
5	東京都	経常費補助（高等課程）	291,100
6	千葉県	経常費補助（高等課程）	193,824
7	神奈川県	経常費補助（高等課程）	174,916
8	兵庫県	経常費補助（高等課程）	151,106
9	愛知県	経常費補助（高等課程）	148,845
10	島根県	経常費補助（高等課程）	112,581
...			
19	岩手県	経常費補助（高等課程（大学入学資格付与校））	71,920

※令和6年10月「私立専修学校に係る予算に関する調査（新潟県調査）」の調査結果をベースに、「令和6年度 専修学校各種学校都道府県別助成状況（全国専修学校各種学校総連合会調査）」の内容を踏まえ算出したもの。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

18 学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備

【現状と課題】

1 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

(1) 学校教育活動を支援する人材及び教員業務支援員の配置

- 教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）は、人員配置に必要な経費のうち、下記を補助対象外としているもの。
 - ・ 学校教育活動を支援する人材：共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費
 - ・ 教員業務支援員：共済費（社会保険料）、通勤相当の交通費（旅費）、研修経費、募集・採用に係る経費
- 《県内の配置状況》
 - ・ 学校教育活動を支援する人材：22人を配置予定（申請に対する国庫内示率が2割程度にとどまったもの）
 - ・ 教員業務支援員：148人を配置予定
- 学校における働き方改革を確実に進めるため、教職員の負担軽減を図る教員業務支援員の配置に対する国庫補助について、現在の補助率1/3をさらに拡充すること。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。
- 中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）において、「チームとしての学校」理念を実現する観点から、「平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置」等の取組が強く求められていたところ。

《「要サポート」の児童生徒の割合》

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県全体 (%)	11.3	11.5	12.1	12.5	13.1	13.3	12.7

《スクールカウンセラー配置状況》

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
スクールカウンセラー 人数(配置校数)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)	66人 (358校/486校)	66人 (354校/475校)	67人 (352校/465校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7	7
配置人数合計	18人	18人	18人	19人	18人	18人	17人	16人

2 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

- 中学校への部活動指導員について、市町村における必要人数分の予算確保が課題。
- 当該人員の配置に必要な経費のうち、共済費（社会保険料）、研修経費、募集・採用に係る経費、大会等に引率する際の旅費は補助対象外であり、対象経費の拡充が必要。
- 県内の高等学校における教職員の部活動指導などの負担軽減は、中学校同様に喫緊の課題。
- 現行の制度（中学校における部活動指導員配置事業補助金）では、中学校を対象とした財政支援が図られているが、高等学校への配置は対象外。

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

- 国では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正を受け、令和2年1月7日付けで「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定し、服務監督教育委員会が、勤務時間外における在校等時間を原則月45時間、年360時間の範囲内とするため、教員の業務量の適切な管理を行うための方針を定める旨を規定。
- 県では、法改正及び指針の策定を受け、令和2年7月に、教員の在校等時間の上限に関する条例を改正し、教員の業務量を適切に管理するための措置を定めた規則を制定。
- 教員の在校等時間を国の指針に基づく上限の範囲内とするよう、業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上も確保していくためには国による教員の定数改善等の人的配置の一層の拡充など学校における働き方改革を進めるための環境を整備し、各教育委員会及び学校現場による学校における働き方改革の実現に向けた様々な取組を進めていくことが必要。

4 教員の人材確保に向けた処遇改善への財政支援

- 「学校における働き方改革の一層の推進」や「教員の処遇の改善」等を内容とする改正給特法が令和7年6月に成立。
- 教員の処遇改善のための各種施策を国の方針のもと、県が行う場合には、地方に財政負担が生じないように、国の責任と負担により確実な財政措置が必要。

5 高等学校に係る地方交付税の算定方法の見直し

- 広い県土を有し、多くの中山間地域を持つ本県においては、どの地域に居住していても高校教育を受けられる機会を保障する観点から、地域の小規模校を維持することとしている。
そのため、一学年5～9学級の学校規模とする国の基準に対し、本県では一学年4学級以下の学校が多くあるため、教職員経費（教員一人当たりの給与費）が実態よりも低く算定されている。
- 単位費用の積算基礎となっている給与単価が実態より過少（実習助手）となっていることや、実態と異なる区分での積算（用務員等経費）により乖離が生じている。

[R7 実習助手の給与] 単位費用：単価 196,900 円 本県：平均 (R7.5.1) 353,532 円

[R7 用務員等経費] 単位費用：委託料等 本県：給与費

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室、保健体育課

19 情報通信基盤整備等への支援

【現状と課題】

1 情報通信基盤の整備・維持管理のための支援

- 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくいことがこれまでの課題であったが、光ファイバの整備率は95.85%（令和6年3月末時点・全国40位）まで整備が進んできている。
- 平成31年度に創設された「高度無線環境整備推進事業」については、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、令和3年度中に市町村が希望する全ての地域で光ファイバの整備が進められたが、財政的な理由から国の補助事業を活用できず一部未整備地域を残す自治体があることから、本事業の継続とともに、不採算地域においては、財政力指数によらず一律の補助率の導入等、一部要件緩和等の拡充措置を要望するもの。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）により、一定のブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置づけられ、民設民営方式で整備した不採算地域における光ファイバ等の設備に係る維持管理費についてユニバーサルサービス制度により支援されているが、公設民営方式で光ファイバ網を整備した場合の維持管理運営費や更新等は支援の対象となっていないことから支援制度を創設するよう要望するもの。
- 5GやBeyond 5G等の先進的な移動通信システムはデジタル田園都市国家構想の実現のための重要な基盤である。本県の5G人口カバー率は92.0%（令和7年3月末時点・全国45位）まで整備が進んでいるものの、全国と比較し基盤整備において、既に格差が生じていることから、整備格差の解消にむけ、本県における早期導入を促進するための支援を要望するもの。
- 携帯電話基地局については、国の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、これまで「非居住エリア」を含めて整備が進められてきたところ。新たな整備計画である「デジタルインフラ整備計画2030」においても、5G人口カバー率の向上に加え、非居住エリアを含めた通信環境の確保が重要な課題として位置付けられており、同計画では高速道路及び国道における道路カバー率99%の達成を目指すとされている。また、電波遮へい対策事業については、鉄道トンネル、高速道路・国直轄国道の道路トンネルの他、県及び市町村が有する緊急輸送道路トンネルが対象地域となっている。これ以外の県及び市町村管理道路については明記されていないことから、これらの道路に対する電波遮へい対策の拡充を要望するとともに、維持管理に対する支援を引き続き要望するもの。

2 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設の利用世帯数の減少等により維持管理や改修が困難な状況。住民の過重な負担とならないよう、施設の高度化だけでなく単純な共聴施設等の維持管理や改修を主たる目的とした支援制度の創設を要望するもの。

【県担当部局】ふるさと振興部 科学・情報政策室

20 デジタル社会の実現に向けた支援

【現状と課題】

1 自治体DX推進のための支援

- 各自治体のデジタル化を推進するためには、上記情報システムに関連するシステムの効率化や、行政手続のオンライン化、書かない窓口など、業務改革が不可欠であるため、技術的支援の充実・強化について要望するもの。
- 加えて、地域社会のデジタル化を推進するため、地方財政計画に計上されていた「地域デジタル社会推進費」について、一部をデジタル活用推進事業費に振り替えた上で令和11年度まで延長されたが、特に小規模自治体においては、デジタル化に継続して取り組まなければならないことから、これらに要する経費の恒久化を要望するもの。

2 県と市町村が連携した人材プール機能の強化に係る支援

- 各地域において、デジタルに関する専門的知識を生かして地域課題の解決を図ることができる人材を確保することが大変難しい状況を受け、都道府県が管内市町村と連携したDX推進体制を構築し、その中で、県は、市町村支援のためデジタル専門人材のプール機能の確保に取り組んでいる。
- デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う職員は「自治体DXアクセラレータ」と位置付けられており、人材プールや各種市町村支援において中核的な役割を有する。
- 常勤職員の自治体DXアクセラレータについては、今後数年間で、全都道府県合計で500名程度の確保を目指すとされており、令和8年度において一人当たり840万円程度の普通交付税措置がなされている。
- 自治体DXアクセラレータの要件を満たす人材は、民間企業においても需要が高まっている状況であることから、さらなる確保のために地方財政措置の拡充を求めるもの。
- また、県職員を将来の自治体DXアクセラレータとして育成するための研修や、自治体DXアクセラレータの要件を満たす外部人材の採用事例の横展開など、地方自治体の実情に寄り添った総合的な支援の強化を要望するもの。

3 誰一人取り残さないデジタルデバインド対策の支援

- 特に、高齢化率の高い本県においては、高齢者などのデジタル弱者に対する支援が必要。
- 国においては、デジタル活用支援推進事業による高齢者等を対象としたオンラインによる行政手続やサービス利用方法等の講習会が行われてきたが、令和7年度末で事業終了となったところ。
- 広い県土で高齢化率の高い本県においては、通信事業者の店舗や支援団体の活動拠点が比較的人口の多い地区に集中し、過疎地域等においては講習会に対応できる事業者が少なく、また市町村においてもマンパワー不足等からデジタルデバインド支援が行き届いていない状況にある。このような中、国の支援が令和7年度に終了したことから、各自治体がデジタルデバインド対策に必要な事業を実施できるよう財政支援を要望するもの。

4 地方創生推進に係るデジタル実装等の支援等

- 地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、実証等が必要であるほか、バックヤードの整備も必要であるが、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストが障壁となり事業化にできないことが多数あることから、地方が恒久的に機動力を発揮・維持できるよう、対象経費を拡大し、自由度の高い交付金となるよう制度の見直しを要望するもの。
- 地域のデジタル実装は、継続した取組が必要であることから、交付金の対象年を単年度限りとせず、恒久化するなど財政面での制度見直しについて要望するもの。
- また、自治体においては、交付金制度の活用を前提に事業化されるケースが多いことから、交付金等支援制度の長期継続と活用を早期に計画できるよう、交付金の事業内容についての早期の情報提供を要望するもの。
- データ連携基盤の共同利用に関するビジョンについて、令和6年5月に国から基本的な考え方が示されたところ。
策定したビジョンを適時更新するとともに、市町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際の相談・連絡体制を構築するよう求められていることから、これらに係る人件費等経費について必要な財源を措置するよう要望する。
- 将来的にデータ連携基盤を整備した際に必要となる運用経費や維持・管理費についても、地方の恒常的な財政負担とならないよう、継続的な財政支援を講じることを要望するもの。
- 将来的なデータ連携基盤の乱立や機能開発等にかかる重複投資を防ぐためにも、国主導での基盤構築や標準的な連携仕様・規格等の提示、今後新たに連携基盤を構築する際の技術的な助言や人的支援についても要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

国土交通省

21 バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化

【現状と課題】

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層の強化

(1) 地域間幹線系統確保維持費補助

- 1日当たり輸送量（運行回数×平均乗車密度）15人以上150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：予測費用の9/20）
補助対象経費	予測費用－予測収益（前々年度までの3カ年平均）
補助要件	①運行回数 1日3往復以上
	②計画輸送量 15人以上150人以下（計画輸送量＝運行回数×平均乗車密度）
減額調整	みなし運行回数カット（密度カット）：平均乗車密度5人未満の場合 競合カット：他路線と一定以上競合
路線の形態	・複数市町村に跨る路線（H13.3.31時点）等

- 多くの路線が被災地特例激変緩和措置の対象であるが、当該措置が終了した場合、輸送量要件を満たせず補助の対象外となる。（R8事業年度（R8.4.1時点）で計画輸送量が15人に満たないのは、30路線中7路線）補助を受けられない場合、当該路線の維持確保が困難となり、地域における生活の足の確保に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、補助要件の緩和が必要。
- 県では、路線の維持・確保に向け、沿線市町村と連携して利便増進実施計画の策定に取り組んでいるが、中山間部等の路線は停留所やルート設定が限られ、利便性の向上に繋がる再編が困難となっている。
- 昨今の物価や賃金上昇により厳しい状況におかれている事業者の経営を支え、路線の維持確保を図るためには、計画平均乗車密度が5人未満の場合に補助額が減額となるみなし運行回数カット、競合カット及び補助対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額について見直しが必要。

(2) 車両減価償却費補助

- バス事業者の車両購入に伴う費用に対して補助するものであり、新車購入が対象。
- バス事業者においては、老朽化した車両の更新を進めることが大きな課題であるが、経営環境の厳しさから新車購入費用の捻出が困難であり、補助対象に中古車を含む要件の緩和が必要。

（平成27年度までは被災地特例により中古車も対象となっていたが、平成28年度に廃止）

項目	内 容
補助率	1/2（補助上限額：車両種別により1,200～1,500万円）
補助対象経費	車両減価償却費等（償却期間5年にわたり補助）
対象車両	・新規購入（新車） ・定員11人以上のノンステップ型車両、ワンステップ型車両等

(3) 地域内フィーダー系統確保維持費補助

- 地域間幹線バスと密接な地域内フィーダー路線について、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 過疎地域から幹線バスに接続する支線は、過疎地域と都市部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し（算定基礎単価の増額）による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。

項目	内 容
補助率	1 / 2 (補助上限額：市町村毎に算定)
補助対象経費	経常費用－経常収益
対象路線等	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに運行又は公的支援を受けるもの(新規性要件) ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするもの ・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの ・乗車人数が2人/1回以上である路線(定時定路線型の場合に限る。)

(4) 地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通計画の策定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により地方自治体の努力義務とされており、令和7バス事業年度(R6.10.1～)からは、地域間幹線系統確保維持費補助等の国庫補助を受けるための要件とされている。
- 地域公共交通計画の策定については、補助対象経費の1/2(50%)が補助上限であるところ、令和7年度事業においては、国庫補助にエントリーした県内5団体全てで満額の内示となっていないことから、十分な予算措置による支援が必要であること。

項目	内 容
補助率	1 / 2 (補助上限額：500万円～2,000万円)
補助対象経費	地域公共交通計画等の策定に必要な経費(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

2 バス運転士の確保による持続的な地域公共交通の維持

(1) バス運転士の不足について

- 地域公共交通の担い手であるバス運転士が不足し、路線の休廃止・減便に繋がっている。
令和2～令和7年度における県内乗合バス事業者の運転士の推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
雇用者数	800	744	682	640	621	623
対R2増減率	—	▲7.0%	▲14.8%	▲20.0%	▲22.4%	▲22.1%

(2) 国による運転士確保支援

- 国においては、地域公共交通事業者を対象とした「交通DX・GXによる経営改善支援事業」、「旅客自動車運送事業における人材確保支援事業」において人材確保に要する経費も支援対象としているが、毎年度補正予算による対応となっているもの(R4～R7)。また、運転士の採用及び採用後の定着を図るために有効な待遇改善を進めるための支援策は講じられていないもの。

項目	内容(運転士確保に関する部分を抜粋)
補助率	1 / 2
補助対象経費	人材確保に要する経費(人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等)

【参考：岩手県におけるバス運転士確保策】

- 岩手県では、乗合バス事業者が行う運転士確保等に要する経費に対する補助を実施。

事業名	乗合バス運転士確保対策費補助（令和6年度新規）
補助率	補助対象経費の1/3
補助対象経費等	① 運転士の確保に要する経費（補助上限：400千円/人） 雇用した運転士の試用期間（最大6カ月間）の基本給、 ② 採用活動及び運転士の育成に要する経費（補助上限：20千円/人） 採用募集の広報や説明会の開催・参加費用、研修費用等 ③ 職場環境の改善に要する経費（補助上限：700千円/事業者） 休憩室の整備や、女性運転士用トイレ、更衣室の整備等
R8当初予算額	17,220千円（一般財源）

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

22 地域公共交通の利便性向上等に対する支援の 拡充・強化

【現状と課題】

1 キャッシュレス決済システム、バスロケーションシステム、AI を活用した効率的な配車システム等の導入等に対する支援の拡充

- キャッシュレス決済の導入等は、地域内外の利用者に対する利便性やサービスの向上、地域振興や観光振興、交通事業者の効果的・効率的な運輸システムの実現など幅広い効果がある。
- 地域公共交通機関におけるデジタル技術の導入にあたり、活用可能な主な国の制度は次のとおりであるが、多額の事業者負担が生じていることから、負担軽減のため、補助率の見直しが必要。

事業名	補助対象					
	キャッシュレス	バスロケ	無線 LAN	MaaS	AI デマンド	自動運転
共創モデル実証 運行事業	-	-	-	-	2/3~1/3 (一部定額)	-
自動運転社会実 装推進事業	-	-	-	-	-	4/5
DX・GX による省力 化・経営改善支援	1/3	1/2	-	-	-	-
日本版 MaaS 推進・ 支援事業	-	-	-	2/3	-	-
交通サービスイン ンパウンド対応 支援事業	1/3	1/3	1/3	-	-	-

- 導入を促進するとともに、事業者による継続的なサービス提供を促すため、導入時のみならず更新費用も対象とするなど補助制度の拡充が必要。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

(1) 現状

- 本県における急速な高齢化率の上昇傾向を踏まえ、バリアフリー化の推進による交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上による安全安心な生活の確保、これらに裏付けられた利用者数の増加及び公共交通機関の維持確保によるサイクル（循環）をつくることが必要な状況。

ア 鉄道関係

- 国では、令和 8 年 2 月にバリアフリー法に基づく、「移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を改正し、「1 日 3,000 人以上が利用する鉄道駅」及び「1 日 2,000 人以上が利用する鉄道駅で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅」について、令和 12 年度までに原則全て段差解消を行うとする目標が設定されているが、1 日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人未満の鉄道駅については、「利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成状況その他の地域の実情を踏まえ、可能な限り実施。」とされている。

	バリアフリー化必要駅 (非平面駅) ①	①のうち整備駅 ②	整備率 ②/①
I G R	13 駅	4 駅	30.8%
三陸鉄道	36 駅	17 駅	47.2%

イ バス関係

- 改正後の基本方針において、令和12年度末までに全国の総車両数の約90%をノンステップバスとすることが目標として掲げられている一方、本県におけるノンステップバスの導入は遅れている。(主要バス事業者3社(岩手県交通、岩手県北自動車、ジェイアールバス東北)の導入率は令和7年3月31日現在49.1%)

(2) 現在の補助制度

○交通サービスインバウンド対応支援事業(交通サービス利便向上促進事業)について

- ・ 鉄道駅の段差の解消(エレベーター、スロープ等)に要する経費は、補助率1/3
- ・ ノンステップバスやリフト付きバスの導入・改造に要する経費は、1/4又は補助対象経費と通常車両価格の差額の1/2のいずれか低い方

とされており、投資費用の負担を軽減し利用を促進するため、補助率の引上げ(鉄道駅 現行1/3→1/2、ノンステップバス等 現行1/4等→1/3)等が必要。

○地域公共交通確保維持改善事業(バリアフリー化設備等整備事業)について

- ・ 鉄道及びバスの補助率は、地域における受入環境整備促進事業補助金と同様であるが、公共交通のバリアフリー化促進のためにも、補助率の引上げ(鉄道駅 現行1/3→1/2)等が必要。

○鉄道駅総合改善事業費補助

- ・ 経営体力がなく利用者数が2,000人未満の鉄道駅を複数抱える第三セクター鉄道においてもバリアフリー化が推進できるよう、利用者数に着目するだけでなく急速に高齢化が進む地域の事業を積極的に採択する等、柔軟な補助採択が必要(令和4年度から補助率は1/3から1/2に引上げされた)。

《65歳以上人口の割合》

(単位:%)

地域	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
全国	28.6	29.6	30.8	32.3	34.8	36.3	37.1
岩手県	33.6	35.8	37.6	39.3	41.8	44.1	45.9

出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

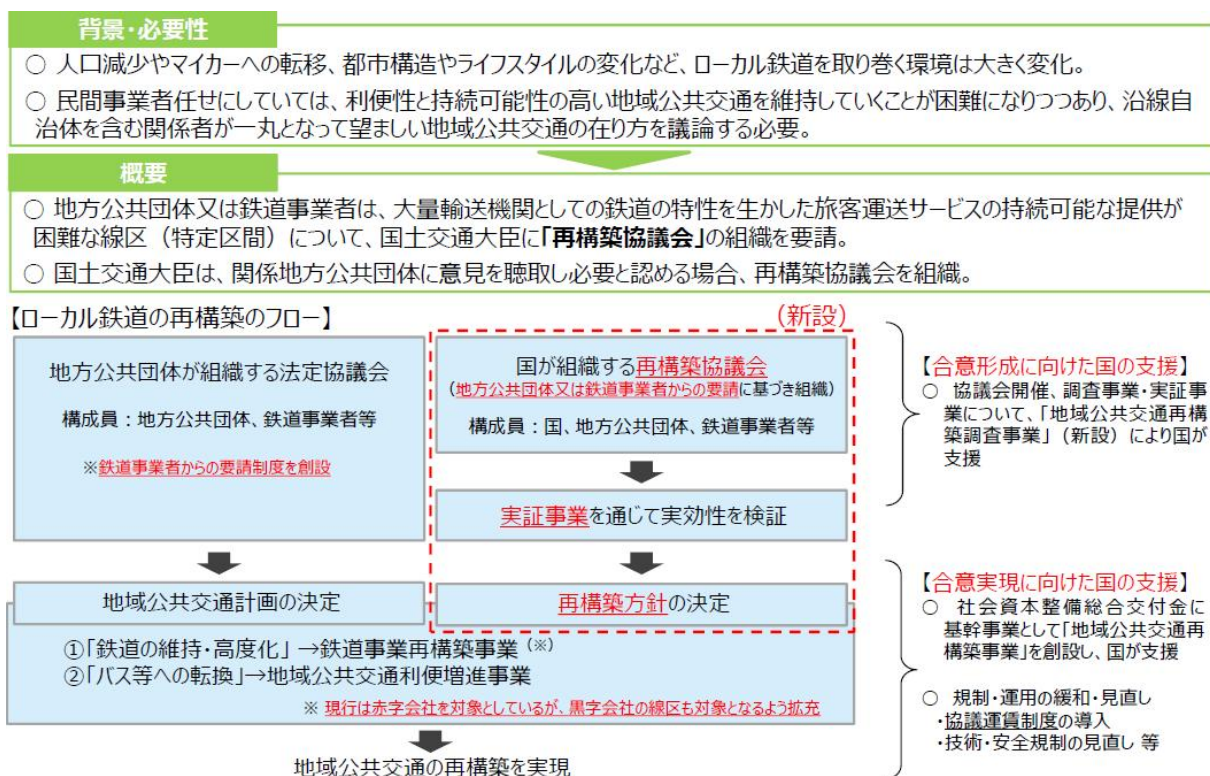
国土交通省

23 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

【現状と課題】

1 ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設【改正地域交通法】

(1) ローカル鉄道の再構築に関する仕組み



(2) 改正地域交通法に基づく再構築協議会の設置

J R西日本管内のJ R芸備線の一部区間（備中神代～備後庄原）について、令和5年10月3日にJ R西日本から国に対し再構築協議会の設置の要請があり、国は令和6年1月12日に再構築協議会の設置を決定。これまで協議会は5回、幹事会は8回開催。

【芸備線再構築協議会の概要】

- ・ 名称：芸備線再構築協議会
- ・ 対象路線及び特定区間：芸備線（備中神代駅～備後庄原駅）
- ・ 構成員：① 国（国土交通省中国運輸局、同中国地方整備局）
② 地方公共団体（岡山県、広島県、新見市、庄原市、三次市、広島市）
③ 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社岡山支社・同広島支社）
④ 公共交通事業者（（公社）岡山県バス協会、（公社）広島県バス協会）
⑤ 公安委員会（岡山県警察本部、広島県警察本部）
⑥ 学識経験者（呉工業高等専門学校環境都市工学分野 神田佑亮教授）

2 「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」について

平成 13 年に J R 本州三社が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の対象から除外されたことから、国鉄改革の趣旨を踏まえた事業経営の確保のため、国土交通大臣は、法附則第 2 条に基づき、J R 本州三社が踏まえるべき事業経営の指針を策定、公表（国土交通省告示第 1622 号（平成 13 年 11 月））

- 指針〔配慮すべき事項〕の主な内容
 - ・国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえて、**現に営業する路線を適切に維持**
 - ・路線を廃止しようとするときは、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を**地方公共団体及び利害関係人に対して十分に説明**

3 県等による要望の概要

(1) 県・沿線市町（13 市 2 町）による要望

- ① 期 日： 令和 4 年 12 月 16 日（金）
- ② 要望先： 齊藤鉄夫国土交通大臣（当日対応者は吉岡幹夫国土交通省技監）ほか
- ③ 主な要望内容
 - ・地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
 - ・黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。
 - ・地域が実施する利用促進の取組に対する財政面での支援を行うこと。

(2) 県による令和 8 年度政府予算等に係る提言・要望

- ① 期 日： 令和 7 年 6 月 4 日
- ② 要望先： 国土交通省
- ③ 主な要望内容
 - ・鉄道ネットワークは、地方創生の観点からも重要であり、国の交通政策の根幹として捉え、**鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。**
 - ・黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。
 - ・国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
 - ・全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、**情報共有の枠組みを構築すること。**
 - ・三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うこと。
 - ・地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。

(3) 全国知事会要望（「令和 8 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」）

- ① 期 日： 令和 7 年 7 月 29 日
- ② 主な要望内容（「7 地域における交通の確保等について」 抜粋）
 - ・J R 各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう**国の責任において同社に対する経営支援及び指導を行うこと。**
 - ・再構築協議会の設置にあたっては、国の関与の下、データに基づく議論のみならず、**地域の実情に配慮した運営を行い、合意のない再構築方針の策定は行わないこと。**
 - ・国による財政支援や、「J Rをはじめとする鉄道事業者がその持続的な運行及び利便性の確保に最大限協力を行うべき」ことについて、**法律等で担保するとともに、十分な支援額を確保すること。**
 - ・J R の役割並びに現在の J R 各社の経営状況、事業構造及び内部補助の考え方等も考慮した上で**全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、まずは国の責任において議論のうえ方向性を示し、実効性のある措置を講ずること。**
 - ・地域が一体となって進める利用促進の取組や、**地域に求められる運行サービス水準の確保に必要な支援等を講ずること。**
 - ・被災鉄道の早期復旧のため**鉄道事業者を支援するとともに、災害を契機とした安易な存廃・再構築の議論が行われないよう鉄道事業者を指導すること。**

(4) 北海道・東北地方知事会定期提言（「鉄道ネットワークの維持及び鉄道施設の災害復旧について」）

① 期 日： 令和7年11月6日（知事会開催日）

② 主な提言内容

- ・鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。
- ・地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
- ・鉄道事業者の収益を内部補助させるルールを創設すること。
- ・JRによる鉄道ネットワークについて、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において情報共有の枠組みを構築すること。
- ・JR各路線に接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うこと。
- ・沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。
- ・鉄道災害復旧補助制度における国負担を拡充するとともに、JRも含めた鉄道事業者が被災した路線を早期に復旧できる制度を構築すること。
- ・災害復旧時の地方負担に対し、道路と同等の地方債を適用するなどの財政支援を行うとともに、運営面への支援制度を創設すること。

(5) 全国的な鉄道ネットワークのあり方に関する特別要望（有志道府県による要望）

① 期 日： 令和7年4月9日

② 賛同道府県 ※下線は共同代表

29道府県

（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

③ 要望先： 石破茂内閣総理大臣、中野洋昌国土交通大臣

④ 主な要望内容

- ・地方創生2.0の推進や大規模災害時のリダンダンシーの確保等の国土強靱化はもとより、持続可能な中山間地域づくりの観点も踏まえ、将来の国のあり方を見据えた鉄道ネットワークの位置づけを明らかにすること。
- ・国鉄改革の経緯や現在のJRの経営状態を踏まえた内部補助の考え方を示すこと。また、ローカル線維持に係る国の責任の在り方を示すこと。
- ・広域的な鉄道ネットワークの活性化に向けて、国として、県、市町村、地域等が行う、ローカル線の利用促進や地域での活用を推進する取組への支援を行うこと。
- ・被災した路線について、鉄道事業者が速やかに復旧に着手するよう、さらに、災害を契機として、鉄道事業者側の一方的事情により、安易に存廃や再構築の議論を行わないよう、国の責任においてJRを含む鉄道事業者に対し厳格な指導を行うこと。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

24 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進

【現状と課題】

- 本県では、令和7年度に汚水処理の県構想「いわて汚水処理ビジョン2025」を策定し、汚水処理施設の整備等を推進。
- 本県の汚水処理人口普及率は、令和6年度末時点で85.9%と全国平均（93.7%）を大きく下回っています。
- 広大な県土の中に多くの中山間地域を抱え、小規模な集落が広範囲に点在する本県にあって、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境の創出に向けた汚水処理施設の整備を計画的に進めるためには、浄化槽の整備が不可欠。
- また、今後も人口減少など社会経済情勢等が変化していく中であっても、汚水処理事業の持続可能な事業運営が求められる。計画的な経営基盤の強化とともに、官民連携手法の活用を図る必要。
このため、「いわて汚水処理ビジョン2025」において、「水の官民連携」をはじめとする新たな官民連携手法の導入に向け検討することを盛り込んだ。これら取組の円滑な導入を図り、今後の汚水処理の健全な運営が可能となるよう、国による財政的支援や技術的な助言が必要。
- 浄化槽設置整備事業（個人設置型）は、設置に要する経費への行政負担は4割（国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつ補助）となっており、個人負担が6割と大きいことが、普及が進まない要因。
- 個人負担を軽減し、普及率の向上を図るため、浄化槽設置整備事業（個人設置型）を実施している27市町村のうち18市町村（約7割）が、独自に本体設置費のかさ上げ補助を実施しているが、市町村の財政的負担が大きい状況。そのため、助成基準額の上限額や助成率の引上げによる財政的支援が必要。
- また、浄化槽設置整備事業（個人設置型）のうち環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業については、助成率が1/3から1/2に引き上げられているが、本事業の要件として、交付対象事業費のうち単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換事業費を5割以上とすることが求められている。転換に限らず合併処理浄化槽の導入は汚水処理の未普及地域の解消につながることから、全ての浄化槽新設事業について、助成率を1/2へ引き上げることにより、市町村への財政的支援を強化し、整備を推進する必要。

《浄化槽本体の設置に係る経費の負担額（市町村による嵩上げの実施補助状況）》（単位：千円）

浄化槽		5人槽	7人槽	10人槽
4割	助成基準額（国・県・市町村が補助）	414	474	660
6割	市町村かさ上げ補助額	11～463	26～592	40～825
	個人負担額	158～610	119～685	165～950
10割	本体設置費（標準額）	1,035	1,185	1,650

※ 令和7度までの助成基準額は、5人槽390千円、7人槽474千円、10人槽660千円。標準額は定期的に見直されてきたが、本体工事費の4割の考え方はこれまで変更無し。

※ 通常事業の補助率1/3は、これまで変更無し。

- 浄化槽の維持管理費は、循環型社会形成推進交付金において少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業が設けられているものの、集合処理と比較して住民負担が大きくなる場合が多いことから、少人数高齢世帯に限らず助成対象の拡大が必要。

《浄化槽（5人槽）の年間維持管理費（環境省資料）》

59,000円（法定検査 5,000円＋保守点検 18,000円＋清掃 25,000円＋電気代 11,000円）

【他の汚水処理施設の年間料金（例：矢巾町）】

下水道：3,162円（20 m³/月）×12カ月＝37,944円

農業集落排水：3,162円（20 m³/月）×12カ月＝37,944円

《主な交付金の配分状況》

（国費：百万円）

交付金名	R 6 当初	R 7 当初	R 8 当初	備 考
社会資本整備総合交付金 ^{※1}	1,721	1,528	886	R 8 要望額に対する内示率 52%
農山漁村地域整備交付金 ^{※2}	267	156	186	R 8 要望額に対する内示率 99%
漁村整備事業 ^{※3}	50	25	36	R 3 当初から補助事業が創設 R 8 要望額に対する内示率 100%
循環型社会形成推進交付金 ^{※4}	176	185	182	

※1 下水道事業のみ

※2 集落排水事業のみ

【集落排水事業県配分額内訳】

漁業集落環境整備事業：R6 当初 16 百万円、R7 当初一円、R8 当初一円

農業集落排水事業：R6 当初 251 百万円、R7 当初 156 百万円、R8 当初 186 百万円

※3 漁業集落排水事業のみ

※4 浄化槽設置整備事業のみ

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課
農林水産部 漁港漁村課

25 自然公園等の施設整備の促進

【現状と課題】

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

- 本県は、広大な面積を擁し、その中に2つの国立公園（十和田八幡平、三陸復興）、2つの国定公園（栗駒、早池峰）、三陸海岸を縦走する長距離自然遊歩道「みちのく潮風トレイル」、東北自然歩道「新・奥の細道」を有しており、その適正な利用が図られるよう施設の整備が必要。
- 本県では、自然環境整備交付金（補助率：45～50%）を活用し、老朽化施設や災害により被災した施設の計画的な保全・再整備に努めてきたところであるが、要望額に対し十分な予算措置が行われない年度においては、整備計画の縮小、遅延を余儀なくされているところ。

〔年度別当初予算内示率〕

平成30年度 47.9%、令和元年度 100%、令和2年度 100%、令和3年度 60.2%、
令和4年度 57.2%、令和5年度 40.6%、令和6年度 58.9%、令和7年度 72.8%

- 三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園や県内2つの国定公園には、老朽化している登山道や避難小屋、転落防止柵、トイレなどの自然公園施設が多くあることから、国内外からの多数の観光客の受入に対応した保全・再整備を計画的に進めていくためには、国による十分な財政支援が必要。
- 国立公園の魅力を感じてもらうためには、WEBやSNS等活用による情報提供や多言語化した案内板の設置、トイレの洋式化など、一層の受入態勢等の強化が必要。
- 三陸復興国立公園については、平成30年度にみちのく潮風トレイルの拠点施設である名取トレイルセンターが整備され、県内の3つのビジターセンター等がサテライトの役割を担っていることから、トレイルセンターと同様にサテライト施設についても復興や地域情報の発信のための機能や、利用客をサポートするための拠点としての機能の充実が必要。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

- 十和田八幡平国立公園の三ツ石山周辺（第1種特別地域に該当）は、近年、紅葉時期を中心にオーバーユース状態になっており、トイレの混雑や登山道における野外し尿、登山道の荒廃などが発生。現状では、地元自治体や施設設置者が個別に対応しており、根本的な課題解決を図るためには、公園管理者である国による積極的な対応が必要。
- 令和元年に国が指定した「みちのく潮風トレイル」は、令和6年2月の英紙タイムズに「日本で訪れるべき場所14選」の一つとして選定されるなど、国内外からの観光客が増加しており、来訪者に快適な利用環境を提供するうえで、直轄事業による積極的な施設整備が必要。

【県担当部局】環境生活部 自然保護課

26 文化・スポーツの振興

【現状と課題】

1 学校部活動の地域展開等に向けた支援

- 国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定を受けて、本県においても令和8年度に「学校部活動等に関する新たな方針」を策定する予定としており、学校、保護者、競技団体等で構成される「岩手県における地域クラブ活動の在り方に関する協議会」を令和8年5月と7月に開催し、情報共有や意見交換を行うこととしている。
- 県内市町村においては、以下のとおり令和3年度から国のモデル事業を実施するほか、独自の取組やモデル事業を踏まえた単独事業に移行するなど、市町村の取組に広がりが見えつつある。

年度	モデル事業	市町村単独事業
令和3年度	2町（岩手町、葛巻町）	—
令和4年度	3市町（大船渡市、岩手町、葛巻町）	1市（ <u>一関市</u> ）
令和5年度	5市町村（盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村）	3市町（ <u>一関市</u> 、岩手町、葛巻町）
令和6年度	6市町（盛岡市、宮古市、大船渡市、矢巾町、西和賀町、一戸町）	6市町村（ <u>花巻市</u> 、 <u>一関市</u> 、岩手町、葛巻町、 <u>岩泉町</u> 、九戸村）
令和7年度	8市町（盛岡市、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、西和賀町、矢巾町、一戸町）	6市町村（ <u>花巻市</u> 、 <u>一関市</u> 、岩手町、葛巻町、 <u>岩泉町</u> 、九戸村）

※下線は、モデル事業を実施せず、独自の取り組みを行っている市町。

- 部活動の地域展開に向けては、指導者となる人材の質と量の確保、地域指導者への謝金、交通費や会費など新たに生じる保護者等の費用負担など、受入体制の整備等への対応が課題。
- こうした課題は全国的に生じているものであり、中学校の休日の部活動の地域展開を円滑に進め、持続可能な活動環境を整備するためには、国において生徒や保護者の負担を軽減させるような財政措置等の支援を行うことが重要。

2 地方のスポーツ振興の取組への支援

- 選手強化や指導者・ボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進等に関する講師派遣や研修会の開催、老朽化施設の大規模改修、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッションによる大会・合宿の誘致など官民が連携して行う分野横断的な取組など、地方におけるスポーツ振興の取組に対する支援が必要。
- 本県では、「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」によりオリンピック金メダリストの小林陵侖選手をはじめトップアスリートになりうる選手の総合的な発掘・育成・強化に取り組んでいる。この本県独自の事業は、中央競技団体が行うトップアスリートの輩出に向けた取組につながる重要な

役割を担っているところであるが、選手強化や指導者等の人材育成に対する国からの支援は競技団体が対象であり、地方公共団体等が実施している総合的な選手発掘・育成・強化事業にも対応できるよう、制度の充実が必要。

- インクルーシブスポーツの普及によるスポーツを通じた共生社会の実現に向けて、県内4広域圏ごとに拠点となる市において推進体制を構築し、普及の推進を図っているところであるが、インクルーシブスポーツの実施が十分でない市町村もあることから、県内各市町村における普及促進を図るために、継続的な財政措置が必要。
- 本県の公営スポーツ施設は、その多くが1970（昭和45）年に開催された岩手国体や1999（平成11）年に開催された全国高等学校総合体育大会での使用を目的に整備されたものであり、経年とともに施設・設備の老朽化が進行している。
また、本県は、冬季のスポーツ大会の受け皿となるスピードスケート競技やスキージャンプ競技などの競技施設を有しているが、当該施設を維持・改修するために、多額の経費が生じている状況。
施設の維持、改修に当たっては、国やJSP0からの支援は少ない中で、現時点では、スポーツ振興くじ助成を主に活用しており、学校施設環境改善交付金等の交付対象を拡大するなど国による財政措置の拡充が必要。
- 今後は、スポーツによる地方創生・まちづくりを全国各地で推進するため、全国レベルの大会など大規模なスポーツイベントの開催に対して、地方公共団体の財政力や競技団体の規模等に応じた財政措置の拡充が必要。
- 国民スポーツ大会冬季大会等の冬季のスポーツ大会は、本県をはじめ開催可能な自治体が限られていることから、特定の自治体の開催頻度が高まり、開催地にとって大会運営や施設整備・維持等に係る経費などが大きな負担となっている。同大会を将来の飛躍につながる持続可能な大会とするため、式典・競技会開催費や施設整備費を対象としているスポーツ振興くじ助成の上限額の引き上げや対象となる経費の拡充をはじめ、国庫補助金の増額など、更なる財政支援により開催地の負担軽減を図ることが必要。

3 地方の文化振興の取組への支援

- 文化財等の地域資源を活用した地域活性化、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした国内外との交流や、文化芸術による心の復興の取組、文化イベントの展開などによる交流人口の拡大など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化することが必要。
- 文化財等の地域資源を活用した地域活性化や日本博を契機とする文化資源の活用に向けては、国の事業を活用しながら取組を進めているところであるが、地方の要望額が充足されず、地域における文化財等の保存・継承・活用の取組が十分に実施できていないため、国の財源の確保・継続的な支援が必要。
- 本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形民俗文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」、「永井の大念仏剣舞」、「鬼剣舞」をはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能等が数多く残されている。
一方で、人口減少、少子高齢化による後継者不足や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくないため、後継者育成や民俗芸能を活用した地域コミュニティの活性化に向けて、国による財政措置の拡充が必要。
- 地域文化財総合活用事業については、申請に向けた十分な準備期間の確保や対象経費の拡充など支援の拡充を願いたい。

＜地域文化財総合活用事業の活用状況＞

地域伝統行事・民俗芸能等

年度	申請数	申請額 (A)	採択額 (B)	配分率 (B/A)
令和5年度	3団体	12,313千円	11,398千円	92.5%
令和6年度	4団体	4,238千円	2,986千円	70.4%
令和7年度	3団体	6,175千円	4,788千円	77.5%
令和8年度	2団体	4,433千円	4,079千円	92.0%

※ 本県では、郷土芸能に使用する装束・用具等の新調、後継者養成に係る特別講習会の開催等に活用。

地域文化遺産等

年度	申請数	申請額 (A)	採択額 (B)	配分率 (B/A)
令和5年度	4団体	6,509千円	5,796千円	89.0%
令和6年度	4団体	7,531千円	4,565千円	60.6%
令和7年度	3団体	5,147千円	3,062千円	59.4%
令和8年度	2団体	3,217千円	2,307千円	71.7%

※ 本県では、青少年郷土芸能フェスティバルの開催など普及啓発にかかる事業等に活用。

- 子どもの文化芸術の鑑賞機会の確保等のため、学校に対する芸術家等の派遣を行っているところであるが、申請に対する採択率が低下しており、子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進する必要があるため、国の財源の確保・継続的な支援が必要。併せて、乳幼児を対象とした文化芸術の鑑賞・体験機会の確保に向けて、学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業の対象を緩和するなど、支援の拡充を願いたい。

＜舞台芸術等総合支援事業／学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業の活用状況＞

事業名	学校巡回公演			芸術家の派遣事業（学校申請方式）		
	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)
令和5年度	16校	12校	75.0%	22校	18校	81.8%
令和6年度	14校	10校	71.4%	25校	13校	52.0%
令和7年度	12校	9校	75.0%	20校	5校	25.0%
令和8年度	8校	6校	75.0%	15校	4校	26.0%

事業名	コミュニケーション能力向上（学校申請方式）			子供 夢・アート・アカデミー		
	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)
令和5年度	0校	—	—	0校	—	—
令和6年度	0校	—	—	1校	0校	0.0%
令和7年度	1校	0校	0.0%	1校	1校	100.0%
令和8年度	0校	—	—	1校	1校	100.0%

事業名	ユニバーサル公演事業		
	申請数 (A)	採択数 (B)	採択率 (B/A)
令和5年度	4校	3校	75.0%
令和6年度	4校	1校	25.0%
令和7年度	7校	3校	42.9%
令和8年度	10校	5校	50.0%

- 本県の公立文化施設は、1973（昭和48）年竣工の岩手県民会館をはじめ、その多くが1970年代から1990年代にかけて整備されたものであり、経年とともに施設・設備の老朽化が進行している。

公立文化施設は、地域における文化芸術活動の重要な拠点となっている一方で、各施設の運営及び維持修繕のため、地方公共団体にとって多額の経費負担が生じている状況であり、国の財政措置による支援が必要。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課
教育委員会事務局 学校教育室、保健体育課、生涯学習文化財課

27 女性の活躍推進事業への支援の拡充

【現状と課題】

1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

- 県では、平成 26 年度に設置した「いわて女性の活躍促進連携会議」と連携し、女性が活躍できる職場づくりや女性のキャリア形成を支援するためのセミナー等を実施しているほか、県独自の「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及啓発を通じて、国の「えるぼし認定」につながるよう企業の取組のステップアップを図っているが、更なる拡大と定着を図るため、継続した取組が必要。
- 孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を実施するため、令和 3 年 7 月に「いわて女性のスペース・ミモザ」を設置し、相談窓口の開設・居場所づくり・女性用品の提供を行っている。
ミモザには家庭内の人間関係、家事・介護等の負担や将来への不安などに関する相談が寄せられ、令和 7 年度の相談件数は延べ 2,417 件と令和 6 年度の実績（延べ 2,311 件）と比較して増加しており、困難や不安を抱える女性に対し継続した支援が必要。
- また、令和 6 年度からは、女性の就労や所得向上につなげるため、主に無就業や困窮している女性等を対象に、デジタル分野で即戦力として活躍できるスキル習得と習得後の就労マッチングまでを一貫して支援する取組を実施しており、令和 8 年度も継続することとしている。
- これらの取組に国の地域女性活躍推進交付金を活用しているが、同交付金は 3 年連続で減額内示されており、令和 9 年度以降も事業を継続・拡充して実施するためには、同交付金による十分な財政支援が必要。

（単位：千円、％）

	公募申請額	内示額	率
R3	20,724	17,874	86.2
R4	20,659	12,719	61.6
R5	18,316	18,316	100.0
R6	28,731	24,799	86.3
R7	27,643	25,378	91.8
R8	26,840	26,458	98.6

2 国による女性の活躍支援施策の拡充

- 令和 7 年 6 月の改正により有効期限が延長された女性活躍推進法においては、常時雇用する労働者の数が 100 人を超える事業主に対し、一般事業主行動計画の策定が義務付けられているところ。
- 本県の場合、同法で一般事業主行動計画が「努力義務」とされる常時雇用する労働者が 100 人以下の企業が大多数を占めることから、こうした中小企業における一般事業主行動計画策定に向けた働きかけや支援が必要。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

28 地域医療再生のための総合的な政策の確立と 必要な取組に対する支援

【現状と課題】

地域医療再生のための総合的な政策の確立

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況。
- 本県では、平成23年に「地域医療基本法（仮称）」の草案を作成し、首都圏でのシンポジウムの開催、有識者と知事の対談、知事によるPR動画の作成、新聞・雑誌やインターネットを通じた広報活動を実施するなど、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を行っているところ。
- 令和8年度に公表された医師偏在指標では、本県の指標の数値（200.4）は全国で45位となり、引き続き医師少数都道府県と位置付けられたほか、宮城県を除く東北各県や新潟県なども医師少数県に位置付けられ、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところ。

医師偏在指標による都道府県順位（40～47位）

順位（前回）	都道府県	医師偏在指標
40（38）	千葉県	221.9
41（40）	山形県	216.5
42（41）	秋田県	211.5
43（42）	埼玉県	207.2
44（45）	新潟県	201.7
45（47）	岩手県	200.4
46（43）	茨城県	197.5
47（46）	青森県	194.4

※ 前回（令和6年1月公表）は、岩手県が最下位であること。

- 令和6年度に改定した岩手県医師確保計画について、令和7年度の奨学金養成医師の県内従事者については、262人の見込みに対して10人少ない252人、即戦力医師招聘数については、41人の見込みに対して15人少ない26人となり、医師確保計画の令和7年度確保見込み数303人を25人下回る278人となる見込み。

〔医師確保の見込み・実績〕

（単位：人）

年 度	R 2 （現状値） （c）	医師確保計画・計画期間			確保 見込み （d - c）
		R 6	R 7	R 8 (d)	
見込み（a）	156	269	303	334	178
（内訳） 養成医師県内従事者数	133	233	262	288	155
即戦力医師招聘数（累計）	23	36	41	46	23
実績（b）	—	258	278		
（内訳） 養成医師県内従事者数	—	232	252		
即戦力医師招聘数（累計）	—	26	26		
比較増減（b-a）	—	△11	△25		
（内訳） 養成医師県内従事者数	—	△1	△10		
即戦力医師招聘数（累計）	—	△10	△15		

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

29 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

【現状と課題】

1 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の実効性の確保

(1) 重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ

- 令和6年12月に策定された「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に関連する医療法等の改正が令和7年末に行われ、令和8年度以降施行が予定されている。
- 都道府県においては、次期医師確保計画（R9～）の中で、①重点医師偏在対策支援区域や②医師偏在是正プラン等について、新たに定めることとされている。
- 重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブとして、令和8年度から実施予定の事業は下表のとおり。

事業名（国予算額）	事業内容（補助率）
医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業（5.3億円）	重点区域で新たに勤務する土日祝日の代替医師の雇上にかかる費用補助 （国 1/3、都道府県 1/6、事業者 1/2）
派遣元医療機関支援事業（4.6億円）	重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の新規派遣に要する費用補助 （国 1/2、都道府県 1/4、事業者 1/4）
医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業（14.1億円）	医師の勤務・生活環境改善に資する宿直室や更衣室等の新築、増築、改築及び改修に要する費用補助 （国 1/3、都道府県 1/6、事業者 1/2）

- 本県の医師偏在指標の数値（200.4）は全国45位と低く、県内では盛岡及び二戸以外の7圏域が医師少数区域となっているため、県立病院から市町村立病院への診療応援は令和6年度実績で381日、市町村立病院における日直応援の受入は444日に上るなど、既に相当規模の医師派遣が行われている。このため、補助対象となる新たな医師派遣等の実施規模は限定的となり、経済インセンティブとしての効果も小さいものと考えられる。
- 県立病院では既に地域ごとに医師に手当が支給されており、これらについても支援対象とすることで安定的な医師確保及び病院経営が図られる。
- 医師の地域偏在是正を進めるためには、代替医師確保や施設整備といった補助的措置にとどまらず、医師本人のキャリア形成、家族を含めた生活基盤、経済条件を総合的に改善する対策が不可欠である。
- 重点医師偏在対策支援区域が形式的指定に終わらぬよう、高額・長期の経済的支援や専門研修と一体化した配置誘導などの施策を国の責任において制度化し、十分な予算措置を講じる必要がある。

(2) 産科・小児科をはじめとする診療科偏在の是正

- 本県は、産科及び小児科とも相対的医師少数都道府県となり、圏域別では、産科が岩手中部・胆江・両磐及び気仙・釜石が相対的医師少数区域、小児科が岩手中部、胆江、両磐、宮古、釜石が相対的医師少数区域となっている。

- 診療科偏在対策については今後検討が進められる予定。これまでの診療報酬改定により報酬点数は一定程度充実しているものの、産婦人科・小児科等の特定診療科における医師不足を解消するためには、施策の一層の充実が必要。
- ※ 生体検査・処置等に係る小児加算の見直し（H28）、入退院支援加算への小児加算の新設等（H30）産科管理加算の新設等（R8 予定）

【本県の医師確保・地域偏在対策】

- 現行の奨学金制度による養成医師の配置は平成 28 年度から始まり、各年度当初の配置数は、平成 28 年度の 16 名から令和 8 年度は 217 名と、年々着実に増加している。
- 特に医師不足が深刻な状況にある沿岸・県北地域への配置についても、平成 28 年度の 7 名から令和 8 年度 71 名と、着実に増えているところ。

〔奨学金養成医師の配置状況〕（各年度 4 月 1 日時点）

年 度	二次医療圏別											合計	
	盛岡	岩手中部	胆江	両磐	内陸計	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	県北沿岸計		
H28	配置数	3	3	3	0	9	2	1	1	2	1	7	16
	地域割合					56.3%						43.8%	
H29	配置数	5	6	6	2	19	1	0	3	1	1	6	25
	地域割合					76.0%						24.0%	
H30	配置数	9	10	6	6	31	2	1	3	2	3	11	42
	地域割合					73.8%						26.2%	
R1	配置数	13	10	6	4	33	4	3	3	7	3	20	53
	地域割合					62.3%						37.7%	
R2	配置数	23	18	6	5	52	8	1	7	9	7	32	84
	地域割合					61.9%						38.1%	
R3	配置数	24	22	6	7	59	9	4	13	11	8	45	104
	地域割合					56.7%						43.3%	
R4	配置数	28	20	8	12	68	9	11	13	9	12	54	122
	地域割合					55.7%						44.3%	
R5	配置数	38	26	13	13	90	14	15	10	9	13	61	151
	地域割合					59.6%						40.4%	
R6	配置数	50	23	16	11	100	17	17	16	9	13	72	172
	地域割合					58.1%						41.9%	
R7	配置数	52	34	15	19	120	12	14	13	10	17	66	186
	地域割合					64.5%						35.5%	
R8	配置数	64	36	18	28	146	17	12	17	8	17	71	217
	地域割合					67.3%						32.7%	

2 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は 80 名から 130 名へと拡充されており、増員 50 名のうち 15 名は恒久化され、うち暫定措置が延長された地域枠を含む 35 名は令和 7 年度まで臨時定員として定員増が認められてきたところ。
- 一方、「医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」においては、令和 9 年度の全国の医学部総定員について、地域における医師確保への大きな影響が生じない範囲で適正化（＝削減）を図る方針が示されている。
- 岩手医科大学は、本県において唯一の医育機関であると同時に医師の派遣元でもあり、県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 岩手医科大学の医学部定員 35 名の増が延長されない場合、地域に必要な医師の確保が一層困難となることから、現行の医学部定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師確保を図ることが必要。

3 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 令和8年度の医師確保対策に要する費用は1,770百万円で、そのうち1,472百万円が地域医療介護総合確保基金を財源としている。
- 地域医療再生基金事業が平成29年度で終了し、平成30年度以降は地域医療介護総合確保基金を活用。年々、一般財源による財政負担が増加している一方で、普通交付税が令和2年度をピークに毎年度減少していることから、事業費の不足分については基金の取り崩しにより対応している。
- 本県では、地元大学に進学した者のみでは、医師不足の解消に必要な医師養成を行うことが困難であることから、県外大学進学者も含めて全国最大規模の55名の貸付枠による奨学金事業を行っているところであり、十分な基金財源等の安定的な確保が必要。

4 医師の地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修制度の見直し

- 平成30年度に制度が開始されたが、当初は専攻医数の採用上限が設定されておらず、東京都などの都市部に専攻医が集中するなど、更なる地域偏在や診療科偏在の助長が懸念されてきた。
- 医道審議会医師分科会医師専門研修部会において、専攻医募集定員に係るシーリングの見直しについて議論されているが、日本専門医機構に対し、医師の地域偏在解消に資する実効性を伴う制度とするよう働きかけが必要。
- 地域枠医師の不同意離脱については、各都道府県に同意・不同意の判断が委ねられているところであるが、本県と青森県との間で問題も生じていることから、同意・不同意の基準を明確にすることが必要。
- 県内プログラムの定員数の合計は175名で、本県の専攻医の令和9年1月末時点における採用数は57名（R7比1名減）、そのうち奨学金養成医師は30名（R7比4名増）となっている。

岩手県における専攻医採用数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8※
専攻医採用数	71	77	76	80	55	58	57
（うち奨学金養成医師）	(34)	(38)	(35)	(34)	(30)	(26)	(30)

※令和8年1月末時点の数値

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

30 地方における持続可能な医療提供体制の確保

【現状と課題】

1 公立病院の立地条件等に即した緊急的な財政措置の対応

- 令和7年度決算は、救急や地域の医療機関との連携強化等による新入院患者の積極的な受入れにより、入院患者数は前年比より2.1万人と増加し、収益を前年度比57.0億円増加させ、1,207.1億円となったものの、ここ数年の急激な物価高騰や人事院勧告等の国を挙げた賃上げの動きにより、費用は1,231.7億円となり、25億円規模の赤字となった。
- 患者確保を図り、病床利用率をコロナ禍以前の水準まで回復させ、医業収益を伸ばしているものの、医業費用の伸びが収益の伸びを大きく上回り、県立病院全体として依然として巨額の赤字経営を見込まざるを得ない状況にある。
- 令和8年度診療報酬改定の改定率は3.09%であり、うち、賃上げ分が+1.7%となった。(令和8年度及び令和9年度の2年度平均。令和8年度 +1.23%、令和9年度 +2.18%)。物価高騰や賃上げに対応し、主に高度急性期に手厚い改定とされたところである。しかしながら、令和7年度人事院勧告では平均3.62%と昨年を大幅に上回る引き上げ改定が示されたところ。
- 医療の高度・専門化、人口減少等の課題に対応し、県民に県内で高度・専門医療を安定的に提供できる体制を確保するとともに、民間医療機関が立地しにくい地域では、県立病院が身近な医療を継続して提供するため、立地条件や担っている医療機能等を勘案した緊急的な支援が必要である。

1 令和7年度患者数・損益

		単位:患者数(人)、決算額(億円)				
		令和7年度 A	令和6年度 B	増減 C=A-B	増減率 C/B	
患者数	入院患者数	1,113,923	1,092,813	21,110	1.9%	
	外来患者数	1,619,229	1,658,902	△39,673	△2.4%	
決算	収益	a	1,207.1	1,150.1	57.0	5.0%
	うち入院収益		633.9	607.1	26.9	4.4%
	うち外来収益		291.2	296.6	△5.4	△1.8%
	うち医業外収益		223.2	187.0	36.2	19.4%
	うち特別利益	d	0.0	0.0	0.0	—
	費用	b	1,231.7	1,223.1	8.5	0.7%
	うち医業費用		1,169.8	1,158.8	11.0	1.0%
	うち医業外費用		61.9	62.4	△0.6	△0.9%
	うち特別損失	e	0.0	1.9	△1.9	皆減
	経常損益(a-d)-(b-e)		△24.6	△71.1	46.5	65.4%
純損益	c=a-b	△24.6	△73.0	48.4	66.3%	

2 収益の状況

入院収益に加え、補助金等の医業外収益の増加により、R6と比較して**57億円(5.0%)の増加**

(1) 入院収益

救急や地域の医療機関との連携強化等による新入院患者の積極的な受入れや、ICUや地域包括ケア病床等、高度・専門的な治療等を行う病床の効率的な活用等による単価の増加により**26.9億円(4.4%)の増加**

(2) 外来収益

逆紹介の推進等による患者数の減少に伴い、**5.4億円(2.4%)の減少**

(3) 医業外収益

国の経済対策(医療・介護等支援パッケージ等)の増加等により**36.2億円(19.4%)の増加**

3 費用の状況

材料費・経費等が減少した一方、給与費の増加により、R6と比較して**8.5億円(0.7%)の増加**

(1) 医業費用

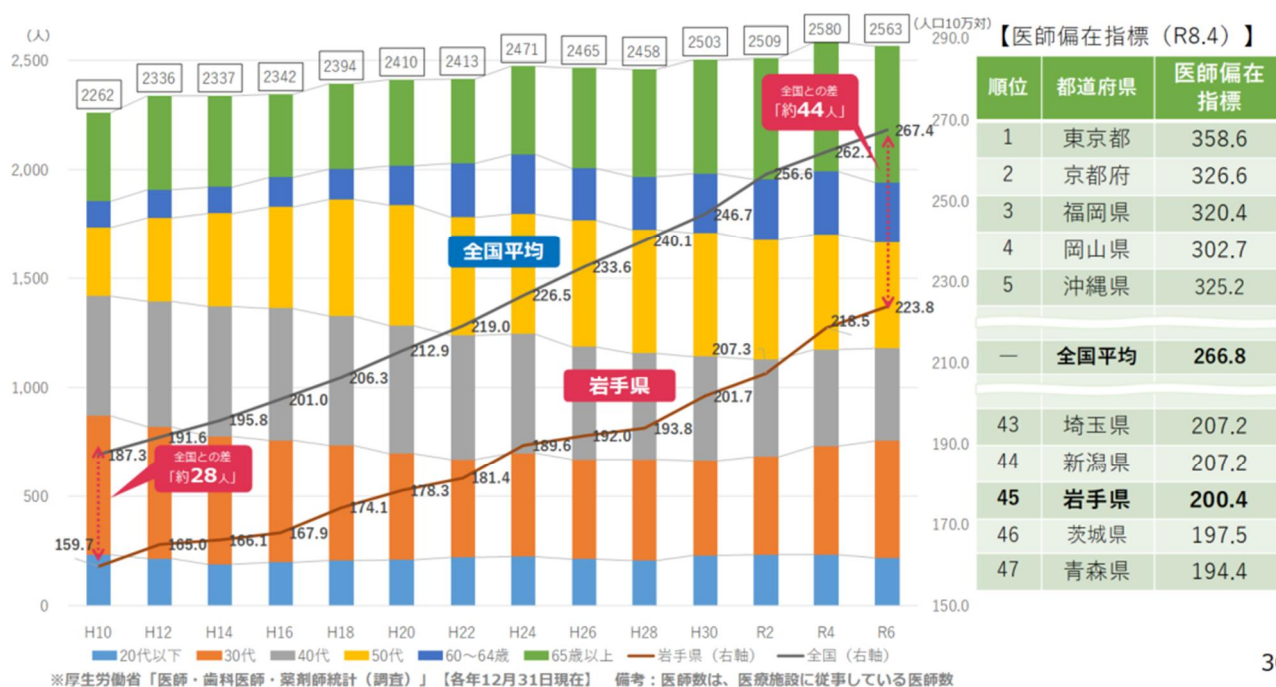
院外処方等の推進や薬品・診療材料の使用節減等の取組により、材料費が**2.6億円**、エネルギーの消費量削減や委託業務の見直し等による経費の効率的な執行により、経費が**0.9億円**それぞれ減少したものの、給与改定等により、給与費が**14.3億円**増加し、医業費用全体で**11.0億円(1.0%)の増加**

2 人材確保が困難な地域における労働生産性向上への支援

- 「医療分野における業務効率化・職場環境改善事業」については、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」の実施に関する今後の対応について」（令和8年4月16日事務連絡、厚生労働省医政局医療経営支援課通知）において、令和7年度補正予算額（国負担分200億円、都道府県負担分100億円）を大幅に上回る取組意向が示されたことから、令和7年度補正予算額の各都道府県への配分額については、令和7年度補正予算額を、本事業に係る取組意向調査で示された各都道府県の取組意向調査の金額割50%、各都道府県の病床数（令和7年12月末時点）割50%で勘案して算出した額を上限とする旨、情報提供があったところ。
- 国からは、「予算額を大幅に上回る取組意向が示されたことから、本事業の補助対象となる病院数は相当程度限定されることになり、取組意向調査に回答していただいた病院の多くは補助の対象とすることができない」旨、周知されており、意向調査に呼応し、速やかに事業実施の検討している団体にとっては、予算上の都合によって、事業が実施できない不都合が生じている。

3 医師確保困難地域に対する支援の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数が不足しており、かつ広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については地方財政措置が講じられていない状況。



30

4 物価高騰や給与改定に対する地方財政措置の拡充

- 医療の高度化で高額薬剤や手術材料等の材料費が増加し、加えて、物価高騰や最低賃金上昇等の影響により平成27年から令和6年の10年間で特定材料が24%、一般材料が17%と経費が大幅に上昇した。

- 令和7年度人事院勧告では平均3.62%と昨年を大幅に上回る引き上げ改定が示された。給与改定影響額は令和6年度に30億円、令和7年度は28億円を見込んでおり、2年連続で過去に例のない規模となっているが、その財源として設定された令和6年診療報酬（ベースアップ評価料）は7億円弱に留まり、令和6年度においては23億円の収支ギャップが生じた。さらに、令和7年度のベースアップ評価料は当該年度の給与アップ分に対するものに限られ、令和6年度にアップした給与費は既往の収入で賄う制度設計であり、令和7年度は2年間の給与アップで、約50億円の収支ギャップが生じる見込みである。



診察報酬改定年

・入院単価は、これまで診療報酬の改定の都度、増加させてきたが、R6診療報酬改定時には、材料費や経費の増加に見合うような単価増になっていない。

・入院基本料等の見直しが必要。

- 令和7年度普通交付税における公立病院の病床割の1病床当たり算定額は760千円と、前年度より+5.6%見直されたものの、ここ数年の急激な物価高騰や国を挙げた賃上げの影響額を踏まえると十分であるとは言いがたいため、適切な財政措置が必要である。

31 病院事業に係る地方財政措置の拡充

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担するものとされているところ。
- 一般会計からの繰出金については、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により地方財政措置が講じられており、不採算地区中核病院に係る繰出し基準の追加（令和2年度～）や不採算地区病院に係る基準額の引上げ（令和3年度～）など、一定の対応がなされているが、措置率や補正の適用等について、なお十分とは言えない状況。
- 本県では、広大な県土と深刻な医師不足等の課題を有し、他都道府県では市町村立病院が担っているような初期医療の役割を県立病院が担っていることから、このような事情を考慮した補正係数の見直しが必要な状況。
- 令和7年度普通交付税における公立病院の病床割1病床当たり算定額は760千円と、前年度より+5.6%見直されたものの、ここ数年の急激な物価高騰や国を挙げた賃上げの影響額を踏まえると十分であるとは言いがたいため、適切な財政措置が必要である。

2 病院の機能を見直して建替えを行った場合の優遇措置

- 過疎対策事業債について
 充当率：100% 元利償還金への普通交付税措置：70%
 病院事業債（通常分）について
 充当率：100% 元利償還金への普通交付税措置：25%
- 病院事業債（機能分化・連携強化に伴う整備）について
 充当率：100% 元利償還金への普通交付税措置：40%
- 県が事業主体となる場合、事業費総額から繰出金を除算した額に対し、病院事業債が充当される一方で、市町村が事業主体となる場合、事業費総額から繰出金を除算した額に対し、過疎対策事業債を充当することが可能。

【病院の建替えに係る地方財政措置の主なイメージ】

事業主体	事業費総額		
	県	繰出金（50%）	病院事業債 （30.0～37.5%）
市町村	繰出金（50%）	過疎債 （15%）	うち普通交付税措置 （35%）

- 病院の建替えにより利益を受けるのは住民であることに違いはなく、県が事業主体となった場合の地方財政措置に差異が生じないように、拡充が必要と考えられる。
- 本県では県立病院の老朽化が進んでおり、現在建替えを進めている釜石病院に加え、今後将来的には複数の病院の建替えが想定される場所。

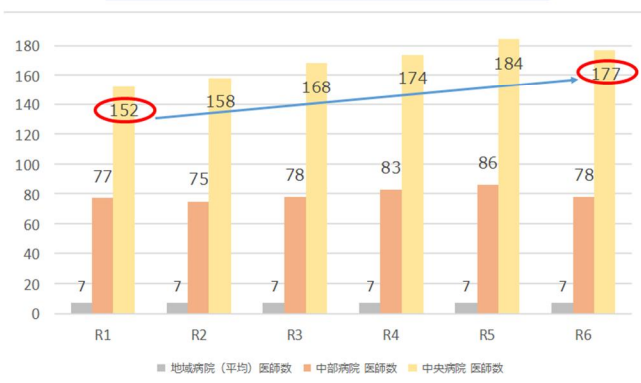
3 救急・周産期部門に対する地方財政措置の拡充

- 高度医療の進展（チーム医療）や働き方改革への対応により、令和元年度と令和6年度の人数を比較すると、急性期病院で医師数が25人増加、看護師数が32人増加となり、ともに大幅に増加している。

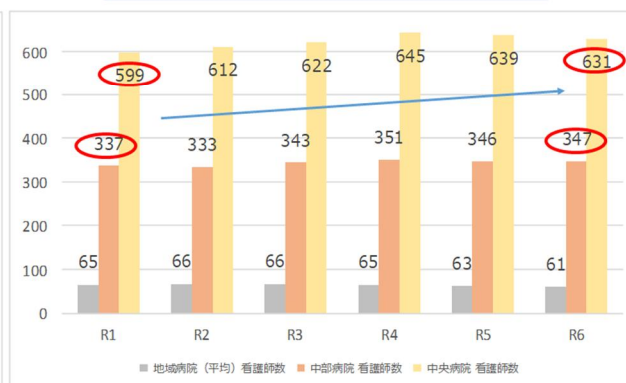
【医師数】 R1 対 R6比較
 中央病院: **+25人(+16.4%)**
 中部病院: **+ 1人(+ 1.3%)**
 地域病院: **± 0人(± 0.0%)**

【看護師数】 R1 対 R6比較
 中央病院: **+32人(+5.3%)**
 中部病院: **+10人(+3.0%)**
 地域病院: **▲ 4人(▲6.2%)** ← 病棟削減により減

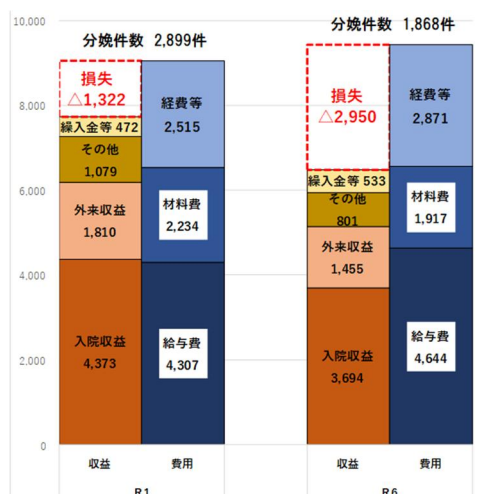
急性期病院、地域病院の医師数の推移



急性期病院、地域病院の看護師数の推移



- 医療の高度化の影響で、医療技術が急激に進化し、急性期病院では、人員（医師、看護師等）、高度医療器械の費用が近年大幅に増加。
 - 周産期は、分娩数が減少しているものの既に広範囲をカバーしているため集約は困難であり、各施設で医師、助産師等の待機体制を維持するため多くの人員（産婦人科医、小児科医各5人程度、看護師・助産師各16人）が必要である。
- 令和元年度と令和6年度を比較すると、分娩件数は1,031件の減少となり（1施設あたり147件減）収益は1,628百万円（1施設あたり233百万円）の赤字となっている。



- 一般会計繰入れ等を受けて行っている不採算医療は、以前から単体では赤字部門であり、これまで病院全体の医業収益でカバーしてきたが、物価高騰、人件費上昇等により、その構造は限界を迎えている状況である。
- 救急搬送件数の受入れが増加し、今後も高齢化の進展に伴い、高齢者救急の件数増加が見込まれるため、早急な集約は困難な状況にある。

4 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

- 都道府県が設置する診療所について、地域において必要な医療を都道府県が提供する場合、市町村立病院と異なり、一般会計からの繰出において、交付税措置がないこと。
- 上記のような場合、都道府県立診療所と市町村立診療所が担う機能は同様であり、交付税措置においても、同様の評価が必要であること。

【県担当部局】 医療局経営管理課

32 在宅医療の推進

【現状と課題】

1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

- 在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業として市町村が実施することとされているが地域支援事業に要する経費には、地域支援事業交付金が活用されており、当該交付金の財源は第1号被保険者の保険料から23%が充てられているため、事業費の増額は介護保険料に影響し、保険者（市町村）や第1号被保険者の負担増につながる。
- また、多くの市町村は、地域医療に関する政策企画等の経験が乏しく、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況。
- 在宅医療・介護連携推進事業に市町村が取り組むためには、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない財源の確保が求められ、また、事業を担う人材の確保・育成が重要であり、継続的なアドバイザー派遣や専門研修の開催などの支援策の充実が必要。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

- 医療介護総合確保方針では「都道府県がより広域的な立場から、保健所等の活用により、市町村等の後方支援を積極的に行うことが必要」と記載。
- 一方、保健所による在宅医療等体制整備の支援に当たって、地域保健法等関係法令では明確な根拠が示されておらず、財政的な裏付けも未整理。
- こうした課題に対応するため、国による法的、財政的な裏付けの下に、保健所の人員体制を強化していくことが必要。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

- 在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの役割は重要であるが、24時間365日体制は在宅医療を担う医師や訪問看護師の人員不足の中で負担も大きく、支援体制も十分とは言えないことから、医師や訪問看護師を確保するため、これら専門職への診療報酬の引上げ等の評価を行うことが必要。
- 本県は、在宅療養支援診療所が少なく、新規参入の促進が課題。
- また、人口当たり医師数が全国平均を下回る状態の中で、広大な県土の医療提供体制を担っており、効率的な在宅医療提供体制の整備が必要。
- 平成28年診療報酬改定以降、「同一建物同一日」問題に対し、若干の改善がなされたものの、同一建物の患者に対して、少ない医師数、広大な県土の条件のもと、同一日を避けての訪問診療等を行うことは困難が多く、依然として訪問診療を拡大する上での障害となっている。
医師不足の地域においては、当該実態を踏まえた訪問診療の報酬算定等が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、長寿社会課

33 地域包括ケアシステムの構築支援

【現状と課題】

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

- 県内には、地域包括支援センターが73か所（基幹型センター1か所を除く）設置されており、その約6割に当たる46センターが市町村からの委託による委託型センターである。同センターには原則として3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置することとされているが、必要数を満たしているセンターは70センター（95.9%）となっている。
- 一方で、令和7年6月に実施した「令和7年度地域包括ケアシステム関連取組状況調査」（県調査）によると、県内の市町村からは、専門職の確保が難しいことなどの課題が挙げられている。
- また、令和7年8月に岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会が県内の地域包括支援センターを対象に行ったアンケート調査（R8.3月公表）によると、回答があったセンターの4割以上から、人材の育成・確保ができないことや増加する相談件数に対応が追いつかないことなどが課題として挙げられており、業務量に見合う人員体制の充実・強化のための十分な予算の確保が困難な状況がうかがえる。
- センターの運営経費には地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金は財源に介護保険第1号被保険者の保険料から23%が充てられていることから、運営経費の増額は介護保険料に影響し、保険者（市町村）や第1号被保険者の負担増につながる。そのため、保険料に影響を及ぼさない安定的な財政措置が必要。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援者向けの通所サービス及び訪問サービスや、インフォーマルな生活支援サービスの拡充を図るためには、担い手となる人的資源・社会資源（住民組織、NPO、ボランティア組織等）が不可欠であるが、過疎地域においては、こうした人的資源・社会資源が圧倒的に不足し、都市部との間に著しいサービス格差が生じている。
- また、こうした事業体制を企画・調整し、取組を進める部分における市町村職員のマンパワー不足、特に専門知識を有する職員の不足が懸念され、業務量に見合った職員の適正配置がされていないことも大きな課題となっている。
- 平成26年度の介護保険法改正以降、全ての市町村において認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等の設置が義務づけられるなど、支援を必要とする高齢者の増加に伴い地域支援事業の業務量が增大している。
- 人員が限られている市町村や地域包括支援センターでは、専任の生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の配置が困難となっている。
- これらの人員体制の厳しい小規模市町村が無理なく地域支援事業を実施できるよう、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに、地域支援事業の多様な担い手を確保・育成するための支援策の拡充が必要。また、多様な担い手による活動を支える市町村や地域包括支援センターの職員の養成のための国のアドバイザー派遣の強化や専門研修の開催など、支援策の拡充が必要。

3 養護老人ホームの持続可能な運営体制の構築に向けた支援

- 現在、県内には、養護老人ホームが 16 施設あるが、令和 6 年度決算では半数を超える 9 施設が赤字経営となっているほか、7 施設が築 30 年を超え、築 50 年を超える施設もあるなど老朽化が進んでいる。令和 7 年度に県高齢者福祉協議会養護老人ホーム部会が行った調査によると、17 施設中 9 施設（うち 1 施設は後述のとおり令和 7 年度末をもって閉所）において施設整備等のための積立がない状況にあるなど、多くの施設で耐震工事を含めた大規模修繕、改築に要する資金の確保が困難となっている。また、令和 2 年以降、4 施設において計 33 人の定員減が行われたほか、令和 7 年度末をもって 1 施設が閉所するなど、持続可能な経営体制の構築が危ぶまれる状況となっている。
- 平成 17 年以降の三位一体改革により、養護老人ホームの施設建築における国庫補助が廃止され、一般財源化されたことに伴い、現在は、県において、広域施設整備（定員 30 人以上）に対して「老人福祉施設等整備費補助金」による支援を行っているほか、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型の施設整備（定員 29 人以下）に対して「介護施設等整備事業費補助金」による支援を行っている。
- 養護老人ホームの運営費等について、同様に一般財源化されたことに伴い、市町村が施設運営費の基準単価を定めることとされたが、改定作業における運営費の算出は煩雑であり、市町村の業務負担が大きいこと等を背景として、近年の物価高騰を踏まえた基準単価の改定が見送られるケースが生じているほか、全国的には、消費税増税や最低賃金の上昇等に対応した改定がなされていない市町村もある。
- 養護老人ホームは措置施設であり、運営費確保の課題について、利用率や単価の向上等に係る施設側の努力のみでは解決の難しさがあるほか、措置基準や人員配置基準など制度運用上の制約が多く、運営主体である社会福祉法人が、経営上の独自性を発揮することが難しい状況にあることから、これらの状況を踏まえた対応が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 長寿社会課

34 自殺対策の充実

【現状と課題】

- 岩手県の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は常に全国上位にあり、厚生労働省人口動態統計によると、令和6年は253人（人口10万人対自殺死亡率22.3）で全国1位。

死亡率 順位	令和6年（確定数）				死亡率 順位	令和5年（確定数）		
	県名	死亡率	自殺者数	増減（率）		県	死亡率	自殺者数
	全国	16.3	19,594人	△1,443人（△6.9%）		全国	17.4	21,037人
1位	岩手県	22.3	253人	20人（8.6%）	1位	和歌山県	21.8	193人
2位	新潟県	20.5	426人	22人（5.4%）	2位	宮崎県	21.5	222人
3位	秋田県	20.0	178人	2人（1.1%）	3位	福島県	20.2	354人
4位	福島県	19.5	337人	△17人（△4.8%）	4位	岩手県	20.2	233人
5位	高知県	19.4	126人	5人（4.1%）	5位	秋田県	19.4	176人

- 厚生労働省が公表した警察庁の自殺統計に基づく令和7年中の自殺の状況（発見地ベース）によると、本県は自殺者数204人、自殺死亡率17.8で全国ワーストからは脱却したものの、本県の自殺死亡率は依然として、全国の15.6より高い状況。
- 平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法及び令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱に対応した自殺対策を推進するためには、県、市町村の自殺対策計画に基づき、民間団体及び企業等と連携しながら総合的な取組を拡充していく必要があることから、県や市町村が必要な事業を実施できるよう、十分な財源確保が必要。

【地域自殺対策強化事業費の状況】

(単位：千円、%)

	本県所要額①	国交付金内示額②			所要額充足率 ⑤=③/①
			うち当初予算分 ③	うち補正予算分 ④	
R4	52,265	52,265	52,265		100.0%
R5	51,191	38,584	38,584		75.4%
R6	59,667	49,710	45,893	3,817	83.3%
R7	60,196	50,798	46,872	3,926	84.4%
R8	57,290	52,658	46,871	5,787	91.9%

(注) 1 本県所要額：国所要見込調査で報告している交付金ベースの所要額

2 所要額充足率：(③+④) / ①で算定

- 令和4年度までは所要額満額で交付決定されたが、令和5年度は24.6%シーリングされており、令和6年度は所要額に対して16.7%シーリング、令和7年度は15.6%シーリングで内示されている。
- 令和8年度については、所要見込額調査の際に、当初予算分46,871千円の他に、令和7年度補正予算分として100,000千円が交付目安額として示されたが、令和7年度補正予算分の事業は電話・SNSを活用した相談支援体制の強化等の取組を対象としており、本県において自殺者が多い働き盛り世代や高齢者向けの事業を実施するためには、当初予算分での配分増が必要。

- 年度当初から事業を推進する体制がとれるよう、補助金の交付に当たっては、第一四半期（6月）までに交付決定を行うなど、事業の執行に配慮した交付手続が求められるところ。

特に、「地域自殺対策推進センター」の運営費については、事業費の約8割が相談対応及び市町村計画策定支援に当たるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、第一四半期（6月）までに交付決定が必要。

【交付決定日の状況】

	自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営費）	地域自殺対策強化交付金
令和3年度	令和3年12月7日	令和4年2月1日
令和4年度	令和4年11月28日	令和4年12月14日
令和5年度	令和5年11月21日	令和5年11月16日
令和6年度	令和6年11月15日	令和6年11月5日
令和7年度	令和7年10月28日	令和8年2月16日

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

35 地域における安定的な訪問介護サービス提供体制の確保

【現状と課題】

1 安定的な介護サービスの提供のための介護報酬設定

- 令和6年度介護報酬改定の改定率は全体で1.59%のプラス改定とされたが、訪問介護事業所については、収支差率に示される経営状況が他のサービスに比べて安定していること等から、基本報酬についてはマイナス改定となったもの。ただし、事業経営規模の違いによって収支差率が高くない事業所もある。
- 訪問介護事業所は、人件費が収支の7割を占めているため、処遇改善を最優先とし、介護職員等処遇改善加算については、他の介護サービスに比べて最も高い加算率が設定されたもの。
- 物価高騰や、国際情勢の不安定さに起因する燃料価格の高止まるなど、訪問介護事業所の経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、県では「社会福祉施設等物価高騰緊急対策支援金」等による支援を行っているが、令和8年6月に行われる臨時の介護報酬改定では、基本報酬の改定等は盛り込まれなかったことから、令和9年度の次期報酬改定において、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供を図るための適切な水準の介護報酬設定が必要。

2 訪問介護事業所における人材確保に向けた支援

- 介護職員の更なる処遇改善のため、処遇改善に係る3加算を一本化した介護職員等処遇改善加算が新設され、さらに、総合経済対策による国の補正予算を活用し、介護職員一人当たり月額最大1万9千円相当の支援を行うための「介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業費補助金」を実施しているほか、令和8年6月の臨時報酬改定により、同水準の賃上げを維持するための処遇改善加算の拡充が予定されているが、本県の令和6年の訪問介護従事者の賃金^{*}（約259万円）は、年収換算で、全産業平均（約392万円）より約133万円低い状況。

（※ 「時間外勤務手当等を含まない所定内給与額×12+年間賞与額」により算定した推計値）

- また、訪問介護職の有効求人倍率は、令和8年1月末時点で7.08倍と、全産業平均（1.10倍）と比較して大幅に高く、訪問介護従事者の人材確保・定着を図るためには、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、処遇改善を継続的に行うことが必要。

3 物価高騰等を踏まえた訪問介護事業所への経営支援

- 総合経済対策による国の補正予算を活用し、「介護事業所に対するサービス継続支援事業」で訪問介護事業所の移動経費等に対する支援を行っているが、昨今の中東情勢の緊迫化等に伴う原油価格の高騰により、サービス提供に要する移動経費の増加や物流コストの増加に伴う介護用品の値上げや電気料金の上昇など、様々な影響が懸念されることから、更なる支援の強化が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

36 医療人材の確保・育成に向けた支援の拡充

【現状と課題】

1 看護職員の職種別需給の適正把握

- 令和元年に公表した本県の看護職員需給推計では、令和7年時点で440人から1,805人の看護職員が不足していると推計。
- 次期需給推計については、令和7年度以降、新たな地域医療構想の策定結果等を踏まえて国から実施に関する指示（推計ツールの提供等）がある予定。

【令和7年（2025年）看護職員需給推計需給】

需要推計 (a) (県の報告値)	想定シナリオ (3パターン)	係数(b) (国が算定)	シナリオ毎の 需要推計 (c=a*b)	供給推計 (d)	需給差 (e=d-c)
17,894人	①就業中の全ての看護職員の超過勤務時間10時間以内、有給休暇5日以上	1.03175...	18,462人	18,022人	△440人 (供給不足)
	②就業中の全ての看護職員の超過勤務時間10時間以内、有給休暇10日以上	1.04101...	18,628人		△606人 (供給不足)
	③就業中の全ての看護職員の超過勤務時間0時間以内、有給休暇20日以上	1.10806...	19,827人		△1,805人 (供給不足)

2 理学療法士及び作業療法士の需給の適正把握並びに地域偏在是正に向けた支援強化

- 国では、「医療従事者の需給に関する検討会」の下に理学療法士・作業療法士需給分科会を設置し、中長期的（～2040年頃）な需給見通しを推計（平成31年4月公表）。2018年時点ですでに供給が需要を上回り、2040年頃には供給が需要の約1.5倍になる見込みという結果となった。
- 国の「新たな地域医療構想等に関する検討会」が令和6年12月に公表した「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、増加する高齢者救急への対応として回復期への病床転換の方向性が示されているもの。
- 本県の理学療法士数は、全体としては増加しているものの、圏域別に見ると内陸部と県北・沿岸部の間で地域偏在がみられる。胆江圏域では、令和2年と比べて8.1人減少し、58.8人となっている。

【病院及び一般診療所における理学療法士数（常勤換算）】

	盛岡	岩手 中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	合計
R5	449.5	114	58.8	48.9	12.4	32	62	15.8	13.8	807.2
R2	444.3	90.2	66.9	48.3	8	28	54	14	13	766.7
H29	401.2	84.6	48	45	9	22.5	37.8	12	10	670.1

- 本県の作業療法士数は令和5年に減少に転じており、特に、盛岡圏域で令和2年と比べて20.9人減少し、313.2人となっている。圏域別に見ると内陸部と県北・沿岸部の間で地域偏在がみられる。

【病院及び一般診療所における作業療法士数（常勤換算）】

	盛岡	岩手 中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	合計
R5	313.2	62	35.6	25	9	14	40.9	16	12	527.7
R2	334.1	59.9	32.5	28	8	14	40	18.2	11	545.7
H29	308.1	62.9	32.1	26	5	11	29.9	16	8	499

3 看護師等養成所に対する運営支援の強化

- 看護師等養成所においては、地元医師会や実習施設との連携を通じて、地域の医療機関への就業に貢献するなど地域医療を守る上で非常に重要な役割を果たしているが、18歳人口の減少による大学との学生募集活動の激化とそれに伴うコストの増大や物価・賃金の高騰等により、看護師養成所の運営は大変厳しい状況となっており、岩手県看護教員協議会及び岩手県看護協会より、国の補助金増額の働きかけや新たな支援制度の創設の検討についての要望があったもの。

【看護師等養成所運営事業（看護師（3年課程）養成所運営事業）】

- ・対象経費：専任教員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等
- ・標準単価（※本県養成所に対する補助基準額の算定に係る改定単価）

改正前	改正後
・養成所1か所当たり <u>16,178,000円</u>	・養成所1か所当たり <u>17,751,000円</u>
・生徒数に1人当たり <u>15,500円</u> を乗じて得た額	・生徒数に1人当たり <u>16,000円</u> を乗じて得た額

4 高等教育の修学支援制度における機関要件の緩和

- 看護師等養成所は、大学と比べ専門学校は規模や経営基盤が弱く、高等教育修学支援新制度における機関要件を満たすことが困難な養成所もあり、確認学校でないことにより学生の進学先の選択肢から外れることになった場合、学生の確保や学校運営に与える影響が極めて大きいことから、岩手県看護教員協議会及び岩手県看護協会より、機関要件の見直しに係る働きかけについての要望があったもの。

【支援対象となる学校の要件】

- ・実務経験のある教員等による授業科目の配置
 - ・学外者である理事の複数配置
 - ・厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表（シラバス、卒業要件等）
 - ・財務・経営情報、教育活動に係る情報の公表
 - ・設置者の財務状況及び定員充足率が一定以上であること
- 下表の財務要件・定員要件のいずれかに該当する場合、対象機関としない（＝確認取消）。

財務要件	①直近3年度全ての経常収支差額がマイナス かつ ②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス
定員要件	直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満

※ R6年度審査から基準が厳格化(R5年度以前は「財務・定員要件いずれにも該当する場合」)

【機関要件の猶予について】

1 財務要件を満たさない場合

例示として、学部等の設置や施設整備の戦略的な先行投資によるものであることが明確であり、収容定員に対する学生数が比較的安定的に充足し、資金の流出がない場合 等

2 定員要件を満たさない場合

以下のア・イ両方を満たすこと

ア 地域に類似の専門人材育成を行う機関が他に存在しないこと。

イ 当該学校の卒業生のうち地元で就職する者の割合が直近年度で50%以上。

5 看護師等養成所における教育体制の柔軟化

- 看護師等養成所（3年課程）における専任教員数は、学生数の多寡にかかわらず8人以上として一律に適用され、ICT活用や非常勤講師を多く活用していても、専任教員数が基準を下回ると養成所の指定要件を満たさなくなる。専任教員については、臨床経験と教育経験の双方を備えた人材の確保が難しく、欠員補充が困難な状況が続いている。
- 助産師養成に関しては、分娩数の減少により、実習先医療機関で学生一人当たりに必要な分娩介助件数（10件）を確保できず、養成校から距離的に離れている医療機関まで足を運び、補講の形で実習を行うなど要件充足が困難な事例が生じている。

6 特定行為研修修了者等の専門性の高い看護師の養成

- 特定行為研修修了者等の人数が増えない背景には、看護師個人における長期間（半年～1年以上）にわたる研修負担や修了後の役割・処遇が不透明であることに加え、所属医療機関において人員的余裕の不足や指導・運用体制が十分に整っていないことが主な要因として挙げられる。

【就業場所別就業看護職員数（特定行為研修修了者）】

総数	病院	診療所	訪問看護	その他
98	89	2	3	3

【認定看護師及び専門看護師登録者数】

	R 3	R 4	R 5	R 6
認定看護師	218	233	234	244
専門看護師	22	21	24	25

- 公益社団法人日本看護協会「令和8年度診療報酬改定に関する要望書」（令和7年5月13日）において、専門性の高い看護師の活用に関して指標報酬上の評価を求める要望がされている。

要望事項	要望内容
周術期管理における看護機能の強化	高齢患者が増加する中で安全に手術を提供し早期退院が可能となるよう、術後疼痛管理チーム加算を見直し、術前・術中・術後までの周術期管理全体を評価されたい。その際に、術前から術後までのケアプロセスを円滑に調整する上で、 <u>専門性の高い看護師を複数名配置することによる機能強化を要望する。</u>
救急医療の充実に資する看護提供体制の整備	救急体制充実加算1を算定する救急救命センターにおける体制整備として、 <u>救急外来への看護師配置および救急看護認定看護師等の専門性の高い看護師の配置を評価されたい。</u>

外来における認知症の重症化予防、相談支援機能の推進	認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、外来において専門性の高い看護師が相談支援等を行う場合の評価を新設されたい。
介護施設等の看護体制強化の推進	医療と介護の連携を強化し、日頃から情報共有や相互研修、相談支援体制等の連携体制を構築した上で、必要に応じ、医療機関等から専門性の高い看護師が介護施設や在宅等に訪問し、相談・支援が実施できるような体制について評価されたい。

- 公益社団法人全国自治体病院協議会「令和8年度社会保険診療報酬に関する改正・新設要望書」（令和7年5月28日）において、特定行為研修修了者の活用に関して指標報酬上の評価を求める要望がされている。

要望項目	要望	要望理由
特定行為研修修了者の活用に対する評価【新規】	特定行為研修修了者が関与した場合に評価する項目を要望する。	医師の働き方改革推進のため、特定行為研修修了看護師の積極的活用を促進する必要がある。

7 看護職員の人材確保・定着に向けた公的職業紹介機能の強化

- 本県のナースセンター（ナースバンク）への登録者数は、年々減少傾向にあり、求職者のうち就業に至った者の割合は、10%程度と低調となっている。

【ナースバンク登録状況（登録者数）】

	保健師	助産師	看護師	准看護師	計
R4（4～3月）	63	12	795	97	967
R5（4～3月）	53	12	722	78	865
R6（4～3月）	44	11	640	60	755

【ナースバンク未就業看護職員の無料職業紹介の登録及び就業状況（各年3月31日現在）】

年度	求職者数 (人)	求人数 (人)	求職就業 相談者数	就業者数（人）			
				総数	病院	診療所	その他
R6	755	1,176	2,661	74	15	3	56
R5	865	1,225	3,662	79	13	5	61
R4	967	924	6,083	163	18	6	139

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

37 不登校対策に対する支援

【現状と課題】

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

- 令和6年度の本県国公立の不登校児童生徒数 3,351 人は、過去最多である。また、1,000 人当たりの不登校児童生徒数の小学校 17.9 人、中学校 61.3 人、高等学校 23.7 人は、過去最多であることから、学校の教育相談体制の確立を図っていく必要がある。
- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けている。

《過去5年間の不登校児童生徒数》 ※ () は全国の国公立

区分	小学校		中学校		小中合計		高等学校	
	不登校児童数	1,000人当たりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数
令和2年度	356	6.2(10.0)	1,016	33.2(40.9)	1,372	15.6(20.5)	516	16.6(13.9)
令和3年度	471	8.4(13.0)	1,208	39.6(50.0)	1,679	19.4(25.7)	591	19.8(16.9)
令和4年度	617	11.3(17.0)	1,388	46.5(59.8)	2,005	23.7(31.7)	583	20.1(20.4)
令和5年度	843	15.8(21.4)	1,616	55.1(67.1)	2,459	29.7(37.2)	593	20.9(23.5)
令和6年度	931	17.9(23.0)	1,754	61.3(67.9)	2,685	33.3(38.6)	666	23.7(23.3)

《スクールカウンセラー配置状況》

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
スクールカウンセラー 人数(配置校数)	78人 (371校/545校)	77人 (361校/530校)	80人 (365校/523校)	80人 (361校/511校)	65人 (360校/491校)	66人 (358校/486校)	66人 (354校/475校)	67人 (352校/465校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

《スクールソーシャルワーカー配置状況》

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
配置 教育事務所等	6	6	6	6	7	7	7	7
配置人数合計	18人	18人	18人	19人	18人	18人	17人	16人

2 学校内外の教育支援センターの整備や強化の推進

- 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保のため、学校内外の教育支援センターの整備や強化を推進していく必要がある。
- < (学校外の) 教育支援センターについて >
- 令和8年3月現在における、本県の教育支援センター設置状況は、全33市町村中、27市町が設置済みであり、6町村が未設置である。
 - 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、教育支援センターの整備充実と活用が求められているところ。

- 令和4年6月10日付け4初児生第10号「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）において、アウトリーチ型支援等も含め、教育支援センターの機能強化が求められているところ。
- 令和5年3月31日付け4文科初第2817号「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」において、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備として、教育支援センターの支援機能等の強化が求められているところ。
- 令和8年度に国による補助制度（不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援体制強化事業）が据え置かれた（令和8年度予算：72百万円、令和7年度予算：72百万円）ところではあるが、令和8年度は、国庫補助希望額に対し、大幅な減額内定となっており、県の事業実施に支障をきたしている。アウトリーチ支援員の配置に必要な経費の補助という補助制度の性質と、本制度に対する全国的なニーズの高まりが予想されることを前提とすると、更なる補助制度の拡充が必要。

令和8年度不登校児童生徒に対するアウトリーチ支援体制強化事業内定状況

国庫補助希望額（A）	内定額（B）	内定率（B/A）
2,417千円	660千円	27.3%

<校内教育支援センターについて>

- 文部科学省の「令和8年度概算要求の参考とするための取組状況調査」では、令和7年6月時点の本県の公立小中学校の校内教育支援センター設置率は70.6%であり、令和6年7月時点の46.7%からは増加したものの、不登校児童生徒の校内での学びの場や居場所の確保は引き続き課題となっている。
- 本県においては、令和8年度も、市町村の校内教育支援センターの支援員配置に要する経費に対し間接補助を行うこととしている（※）が、近時の不登校児童生徒数の増加を背景とし、市町村からも意欲的な事業計画を寄せられているところであり、こうした地域のニーズに十分に応えるため、更なる補助制度の拡充が必要。（下表に示すとおり、令和8年度校内教育支援センター支援員配置事業においては、大幅な減額内定となっており、市町村の事業実施に支障をきたしている。）

令和8年度校内教育支援センター支援員配置事業内定状況

申請数	国庫補助希望額（A）	内定額（B）	内定率（B/A）
8市町村（21人）	12,717千円	7,625千円	59.9%

※《校内教育支援センター支援員配置事業》

文部科学省の事業である、「校内教育支援センター支援員配置事業」を活用し、市町村を支援するために間接補助事業として行うもの。

ア 事業の趣旨

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習するほか、相談支援を受けられるようにするため、校内教育支援センターにおける環境の整備を行い、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

イ 補助事業者

市町村の教育委員会

ウ 補助対象経費

市町村が校内教育支援センターを設置するために支援員を配置する経費

エ 補助率

補助対象経費の2/3以内の額（千円未満切捨て）。

ただし、1人あたり1,607,000円を上限とする。

3 1人1台端末等を活用した心の健康観察事業の継続

- 本県では令和6年度に文部科学省「不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業」を活用し、小学校5校、中学校9校において、心の健康観察システム活用推進事業を行った。児童生徒の心や体調の変化について、早期発見・早期支援ができたとの教職員の回答が増えたなど、その有効性がみられたところ。
- 心の健康観察を行う際に使用するアプリ等は様々あると承知しているが、その利用料が無料から有料に変わるなど、継続的に実施するには一定の補助制度や事業化が必要。

4 フリースクール等民間団体を利用する児童生徒や当該団体等への支援の在り方

- 本県のフリースクールも、子ども達の居場所としての役割を担うほか、学習支援や体験学習を行うなど、児童生徒の状況等に合わせた取組を行っており、その運営形態や運営状況、規模、活動内容等は様々である。
- 全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会では、国に対して、不登校児童生徒の教育機会確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒が利用する民間の団体等との連携や支援の在り方について、速やかに検討し必要な措置を求めているところ。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

38 遠隔教育に対する支援

【現状と課題】

1 遠隔授業実施に係る教職員の確保

- 教員数が少ない小規模校では、単位数が少ない必履修教科・科目や、科目選択が多岐にわたる理科・地理歴史などの教科において、専門性の高い教員の配置が難しい状況。
そのため、遠隔授業を担当する教員を専任で配置することにより、質の高い授業の提供や、生徒のニーズに応じた科目の開設が可能。
- 令和3年度は1名、令和4年度から令和7年度までは3名の遠隔授業専任教員を配信拠点に配置。今後、遠隔教育を拡大していくには、更なる増員が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

39 観光振興に資する社会資本整備等への支援

【現状と課題】

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

(1) 訪日誘客支援空港への支援 ((3) 航空・空港人材確保対策の継続)

○ 国では、地方空港における国際線の運航再開等の促進に向け、「訪日誘客支援空港」に対して、国際線の運航再開等に向けた支援を実施し、航空ネットワークの早期回復を図ることとしている。

令和4年度の制度改正においては、補助対象に運航再開等を追加するとともに、全ての認定空港に対し、コロナ前より充実した支援を講じることとして、認定区分及び支援メニューが見直しされ、いわて花巻空港の認定区分は、4区分のうちの「区分3」となり着陸料及び運航経費等も補助対象とされるなど支援が拡大されたもの。

訪日誘客支援空港に対する支援の内容

令和元年度訪日誘客支援空港（コロナ前）				令和4年度訪日誘客支援空港*1			
認定区分	着陸料補助	経費補助	空港受入完成整備等	認定区分	着陸料補助*2	経費補助	空港受入完成整備等
拡大支援型 (19空港)	1/3	1/3	1/3 1/2	区分1 (1空港)	—	1/3	1/2
継続支援型 (6空港) ※花巻空港	なし	なし	1/3 1/2	区分3 (10空港) ※花巻空港	1/3	1/4	1/2
育成支援型 (2空港)	なし	なし	1/3 1/2	区分4 (3空港)	1/4	なし	1/2

*1) 令和2年度に追加認定された6空港（秋田、山形・庄内、富山、鳥取、出雲、高知）を含む。

*2) 国管理空港（コンセッション空港を除く）の場合、1/2の着陸料割引。

○ 一方、国土交通省航空局から、令和6年度予算編成過程において、「訪日誘客支援空港」制度における航空会社に対する着陸料等の支援に代えて、グランドハンドリング等の空港業務の体制強化に係る支援に重点化する予定と示されたため、茨城県（主宰県）及び訪日誘客支援空港が所在する関係県が連名で要望を行っている。

① 要望日 令和5年12月20日（水）

② 要望県 計18県

③ 要望内容（要旨）

- ・ 訪日誘客支援空港への着陸料及び運航経費の支援を継続すること。
- ・ 支援の継続にあたっては、支援期間の拡大及び空港ごとの支援上限額の引き上げなど内容を拡充すること。

④ 補足

今後も、各県が連携のうえ、全国知事会の提案等により継続して国へ要望することとしている。

(参考) 令和5年度の支援メニュー (※令和6年度は無し)

運航再開等の支援	空港受入環境の整備等
1 国管理空港の国際線着陸料割引 [1/2 以上]	1 感染リスク最少化のための受入環境整備 (感染拡大防止と航空旅客回復増大の両立を図ることを目的とした受入環境高度化整備) [1/2]
2 コンセッション/地方管理空港の国際線着陸料補助 [2/5~1/4 ※花巻空港 1/3]	2 C I Q施設の整備 (空港ビル等によるC I Q施設の整備) [1/2]
3 運航再開等経費支援 (チケットカウンター設置・使用料等、グラハン・デアイシング経費等) [1/3~1/4 ※花巻空港 1/4]	

(参考) 令和6年度以降の支援メニュー

項目	概要
人材確保・育成等	航空・空港人材の確保等に向けた情報発信・プロモーションに要する経費 空港内の業務効率化に資する先進機器の整備に要する経費 [ともに 1/2]
人材育成の推進	航空・空港関連事業者による人材育成の推進に要する経費 [1/2]
処遇改善等	保育施設、休憩所等の職場環境改善の整備に要する経費、 車両共有化に伴う設備投資 (車両導入等)、教育・訓練に要する経費、 応援派遣、業務委託、車両等資機材のレンタルに要する経費 [いずれも 1/2]

(2) 保安対策に係る補助制度の創設

- 相次ぐ国際的なテロ事案の発生を踏まえ、ICAO (国際民間航空機関) の国際標準に適合した航空保安対策の抜本的強化が求められている。空港の場周柵の強化、センサー設置等の対策には多額の費用を要するものの、国の補助がなく、迅速な整備が困難なため、補助制度の創設が必要。

(3) 航空燃料の安定的な供給のための措置

- 令和6年5月に、知事が中国東方航空本社を訪問し、現在も運休している花巻＝上海線の運航再開を要請したところ、運航再開しても、日本では給油できない点を課題として示された。
- 石油元売り会社によれば、製油所の廃止等による製油所間の輸送距離の増加、2024年問題等によるタンカー船員やタンクローリー運転手等の輸送人員不足により、全国的に空港への輸送量増に対応できない状況となっていた。
- 国では、令和6年6月に、官民が一丸となって緊急対策を検討するため、国土交通省と経済産業省資源エネルギー庁が合同で「航空燃料供給不足への対応に向けた官民タスクフォース」を設置し、同7月には、短期・中長期の視点ごとに、国、業界及び事業者が行う「航空燃料供給不足に対する行動計画」を公表した。

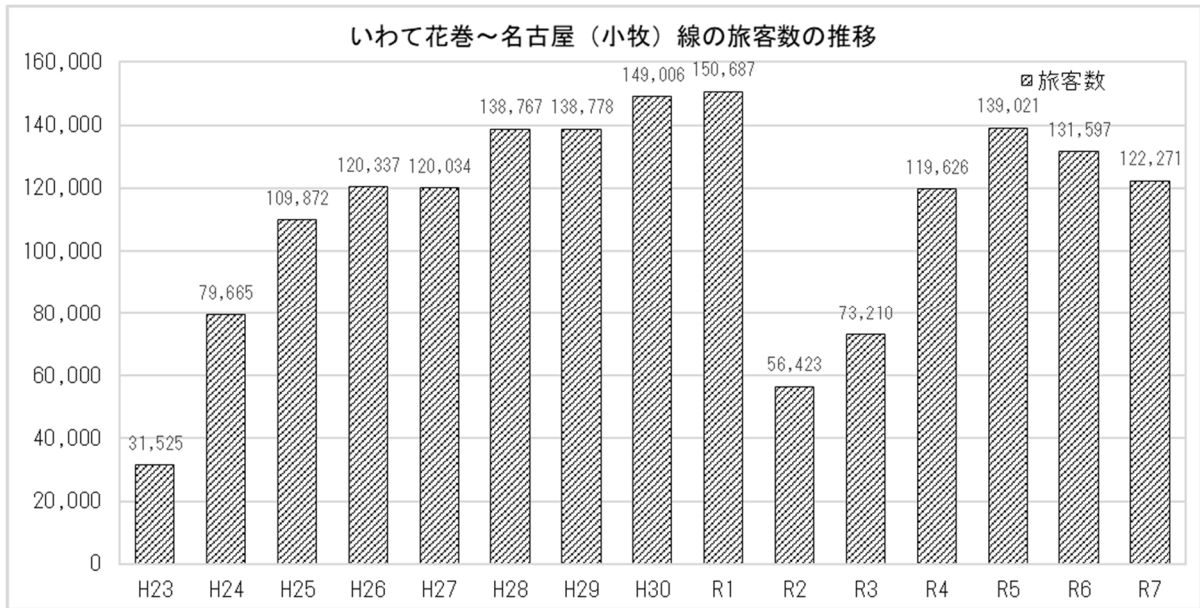
航空燃料供給不足に対する行動計画 (概要)

- 1 短期の取組
 - ・ 新規就航など、各空港における需要量を把握する仕組みを構築
 - ・ 製油所から空港へのローリー直送の増加 など
- 2 中長期の取組
 - ・ 製油所・油槽所などの既存タンクのジェット燃料タンクへの転用
 - ・ 空港のジェット燃料タンクの必要容量の確保 など
- 3 今後の対応
 - ・ 行動計画の各施策に基づき、空港ごとに、新規就航・増便に係る改善状況のフォローアップ

- こうした取組により、令和7年3月時点で、行動計画取りまとめ時に予定していた週150便超を上回る週500便程度の燃料供給の目処が立ったが、依然として就航・増便に至っていない事例が週22便となっている。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

- 平成23年5月からFDA (フジドリームエアラインズ) によって運航されている「いわて花巻～名古屋 (小牧) 線」は、東日本大震災津波からの復興の力強い原動力として、本県の経済活動や観光振興に大きく寄与しており、就航から令和8年5月で15年を迎えた。当該路線の維持・拡充に向けた国の継続的な支援が必要



※ 令和7年度は、令和8年2月末時点

■便数（いわて花巻～名古屋（小牧）線）

	H23	H24	H25	H26～ 27	H28～ 29	H30～ R3	R4～ R5	R6	R7	R8
上期	※	2	3	3	4	4	4	3	3～4	3～4
下期	※	2	2	3	3・4	4	3	2～3	2～3	

※H23. 5～ 2・3 便/週 H23. 8～ 1 便/日 H24. 3～ 2 便/日

3 フェリー航路の再開や新規開設に向けた取組への支援

- 本県初のフェリー航路（宮古・室蘭フェリー航路）が平成30年6月に開設されたが、令和2年3月をもって宮古港への寄港が当面の間、休止となった。
- 宮古港への寄港休止後、室蘭・八戸間においてフェリーの運航を継続していたが、令和4年2月をもって航路全体が休止となった。
- 宮古・室蘭フェリー航路の就航率は93.2%と、近傍のフェリーの就航率に比べて低位な状況。

《宮古・室蘭フェリー就航率（H30. 6. 22～R2. 3. 31）》

総便数	就航便数	就航率
1,058	986	93.2%

- フェリー航路の再開及び新規開設に向けては、物流の確保及びフェリー運航会社への働きかけのほか、モーダルシフト促進のための荷主・物流事業者に対する国の支援強化が必要。
- フェリーの安定的な運航を確保するため、宮古港藤原地区の港内静穏度の向上が求められる。については、港湾計画を変更し、新たな防波堤を整備するための計画変更及び予算の確保に当たり、国の支援が必要。

4 外国クルーズ船の誘致への支援

- 令和5年3月に、外国クルーズ船の国内への寄港が再開され、令和6年度は8回、令和7年度は過去最多である13回（いずれも宮古港）の寄港が実現したが、大船渡港及び久慈港への外国クルーズ船の寄港がない状況となっている。

今後、本県港湾への更なる寄港拡大や、外国クルーズ船の寄港実績がない港湾への寄港実現に向けた取組の強化が必要。そのためには、国と一体となったクルーズ船社等の寄港地決定のキーマンの招請や海外での商談会の設定等、本県港湾をPRする機会の増加が必要。

《外国クルーズ船の寄港実績・予定》（令和8年3月31日現在）

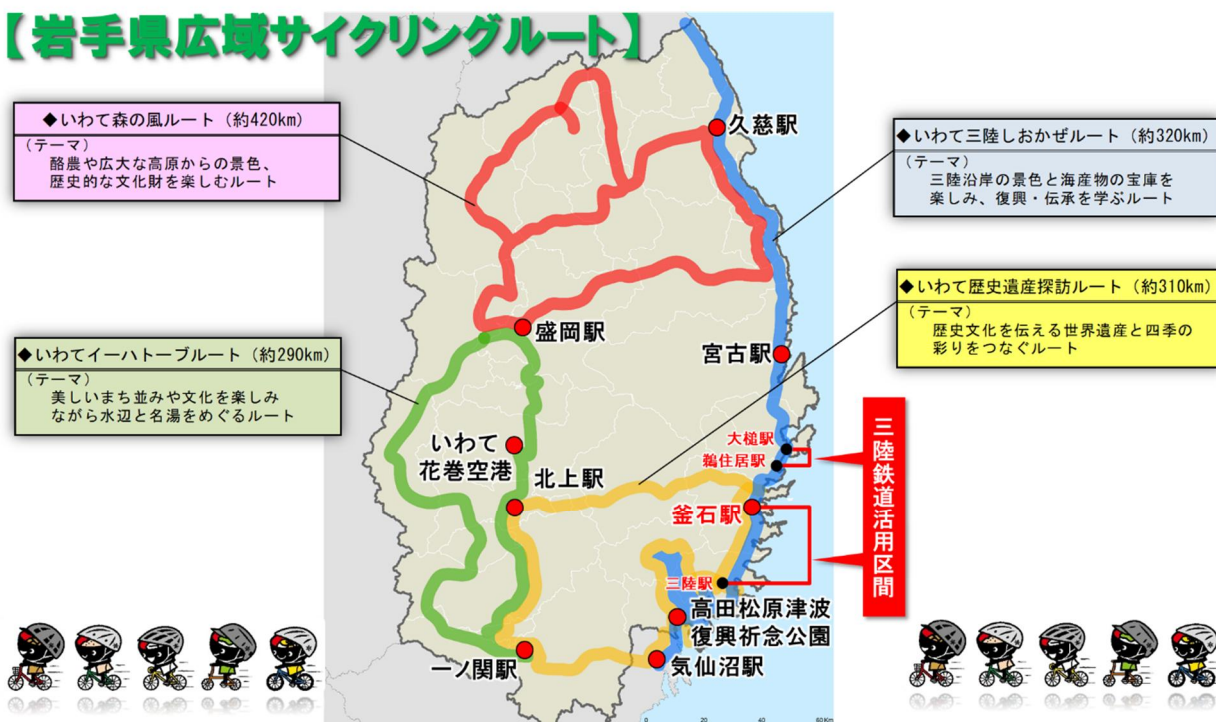
年度	寄港回数	備考
R元	2	宮古港2
R2	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：7（宮古港5、大船渡港2））
R3	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：2（宮古港2））
R4	0	コロナ禍で全て中止（当初予定：7（宮古港6、大船渡港1））
R5	7	宮古港7
R6	8	宮古港8
R7	13	宮古港13
R8	20	宮古港20（予定）

- 宮古港には、17万総トン級の大型クルーズ船が、大船渡港及び釜石港には5万総トン級、久慈港には2万総トン級の寄港が可能である。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

- 県内には「平泉」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の3つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」など豊富な観光資源が存在。
- これらの資源を結ぶ観光ルートの基盤整備を図るため、青森県、秋田県との連携により策定した広域的地域活性化基盤整備計画に基づき道路整備を推進。
- 県内を周遊する観光客の利便性を向上させるためには、交流人口の拡大や外国人観光客の増加なども見据え、主要な都市や駅、港湾から世界遺産や三陸ジオパークのジオサイトなどの観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、観光振興の基盤となる道の駅の整備、路面標示や案内看板等の設置によるサイクリングルートの環境創出等が必要。
- 県では、自転車を活用した観光振興等を促進するため、岩手県自転車活用推進計画に基づく「岩手県広域サイクリングルート」を令和6年3月に設定。9月に国のモデルルートに登録。路面標示や案内看板等の整備には、防災・安全交付金の活用が可能であるが、4つのルートの総延長は約1,300kmに及び、整備を計画的に推進するためには、補助事業化など別枠での財政措置が必要。

【岩手県広域サイクリングルート】



【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

県土整備部 道路建設課、道路環境課、港湾空港課

40 文化遺産や国立公園を生かした国内外からの誘客 拡大支援

【現状と課題】

1 文化遺産や国立公園を基軸とした国内外から誘客拡大支援

- 本県には、「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の3つの世界遺産や、「三陸復興国立公園」、「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園、さらには、「三陸ジオパーク」など、世界に誇れる観光資源が存在しており、これらを生かした総合産業としての観光産業の振興が必要。
- 令和6年の岩手県の外国人延べ宿泊者数は約36万4千人泊、東北全体で約211万人泊と過去最高で、本県市場別では多い順に台湾約21万人泊、中国約3万人泊、香港約3万人となっている。
- 本県では、平成28年度から令和3年度まで東北観光復興対策交付金を活用し、平成29年3月に策定した「いわて国際戦略ビジョン」により、台湾、中国、香港、韓国、豪州、東南アジアの各市場ニーズに合わせたプロモーションを展開し、外国人観光客の誘致拡大に取り組んできたところ。
また、(一社)東北観光推進機構や東北各県、東北運輸局等と連携して広域でプロモーションを展開することにより、東北が一体となって取り組んできたところ。
- 「東北観光復興対策交付金制度」が令和2年度に終了（一部の事業費を令和3年度に繰越）し、また、地方運輸局と地方自治体等が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」が令和4年度からは全国的に予算措置されなかったところ。
- 国では、JNTOを中心に、各種訪日プロモーションを実施していただいているが、JNTO 外国語オフィシャルサイトへ地域の情報を登録する場合、登録者側で翻訳及びネイティブチェックを行う必要がある等、コンテンツを利用するためのハードルが高い状況にあり、国の施策を十分活用できていない状況。
- 外国人観光客誘客はコロナ禍前を上回って増加傾向にあるが、更なる誘客拡大を図るためには、新たな交付金制度の創設など、今後も十分な支援が必要である。

【外国人延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設）（単位：人）

	岩手県	うち台湾	うち中国	うち香港	東北全体
令和元年	325,450	180,820	60,510	21,210	1,680,210
令和2年	80,680 (23.5%)	35,270 (19.5%)	12,550 (20.7%)	6,220 (29.3%)	497,970 (26.9%)
令和3年	11,470 (3.3%)	210 (0.1%)	1,160 (1.9%)	30 (0.1%)	93,820 (5.1%)
令和4年	22,640 (7.0%)	2,700 (1.5%)	2,080 (3.4%)	2,580 (12.2%)	174,440 (9.4%)
令和5年	262,880 (80.8%)	151,900 (84.0%)	15,030 (24.8%)	20,940 (98.7%)	1,428,060 (86.7%)
令和6年	364,780 (112.1%)	212,500 (117.5%)	28,170 (46.6%)	25,030 (118.0%)	2,109,470 (125.5%)

出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）（ ）は対令和元年比

- 外国人観光客の増加による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、より長く滞在していただくためのコンテンツの充実や宿泊施設等の受入態勢の充実など、被災地が一体となった継続的な取組が重要であり、地域独自の取組を支援するための財源措置が必要。
- 本県にも国内外から多数の観光客が訪れることが想定されるものの、県土が非常に広く、特に沿岸地域は、新幹線の駅や空港等から遠距離にあり、また、震災等の影響等から、観光客の入込が少ないため、更なる二次交通の拡充や受入環境の充実が必要。
- 観光施設における心のバリアフリー認定制度
本制度は、観光庁がバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象として認証することにより、観光施設のさらなるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、ご高齢の方や障害のある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進するものであるが、本県は、東北の平均を下回っており、環境整備や地域の受入態勢整備が必要。

【東北地方の認証状況】

岩手県	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	平均
33	21	59	17	52	84	44.3

出典：観光庁 HP（令和8年2月28日現在）

- 宿泊施設の復興に向けた国の支援制度の活用状況
ユニバーサルツーリズムの推進に向けた環境整備
- 宿泊環境を整備するため、ユニバーサルツーリズムを推進するもの。
- 補助対象は民間事業者であるが、小規模、零細な事業者にとっては持ち出しの負担が大きいこと（補助率1/2）、また、比較的規模の大きな事業者にとっては補助上限額が低い（上限：1,500万円）こともあり事業の活用が進んでいない。

2 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

- 国では観光地域づくりの推進体制を強化するため、観光地域づくり法人の広域連携DMO（複数の都道府県に跨る地方ブロックレベルの観光地域づくりを行う組織）、都道府県DMO（都道府県を区域とした観光地域づくりを行う組織）、地域DMO（基礎自治体である単独市町村や複数の市町村に跨る区域の観光地域づくりを行う組織）の整備を進めている。
- 本県では、公益財団法人さんりく基金が平成28年4月に観光庁から候補DMO（日本版DMO候補法人）に登録され、「三陸DMOセンター」を設立。令和3年3月に「観光地域づくり法人」（登録DMO）として登録された。また、公益財団法人岩手県観光協会が令和5年3月に候補DMOに登録され、令和7年3月25日登録DMOに登録された。
- 県内市町村においても、12団体が都道府県DMO及び地域DMOに登録されている。

〔登録DMO〕

- ・都道府県DMO：1団体（(公財)岩手県観光協会）
- ・地域DMO：9団体（(一社)世界遺産平泉・一関DMO、(公財)さんりく基金、(一社)宮古観光文化交流協会、(株)かまいしDMC、(一社)花巻観光協会、(株)遠野ふるさと商社、(一社)しずくいし観光協会、(一社)大船渡地域戦略、(一社)八幡平市観光協会

〔候補DMO〕

- ・地域DMO：2団体（(特非)体験村・たのはたネットワーク、(一社)洋野町観光協会）

- 国は、DMOを観光地域づくりの司令塔として位置付けており、広域連携DMOにおいては、国際観光旅客税を財源とした支援制度が拡充されたところであるが、地域の核となる都道府県DMO及び地域DMOについては、支援の内容や条件等に制限があることから、都道府県DMO及び地域DMOの安定的な運営や効果的な事業の展開に向けた支援の拡充が必要。

【広域連携観光促進事業】

- ・ 都道府県DMOや地域DMOも活用可能な仕組みにはなっているものの、「広域連携DMOが策定する戦略に沿うこと」、「単独エリアだけではなく広域周遊に資する幅広い主体が実施する取組であること」といった条件が付されているほか、一部活用が限定されるメニューがあるなど、実態として都道府県DMOや地域DMOは活用しづらいスキームとなっている。

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室
文化スポーツ部 文化振興課
環境生活部 自然保護課

41 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

【現状と課題】

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- 外国人の一元的相談窓口となる多文化共生総合相談ワンストップセンターの全国100か所への設置を支援するため、平成30年度末、地方自治体に対する財政措置として、「外国人受入環境整備交付金」が創設されたところ。
- また、技能実習制度については、育成就労制度へ移行され、令和9年4月に施行されることあり、外国人・国民双方の安全・安心を確保するため出入国・在留管理の適正化等を柱とする「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」も決定されたところ。
- 今後更に、国民及び外国人からの意見を十分に踏まえた制度としていくためにも、継続して意見を聴取する仕組みづくりが必要。また、外国人材の受入れ拡大、外国人との共生社会の実現に向け、新たな施策等に関する地方自治体への適時適切な情報提供、広く国民からの理解を得るための一層の啓発活動などの取組が必要。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

- 本県では、外国人材受入れ拡大に向けた対応として、令和元年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、外国人受入環境整備交付金を活用しながら翻訳機配置等による対応言語の拡充や多様な相談に応じる体制強化を行い、相談対応を行っている。
 - ア 対応言語：5言語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、日本語）
 - イ 相談体制：日本語、英語、中国語での一般相談のほか、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の外国人相談員による相談対応もあり（対応可能時間限定）
 - ウ 専門相談：行政書士による相談（月2回・要予約）
 - エ 主な相談内容 [令和7年度の相談件数；計653件]
 - ・行政手続 [159件] …入管・在留資格、公的書類の申請、納税等
 - ・医療・保健・福祉 [48件] …病気の治療、医療通訳、年金、医療保険、出産等
 - ・日本語語学習 [77件] …日本語教室問合せ、日本語能力試験、翻訳等
 - ・教育 [31件] …海外留学、進路相談、外国人からの子供の母語学習等
 - ・居住 [13件] …アパート探し、引越、保証人、不動産の購入等
 - ・その他 [325件] …仕事（職探し、職場環境トラブル等）、生活情報（イベント等問合せ、携帯電話・インターネット契約等）、言語・文化（講師・翻訳依頼、母国文化紹介等）、家庭問題 他
- 外国人が増加する中で、暮らしやすい地域社会を築くためには、地方自治体における相談体制や情報提供体制の構築等の取組が重要であることから、各自治体の取組への財政措置（交付金）の継続が必要である。令和8年度は申請額どおりの内示となったが、過年度においては、申請額を下回った交付決定がなされたことで、本県において不足分を一般財源により措置する必要が生じたほか、規模を縮小しての実施を余儀なくされた経緯がある。

令和6年度 申請額：4,446千円 内示額：3,868千円 内示率87.0%

令和7年度 申請額：4,636千円 内示額：3,059千円 内示率66.0%

令和8年度 申請額：4,746千円 内示額：4,746千円 内示率100%

※ 令和5年度以前は申請額どおりの内示があったもの。

[参考：外国人材受入環境整備予算]

令和5年度 11億円（交付申請額 10.9億円 一元的相談窓口設置自治体数 261）

令和6年度 11億円（交付申請額 12.5億円 一元的相談窓口設置自治体数 259）

令和7年度 10億円（交付申請額 約12.4億円）

- また、基本的な生活サービスである医療・保健・福祉・教育サービスを安心、快適に利用するための環境整備を進める必要があるほか、大規模災害等の発生時に、日本人と差異なく情報を受け取ることができ、安心して支援が受けられる体制を全国的な基盤として整備する必要がある。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- 「在留外国人統計」（法務省）によると、本県における7～15歳の在留外国人数は、令和6年12月末現在（確定）で268人となっている。
- 社会生活を快適に過ごすために、言語による円滑なコミュニケーションが重要であり、新たに受け入れる外国人材に対する日本語教育の充実を図るとともに、将来的に帯同が見込まれる家族、子弟への教育体制等の充実を図る必要がある。
- 県では、令和4年3月に「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、令和3年度から「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」（1/2補助、文部科学省）を活用し、日本語学習の支援強化に取り組んでいるが、令和6年度、7年度及び8年度において予算額を超える申請があったことから、申請額を下回った交付決定がなされ、本県において不足分を一般財源により措置するが必要が生じたほか、規模を縮小しての実施を余儀なくされたところ。

令和6年度 申請額：4,260千円 内示額：3,969千円 内示率93.2%

令和7年度 申請額：4,247千円 内示額：2,739千円 内示率64.5%

令和8年度 申請額：4,998千円 内示額：3,373千円 内示率78.4%

※ 令和5年度以前は申請額どおりの内示があったもの。

- 県（教育委員会）では、国が実施する外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修への教員派遣や帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会の実施等に取り組んでいる。令和6年3月に策定した「岩手県外国人児童生徒等教育方針」をもとに、外国人児童生徒等教育の一層の推進を図る。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

- 本県における外国人労働者数は、技能実習生や特定技能を中心に増加しており、令和7年10月末現在で8,415人となっており、国籍別では、ベトナム（2,254人）、インドネシア（1,698人）、フィリピン（1,292人）、ミャンマー（832人）、中国（733人）が多く、全体の約8割を占めている。
- 公益財団法人岩手県国際交流協会が、令和元年度に県内事業所を対象に実施した「外国人労働者雇用実態調査」（R1.11月公表）の結果において、調査対象事業者から行政への要望として、「事業所や外国人が困った時に相談できる総合相談窓口の設置」や「法制度や労務管理についての研修」のほか、「生活インフラ整備」や「住宅確保」等が挙げられている。
- 外国人労働者についても、日本人労働者と同様に適正な労働環境等を確保する必要があるほか、住宅確保のための環境整備・支援、社会保険の加入促進等働きやすい環境を整備する必要がある。

- 平成 31 年度から、外国人材の受け入れに向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む外国人受入制度が始まったところだが、「特定技能」は転職が可能であり、また、令和 9 年 4 月に施行される新たな育成就労制度においても、一定の要件の下で本人の意向による転籍が認められることから、賃金水準の高い大都市圏へ人材が集中する懸念があり、地方への定着を促進するための各種支援策を実施する必要がある。併せて、地方における人材確保のため、外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組（就職ガイダンス、インターンシップ、キャリアフェア等）について、財政支援をする必要がある。
- 県の新規の取組として、令和 8 年度は、外国人材の採用を検討している県内企業等からの相談を電話で受け付けるサポートセンターを設置し電話相談に対応する「外国人材受入支援事業」を実施。

（参考）外国人材受入支援事業の事業内容

① 事業の内容

外国人材の採用を検討している県内企業等からの相談を電話で受け付けるサポートデスクを設置し、外国人材の採用に関するノウハウや社内の受入れ体制づくりなどの相談に対応するもの。

② 相談受付体制

委託事業者の事業所内に専用電話を設置し、委託事業者が相談に対応する。

（参考）関係データ

① 県内の外国人居住者数（総数・国別） （単位：人、％）

区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	人数	割合	人数	人数	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ベトナム	2,108	27.1	1,912	26.6	2,146	25.6	2,663	26.2	2,902	25.5
中国	1,820	23.4	1,573	21.8	1,528	18.2	1,546	15.2	1,559	13.7
フィリピン	1,347	17.3	1,218	16.9	1,355	16.2	1,504	14.8	1,568	13.8
インドネシア	238	3.1	260	3.6	525	6.3	1,047	10.3	1,430	12.3
韓国・朝鮮	783	10.1	762	10.6	775	9.2	744	7.3	756	6.7
ミャンマー	291	3.7	269	3.7	359	4.3	593	5.8	754	6.6
その他	1,195	15.3	1,209	16.8	1,686	20.2	2,076	20.4	2,397	21.3
合計	7,782	100.0	7,203	100.0	8,374	100.0	10,173	100.0	11,366	100.0

（法務省「在留外国人統計、各年 12 月末現在）

② 県内の外国人労働者数（総数・国別） （単位：人、％）

区分	R3		R4		R5		R6		R7	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ベトナム	1,871	35.8	1,846	32.1	2,277	32.2	2,345	29.8	2,254	26.8
インドネシア	244	4.7	413	7.2	879	12.4	1,276	16.2	1,698	20.2
フィリピン	901	17.2	1,044	18.2	1,175	16.6	1,228	15.6	1,292	15.4
中国	1,018	19.5	885	15.4	852	12.0	760	9.7	733	8.7
その他	1,191	22.8	1,559	27.1	1,899	26.8	2,257	28.7	2,438	29.0
合計	5,225	100.0	5,747	100.0	7,082	100.0	7,866	100.0	8,415	100.0

（岩手労働局：岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況、各年 10 月末現在）

③ 県内の留学生数（総数・国別） （単位：人、％）

区分	R3		R4		R5		R6		R7	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
中国	144	46.3	120	37.7	118	28.6	134	27.7	143	27.9
ネパール	9	2.9	40	12.6	88	21.3	111	23.0	147	28.7
バングラデシュ	44	14.1	42	13.2	80	19.4	79	16.4	75	14.6
ミャンマー	1	0.3	2	0.6	11	2.7	37	7.7	34	6.6
韓国	34	10.9	34	10.7	30	7.3	24	5.0	22	4.2
モンゴル	16	5.1	18	5.7	19	4.6	18	3.7	18	2.5
その他	63	20.4	62	19.5	67	16.1	80	16.5	74	15.5
合計	311	100.0	318	100.0	413	100.0	483	100.0	513	100

（岩手県内高等教育機関における外国人留学生の受け入れ状況（岩手県国際室調べ）、各年5月1日現在）

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室
 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
 教育委員会事務局 学校教育室

42 ふるさと住民登録の推進

【現状と課題】

1 登録要件の柔軟な設定及び円滑な制度運用に向けた支援

- ふるさと住民登録制度におけるプレミアム登録は、地域づくり活動等への3回以上の参加を要件としており、地理的条件や交通事情の影響を受けやすい制度設計となっている。
- 首都圏から距離のある地域や、移動に時間や費用を要する地域においては、登録促進が困難となるおそれがあり、結果として地域間で登録状況に差が生じることが懸念。
(「首都圏から遠方の地域や離島等、来訪のハードルが高い地域もあることから、必ずしも3度の来訪を要件とせず、連続する3日間の活動を3回の活動と取り扱うことも可能」とされているが、地域の範囲が不明確であるほか、連続する3日の活動自体ハードルが高い)
- プレミアム登録の前提となる担い手活動の受入れには、イベントや地域活動の企画・運営、関係団体との調整、活動実績の管理等が必要。
- 「ふるさと住民登録制度」ガイドライン【Ver. 1.0】では、特別交付税措置について「ふるさと住民コーディネーターの設置」取組については1人当たり500万円（兼任の場合は40万円）を上限にこれに要する経費を措置し、その他の取組に要する経費については事業費1,000万円を上限に措置率0.5×財政力補正により措置することとなっているが、地理的条件を抱えた地域や小規模自治体においては、人的・財政的資源が限られており、担い手活動の受入れ対応が相対的に困難となることが懸念。

【県担当部局】ふるさと振興部 地域振興室